平 成 27 年

第2回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 27 年 6 月 10 日

閉 会 平成 27 年 6 月 15 日

大 津 町 議 会

平成27年第2回大津町議会定例会 会期日程

月日	曜	開議時刻	区分	日 程	備考
6月10日	水	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
6月11日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
6月12日	金		休 会	議案等整理	
6月13日	土	午前9時	本会議	一般質問	
6月14日	日	午前9時	本会議	一般質問	
6月15日	月	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会期				6 日	間

本 会 議

提案理由説明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 平成26年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成26年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 専決処分の報告について(2件)
- 大津町財政事情公表
- 平成26年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森報告事項第23期事業報告書
- 平成26年度定期監査報告書(行政編)
- 平成26年度定期監査報告書(小・中学校、幼稚園編)
- 平成27年3月例月出納検査の結果について
- 平成27年4月例月出納検査の結果について
- 平成27年5月例月出納検査の結果について

平成27年第2回大津町議会定例会会議録

平成27年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)					
平成27年6月10日(水曜日)					
出席議員	1 番 金 田 芽	英 樹	2 番	豊	瀨和久 3番佐藤真二
	4 番 松 田 糸	沌 子	5 番	桐	原則雄 6番山本重光
	7番本田省	省 生	8 番	府	内隆博 9番吉永弘則
	10 番 源 川 貞	貞 夫	11 番	坂	本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和	和 彦	14 番	津	田 桂 伸 15番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍	一郎			
欠 席 議 員					
職務のため 出席 した	局	長 豊	住 浩	行	
出席した事務局職員	書	記 佐	藤佳	子	
	町	長家	入	勲	会計管理者中野正総兼会計課長中野正総
地方自治法第	副 町	長 德	永 保	則	総務部
121条第1 項の規定によ	総務部:	長 田	中 令	児	総 務 部 総 合 政 策 課 羽 熊 幸 治 課長補佐兼財政係長
り説明のため出席した者の		長杉	水 辰	則	総 務 部 白 石 浩 範 主幹兼総務課行政係長 白 石 浩 範
職氏名	経済部:	長大	塚 義	郎	教 育 長齊藤公招
	土 木 部 : 併任工業用水道課:	長大	塚敏	弘	教育 部長 松永髙春
	総務部次長業総合政策課	兼徳	永	太	農業委員会事務局長 坂 田 勝 徳
	総務部総務課	長本	郷邦	之	
	総務部税務課	長中	村克	則	

会議に付した事件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町介護保険条例等の一部を改正する条例)
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成26年度大津町一般会計補正予算(第9号))
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
議案第42号	大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例について
議案第43号	平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第44号	平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第45号	平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

平成27年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情番 号	件名	提出者	所 管 委員会
平成27年 5月25日 陳 情 第 号	核廃絶・平和行政に関する要請	熊本市中央区九品寺1丁目17-9 原水爆禁止九州ブロック連絡会議 議長 川原 重信 原水爆禁止日本国民会議熊本 県協議会 理事長 河瀬 和典	配布のみ
平成27年 5月26日 陳 情 第 1 号 「川内原発1・2号機の再稼働に当 たって、九州電力に対して住民説明 会開催を求める」陳情書		大津町大津231-38 前田 眞人	総 務常任委員会

議事日程(第1号) 平成27年6月10日(水) 午前10時 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町介護保険条例等の一部を改正する条例)

日程第 7 承認第 4号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成26年度大津町一般会計補正予算(第9号))

日程第 8 承認第 5号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4号))

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 9 議案第42号 大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第43号 平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第44号 平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号) について

日程第12 議案第45号 平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)に ついて

一括上程、提案理由の説明

日程第13 議案質疑

議案第42号

質 疑

議案第43号

質 疑

議案第44号から議案第45号まで

一括質疑

日程第14 委員会付託

議案第42号から議案第45号まで

陳情第1号

午前9時58分 開会

開議

○議 長(大塚龍一郎君) ただいまから、平成27年第2回大津町議会定例会を開会いたします。 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議 規則第127条の規定によって、14番津田桂伸君、15番荒木俊彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。議会運営委員会副委員長坂本典光君。

○議会運営委員会副委員長(坂本典光君) おはようございます。委員会当日、委員長が病欠されましたので、副委員長である私、坂本が代わって、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、5月29日午後2時から委員会A室において、委員長は欠席でありましたが、ほかの 議会運営委員は全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成27年第2回大津町議会定例会に ついて審議いたしました。

まず、町長提出議案の9件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、そのほかの議会運営全般について協議いたしました。町長提出議案のうち、承認第1号から承認第5号までの5件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することといたしました。

なお、一般質問については12名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から6番まで、2日目が7番から12番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から15日までの6日間といたしま した。なお、一般質問の開会時刻は9時からといたしました。最終日に一般会計補正予算が追加提案 される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から6月15日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第3 諸般の報告をします。

4月10日に開かれました議会活性化特別委員会におきまして、佐藤真二君が委員長に互選されま したのでご報告いたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第8 承認第5号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第4 承認第1号から日程第8 承認第5号までの5件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第5号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって 委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第5号までの5件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出いたしました案件の提案 理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町税条例等の一部を改正する条例)及び承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町介護保険条例の一部を改正する 条例) につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布、施行をされたこと伴い、 条例の一部を改正したものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26年度大津町一般会計補正予算 (第9号))につきましては、今回の補正は、地方譲与税及び地方交付税の特別交付税の確定に伴う 補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千840万9千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2千895万2千円としたものでございます。

承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))につきましては、今回の補正は、国・県支出金、療養給付費等負担金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億713万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3千65万7千円としたものでございます。

承認第1号から承認第5号までの議案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第 1項の規定による議決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により専決 処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜わりますようよろしくお願い申 し上げます。

なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) おはようございます。承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町税条例等の一部を改正する条例)についてご説明を申し上げます。議案集は1ページから22ページ、説明資料集は1ページから47ページになります。

説明資料集の1ページをお願いいたします。改正の概要でございますけれども、地方団体に対する 寄付金、いわゆるふるさと納税に係る個人住民税の寄付金税額控除の拡充及び個人住民税の住宅借入 金等特別税額控除の延長、そして主な改正内容に記載しておりますけれども、評価替えに伴う現行の 土地に係る固定資産税の特例の継続、環境負荷の小さい軽自動車税の税率軽減、いわゆるグリーン化 特例、そして二輪車等に係る軽自動車税の税率引き上げ時期の延長、紙巻きたばこ3級品に係る町た ばこ税率の特例措置の廃止が主なものでございます。地方税法の一部を改正する法律等が公布施行さ れたことに伴い、大津町税条例等の一部を改正したものです。

なお、地方税法等の適用日が平成27年4月1日のため、大津町税条例の一部を改正する条例を専 決いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるもので ございます。

第2条の用語についてですけれども、今年10月から個人へのマイナンバーの通知が始まりますけれども、同様に企業にも法人番号が通知され、各種届出等にこの番号を記載することが義務づけられましたので、規定の整備を行うものです。2ページから3ページにかけて関係条文を改正しております。

第23条は、法人町民税における納税義務者等の規定を法人事業税と同様に書き下す形式にするものです。

第31条は、均等割の税率適用区分で、資本金等の額に係る改正と、第33条は個人住民税の所得割の課税標準の計算で、国外転出時課税の創設等に伴い、当該譲渡所得については所得税法によらないとするものです。

2ページ、3ページ目は番号の施行に伴うものと条項のずれの改正が主なものです。

3ページの一番下になりますけれども、附則第7条の3の2、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、平成31年6月末まで延長するものです。

4ページをお願いいたします。附則第9条、第9条の2は、いわゆるふるさと納税に関することですけれども、町民税所得割の納税義務者がふるさと納税の寄付金税額控除を受けようとする場合、町民税の申告書を提出することなく寄付金控除の適用を受けることができるものとするものです。なお、

特例控除額の上限について、町民税所得割額の1割が2割に引き上げられております。

附則第10条の2は、今まで地方税法で一律に定められていた特例措置を地域決定型地方税制特例措置の導入、いわゆるわが町特例ということで、条例で定めることができるようになったものです。 6項と7項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設に対して講じる固定資産税の特例措置について、適用期間が3年延長された上で、わが町特例で軽減割合を2分の1とするものです。10項は、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃借住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期間が2年延長された上でわが町特例で軽減割合を3分の2とするものです。

附則第11条から次の5ページの13条は、土地の負担調整措置の延長で、現行の仕組みが3年間 延長されます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するものです。

附則第16条は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車、新車に限りますけれども、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り軽自動車税の税率を軽減する特例措置を規定するものです。軽自動車税のグリーン化特例と呼ばれております。

軽減税率は、8ページをお願いいたします。それぞれの新税率が燃費性能によりまして、約75% から25%までの3段階で軽減されるものです。

戻っていただきまして、5ページの附則第16条の2、たばこ税の税率の特例ですけれども、条文を削除しております。3級品と言われますわかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット等の6銘柄につきましては、今まで通常の紙巻きたばこより税率を低くしてありましたけれども、その特例措置が廃止されたものです。

6ページの下段に、1千本当たりの税額を記載しておりますけれども、激変緩和措置で平成31年 4月まで4段階で引き上げられることになっております。

6ページをお願いいたします。平成26年条例第16号大津町税条例等の一部を改正する条例を一部改正するものですが、附則第16条で、軽自動車税の税率の特例を新設しましたので、条項の整理を行うものです。

次の7ページの②をお願いをいたします。軽3輪、軽4輪車以上の車両については、初度検査により適用される税率が異なります。米の1で現行税率、平成27年3月31日まで初度検査を受けた車両、米の2新税率、平成27年4月1日以降に新車として新規検査を受ける車両、そして米の3重課税率、初度検査から13年を経過した車両の3段階で課税されることになります。また、上の①に記載しておりますけれども、附則第1条で平成27年度から適用されることになっていた原動機付き自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税率が1年延期され、平成28年度から適用されることになっております。

9ページからが新旧対照表になっておりますが、説明は省略をさせていただきます。

なお、今回の軽自動車税の税率改正によりまして、新税率や13年以上経過した車への重課税率等

での課税、そしてグリーン化特例での軽減等試算しますと、平成28年度約1千500万円の増収となる見込みです。

また、たばこ税につきましては、平成28年度は約150万円の増、4年間で約900万円の増加を見込んでいるところでございます。

続きまして、承認第2号大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集は23ページから24ページ、説明資料集は48ページから53ページになります。

説明資料集の48ページをお願いいたします。国民健康保険税の課税限度額は、平成26年度の税制改正において引き上げられたところですけれども、平成27年度は平成26年度と比べて限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれの課税限度額の引き上げと、軽減判定所得基準額を引き上げる地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布施行されたことに伴い、条例を改正するものです。なお、国民健康保険税の賦課期日が、平成27年4月1日のため、専決処分をさせていただいたものです。

国民健康保険税につきましては、国保加入者の皆様が診療を受けたとき医療費の支払いに充てる財源となる医療給付費分、後期高齢者医療制度を支援するための後期高齢者支援金等分、介護保険の財源となる介護納付金分との合算額になります。その課税限度額につきましては、現行では医療給付費分の課税限度額が51万円、後期高齢者支援金分の課税限度額が16万円、介護納付金分の課税限度額は14万円の合計81万円となっております。

今回の改正で、第2条第2項で医療給付費分の課税限度額51万円を52万円に、第3項で後期高齢者支援金等の課税限度額16万円を17万円に、第4項で介護納付金分の課税限度額14万円を16万円に、合計で4万円引き上げ85万円とするものです。

第23条、国民健康保険税額の減額の第1項につきましては、第2条で説明いたしました限度額の 改正に伴うものです。

次のページをお願いいたします。第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてですが、基礎控除額33万円に被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に24万5千円を乗じて加えた額を基準としていますが、今回24万5千円を26万円に引き上げるものです。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定になります。現行では、基礎控除額33万円に、被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に45万円を乗じて加えた額が基準でしたが、今回45万円を47万円に引き上げるものです。なお、7割軽減の基準額は現行どおりとなっております。課税限度額及び軽減判定所得の基準の見直しは、国民健康保険税の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものです。

次のページからが新旧対照表となっております。

議案集の24ページをお願いいたします。附則の第1条で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

第2条、改正後の大津町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしてい

ます。

第3条で、平成25年条例第27条の附則第1条に、「ただし、附則第14項の改正規定(配当所得)を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限る」は、「平成28年1月1日から施行する」を加えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** おはようございます。承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町介護保険条例の一部を改正する条例について)ご説明申し上げます。

議案集の25ページをお願いします。介護保険法施行令及び介護保険の国保負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、本年4月10日に公布施行され、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合となったことにより、条例の一部を改正したものでございます。

議案集の26ページ、説明資料集は54ページのほうをお願いします。「大津町介護保険条例の第2条に次の1項を加える」とし、第2項で「前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は同号の規定にかかわらず3万240円とする」としています。この規定の追加により、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者については、保険料が年間3万3千600円から3万240円となり、3千360円の減額となります。

なお、附則として、第1条で、「この条例は公布の日から施行する」としており、第2条で「経過措置を設け、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しない」としております。

以上、よろしくお願いします。

続きまして、承認第5号専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26年度大津町国民健 康保険特別会計補正予算(第4号))についてご説明します。

平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)のほうをよろしくお願いします。今回の補正の主な内容は、国・県等の交付金等の額の確定に伴い、専決処分したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1億713万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3千65万7千円とし たものでございます。

歳入からご説明します。

9ページをお願いします。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年度分は、被保険者の療養給付金等が確定したことに伴い、国の負担すべき額が増額となったものでございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、交付金の算定に使用する国の本算定

基礎係数が確定したことにより増額補正したものです。節2特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない結核性疾患や精神病等を考慮して交付されるものですが、これも額の確定により減額補正したものです。

款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる増額補正でございます。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等に取り組みに応じて交付されるものですが、これも額が確定したことにより増額補正したものです。

10ページをお願いします。款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、節1現年度分は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療にかかる交付額の確定に伴い、減額補正したものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

11ページをお願いします。款 2保険給付費、項 1療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費から、 12ページをお願いします。款 6 介護納付金、項 1 介護納付金、目 1 介護納付金までは、先ほど歳入で説明しました国・県との交付金等の額の確定に伴い、財源の組み替えを行ったものでございます。

13ページをお願いします。款12、項1、目1予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) おはようございます。承認第4号、専決処分を報告 し承認を求めることについて(平成26年度大津町一般会計補正予算(第9号))についてご説明申 し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千840万9千円を追加し、予算の総額を 歳入歳出それぞれ134億2千895万2千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の補正を、「第2表繰越明許費補正」のとおりとしております。

今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確定に伴うもので、急施を要したため、3 月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたしたいと思います。第2表繰越明許費補正のうち、(1) の追加でございますが、これは国の社会資本整備事業の事業採択要件が変更になりまして、各課の事業精査と計画反映作業に時間を要するため、契約の期間を繰り越したものでございます。また、その下の(2)の変更でございますけども、これにつきましては、県の子育て世帯生活支援事業補助金の要項が1世帯当たり2千円から1人当たり2千円に変更されたものに伴い、変更するものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。款2の地方譲与税から15ページになりますけども、款10の地方交付税までは、いずれも交付額の確定に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。特に増額の大きいものは、款10の地方交付税で1億1千262

万7千円で、特別交付税の3月交付分の増加分でございます。

款15、項2県補助金の増額は、繰越明許費の変更でご説明しました子育で支援プレミアム商品券 事業の要項変更に伴う分でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。款3、項2、目1、節19の補助金は、子育て世帯、生活支援事業に対する補助金です。

18ページをお願いいたします。 款 13 予備費で財源調整をしております。 以上です。 よろしくお願いします。

O議 長(大塚龍一郎君) これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

佐藤真二君。

- ○3番(佐藤真二君) おはようございます。承認第1号について、質疑をいたしたいと思います。この専決に関してなんですけれども、理由の説明、説明資料の1ページの太字の部分ですね、改正の理由のところで地方税法等の改正があって、その適用日が平成27年4月1日であるから改正の専決を行いましたということが説明の趣旨であるかと思います。しかし、改正されてる内容を見てみますと、それに含まれない、総務省の方から改正すべき点というのが一覧として出てるわけですが、それに含まれないマイナンバー法、番号法とありますね。番号法に関する改正というものが数多く含まれております。番号法については、執行日は平成28年の1月1日であって、この説明にある地方税法の改正とは直接かかわりのないものであるかと思われます。そうした場合、なぜこの分が専決の内容に含まれてしまったのか。段取りで言えば、この地方税法関連は専決として急いでやるもの。そしてその後、番号法関連を普通に改正していくという手続きになるのが順当ではないかと考えるわけなんですけれども、これがなぜ専決が必要というご判断があったのか。そこについてのお尋ねをしたいと思います。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 今回、地方税法等の一部改正により、税条例を改正いたしまして、専決処分を行い、議会に承認を求めておりますけれども、議員おっしゃるとおり、マイナンバー制の導入に伴う条文に改正については、個人や法人番号の通知が今年の10月からとなっておりますし、申告書等への記載義務は平成28年の1月1日からと、こういうふうに義務づけられております。

専決ではなく議案として6月なり、9月なりの議会へ提案すべきではないかというご質問だろうと 思いますけれども、今回、ちょっと長い法律名になるんですけれども、行政手続きにおける特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、そのよ うな条文で、関係法律を束ねて36ぐらいあったと思うんですけれども、一部改正をされております。 地方税法もその中で改正をされているというところでございます。

町の税条例の改正の時期については明確に示されておりませんけれども、国のほうの税法の整合性 とか、また住民の皆さんへの周知期間とか、関係法人等への準備期間、当然届出等には個人番号とか 法人番号を記載しなさいということでございましたので、そういう期間を勘案いたしまして、専決をさせていただいたというところでございます。特に、今回のこの改正部分につきましては、当然税条例を、義務づけられております。このような形をきちんとしなさいということで。そういう地方税法の改正でございましたので、早く改正してきちんとしたほうがいいのではないかというふうに考えて専決をさせていただいたところでございます。

ただ、やはりおっしゃるとおり議会に諮るというのが基本でございますので、関係法令や法の施行期日などとよく検討いたしまして、問題がないというものにつきましては、当然議会の審議をお願いしていきたいと、そのように考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) ご説明では、条例として整合性を保つためというような趣旨のものであったかと思うんですけれども、そうすると別の矛盾が生じてくるということになりはしないかということです。マイナンバー法についてはですね、改正すべき条例というのはこのほかにもたくさんあるわけですよね。一番気にしなきゃいけないのは個人情報保護条例であろうかと思います。また、町のほうでこのマイナンバーを独自利用する。例えば図書館の利用券であるとかですね、そういったものにも使えるようにするというような取り組みをされてる町もあると。そのためには新たな条例をつくらなければならないと。そういった状況があるわけなんですが、税条例といいますのは、基本的に住民の負担を求めるものということになります。個人情報保護条例でいいますと、住民の権利を保護するものということです。税条例、負担のほうを先に求める改正を行って、住民の権利を守る条例というものが同時に提示されないという矛盾というのが生じてくると思うんですね。これはやっぱり、これに関しての説明も、これまでマイナンバー法を大津町でどういうふうに扱うかということについて、私供説明を受けてはいないというふうに思います。その中でですね、やはりこの条例の改正の中にこの分だけを突出させて、先行させて入れてくるというのは、やはり専決の考え方としてはおかしいのではないかなと思うところです。こうした他の条例整備との整合性においてはどうなのかということで、再度質疑したいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。

○総務部長(田中令児君) 佐藤議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今後個人保護条例等についての改正等も当然出てきますし、それ以外もこのマイナンバー制度を使って利用する場合は条例整備が必要だろうと考えております。

そういう条文については、今後十分期間を置いてやると。当然、法の施行日は決まっておりますので、それまでにはきちんと条例として審議をお願いしたいというふうに考えております。

今回、この税条例で上げましたのは、先ほど言いましたとおり明確な規定はございませんので、例えば6月とか9月でも当然構わないのではないかという検討もしたところですけれども、やはり早めに知らせて周知期間、特に法人会計等についてはいろんな書類のシステム等の変更等もあり得ますので、そういう意味では早めにしたほうがいいのではないかということで専決をさせて、4月1日からこういうふうに条文が変わりましたということで専決をさせて、4月1日からこういうふうに条文が

変わりましたということでお願いをしたところでございます。それ以外につきましては、先ほど言いましたとおり議会にきちんと図るべきものについては、きちんと対応をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 周知期間ということを今おっしゃったところ何ですれども、このマイナンバー制度の導入に向けたスケジュールというのが国のほうから案の形として示されているわけなんですね。それを見ていくと、その周知期間というのはもっと早い段階であって、これからではないという形になっているようです。この6月の段階で、いわゆる議案として出てくる改正を行うというのが、この標準のスケジュールになってるんですね。ですから、今のが理由として当たるのかなというところの疑問は残るところではあります。

一応、お尋ねしたいことについてのお答えをいただきましたので、これで終わりたいと思います。 以上です。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 承認について質疑いたします。

私が今見ているのは、平成26年度一般会計、特別会計補正予算の概要と繰り越しの概要というや つ、先ほど3枚ぐらいありましたけども、この一番最後の定義に、繰り越しの概要として載っており ます。全体の、今までの説明の中では、そういった税条例というのが非常に重要なもので急を要する ということでありますが、繰り越しの概要あたり、別段税とは関係ない部分ですね。様々な、それぞ れの予算において執行すべきものの繰り越しがここで示されております。要するに、平成26年度で やりますと言ったけれどもできなかったということですね。中には、事業あたりは、私は経済建設常 任委員会ですので、見直しをしてでも、繰り越しをしてでもですね、よりよき工事を行うために繰り 越しを行って明許を認めていただくというやり方もあるかもしれません。しかしながら、この主な説 明理由あたりを見て見ますれば、購入とかですね、例えば防災訓練の費用とかですね、本来ならば平 成26年度中にやらなければならないというもの、また学校建設におきましては、いろいろ説明もあ りましたけれども、教育に及ぼす影響とかですね。予定が狂ったわけです。ですから、ここの時点で、 6月の時点でおいて繰越明許かけておいて、決算では指摘ができないというふうではいけませんね。 やはり、決算というものは平成26年度当初予算で示されたものをきちんと履行できたかどうかとい うものを審議していくものでありますが、その手前の時点においてできませんでしたという形で、こ れ示されているわけですけども、これは理由においてですね、非常に曖昧であるんですね。これで審 議するならば、各委員会、かなりの時間を要するものなんです。年間の予算というものは、もちろん 単年度主義でありますから、年度内に執行を済まさなければならないという約束事、原理原則があり ますから、これをきちんとやれなかったということは、これは非常に責任は実は重いんです。ですか ら、このことについて、確信が持てるような繰り越しの理由にはなってないと思うんですよ。このこ とについて、平成27年度に今度、毎年言いますけれども、翌年度に影響が及んでくるということで

す。平成27年度、前年度しなければならない事業を繰り越したために、平成27年度は煩雑になります。ですから、平成27年度もまた先送りになってしまうということがありますので、このことによって平成27年度の予算執行に及ぼす影響というのは全くないんですか。このことについて質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 永田議員の質疑にお答えいたします。

繰り越しの説明でございますけれども、3ページの216の企画費の、これはプレミアム商品券ですけども、これからずっと下のほうの712の商工費、それから次のページのですね、災害対策費の地域防災活動支援事業につきましてはですね、国の経済対策、まち・ひと・しごと、地方創生ですね、それの繰り越しの事業でございます。3月、国が経済対策で決定しましたので、繰り越して使いなさいということで繰り越しを。あとの道路改良とか中学校増築につきましては、この記載のとおりの理由で繰り越しているものでございます。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。
- 〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

要するに、国の出すタイミングが悪かったということで、実際ですね、今の承認、全体像を見て見ますれば、先ほど同僚議員が指摘したように、無理な部分がたくさん出てくるわけです。ですから、このことについてまずこういった形で専決処分をするのならば、やはり全協なり何なり開いてですね、そういった理由をきちんと説明すべきではないでしょうか。物には順番がありまして、議会が開けなかったならば、事後対応といたしましても、皆様方を集めまして、議員の皆様方にきちんと説明する時間というものがなければ、我々議員としてもですね、きちんとしたチェックをしたことにはならないんです。ただ単に執行部がこういった形で出したから、やむなく賛成しましたというような、そんな恥ずかしいような議会であってはならないわけでありまして、こういったことの対応、全体に対する対応の仕方というのは、非常に私はまずさを感じます。この最高議決機関において、そういった場を踏む、そういった時間がなかったのかなと思われる部分でありますので、そういったところは今後改善をする余地があるのではないですか、質疑いたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 永田議員の再質疑にお答えします。 今後ですね、全協等で説明しながら進めたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑はありませんか。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 承認第2号についてお尋ねをいたします。

説明資料の48ページ、1つは、課税限度額がまた引き上げられたという点ですね。81万円から 4万円プラスされて85万が最高税額になるということですが、まずこの限度額を超える人ですね、 85万円に達する人は何世帯ぐらいあるのかということですね。 それから、今度は反対に保険税の減額については歓迎すべきことではありますが、5割軽減と2割軽減の限度額が引き上げられたということで、低所得者にとっては朗報であるわけですが、こちらも何世帯が、引き上げたことによってですね、何世帯軽減の対象になるのかと。税の確定は多分終わっていると思いますので、試算ができておりましたら、お答えを願いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 荒木議員の限度額の世帯数と5割軽減、2割軽減の世帯数についての質問にお答えをいたします。

限度額につきましては、平成26年度は、それぞれ医療支援介護分とは違うんですけれども、一番大きい医療分につきまして、平成26年度の超過世帯は104世帯となっております。これが、今回引き上げられましたので114世帯、10世帯増えております。5割軽減の世帯につきましては、平成26年度が541世帯が566世帯に増えております。2割軽減につきましては、平成26年度451世帯が458世帯と、このように増えている状況でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 承認第2号についてお尋ねをいたします。限度額、こういう法律で限度が引き上げられたということで変更されることですけど、たぶん、この最高限度額のところに達する、その近辺の方々が一番負担が重いと。それ以上、うんと所得のある人はどうってことないということなんですけど、本来は税によってバランスをとらないと、最高限度額に達したところの人たちは相当の負担になるのではないかと考えます。

それで、軽減のほうですけど、7割はそのまま、5割が約二十数世帯ですかね、2割が7世帯ですかね増えたのが、対象が。それで、以前、この2割軽減については自主申告で申告しないと軽減対象にならないと確か理解をしておりますが、いまだに自主申告のままでしょうか。お答えになれますか。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 2割軽減の対象につきましては、税の申告等をきちんとしていただければ、 計算上、該当する部分については2割低減を該当させております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) ということは、申告をすれば2割軽減も自動的に該当するということですね、 はい、わかりました。終わります。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) 先ほどの承認第1号に関しまして、承認しない、不承認のための反対討論を行いたいと思います。

質疑の中で申し上げましたように、このマイナンバー法、番号法にかかる条項に関しては、やはり 今回の専決の中に含めるべきではなかったのではないかと。一定の周知期間が必要だからというのが 最終的なご説明であったかとは思いますけれども、この条例を専決して改正しなければ周知ができなかったのかということを考えますと、そうではないわけですね。先ほど申しましたように、このマイナンバー法の施行に関しての導入のため、自治体が行うべき事務のスケジュールというのは示されておりまして、この改正がなければ周知ができなかったということではないということは、専決の理由にはやはりなっていないというふうに考えるべきだと思います。ここはひとつ、専決の乱用というものが行われないようにですね、専決の条件をきちんと適合させて適用していくためにも、ここは不承認という扱いを求めたいと思います。

議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。
 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 承認第1号について、賛成の立場から討論いたします。マイナンバー制度、いろいろ議論されておりますけれども、私は賛成論者でありまして、やはり国民たるもの税の公平性というものを保つためには、非常にこれ大切なもので、国の根幹であると。この国の運営にとって、この納税制度や管理の仕方、いろんな形で必要であると私は考えるものであります。ですから、今回国会でもかんかんがくがくあっておりますけれども、そういった町の対応の仕方というものが、指針が示されて国・県から町に対して要望がやってくる。こういったものに対して、リアルタイムに対応する。実際、議会制民主主義でありますから、その時間差と申しますが、この議会を開くタイミングというものにずれが生じるというものは、若干たりともあったのは否めない事実だろうと思います。ですから、先ほどの質疑の中でも、私は全協あたりを行って、そういった説明をまずやることが重要ではないかとも考えました。しかしながら、こういったことに対してですね、きちんと対応しているとも言えるわけです。そういった判断、そして最後の決断というものを町長がなされたということで、この件については、これから整備をしていく、その前段のそういった段取りというものは非常に重要になってくると考えられます。ですから、今回の判断の仕方は正しいものであったのかなと私は考えるものでありますから、承認第1号に対しましては、賛成の立場で意見を申し述べた次第であります。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津 町税条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は、 承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

〇議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例)を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町介護保険条例の一部を改正する条例)を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26年度大津町一般会計補 正予算(第9号))を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は、承認すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第5号は、承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第42号から日程第12 議案第45号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第9、議案第42号、大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する 条例についてから、日程第12、議案第45号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第 1号)までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

Δ

午前11時08分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 提案いたしました認定案件につきましては、ご承認いただきまして、誠にありがとうございます。

早速、議案第42号、大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、 美咲野地区の行政区分割に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。地方自治法第96 条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号、平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、 今回の補正は、4月の職員の人事異動に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の 総額に歳入歳出それぞれ4千556万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12 3億1千383万3千円としたものでございます。

次に、議案第44号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、これも4月の職員の人事異動に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千447万6千円としたものでございます。

次に、議案第45号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ22億7千952万9千円としたものでございます。

議案第43号から議案第45号までの3議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜わりますようよろしくお願い申し上げ、なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 議案第42号、大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集は29、30ページ、説明資料集は55ページからになります。

説明資料集の55ページをお願いいたします。これまでの経過に記載しておりますが、美咲野区では、平成22年度から分割の検討がなされ、分割検討会や分割推進委員会での協議を経て、平成27年4月の総会で行政区分割が承認され、町に行政区分割要望書が提出されております。美咲野区は1千世帯に近づき、区からの要望もあり、地域住民のコミュニケーションやきめ細やかな行政活動のため、1丁目から4丁目までの4つの行政区に分割するため、条例の一部を改正するものです。なお、要望書の内容の下段に記載してありますように、4つの行政区に分かれても美咲野は一つという精神で、自治会活動は続けていかれるということです。

57ページをお願いいたします。行政区名を美咲野1丁目、美咲野2丁目、美咲野3丁目、美咲野4丁目とし、区域をそれぞれ1丁目、2丁目、3丁目、4丁目とするものです。

議案集の30ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成27年7月1日から施行すると

しています。

以上、よろしくお願いをいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) それでは、議案第43号、平成27年度大津町一般 会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。併せて、補正予算の概要をご参照願います。第1条で、既定の 予算の総額に歳入歳出それぞれ4千556万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ123億1千383万3千円とするものです。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費等の調整、国・県支出金の要綱、額の決定、 事業採択等に伴うものです。

歳出からご説明申し上げます。

13ページをお願いします。款1、項1、目1の議会費、節2の給与、節3の職員手当等、節4の 共済費等の補正は、人事異動に伴う人件費等の調整でありまして、以下、款の10教育費までの人件 費等、それから特別会計の繰出金につきましては、同様に人事異動に伴うものでございます。

款2、項1、目1の一般管理費、節1の報酬と、次の14ページをお願いします。節9の費用弁償の増額補正につきましては、美咲野行政区の分割に伴い、全体で行政区が65から68行政区、焼成区嘱託員が62人から65人に増加することに伴うものです。

14ページの目6、節19負担金補助及び交付金の11番、210万円につきましては、中島地区におけるコミュニティ事業に対し、一般財団法人自治総合センター、宝くじ助成ですけど、から補助するもので、中島公民館に机、椅子などを整備されるものです。

16ページをお願いします。款2、項3、目1、節19負担金補助及び交付金1千153万7千円につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務、いわゆるマイナンバー制度に対する交付金として、地方公共団体情報システム機構に支払うものです。

20ページをお願いいたします。款4、項1、目2の予防費、節19の負担金補助及び交付金の補助金12万円は、熊本県の風疹対策事業の事業確定に伴い、風疹予防接種助成事業として実施するものです。同じページの目4の健康増進費、節7及び節11につきましては、平成25年度から実施しています地域自殺対策事業につきまして、県の事業確定に伴う実施するもので、研修を受けた看護師が健診センターで相談業務等を行うものです。

22ページをお願いします。款6、項1、目3の農業振興費、節19負担金補助及び交付金2千90万9千円につきましては、農業をされる個人及び企業の経営体が農業機械(トラクターや野菜収穫機など)を購入する際に補助するもので、今回、事業採択により補正をお願いするものです。目5の農業構造改善事業費、節3から節の13委託費までの400万8千円は、総合交流ターミナル岩戸の里の維持管理費の補正です。

23ページをお願いいたします。目6の農地費、節7の賃金68万4千円につきましては、錦野、 迫井手、大菊土地改良区の合併に伴う協議会が4月に発足しましたので、錦野、迫井手土地改良区の 合併に関する事務補助として、臨時職員1名分を計上しております。

27ページをお願いいたします。款10、項2小学校費、目1、節19の負担金補助及び交付金の 50万円は、大津東小学校が取り組む土曜授業推進事業に関する経費を補助するものです。

次に、28ページをお願いします。款10、項3中学校費、目1、節1の報酬と節13の委託料は、 大津中学校に配置しています外国語指導助手につきまして、採用の公募をしたところ適任者を採用することができましたので、今回派遣会社に委託する予定を直接雇用にするもので、委託費から報酬に組み替えるものです。節19負担金補助及び交付金10万円は、大津中学校が取り組む学校体育研究推進校として、研究指定校補助金を計上しております。

31ページをお願いいたします。款13予備費で、今回の補正に伴う財源調整を行っております。 次に、歳入をご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。款14、項2、目5総務費国 庫補助金は、通知カード・個人番号カード関連事務補助金として、歳出で地方公共団体情報システム 機構に支払うための財源です。

同じページの款15、項2、目3、それから目4、目7までと、次の12ページの款15、項3、目6の教育費委託金につきましては、歳出でご説明申し上げました地域自殺対策強化事業、風疹予防接種助成事業、経営体育成支援事業、学校体育研究推進事業、土曜授業推進事業の財源として受け入れるものでございます。

12ページの款18、項2、目4財政調整基金繰入金1千万円は、今回の補正の不足財源として繰入れるものです。なお、財政調整基金の残高は、平成28年3月末で20億3千556万4千円を予定しております。

款20、項4、目2の雑入は、中島区で実施されますコミュニティ助成事業の財源に充当するものです。

最後に、32ページをお願いします。人件費等につきましては、32ページ以下、給与費明細書の とおりでございます。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** おはようございます。

議案第44号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、職員の人事異動等に伴い、人件費を補正したものでございます。 補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ136万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千447万6千円と したものでございます。

まず、歳出のほうからご説明申し上げます。

8ページをお願いします。款1事業費、項1公共下水道費、目1総務管理費、節の2給与、節の3 職員手当、節の4共済費につきましては、それぞれ今回の職員の人事異動に伴うものでございます。 続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。款 1 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節の一般会計 繰入金は、先ほど歳出で説明しました職員の人事異動に伴う人件費の減額分を一般会計に戻し入れす るものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** 議案第45号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算書のほうをよろしくお願いします。

今回補正の内容は、職員の人事異動等に伴い、人件費を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千952万9千円としたもの でございます。

歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1地域支援事業費、目2包括的支援事業費、 節2給料、節3職員手当、節4共済費は、それぞれ職員の人事異動等に伴うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金、節 1 職員給与費等繰入金は、先ほどご説明しました職員の人事異動等に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) これで、提案理由の説明は終わりました。

日程第13 議案質疑

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第13 議案質疑を行います。

まず、議案第42号を議題といたします。質疑ありませんか。 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 議案第42号について質疑いたします。

美咲野地区の大渋滞になりまして、理由からするならば、ここの住民では私ありませんので、客観的に見て正しい方向だろうなということはわかりますが、この案について、きちんと住民の方々には周知徹底されているのかという点、そしてまた反対意見というものがあれば、そのどういった理由かというものをお聞かせ願いたいということです。

それと、予算措置といたしまして、この説明資料の56ページあたりを見てみますれば、報酬等費 用弁償に53万7千円の増額としております。しかしながら、これは7月1日からという提案ですか ね。ということは、年額ではないですね。年額あたりの提示もお願いしたいと思います。 以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 住民への周知徹底というのは、美咲野区ということでよろしいでしょうか、 はい。

美咲野区におかれましては、先ほど申し上げましたとおり、最終的には総会等でこういうふうにして分割をしてやっていくということが承認をされておりますので、そういう意味では住民の方はそういう形で周知をされているというふうに思っております。

それから、反対意見についてどうかということでございますけれども、今年の1月に、失礼しました。昨年の11月に美咲野区の分割については反対するということでの陳情も上がってきた経緯がございます。この陳情については、途中取り下げをされましたので、審議のほうはあっておりませんけれども、そういう意味ではやはり美咲野区、そのままがいいという方も中にはいらっしゃるのではないかなと思っておりますけれども、冒頭申し上げましたとおり、総会でこういうふうにやっていくんだということが決まったということでうちのほうに文書をいただいておりますので、そういう意味では今後丁目ごとに頑張っていかれるのではないかと思っております。

- **〇13番(永田和彦君)** 下げられるのはいいんです、ただ何らかの理由があったから反対意見だった わけですよね。その理由の要点は何なんですか。
- ○総務部長(田中令児君) そうですね、詳しくは私も存じ上げないんですけれども、この陳情から見ますと、こういうふうに分割をしてるのは、自治会長を中心にやっているということで、そういう意味で、反対をすると。分割そのものについての反対じゃなく、そういう形でされているのなら反対するというのが趣旨ではないかなと。この文章から見れば、そのように感じるところでございます。

それと、報酬関係でございますけれども、今度4分割をいたしまして、報酬につきましては、それぞれ定額の部分で100世帯から199世帯が年額21万円、200世帯から299世帯が22万5千円、300世帯を超えますと24万9千円ですので、21万円が二つのところでございます。200から299の22万5千円が一つ、300世帯を超えるところが、24万9千円が一つという形で分かれると。あと、世帯において1千300円はありますけれども、この部分につきましてはそれぞれの数で分割されますので、予算上には影響しないというところでございます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑はありませんか。 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 私も42号の美咲野区の行政区分割に関しての質疑になりますけれども、これみましたところ、美咲野を四つ分割するということは妥当なことなんだろうなということで、それ自体は問題はないと思うんですけれども、それが地域のほうの総会のほうで議決されて、それを要望をという形で町のほうに上がってきて、それを町としては受け入れますという流れであろうかと思います。そのやり方でいいのかなというところが問題というかですね、お尋ねしたいんであって、ほかにも大規模化してですね、分割を望んでいる行政区はあるというふうに聞いております。そうしたとこ

ろに関しても、こういったやり方で対応していくことができるのでしょうかということでお尋ねした いと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 行政区の分割につきましては、現在のところ明確な規定というのを設けておりませんので、今後、きちんとした規定を、例えば世帯数字に応じるとか、そういう形は取組をしていきたいというふうに考えておりますけれども、今回につきましては、やはり美咲野区が非常に大きすぎるということでの地元からの要望という形で、その妥当性ということで、今回行政区を分けるという形にしましたけれども、議員おっしゃるとおり、500世帯を超える行政区が引水東をはじめ、新区等ございます。そういう部分につきましても、今後やはりあまり大きい行政区では活動が非常に厳しいという話も聞いておりますので、ある程度やはり分割という形を検討させていただきたいと考えております。

そういう中で、どういう形で分割をするかという分については、今後十分煮詰めていきたいという ふうに考えております。

- 〇3番(佐藤真二君) 以上です。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第43号について質疑いたします。

33ページ、32から33にかけまして、給与費の明細書が示されております。この中で注目すべき点は、33ページの一般職の職員手当の内訳であります。この中で、住居手当が219万9千円の大幅な増額となっているということですね。通勤手当も91万7千円ということで、通勤手当があるということは町外の方かなと、が多くなったのかなというふうですけれども、この住居手当がこんなにもですね、多くなるというのはどうも何か。当初予算時において、きちんとしたくみ上げがなされていると思うんですよ。補正予算でですね、これだけの手当の増額があるというのは、ちょっと何か調べ方といいますか、積算の仕方にミスがあったのではないかなということと。通勤手当は、この解釈の仕方ですけれども、町外の職員なり何なりが多くなったというふうに理解してよろしいんでしょうか。質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 永田議員の、まず住居手当についてでございますけれども、当初予算から 比べて219万9千円と大幅に増加をしておるということで、これは主に新採用の職員についての住 居手当が主なものでございます。最高で月当たり2万7千円の住居手当を払っておりますので、そう いう中で、8名の職員が今回住居手当を受けるという形になったものですから、そういう意味で今回 補正をお願いしたものでございます。

それから、通勤手当につきましても、本人の申請によるものですけれども、当然町外からの通勤者もおりますし、反対に県に出向した職員とか、広域のほうに出向した職員等もおりますので、そういう形の通勤手当等がこの中に含まれておると、そのようなことでございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 再度、質疑いたします。

ということは、この補正予算書でうかがい知り得ますことは、ある言い方をすれば、新しい職員の 方は町外という形ですかね。町外っていう方が多いと。当初予算よりも十数%膨らます要因になった ということかなと、通勤手当も含めてですね。本来、地方自治体っていうものは、そういった職員採 用においてですね、やっぱりその地元というものの重視というものがありまして、今は例えば町外か ら来られていたとしても、ある意味言いますれば、ホンダに勤めてホンダの車に乗ってないというよ うな形ではないかなと。町の運営は、固定資産税及びそういった住民税あたりで、土台となるものが あって回るものでありますから、そういったことを考えますればですね、やはりその職員採用時にお きましても、そういった町内への、そういった町内への住むことを推奨するということっていうのが 行われていないのじゃないかなということも考えられます。ですから、ただ単に、この点につきまし て、大津町に税金を納めない人を雇って、大津町の住民がそれを負担するわけですよ。この部分がど うしても歯がゆいところでありまして、そういった負担をするならば、町内の職員でいいじゃないか というようなことが考えられるんですね。ですから、この件につきましては、ただ単に広く人材を集 めるために町外の方もどうぞ大津町の職員のそういった試験を受けてくださいと、募集を受けてくだ さいというものではなくて、もっと深い意味があると思うんですけれども。この住居手当については、 そういったことの意味からするならばですね、見直しみたいなのがこれ必要になるんじゃないかなと。 全体で1千360万円ということ、これ非常に大きいですよね。実際、職員あたりにその手当を支払 う、全体からするならば、社会保障費がどんどん膨らんで足りない状況です。ですから、こういった ところをきちんと辛抱しなければ、全体的なまちづくりというものに影響するんじゃないかなという、 そういった何か知らぬ末恐ろしいことを僕、これ感じるんです。ですから、自前でできることは自前 でできるということの計算のほうが正しいんではないかなと思いますが。このことの質疑については、 このことについては、委員会で詳しく審議されるものと考えられますけれども、この補正予算を出す にあたってですね、4月1日から採用ですかね、新人さんは。ということは、3月の当初予算には間 に合いませんよね。ということで、誤差はどうしても生じてしまうというふうに考えればいいんです かね。本来ならば、これ逆にマイナスになることもあるんですよね。先ほど部長が言われました、逆 にこちらから県に出向するとかですね、そういったものを考えますれば、逆に町外の職員が町に年内 に入ってきたとかすれば、逆にマイナスになってもおかしくない数字というふうに捉えてよろしいん でしょうか。再度質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 住居手当の件でございますけれども、ちょっと先ほど説明が漏れておりまして申し訳ございませんでした。現在、新規採用職員のうち5名が町内、町外は3名でございます。

町内の、要はアパート、マンション等に住んでいる職員についても当然住居手当が必要でございます ので、トータルでこの金額が上がってきているということでございます。

職員採用につきましては、住所地で制限することはできませんので、職員としてなった後につきましては、町長のほうからも大津町の住民となってがんばれということは再三おっしゃっておられますので、そういう意味でその後町内のアパート等に転居したという職員もおるところでございます。

今後につきましても、災害関係とかを考えますと、やはり大津町内に住んでいくというのが基本だ ると思いますので、そういう点につきましては、要望のほうはですね、やっていきたいというふうに 考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度、質疑いたします。

3度目は、少々ちょっと意地悪な質疑になるかもしれませんけれども、この補正予算の住居手当の中に、幹部職員、課長級以上の方がこの補正予算に加わっている人はおられますか。質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 今回補正でお願いした分については、幹部職員の住居手当等については入っておりません。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第44号から議案第45号までの2件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14 委員会付託

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第14 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第42号から議案第45号までを、お手元に配付しま した議案委員会付託表(案)のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

また、会議規則第92条第1項の規定により、陳情第1号を請願・陳情委員会付託表(案)のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午前11時44分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第2回大津町議会定例会会議録

平成27年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)					
平成27年6月13日(土曜日)					
	1番金田英	樹	2 番	豊	: 瀨 和 久 3 番 佐 藤 真 二
	4番松田純	子	5 番	桐	原則雄 6番山本重光
出席議員	7番本田省	生	8 番	府	一内隆博 9番吉永弘則
Д /// нх д	10 番 源 川 貞	夫	11 番	坂	本 典 光 12番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和	彦	14 番	津	田 桂 伸 15番 荒 木 俊 彦
	16番 大塚龍-	- 郎			
欠 席 議 員					
職務のため	局 長	豊	住 浩	行	
出席した事務局職員	書記	佐	藤佳	子	
	町長	家	入	勲	会計管理者中野正継
地方自治法第	副 町 長	德	永 保	則	総務部
121条第1 項の規定によ	 総 務 部 長	田	中 令	児	総 務 部 総 合 政 策 課 羽 熊 幸 治 課長補佐兼財政係長
り説明のため出席した者の	住民福祉部長	杉	水 辰	則	総 務 部 白 石 浩 範 主幹兼総務課行政係長 白 石 浩 範
職氏名	経済 部 長	大	塚 義	郎	教 育 長 齊 藤 公 拓
	土 木 部 長 併任工業用水道課長	大	塚敏	弘	教 育 部 長 松 永 髙 春
	総務部次長兼総合政策課長	徳	永	太	農業委員会事務局長 坂 田 勝 德
	総務部総務課長	本	郷邦	之	

一般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p46~p57

- 1. ピロリ菌検査の実施及び助成について
 - (1) 昨年の9月議会での質問に対する答弁は、県総合保健センターと協議を行いたい。とのことであったが、協議の結果はどのようになっているのか。
 - (2) 昨年9月に世界保健機関(WHO)が胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因で、 ピロリ菌の除菌により胃がんの発症を3~4割減らせるとの報告書を発表した。 この報告書についての町長のご見解を伺いたい。

2. 廃食用油の利活用について

- (1) 現在の廃食用油の回収及び利活用はどのような状況か。
- (2) 廃食用油の回収場所を町内全体に拡大することにより、回収量を増やすとともに、住民サービスを向上させてはどうか。
- 3. 簡易水道消火装置「街かど消火栓」の導入について
 - (1) 家庭の水道が消火栓となり、持ち運びができ、高齢者や女性でも簡単に使うことができる、「街かど消火栓」を導入し、自主防災組織の装備の充実を図るべきではないか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p58~p67

- 1. 空き家等を地方創生に活かせ
 - (1) 地域創生実現に向けた町独自の計画が策定中であるが、魅力ある地域の住環境の整備対策として、国も空き家等対策に関する特別措置法制定など、実施に向けて大きな改善がされた。今後の、町の空き家対策への取り組みや対応はどうか。
 - ① 実態調査状況も含めて、その後の進捗状況はどうなっているのか。
 - ② 今回、国も指針を策定し、財政上の支援などを含め、新たな総合的施策が示された。町も計画策定、協議会設置をはじめ様々な取り組みが必要であり、総合的な空き家対策や有効活用も含めた地域再生の取り組みを早急に進めないか。
 - ③ 空き家等対策に、不動産関係との連携や地域おこし協力隊を有効活用しないか。

2. 都市と農村の交流で地域再生を

(1) 自然環境を活かした、都市と農村が相互に補完し合い、共生し、地域が均衡ある発展をめざすことを基本とし、大津町の素晴らしい自然を活かし、元気で楽しく美しい地域づくりを進めるため、その自然、文化、地域の人々との交流をお互

いに楽しむ、体験型、滞在型の余暇活動で魅力ある農林業や観光振興など一体となった地域の再生と活性化に取り組む考えはないか。

- ①グリーン・ツーリズムの取り組みを総合的に進めないか。
- ②農家等民泊支援制度を創設し、モデル地区や事業展開を進めないか。
- ③修学旅行の受け入れなど、交流や観光人口を増加させる取り組みを進めないか。

13番 永 田 和 彦 君 p67~p79

- 1. 町独自の福祉基金創設について
 - (1) 国の経済財政諮問会議において、財政健全化計画に向けた歳入・歳出改革について議論され、民間議員から収入が多い高齢者の資産・相続課税の強化や基礎年金の減額、新薬より安価な後発医薬品(ジェネリック)の利用拡大などが提案された。

町の第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、高齢化率を捉え、 平成26年9月末時点では19.8%だが今後増加して行くと予想して、国と同様に団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えながら「地域包括ケアシステムの構築」及び介護保険料基準額が増設されたが、財政の余裕はなく問題先送りの感は否めない。

今後も増え続ける福祉政策を実現していくための財政計画として福祉基金創設 を提案する。

- 2. 教育長の責任と「教育長の部屋」
 - (1) 直近の選挙結果において、投票率が50%を割り込む地域が多く出ている。教育が成すべき責任が出てきているとは考えないのだろうか?

日本国憲法と教育基本法の前文を読み、教育長の立場で理解しなければならない。

現状を無視した「教育長の部屋」など、評論の評論か感想文である。 現状を分析し、教育こそ出来得る国家繁栄への布石を打たなければならない!

6 番 山 本 重 光 君 p80~p90

- 1. 地域のあり方をどうとらえるか。
 - (1) 地域でのコミュニティ構築のために、町や社会福祉協議会が進めている小地域福祉活動があるが、その進捗状況や問題点、今後の方策はどうか。
- 2. 危機管理体制についての認識を問う。
 - (1) 東日本大震災から約4年が経過しているが、いまだに原発問題をはじめ、その

収束はみえない。いつ起こるかわからない地震であるが、現在の町の地震対策と 今後の方策を問う。

(2) 町の人口も増加しつづけ、既存の住宅地のみならず、農村部等にもアパートが 建設され、町外からの若い世帯も移り住まわれている。人と人との結びつきが懸 念される中、地域、学校、家庭のかかわりはどうあるべきか。町の現状認識と今 後の取組みを問う。

15番 荒 木 俊 彦 君 p90~p100

- 1. 非正規職員に関する条例化と処遇の改善
 - (1) 27年度の総務省通知など、非常勤職員の処遇の根拠を明確にするため、条例 化が必要ではないか。(地方公務員法17条-1自治法203条の2)
 - (2) 非常勤職員の報酬の内容と報酬額の引き上げが必要ではないか。
- 2. 木質バイオマスの普及促進
 - (1) 原発再稼働が強引に進められようとしている。

再生エネルギー普及と同時に地域経済の活性化と合わせて、もっと力を入れるべきではないか。太陽光発電は、一定普及したが、地域経済に必ずしも貢献していない。

木質バイオエネルギーは、山林の整備と雇用の拡大などにつながる。間伐材などの付加価値を高め、普及させるためには、川下での消費、マキストーブやペレットストーブ、ボイラーなどを普及する工夫が必要ではないか。

3 番 佐 藤 真 二 君 p101~p112

1. "大津町"の地域創生の重点は

地方創生の動きが始まった。

(1) 策定する地方版総合戦略は町民の知恵と思いを結集したものでなければならない。

町長として計画の重点はどこにあると考えるか。

- (2) 人口ビジョンを考えたとき、将来も活力を保つために「半農半X」を実現しや すくする方策を考えられないか。
- (3) 地方創生のため教育が果たす役割は何か。
- 2. まだまだ情報公開を進めなければならない

これまで何回も情報公開の不足を指摘してきた。職員の意識は変わったか。

(1) 意識を変えるより指針を示すことが必要ではないか。

(2) まちづくり基本条例は遵守されているといえるのか。

11番 坂 本 典 光 君 p117~p125

- 1. 上井手の清らかな流を目指して
 - (1) これは14年前の私の一般質問をベースにして、当時と比べてどのように変化してきたかを検証するとともにこれから先を問うものである。いいイメージを持たれていると、全てがうまくいきやすい。県下で大津町は「元気のある町」として評価されている。さらに「美しい町」として評価されるならば、観光開発にも結び付いていく。その具体策の一つとして「清らかな水の流れる上井手」を作り上げたい。
 - ① 上井手の更なる整備計画はあるのか。(以前の質問のあと、県の堀川改修事業、 それから先の水害による県の改修事業があった。)
 - ② 上井手に流れ込む生活排水は今、どの程度か。関連する部分の下水道整備の 進み具合。今後の計画。(以前の質問のあと、どれくらい改善されたか。流れ込 む流量、下水道が整備された割合、戸数)
 - ③ 悪臭問題は解決していない。今後どのように対応するか。具体的な対策と手順を問う。(悪臭問題は解決したかという以前の質問に当時の東保健衛生課長は、「悪臭の情報をいただきましたときは直ちに現地調査を行い、また常時注意いたしまして常時巡回等も行っており、平成12年度に悪臭防止法で規制いたします特定悪臭物質22物質につきまして、大津小学校をはじめ8か所においてサンプリング等で臭気測定、分析業務を数回おこないました。し尿処理場等の排水処理に伴う臭気ではないとのことで、諸条件を考慮すれば調査対象の臭気は畜産系統であると考えられます。臭気の確定はできておりませんが、おもな発生源が畜産系統であれば、県、保健所とも連絡をとり、指導と併せまして、広報、パンフレット等でこれまで以上に強力に環境に対する町民の皆様の意識の醸成に努めてまいります。」と答えている。)3年ほど前に上鶴地区の上井手沿いの方々が上井手から糞尿の臭いがして耐えられん。町は何をしているのかといって、役場に怒鳴り込んでこられた。この時も行政は善処します。と答えている。

前回東課長の答弁である、「臭気は畜産系統であると考えられる。発生源が畜産系統であれば、県、保健所とも連絡をとり、指導する」というのは本当に実行されたのか。上鶴からの苦情のあと、どういう対応をしたのか。私の家の横に上井手から取水した水路が流れているが、ごく最近夕方7時すぎと夜2時ごろ悪臭がした。解決してないのではないか。これから具体的にどういう対策をとるか。

2. 市街地を流れる水路の手入れ

- (1) 市街地を流れる水路とは上井手とその支流である。さきほど「上井手の清らかな流れを目指して」と言ったが、上井手は本来農業用水路でありその管理は大菊土地改良区である。管理者には独占的に水を使う権利があるが同時に周囲に迷惑をかけてはならないという責任もある。上井手は堀川改修事業と先の水害の改修事業で一部の護岸がコンクリート化され、雑木が生えなくなり、すっきりしたが、昔からの石垣には雑木が生え、油断すると大きく生い茂ってしまう。景観上問題があり地域住民から苦情がでる。特に吐、立石団地、光尊寺周辺は定期的に伐採する計画をたてるべきである。大菊土地改良区は管理責任がある。町は改良区に補助金を出している。町農政課は改良区の管理を監視する責任がある。
- (2) 市街地を流れる上井手の支流(水路)大きいものから小さいものまであり、大 菊土地改良区では内部規定で基本的に水田の受益者が管理するようになっている と思うが、対外的には大菊土地改良区に管理責任がある。農政課にはそれを監視 する責任があると思う。六そう井手の一部は雑木や草が生い茂り、土が堆積し、 景観上、安全上問題がある。計画的に伐採、排土をすべきである。大津中学校南 側の新村の水路も同じ状況である。

3. 家庭で教育すべきことがら

(1) 教育長は学校での教育だけでなく、家庭での教育が大事といわれる。 具体的に考え方を聞きたい。

4 番 松 田 純 子 さん p126~p136

- 1. 地方創生における女性の就労について
 - (1) 2012年、厚生労働省の雇用政策研究会は、女性や若者らの就職が進まなかった場合、2030年の就職者数は、2012年に比べて最大で821万人減少し、5,449万人に落ち込むと推計結果を公表した。働く人が大幅に減少すると、安定した経済成長に必要な労働力を確保できなくなる恐れがあり、内需拡大も期待できないと指摘している。

2015年2月20日「女性の職業生活における活躍の推進に関する法案=略して女性活躍法案」が今国会に提出された。法案の可決前であるが、働く女性にとって、今何が必要かを考えなくてはいけない。又、管理職への女性登用もすすんでいない。2030年には、管理職の女性登用率30%を目指している法案を現実のものに近づける為に、行政は、何をすべきであるかを早急に提示しなくてはいけない。以上の事をふまえて

- ① 町内、従業員301人以上の企業における女性の就労状況、管理職登用の現 状把握と行政指導はされているか。300人以下についても状況把握している か。
- ② 女性の地域での活躍や起業に対するサポートや応援プランの計画はあるか。
- ③ 子供を持つ働く女性へのサポートとして、病児保育の環境整備、病後児保育の拡大についての考え方を問う。
- ④ 役場内、男性職員の育児、介護休暇取得状況はどうか。又、職員の意識について調査されているか。

2. 男女共同参画推進条例の今後の取り組みについて

(1) 3月定例議会において、男女共同参画推進条例が可決された。平成11年「男女共同参画基本法」が施行され、大津町では、12年に町民意識調査を実施。以後、調査は継続。22年には、「大津町男女共同参画都市」宣言し推進プランを策定した。

推進プランにより、人権学習、女と男のつどい、菜の花コンサート、懇話会提言を継続してきた。今回、条例を制定した事により、どの様な取り組みをするのか。

- ① 意識調査の結果で、格段の変化が見られないのはなぜか。その分析結果を問う
- ② "菜の花コンサート"を継続して開催している女性の会の成り立ちと位置づけはどの様になっているのか。又、今後、会の発展についてサポートの必要性はないか
- ③ 多くの女性に対する情報発信、情報提供、情報の集約、又、女性の集まる場所としての拠点整備について、どの様に考えているか。

1 番 金 田 英 樹 君 p136~p149

- 1. 企業誘致戦略について問う
 - (1) 2月下旬の日経新聞に内閣府の資料を基にした「高い競争力を維持する町」ベスト15が掲載されたが、熊本県からは大津町周辺の西原村、合志市、菊陽町、益城町の4つもの自治体が名を連ねていた。これは1975年から2010年までの事業所数、従業者数、財政力指数、課税対象所得、第1次~3次産業までの生産・支出に関する8つの指標の伸び率により算出されているが、元データを分析すると大津町は全体的に上記4自治体と遜色ないものの「事業所数(※)」の伸び率で他の自治体に大きく差をつけられていた。特に隣の菊陽町の事業所数が2001年の866件から2009年には1279件まで大幅に増加しており、西原村も319社から380社へ増加している一方で、大津町は1162社から1

211社と微増である。企業誘致とは「地域が地場の産業振興を目的に企業,特に工場を誘致すること」と定義されているが、工場に限定しても本町の状況は菊陽町をはじめとした近隣自治体と比較して鈍化しているように思われる。企業の誘致は税収の面でも雇用創出の面でもまちづくりへの影響は多大である。

- ① 直近10年の主な誘致実績、及びその間の具体的な誘致活動について問う
- ② 現在の傾向(近隣自治体との差異)はどのような要因によると分析しているか
- ③ 企業立地にあたっての優遇措置の見直しや分譲手法の多様化を図る考えはないか
- ④ 企業ニーズに対応したセミオーダー方式の導入や小区画の造成など、多様な 工業団地の造成を進める考えはないか
- ⑤ ③、④も踏まえ、誘致推進はもちろん既存企業の更なる環境向上を図るため、 地域特性にも応じた企業誘致戦略プランを策定して体系的に取組む考えはない か

※事業所数とは、株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社 及び相互会社並びに会社以外の法人の事業所数を集計したもの。

2. 事務事業評価と予算査定の在り方について問う

- (1) 現在は事務事業評価の結果がPDCAサイクルによる事業工程の見直し、あるいは事業スクラップ (廃止) 等に生かせていないという認識である。3月定例会では、A「財政計画と実施計画の連動とその公開」、B「基本計画から更に進めた事務事業評価レベルでのPDCAサイクルの確立」、C「事務事業評価における成果指標の見直し」については「見直しを行っていきたい」、あるいは「見直す必要がある」との考えが示された。毎度述べているが、これからの行政運営においては厳しい財政状況、職員体制のなかで、「既存の事業をより効率的に行う」とともに、「あれもこれも」から「あれかこれか」へ転換し、より効果の見込める事業への「選択と集中」を進めることでしか持続可能な形での住民サービス向上は成立しない。
 - ① 評価項目設定や評価結果の記載内容においてサービス利用者たる住民視点によるガバナンスを機能させるためにホームページ等で事務事業評価を公開する考えはないか
 - ② 各事業の定量的な業務分析を行うとともに事業予算に職員の人件費を合算させるトータルコスト予算分析を導入する考えはないか
 - ③ 事業仕分けや開始時に予め終期を定めるサンセット方式の導入など、定期的に 事業見直しができる「仕組み」を導入する考えはないか

④ 上記A~Cおよび①~③の実施可否を早急に整理し、具体的な工程・スケジュールに落とし込んで「計画」として取組む考えはないか

12番 手 嶋 靖 隆 君 p149~p156

- 1. 地方創生の施策について
 - (1) 今回の地方創生の政策体系では、国が総合戦略を示して振興策を提案している。 また、地域住民生活等、緊急支援のために新型交付金を設定し、総合戦略の全体 像の中で長期ビジョンと地域版総合戦略に様々な数値目標を設けて事後評価を要 請していると県に各自治体に対して9月議会にて議論して10月策定を目指すよ う要望されていると聴く。

前回のふるさと創生では、地域づくりの主体である町が自から考え、地域の課題を立案しながら、実践し評価は求められなかったと思う。本自治体の視点で評価すべきで地域の多様性が制約され、住民の意向がどのように反映されるのか、町自体で未来を決めるべきと思うが、この創生事業に取組み実践されるのか。所信を伺う。

2. 町道危険箇所の拡幅について

(1) 町道後迫前田線は、JR施工美咲野団地造成地の完売により、世帯数の増加と近隣地域でアパートやマンション建設に伴い車両、歩行者の往来が年々増加し、緊急時の救急車、消防車通行、通学路として、危険度の高い現状を踏えて、平成25年3月5日、地権者の同意を得て、「町道拡幅について請願」され、「危険度の高い部分拡幅は必要である」と意見が付され、付託委員会の採択を受ています。その後、事故発生もあり、何時大きな事故発生の危険度の高い道路拡幅改良が急務であることから、今後に向けての工事、調査設計、工事の見通しについて所見を伺う。

3. 成年後見制度の実態を問う

(1) 身寄りのない人、認知や知的障害などで財産管理や医療、介護など契約が難しい人の権利を守る「成年後見制度」は高齢化に伴い利用が増える現状を踏えて、 今まで行政相談で、どのように対処されてきたか。また、今後どのように取組み を考えているか伺う。

8 番 府 内 隆 博 君 p156~p162

- 1. 町民の健康づくりと特定健診の受診状況は。
 - (1) 町民の健康を維持するため疾病の予防、早期発見早期治療が大切で特定健診や

がん検診の周知、受診状況、保健指導などの状況はどうなっているか。

- ① 特定健診の受診率状況は
- ② がん検診の対象者の受診状況は
- ③ ふるさと総合健診を今1回の実施を2回に分けての実施が出来ないか?

2. 通学路の安全確保と道路整備について

- (1) 町道大津杉水線の本田技研工業熊本製作所の正門交差点より上猿渡大津霊園。 この道路は通学路になっているが、道幅も狭くて歩道もない状況で今後整備する 考えは?
 - ① 通学路の安全対策で防犯灯の設置の計画はできないか?
 - ② 駅前楽善線も開通して北部地域への主要道路でもあり地域の発展と通学路の安全の為の道路整備の計画を考えては。

1 0番 源 川 貞 夫 君 p162~p170

- 1. 指定管理者制度導入及び、民間移譲について
 - (1) 公の施設のあり方や、運営のやり方が問われているが、「大津町公共施設のあり 方検討委員会」(仮称) 等設置する考えはないか?

他の市町村に於いても、総合体育館、文化ホール等の文化施設、図書館・・・ 等々、指定管理者制度を導入されている。

又一方では、民営を直営に戻した図書館もあると聞くが、町長の考えを問う。

- 2. 危機交差点への信号機設置計画はあるのか問う。
 - (1) 駅前楽善線開通後、長い下り坂になっており、凄いスピードで降りてくる車も 多く、特に朝夕の通勤通学の時間帯は、上井手沿いの交差するところは、人も車 も今迄は、上井手沿いを行き来していた住民の方々も車も横断歩道もなく不便で、 危険でもある。

開通以前からも要望が上がっていたと思うが信号の設置、又は、横断歩道のライン引きだけでも、出来ないか。

- (2) 信号設置要望が日吉ヶ丘の交差点、楽善線等々、優先順位もあると思われるが、 進捗状況を問う。本年度大津町に於いて信号機の設置はいくつあるか。
- (3) 松古閑地区の室小通学路の検討はどうなったのか。
- (4) 本年度、「通学路危険箇所点検及び調査」は実施されるのか。

議事日程(第2号) 平成27年6月13日(土) 午前9時 開議

日程第1 一般質問

午前9時00分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は12名ですので、本日が1番から6番まで、明14日が7番から12番の順で行います。

日程第1 一般質問

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀨和久君。

○2番(豊瀬和久君) 皆様おはようございます。傍聴の皆様も土曜日の朝早くからありがとうございます。2番議員、公明党の豊瀬和久でございます。町民の皆様に開かれた休日議会のトップバッターとして、住民の関心の高い健康、環境、防災に関する具体的な質問と提案を行いますので何とぞよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。1、ピロリ菌検査の実施及び助成について。2、廃食用油の利活用について。3、簡易水道消火装置「街かど消火栓」の導入についての3点です。

初めにピロリ菌検査の実施及び助成についてですが、昨年の9月議会で同じ質問をいたしました。このピロリ菌という、胃の粘膜に住み着く細菌の除菌に関しては、2年前までは胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されていましたが、現在ではそれよりも症状の軽い、胃のもたれや不快感などであっても、検査でピロリ菌の感染が確認をされ、内視鏡で慢性胃炎だと診断をされれば除菌に保険が適用されるようになりました。具体的には、製薬企業12社が販売する抗生物質と胃酸を抑える薬への保険適用が認められました。除菌は、それらの薬を組み合わせ1週間ほど服用するだけです。除菌が成功すれば再感染の可能性は低いと言われており、胃がん予防が大きく前進すると期待をされています。胃炎の治療として除菌を行う場合、2年前までは全額自己負担で、1人当たり数万円かかっていましたが、保険適用により、窓口での支払いが3割負担の方は6千円程度で済むことになるなどの対策が進んできています。

昨年9月にピロリ菌検査の実施及び助成についての一般質問をしましたが、その1週間後にWHO (世界保健機関)が、胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因であるとの報告書を発表しました。その ときの熊日新聞の報道では、「胃がん8割ピロリ原因」との大見出しで、記事には次のように書いて ありました。「WHOは、1994年にピロリ菌を発がん要因と分類したが、胃がんの主要な原因であると認めたのは初めて。特に日本人に多い胃の入り口以外の胃がんでは、9割の原因であると推測されるという。報告書は、国際的な専門家で構成される作業部会が従来の研究結果や疫学調査を精査してまとめた。全胃がんの78%、胃の入り口以外の胃がんの89%がピロリ菌の慢性感染が原因だと考えられ、抗生物質を使った除菌で大幅に抑制できるとしてきた。このため、ピロリ菌の検査、除菌の費用などの対策を検討すべきだ」と報じています。

昨年9月議会での当時の住民福祉部長の答弁は、「医学界でもいろんな意見があり、ピロリ菌が胃がんの発生の原因となっているのは間違いないですが、ピロリ菌を除菌すればすべて胃がんがなくなるかという点についていろんな意見があるようで、胃がん対策にどのような形で除菌治療を組み込むかは未解決の問題であり、根拠を確証しないまま集団を対象とした健診と組み合わせた形で、無計画な除菌治療への誘導は行うべきではないとか、反対に除菌は行うべきであるとかいろんな意見がございます。そういう意味で、まだピロリ菌検査を自治体で行っているところは少ない状況ですので、がん検診や生活習慣病の予防に極力努めてまいりたいと思う」との答弁でした。

私が昨年提案をしたのは、集団を対象とした健診などと組み合わせた形での無計画な除菌治療への 誘導ではなく、胃がんリスク検診という胃がんの危険度判定です。

この胃がんリスク検診は、病気を発見する健診ではなく、胃がんにかかりやすいかどうかを調べる もので、簡単な血液検査法で胃がんの主な原因となるピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定 し、胃がんになりやすい状態かどうかをAからDの四つに分類する検診法です。そして胃がんの発症 リスクの高い人に対しては、ピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を勧めるものであります。

この検査方法では、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液を採るだけで診断が可能であり、検査費用も安価であることなどが特徴です。検査の結果ピロリ菌の感染もなく、胃粘膜の萎縮もない方をAタイプとし精密検査の対象から除外されます。萎縮はありませんがピロリ菌に感染している方をBタイプ、萎縮がありピロリ菌にも感染している方をCタイプ、ピロリ菌が検出できないほど胃炎が進み、胃がん発症の可能性が高い方をDタイプと分類をされます。

この検査により、胃がんの発症リスクが高い方が胃カメラ検査やピロリ菌の除菌治療に進みます。 ピロリ菌の除菌や定期的に胃カメラの検査を受けることで、胃がんなど重症化することを大きく減ら す効果があることから、近年胃がんリスク検診を実施する自治体が増えております。新潟県長岡市で は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の方を対象に、個人負担1千200円で、70 歳の人は無料で受診できるようにしています。

町長の昨年の答弁でも「自治体のピロリ菌検査の取り組みは、全国的に少しずつは増えてきている との情報もありますが、まずは人間ドックのオプションとして用意されているピロリ菌の検査を、町 の総合検診を委託している熊本県総合保健センターでオプションとして導入できないか、今後協議を 行いたいと思います」とのことでしたので、私が熊本県総合保健センターに確認をしたところ、自治 体からの要望があれば協議をしたいとのことでした。

この胃がんリスク検査には、医療機関や検診委託機関の理解と協力が不可欠であり、実施に当たっ

ては、検診の精度や自己管理、除菌治療に対するフォローや医療機関の受け入れなどの体制整備に十分な調整と協議が必要となります。ピロリ菌検査の実施及び助成をすぐにでも始めるべきだと思いますが、まずはどうしたら町民の健康増進や予防医学を推進して、何よりも大切な命を守ることができるのか、あらゆる方策を考えて協議を重ねることが大事なことではないかと思います。そのような取り組みが地方創生の大きな目的である住みよい環境をつくって、住民の生活の質を向上させることにもつながると考えますが、いかがでしょうか。

その点も踏まえ、改めて協議がどのように行われたのかをお聞きいたします。また昨年9月にWH Oが出した報告書についての町長のご見解をお伺いいたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さんおはようございます。休日の議会の傍聴に当たり、大変心よりお礼を申し上げたいと思います。また、この席をお借りしまして、日頃から町政に対するご理解、ご支援いただいていることにつきましてお礼を申し上げたいと思います。

では早速、豊瀬議員の一般質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

現状としての集団健診については、熊本県内で随一移動健診バスでの循環健診が可能な設備等を保持しておられます熊本県総合保健センターに委託し、町内の身近な場所での集団健診を実施しております。

お尋ねのピロリ菌検査についてですが、オプション検査として町の集団健診に導入できないかの協議を総合保健センターと行っております。昨年の9月時点では、各種検診などの指針を示す立場である厚生労働省の指針にピロリ菌検査の規定がなく、集団健診における位置付けもされていないということで、対応の対策はないとのことでした。

今後の集団健診におけるオプションとしての導入については、効果や有効性を多方面から検討し、 熊本県総合保健センター自体における全体会議に諮るべきことであること、また上位団体である日本 対がん協会とも協議をする必要があり、時期相応との回答をいただいておりました。

今回再度協議したところでも、熊本県総合保健センターにおいては、各種ガイドラインに従い各種 検診を実施されており、これまで熊本県内における住民健診での取り扱いがなされていないことから、 集団健診における実施については対応できないとの回答でした。大津町における集団健診のピロリ菌 検査導入については、効果やその後の体制への課題から、今しばらくの状況静観が必要かと思っております。

また、人間ドックでの実施についても死亡率減少効果が不明であること、不利益及び今後の他の健 診方法の必要性について適切な説明を行うべきものとされており、今後も長期追跡に基づく評価、検 証が必要とされております。

世界保健機構の報告は、2012年に世界で新たに約100万人が胃がんを発症し、72万人が死亡した。また胃がんの80%はピロリ菌が原因で、ピロリ菌除菌で胃がん発生数を3割から4割減らせるとの報告でした。この報告を受け、厚生労働省等において今後検討がなされ、実情の指針が示された際には、健診機関とも協議し対応していきたいと考えております。

現状、課題等につきまして部長よりご説明をいたさせます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

現在、町の胃がん検診については、熊本県総合保健センターに1人4千665円の委託料で、受診者には千円、75歳以上の方には500円の負担をお願いしております。2014年度版の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン、これは国立がん研究センターがん予防研究センターというところが出しているもので、この中で、現在大津町でも実施している胃がん検診の検査種類ごとに胃がん死亡率減少効果と、その不利益について検証がなされております。

この中で胃がん検診として採用するための科学的検証がなされているわけでございますけれども、 それぞれ死亡率減少効果、証拠のレベルを推奨グレードに分類され、現在町で実施している集団健診 での胃X線検査、人間ドックで選択可能な胃内視鏡検査は、ともに証拠レベル2プラス、死亡率減少 効果の複数の検証において有効と認められる検査でありました。また推奨グレードはともにBであり、 住民健診としての実施を推奨するとされております。

一方で、ヘリコバクターピロリ抗体検査及びペプシノゲン検査の単独及び併用法検査については、 証拠レベル3、推奨グレードIとされ、住民健診での実施を推奨しないとされているところです。

胃がんの撲滅を目指す中で、希望者へは国保人間ドックのオプションとして検査が可能ですが、ハイリスク者とされた人へのその後の精密検査や、きちんとした除菌についての理解、除菌できるまでの期間も必要です。除菌については治療途中で中断してしまったり、薬の適正な投与ができず、薬剤耐性菌と呼ばれる薬剤が効かない菌が出てきたりと、その後のフォローについても注意が必要な場合が多くあります。

また近年、ピロリ菌検査、ペプシノゲン検査を併用したABC検診というものが言われていますが、これは胃の健康度を見るリスク判定の検査のことを表し、一つはピロリ菌がいるかどうかを調べ、もう一つはペプシノゲンの値から胃の萎縮があるかどうかを調べるものです。この双方のリスクの有り無しによって評価するもので、これだけを受けても内視鏡などによる二次検診を受けなければ胃がんはわからないというふうにされております。このABC検診についても、現在各方面で検証や研究がなされており、今後もこれらの評価の動向に注視していきたいというふうに考えております。

なお、熊本県総合保健センターのほうから、本年の6月3日のほうに回答をいただいております。 回答としましては、人間ドックのオプションとして検診されることを勧めます。人間ドックや集団健 診を受けずに、単独でのピロリ菌検査のみの検診は、厚生労働省の検査基準にないため対応できない。 ピロリ菌検査(血液)の実施については、現時点では血液を採取しても結果を返すのみで、陽性か陰 性かという結果のみであり、判定はできないということです。二次検診として内視鏡等検査が必要と なりますけれども、紹介状を出すこともできないということでした。

また、その検査から実施、管理、要するにフォローの体制ができていないため、検診としての扱いはできないと、以上のようなセンターからの回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) 先ほど言いましたように、これ日本全国どこもがこのピロリ菌検査をやってなければまたそれ別ですけれども、先ほど言いましたように長岡市、ここは健診の受診率が低いということでですね、それも一つの考え方としてこのピロリ菌検査の導入をされました。この長岡市はですね、オプションに追加されただけじゃなくて、先ほど言いましたように通常の検査費用額のピロリ菌の検査費用は4千100円であるものを、先ほどの5歳刻みで助成をして1千200円で助成をされてるというようなそのピロリ菌の検査のやり方をされてます。これはそのピロリ菌の9割が胃がんの原因だということで、WHOのほうから報告があってて、それで胃がんの検診率も高いわけじゃないという中で、じゃあどうやったら町民の命を守ることができるのかということを考えて、長岡市ではこういうものを、それは導入するに当たってはいろんなやっぱり協議をしながら進められたと思うんですけれども、独自に、まだこれをしている自治体は少ないかもしれないんですけれども、導入をされている。少ないからこそこういうものを導入していくことに価値があると思うんですよね。

昨日、地方創生の基本方針というものの骨格まとまるということでニュースがあってましたけれど も、その中で国が今地方創生に求めてるのは、そしてその財政を支援する一つの指針となるのが、地 方自治体自らが施策の効果を検証する仕組みを盛り込んだ新型交付金を創設して、地域の先駆的な取 り組みや独自の創意工夫を後押しするとしていますということで、もうほかがやり出してから、ほか がやってるからとか、そういう取り組みにはもう国は支援はしないというような、独自に自分たちで 考えて、ほかがやってなくても地域性とかその健診率を上げたいとかいう、命を守りたいとかという、 その独自の先駆的な取り組みをする自治体に支援をしていくというような発想なんですよね。ですか ら、全く日本全国どこもしてないならばそれは別ですけれども、熊本県ではまだできてないかもしれ ませんけれども、総合保健センターのほうができないということなのでできないというんじゃなくて、 自治体のほうでどう考えるのかというものを考えていかないといけないと思うんですよね。秋までに 総合戦略をつくるということになってますけれども、その総合戦略も独自の町の方針とか、そういう ものを盛り込んでいかないと、ほかがやってる同じことをやっていってても地方創生にならないんで すよね。ですから、ほかがやってないことこそやっていくべきだと思います。できればこの私はこの 地方創生の総合戦略、それにこのピロリ菌の除菌のこととか、そういう医療もこの総合戦略に入りま すので、そういうものを追加していただきたいというふうに思ってるんですけれども、町長のお考え をよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 担当のほうからもお話しておりますように、今後について議員のおっしゃるように地方創生関連等に基づく国のまち・ひと・しごとというような戦略の基本に基づきまして、今後地方の創生戦略を我々も考えていかなくちゃならない。もちろんおっしゃるようにそのような中におきまして、やはり国と地方が車の両輪のごとくになって一緒にやっていくような形をとっていきながら、国の支援ももちろん必要でございますので、国とともにそういう支援対策事業についても十分検討を今後しながら、住民の健康増進に努めていかなくちゃならないというような状況でございます。

ので、十分国・県とも相談しながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** ぜひ先駆的な取り組みということでですね、ほかがやってないような取り組み こそぜひやるべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。家庭から出る廃食用油の利活用についてお伺いをいたします。

この質問も昨年の6月議会で、家庭ごみの抑制とリサイクルの推進、地球温暖化防止対策のエコライフの取り組みを家庭から実践することにより、これからのまちづくりには、人にやさしいことと同時に、動植物などの環境にも配慮をした自然再生型のまちづくりを進めていかなければならないとの考えから、当時廃棄していた一般家庭から出る廃食用油を利活用することの重要性を提案いたしました

この提案についてはすぐに立証していただき、役場2階の入り口に回収ボックスが用意してあり、 そこにペットボトルなどの容器に入れて持って来てもらえれば回収をすることができるようになって います。いつ見てもいっぱいに入っているようで、町民の皆様からのごみの減量化への取り組みに関 する関心の高さが伺われます。

また、捨てるのにも困っていたとのことで特に喜ばれているようです。特に予算もかけずに、住民 サービスの向上にも結び付いた取り組みだと思いますが、前回の提案では、回収した廃食用油はバイ オディーゼル燃料に精製して使用することにより、環境や人体に悪影響を及ぼす黒煙が非常に少なく、 酸性雨の原因となる硫黄酸化物もほとんど発生しない低公害のバイオディーゼル燃料を化石燃料であ る軽油の代替燃料とすることで、環境への配慮や温室効果ガスの削減などにつなげてはどうかとの提 案もいたしましたが、現在の回収量及び利活用の状況は、どのような状況になっているのかお伺いい たします。

また、廃食用油を町全体から回収できるように常設の回収場所を町内全域の公共施設や人が集まりやすい商業施設などに拡大をすることにより、今以上の住民サービスの向上と町民運動としてのごみの減量化に取り組むことにより、環境にやさしい町としての町のイメージアップを目指してはどうかと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員の廃食用油の利活用について、先の議会にも提案いただきましてそれに基づきまして、まず9月末から役場庁舎ロビーにおいて廃食用油の回収を行っておりますが、どれくらいの量が集まるかわかりませんでしたので試験的に始めたところでしたが、結果は本年5月までに約200リットルの廃食用油が回収できております。うち300リットルは、廃油石けんを作られておられるエコグループに、あと残りを大津町で随一廃食用油からバイオディーゼルを製造することができるバイオディーゼル燃料を用いたもので、防犯パトロールに取り組んでおられるグリーンロジスティクスさんにお願いをしております。

回収場所の拡大でございますが、議員がおっしゃるように本庁舎での回収も好評であると考えられ

ますので、町全体での取り組みとしては、再生資源回収団体への周知を図り、地域での取り組みも図っていただくこととともに、公共機関においても回収拠点とすることが可能な部署があれば、そこで回収を行うことで拠点を増やしていくことも考えていきたいというふうに思っております。

現状等の詳細につきましては、部長からご説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **〇住民福祉部長(杉水辰則君)** 豊瀨議員さんの廃食用油についてのご質問にお答えいたします。

その前に、先ほど町長のほうに200リットルのうちの300リットルという話がありましたが、 あれ30リットルということで訂正をさせていただければというふうに思っております。

廃食用油は、可燃ごみとして生ごみとともに捨てることが現在最も望ましい方法として考えられていますが、焼却炉の構造によっては焼損や処理量の低下につながる、また、このような捨てるという概念は環境負荷を増大させることになります。

一方で廃食用油は、石けん、洗剤、塗料、飼料などの原料として活用でき、資源としての有効利用 が期待できます。つまり適切に廃食用油を回収することが求められています。

近隣市町の状況でございますけれども、合志市では公民館1カ所と支所7カ所の合計8カ所で回収しておられ、昨年度の回収量は4千53リットルだったと聞いております。また菊陽町でも本年度から役場本庁舎をはじめ、各支所やコミュニティセンターなど8カ所で回収を始めておられ、4月が69リットル、5月が48リットルであったというふうに聞いております。合志市も菊陽町も回収した油は入札により回収業者に買い取ってもらっている状況です。

大津町の状況につきましては、先ほどの町長が説明したとおりでございますけれども、役場庁舎で 廃食用油を回収していますコンテナの前で足をとめて説明看板を熱心に読まれる方や、今度役場に来 るときに油を持って来るとおっしゃってくれる方もたくさんおられると聞いております。町民の方の 関心は非常に高く、好評をいただいている取り組みであるというふうに考えております。

このようなことから、大津町ではとりあえず1年間の様子を見て、その結果を受けて今後の利活用を検討する予定としていたところでございますけれども、近隣の市町でも多くの公共施設で回収しておられ、実績も上がっているようでございますので、議員がご提案されているように公共施設を利用して回収拠点を増やしていきたいというふうに考えております。

また、商業施設における回収につきましては、牛乳パックやトレイの回収など、各商業施設での取り組みの実績がございますので、町での回収等の取り組みを踏まえ、各商業施設等へ周知、啓発を行いながら独自の取り組みとして提案していくことは可能かというふうに考えております。

また再生資源回収補助においても、廃食用油については1リットル当たり20円の補助を設けておりますけれども、取り組まれている団体がまだ少ない状況でございますので、今後周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀨和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** 今言われましたように合志市、菊陽町ではもう既に多くの公共施設で回収をさ

れているにも関わらず、先ほど町長が言われたように大津町にはグリーンロジティクスさんという精製をされる企業もあられましてですね、ここの方とお話をする機会がよくありますけれどもその中で、こちらのほうでも現在でも無償で回収をしていただいてますけども、公共施設等商業施設とか回収場所が増えたとしても無償で回収をしていただいた上に、その回収をした油をBDF燃料にバイオ燃料に精製をして、かえたその軽油になるんですけれども、その軽油を無償で町民の皆様が地域の防犯パトロールで使う軽油車の燃料として無償で提供したいということで言われています。ぜひ町も一緒に協力をしていただいて、そういうリサイクル、大きなリサイクル運動として展開をしていきたいと思いますのでということで、グリーンロジティクスさんも言われています。ぜひそういう企業がある大津町だからこそ逆にもっと早くですね、そういう取り組みをして模範となるような取り組みをしていくべきだと思いますけれども、そういう菊陽町と合志市さんは販売をされてるんですね、その集めたやつを。集めた廃食用油を販売するというよりもリサイクルという観点から考えれば、バイオディーゼル燃料に精製したものを地域のパトロールなんかで使う、地域の方々のこれ軽油車ですけれども、軽油車の燃料として無償で提供しますということなので、そういうリサイクルの流れもきちっとつくった上で、一つのそのリサイクル運動としてですね、一つ模範となるような政策をしていただきたいと思いますので、改めて町長のお考えをお聞きいたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員のおっしゃるとおりでございまして、地元にはグリーンロジティクスさんおられまして、日頃からこのバイオにおきまして、自社の車で防犯関連等の活動をされておるということで、大変町民の安心・安全のために頑張っておられるということでございまして、本当に感謝しておるところであります。そういう町内の企業の皆さんのそういう働きにつきまして、その企業と今後はディーゼル関係のエンジン関連等について、車を利用されている方々についても広く広めていただくというようなことを十分ロジティクスさんともご相談しながら、この廃油関係が多く集まって多く利用されるような方向にしっかりと取り組みをさせていただければなというふうに思っておりますので、今後については、廃油関連等につきましてもしっかりと回収できるような方法を考えていきたいというふうに思っております。

現在につきましては、新聞紙に包んで燃やすというふうな方法でとられて、簡単に処分できるというのが一つの町民に対する回収の考えが甘いんじゃないかなというような思いでおりますので、しっかりと回収団体関連等につきましても、町内にたくさん子ども会、あるいは多くの団体ございますので、そちらのほうについても現在担当が言っておりますように20円支援しておりますので、そういう意味におきましても、まだまだその活動方法を活用しながら、広く多くの住民の皆さんの環境リサイクルの意識を高めていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。

○2番(豊瀬和久君) この運動というのは、そのお金とかそういうものじゃなくて気持ちの問題なんですよね。リサイクルというその環境に配慮するような生き方をしていくということが一つは生活の質の向上につながるということですので、促進をしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたし

ます。

それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。

街かど消火栓ハリアーの導入についてお伺いをいたします。本町では九州北部豪雨などの災害を教訓に、町の防災体制の強化とともに各地域において自主防災組織の活性化と地域防災リーダーの人材育成に力を入れており、昨年は防災士の育成に対する支援を行い、地域のリーダーとなるべき約50名の新たな防災士が誕生されました。

また、地域防災力の向上につなげるため、大津町在住の防災士の中から18名の防災指導員の方が 委嘱をされました。そして先月には防災士個々の能力を高め、防災士相互の連携を深めるために、防 災士連絡会が設立をされました。

このような防災に対する取り組みは、他の自治体に先駆けたすばらしい取り組みだと思います。今後は自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るとの基本理念のもと、町消防団を中心に防災指導員や防災士連絡会及び関係する団体と連携を図りながら、最悪の事態を想定した上で万全の備えをして、安全で安心なまちづくりを推進していかなければならないと思います。そして地域の人々が手を取り合って、自分たちの手で救助、応急活動を行っていくことこそが自主防災組織の役割だと思います。

そのような観点から、街かど消火栓ハリアーの導入について提案をいたします。火災に対する住民の声として、「住宅密集地での消防車が入りづらい、消火器は放射がすぐに終わってしまう、近所の家事のもらい火がこわい、水道水を使った消火道具がほしい」ということなどがあり、その声に応えるために開発をされたのが、街かど消火栓ハリアーです。火災は小さいうちに消すのが肝心です。この消火栓は使うのは水道水だけです。家庭の水道が消火栓となり、持ち運ぶことができ、高齢者や女性でもすばやく簡単に使うことができます。重さは約7キロと掃除機より少し重いぐらいのもので、火元近くまで持っていき水道の蛇口に付けて消火する初期消火のための道具です。通常の消火栓は3人から4人で操作をしなければいけないものですが、街かど消火栓は1人で操作できることが大きな特徴でもあります。放射時間が約15秒から20秒の消火器と違い、放射時間の制限もありません。消火準備時間が早いために、木造住宅密集地域や文化財建造物などに常設設置をされているところもあり、維持管理も簡単で、日常的な水まきなどでの使用がいざというときの訓練にもなるなど、自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の装備として全国で普及が進んできています。

東京の豊島区の自主防災組織では、「初期消火活動のための蛇口の提供のお願い」という取り組みをされていて、消火栓に接続するための口金を取り付けてくれた家庭には、わかりやすいシールを張っていくなどの取り組みで、各家庭の防災意識の向上やコミュニケーションを図る上でも街かど消火栓ハリアーが一役を担っています。

熊本県が作成した自主防災組織活動の手引きの中の初期消火対策の中にも、「地域内に火災が発生 した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするための消火用資機材を配 備すること」とあります。 本町でも自主防災組織の装備を充実させて、日頃の防災訓練で使用するなど、地域の防災意識を向上させていくためにも街かど消火栓ハリアーの設置を進めていくべきではないかと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 豊瀬議員の街かど消火栓の導入についてお答えいたします。

大津町における消防力や防災力の強化については、常備消防と非常備消防の両面から消防資材等の 導入等の更新により、機能の充実を進めておるところでございます。

また、議員今おっしゃったような自分の身は自分で守ると、あるいは自分たちの地域は自分たちで守るというような自主防災組織の育成、強化についてもあわせて推進をしておるところでございまして、議員おっしゃるような地域のリーダーとなるべく50名の防災士はじめ、その連絡協議会、あるいは行政区に入って指導関連等をやっていただく防災士や防災指導員がお願いしておるところでありまして、地域における自主防災組織の活性化をお願いしていきたいというふうに考えております。

もちろん本年度は、まち・ひと・しごとの創生事業により、自主防災組織の設立補助や地域防災力活動支援事業を実施するようにしております。これらを活用しまして、自主防災組織の活性化や防災活動資材等の導入を行っていただければというふうに思っております。防災士を中心に防災訓練を行い、消火栓や消火器の使用方法の周知を図り、消火能力の高い、これからの器具の操作にも誰でもが慣れていただくことが大事であると思います。

街かど消火栓については、高齢者や女性が多い地域とか、あるいは木造住宅密集地域では火災時の 初期消火の重要性が高く、防災意識向上の意味からも自主防災組織への導入は意義があると思います ので、地域防災力活動支援事業補助金を活用していただければなというふうに思っております。

詳細について部長のほうより説明をさせていただきます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) おはようございます。豊瀬議員の簡易水道消火装置「街かど消火栓」の導入につきまして、大津町におきます消防力に関する状況について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、大津町の消防団の状況でございますけれども、総員630名のうち男性が615名、女性が15名で、そのうち約8割が会社等へ勤務をされており、昼間の火災等への対応が大きな課題になってるところでもございます。勤めておられます事業所等に対して、災害時における出動について理解をいただけるようお願いをしているところですが、今後機能別消防団の導入などについても検討が必要ではないかと考えているところです。

消防水利の現在の状況ですけれども、消火栓が363基、防火水槽が246基で、これに小、中、 高校などのプール15カ所を指定水利としておりますので、消防水利の総数は現在624カ所となっ ております。毎年予算の範囲内で防火水槽、消火栓の整備を進めているところでございます。

自主防災組織につきましては、現在74%の結成率とはなっておりますけれども、ミニ特区事業から時間の経過とともに活動が停滞している組織も見受けられます。

今後は地域防災力の向上のため、新たに結成されました防災士連絡協議会や防災指導員を中心に、 防災組織の結成や活性化について重点的に取り組んでいきたいと考えております。そのため、今年度 新たに地域防災力活動支援事業として、地区での防災資機材の導入や防災訓練等の費用として、10 万円を限度として補助を行う予定でございます。

街かど消火栓につきましては、導入状況を調査しましたところ、自治体自体が導入しているところは少なく、先ほどおっしゃいましたとおり、町内会や自主防災組織が導入している場合が多いようでございます。全国で約60カ所に導入されているようですけれども、軽量で持ち運びが便利である、高齢者や女性も取り扱いが簡単であるという利点があるようでございます。ただ、これをうまく活用していくためには、地域の連携といいますか、つながりなど地域の防災に対する意識も必要であるというふうに考えております。そのような地域での取り組みの中で、街かど消火栓を導入したいという地区におかれましては、先ほど申し上げました地域防災力活動支援事業を活用していただけたらと考えているところです。

また、このような防災資機材の整備や訓練等を通じて、地区住民の防災意識の強化はもちろん、地 区内のコミュニケーションの再構築も可能ではないかと考えているところでございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。

○2番(豊瀬和久君) 地道に自主防災組織にそういういろんな支援金を使っていただいて、導入をしていただくということも大事ですけれども、そのまずもって、この街かど消火栓のこと自体をご存知ない人たちが多いですので、ぜひ町がPRをしていただいて、そこの環境とかそこの組織の、先ほど言われたように組織がきちっと運用ができるようなところなのかとか、地域性とかそういうものを見ていただいて、ここは入れたほうがいいんじゃないだろうかというようなところにはきちっとPRをしていただいてですね、導入の後押しをしていただきたいと思います。

そしてそういう支援金を使いならが、着実に進めていくこととともにですね、先ほど総務部長が言われましたようにこれは今まだ導入をされているところが少ない状況なんですよ。だからこそ価値があるんですね。先ほど言いましたように地方創生の総合戦略の中に書き込むべきものだと思いますけれども、国が財政支援をするところは地域の先駆的な取り組み、そういうところをするところにしか財政支援をしないと、その地方創生の総合戦略も防災という観点も入ってます。ぜひその総合戦略の中にですね、町の自主防災組織、全部にこれを配備するというぐらいの方針をつくっていただいてですね、総合戦略に書き込んでいただいて、これはまだ取り組みがもうほとんどのところで進んでればですね、それにこの総合戦略に当たらないかもしれませんけれども、まだ自治体としては取り組んでるところが少ないんですよ。先駆的な取り組みとして地域の防災力の向上と、先ほど部長が言われましたようにコミュニティの活性化のためにですね、こういう資機材を使っていくことでコミュニティが再構築されていく一つのツールにもなりますので、総合戦略の中に、もうその全部の自主防災組織に配備を進めていきたいというようなことを書き込んでいただいて、国のほうから財政支援、そういうものを国と協力しながら配備を進めていけたらと思いますので、総合戦略のことにつきましても町長のお考えをよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 街かど消火栓につきましては、もう議員十分詳しく大津町に提案しておられるわけでございますけども、この消火栓については、大津町におきましてもこのまちなかや団地内では、十分な役割を利活用ができるんじゃないかなというような思いをしておりますけれども、これにつきましては、やはり地域のその皆さんが、それを活用できるような思いがあってこそその街かど消火栓が生きてくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、地域で必要であれば地域防災活動支援事業の中で取り組んでいただければなというふうに思っております。もちろん町につきましても、今回、防災指導員関連等をお願いしておりますので、町の今建設中の防災倉庫関連等の中に十分そのPR用というか、活用できるような資材も備えていければなというふうに考えております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** いや、先ほど言いましたようにその支援金としてですね、配備をしていくのは 着実に進めていただいていいんですけれども、その総合戦略の中に、町の防災力の向上ということで、 総合戦略の中に先駆的な取り組みとして書き込めないかどうかということをお伺いしたいと思います ので、よろしくお願いいたします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長答弁にありましたように地域防災力活動支援事業で町全体を交付金事業としておりますが、地 方創生の交付金事業につきましては、まち・ひと・しごとの創生事業ということで基本的にはソフト 事業が中心でございます。

今回、街かど消火栓整備に関しましては、この交付金事業は少し難しいかなと思いますが、交付金 事業になるかどうかも研究してみたいと思います。

ちなみに、今回の補助金は750万円を予定しておりますけれども、そのうち450万円が交付金 事業ということで、あと残りは町費ということにしております。

よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** ぜひ総合戦略、これから秋めがけてつくられていく中で、先ほど言いましたような医療、防災というものの先駆的な取り組みということで、ほかがやってないことを取り組んでいってそれに書き込んでいって、国と協力をして地方創生に取り組んでいきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議 長(大塚龍一郎君) 暫時休憩いたします。

午前9時51分 休憩

午前9時59分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) 皆様おはようございます。本日は傍聴の皆様には、休日の中大変ありがとうございます。5番議員桐原則雄が通告に従い、空き家等を地方創生に活かせ、都市と農村の交流で地方再生を、の2点について質問させていただきます。

まず、第1問目の質問ですが、国は平成25年末現在、全国の市町村において約820万戸の空き 家等があり、その空き家等が適正に管理がなされておらず、防災、衛生、景観等の面から地域住民の 生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の 有効活用や対策が必要との考えから、本格的に今年の5月26日に空き家等対策の推進に関する特別 措置法をスタートさせました。

その特別措置法では、市町村の責務として、空き家対策の対象となる地域や空き家等の種類及び今後の基本的な指針、次に所有者の調査や撤去後の跡地の活用促進、そして住民からの相談や対応に対する実施体制など、そのようなものを総合的に含めた必要な措置を定めた計画を策定するように努めることというふうになっております。そして、その計画を定めた場合には公表をしなければならないとしております。

また、空き家等の対策を推進するために、様々な関係者や住民を巻き込んだ協議会の設置、空き家等の所在や所有者の実態調査のために、町の税情報、固定資産税の情報を利用することも可能となり、空き家に関する台帳のデータ整備も進めることができるというふうにしております。その上で、空き家等及びその跡地の活用に関する情報提供や、適切な管理の促進と活用を図るための対策を講じなければならないというふうにしております。

特に、空き家等の中でもすぐに建物が壊れたり、倒れたりするなど著しく安全上危険な状態、衛生上著しく有害のおそれ、管理不足で景観が損なわれるなど、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態であるという空き家につきましては、特定空き家等と定め、その対策として、撤去、修繕、立木等の伐採などその措置、助言指導、勧告、命令が可能となり、さらには条件が揃えば市町村が強制的に取り壊しも可能であるというふうに義務化もされました。

また、市町村が空き家等に対する対策に関係する諸費用についても、補助金や特別交付税、空き家等再生推進事業の拡充も図られました。平成26年10月現在、全国の401の自治体では、空き家等の適正な管理に関する条例をつくって現在まで進めておりました。国の支援はない中で動いておりました。しかし、今回の特別措置法が定められ、さらに対応がしやすくなったのではないかと考えております。

そこで、昨年の9月議会の一般質問で、私のほうから町の空き家対策の現状や問題点を踏まえ、他の市町村の先進事例を参考に、空き家の解体の補助や撤去跡地の活用、移住や定住促進、固定資産税の減免制度、空き家バンクの設置、条例の整備など総合的な支援制度をつくって、地域の資源を生かしたまちづくりを進めないかと一般質問をさせていただきました。そのとき町長の回答は、高齢化社

会が進む中で、町も空き家問題は大変心配をしている。危険な家屋の撤去も含めて考えていく必要があるし調査も進めている。国も多くの課題があると認識しており、賃貸住宅への活用や解体して更地の活用、改修、家賃の補助及び固定資産税の免除など様々な動きも検討されているとその当時はおっしゃっていました。そこで町は現在実施中の地域づくり支援事業を活用して、地域取り組む方法や美しいまちづくり条例、これは町の定めた条例ですけれども、そういうもので対応できないか、地主や地域の皆さんと相談しながら進めていきたいというふうに回答をなされました。また事業推進のための費用については、予算の範囲内で対応していきたいというふうに述べられました。

そこで今回、再度今日空き家対策についてお尋ねをします。 1 点目は、その後の実態調査の状況や 結果、そして対応策の進捗状況はどうなっていますか。

2点目は、今回国も法律を定め指針を策定し、財政上の支援など新たに総合的な施策を推進するというふうにしましたので、町の計画策定、活用促進を進めるための協議会の設置、条例の制定など早急に整備し、空き家などを有効に活用した地方創生の取り組みを進める考えはないのか。

3点目に、空き家の適正な管理、撤去、移住や定住につなげる情報の発信、空き家の解体費用に対する金融機関の低金利支援など様々な情報が出てます。また不動産業界との連携も必要であるというようなことがありますので、そのような取り組みをする考えはないのか。そして、調査をする場合には情報発信するためには人やお金が必要になります。町は今各地域に配置している担当職員が1人ずつ行政区にいます。2人ずつですね。また今回募集されています地域おこし協力隊を活用して、地域の嘱託員の皆さんや様々な皆さんと協力をしながら早急にこの問題に対応する考えはないか。

以上、3点についてお尋ね申し上げます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 桐原議員の空き家対策や有効利用を含めた地域再生の取り組みを進めないかというご質問、ご提案でもありますが、昨年の9月の一般質問におきましてもお答えさせていただきましたように空き家は基本的に個人の財産であり、その財産の取り扱いについては様々な制約を受けている状況でもあります。そのような状況の中に、国におきましては、議員がおっしゃるように本年5月には、空き家等の対策の推進に関わる特別措置法が全面施行され、倒壊等著しく危険となるおそれのあるものや、著しく有害となるおそれのあるもの、さらには適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なう空き家については、自治体が所有者に対し、除却、修繕を勧告、命令ができるようになったところであります。

また一方では、高齢化が進み、将来的に空き家になる可能性があるものについて、どのように対応するかについて今後増加していく課題であると認識しているところでもありますが、空き家を利用、利活用することにより地域を再生し、さらに活性化する上では地元の方々との関わりは必要不可欠なものであります。

そのようなことからも、それぞれの地域にあります空き家については、もちろん所有者の方や地域の方々とも十分ご相談をしながら、先進地自治体における事例の調査、研究、あるいは住宅環境等総合的な空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておりまして、現状につきましては、総務次長より

ご説明をさせます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- **〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君)** 桐原議員のご質問にお答えします。

平成25年度住宅統計調査によりますと、日本全体で空き家数が820万戸であり、空き家率、総住宅に占める割合ですけど、が13.5%と過去最高になっております。

また、大津町における空き家率を見てみますと10.1%となっております。しかし、この中には 賃貸住宅の空き部屋も含まれておりますので、実際には一戸建て住宅の空き家率はそれよりも低い状態になりますが、今後増加することが予想されております。

町では以前、大津町消防団に空き家調査を依頼しております。この調査につきましては、議員が言われる総合的な空き家対策や有効活用を含めた地域再生の取り組みを目的としておらず、あくまでも 危険箇所としての空き家などの調査にとどまっております。

また、いくつかの分団からはですね、報告が上がっているものの全分団の調査は完了していない状況でございます。引き続き消防団に調査をお願いし、危険家屋に関わる情報の収集に努めてまいりますが、利活用を含めた総合的な空き家対策を検討する上では、この調査では不十分でありますので、国の交付金事業などを活用しながら、関係各課と協議し総合的な実態把握を考えたいと思います。

これらの空き家調査を受け、空き家データベースを整備し、空き家等対策計画の策定が必要かと思われます。中でも放置すれば倒壊のおそれがある状態や、ごみ捨て場になって衛生面で周辺に悪影響を与えるような状態の場合は、特定空き家等として、法に基づき助言、指導、勧告、命令等は可能になり適切な対応を求めることができます。

今後は国が定めましたガイドラインに基づき、危険な家屋については所有者に対して改善を求めて いきたいと考えております。

次に、空き家の有効利用も含めた地域再生への取り組みですが、高齢化が進み、将来的に空き家になる可能性があるものについて、どのように対応するかについても今後増加していく課題であると認識しているところであり、またその空き家を利活用し、地域への再生へと結びつける取り組みを考えなきゃならないと思っております。

全国的な空き家の有効利用や地域の活性化の取り組み例を見てみますと、大分県宇佐市では、住民で構成するNPOにより、空き家への移住者を呼び込む活動を続けているといった事例や、長崎県男 鹿町では、空き家となった古民家を宿泊施設やレストランとして再生している事例もあるようです。

まず、本町における空き家の実態をですね、把握した上で、先進事例の取り組みを参考にしながら、 また空き家の有効活用を進めていくためには、空き家物件のですね、情報も必要不可欠なものとなり ますので、不動産関係者との連携を深めていく必要があると考えております。

また、地域おこし協力隊の活用の件ですが、地域再生への有効な手段と認識はしておりますが、本年度、大津町での地域おこし協力隊は観光分野での募集で活用をお願いしておりますので、今後、財政問題も考慮しながら総合的な空き家対策の取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- **○5番(桐原則雄君)** 具体的にお話がありましたが、今ありましたように昨年もお話をさせていただいて、消防団のほうでも調査をしたと。ただ調査方法、内容が不十分ではなかったかという認識は持っておられるということであります。

先ほど言いましたように先進的な事例のところではですね、もう役場の窓口がどこにかなっていると。うちの大津町の場合はですね、この空き家対策や空き家の有効利用を含めた担当課がまずどこなのかが所在がはっきりしていないというのが現状にあると思います。それをやっぱりしっかり進めた上で、先ほどありました地域おこし協力隊を含めたり町の担当職員を含めたりしながらですね、しっかり調査をし、活用するものは活用する、危険なところは危険と整理をしながら地域がそれぞれですね、やっぱり思いがあられて、私の友だちあたりも数人知ってますけれども、家を貸したいけどもどうしようかと、不動産屋さんあたりも知らないところもあるというようなこともありますので、その辺を踏まえますと、どうしてもですね、一つ町が絡むことが大きなこの対応策の善処になるんじゃないかというふうに感じます。

昨年、研修等で見させていただいた萩市あたりはですね、完璧に担当課が設置をされています。そこに移住してきた方をその専門の委員として実態調査をしたり、データを収集する職員として活用するというようなやり方もされております。また京都ではですね、登録事業者、業者さんと打ち合わせをして管理をしていただいたり、料金をお互いに検討していただくというような窓口の取り組みあたりもされております。

そういった点を踏まえますと、まず一つは調査をするスケジュール、先ほど言いました。スケジュール等をどのように今後考えておられるのか。そして窓口担当課あたりの設置も考えるのか。そしてさっき言いました条例等、または協議会等も踏まえて皆さんの意見をしっかり聞いた上でこの対応をしていかなければ、今高齢化が進んでおります。私の地域ももう2軒家を壊されました。非常に涙ぐんだ形でですね、壊されたところが2カ所出ております。本当は再生をやるべきとろこではあったんですけれども、私たちも地域の中でそれを協力することができなかったのは非常に残念ではございますが、そういったことがないように、そしてまたそれが地域の元気がなくなる一つのパターンにもなります。そういうことを踏まえますと、よろしければですね、担当課並びに調査のスケジュール、またはそういう不動産やいろんな方々との協議会の設置、その辺について考え方があるのかどうか。またスケジュールについて、再度お尋ね申し上げます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 桐原議員の再質問にお答えします。

まず空き家で危険なときは総務課、それから衛生面で問題があるのが環境保全課というふうな流れになるかと思いますけれども、私のところは総合政策課ですので、総合が付いてますので空き家対策は私のところじゃないかなというふうなことを認識しております。関係各課を集めましてですね、協議をしたいというふうに思っているところです。

それから、空き家対策の一番問題になりました個人の所有の物件ですので、条例等を制定してもで

すね、何もできなかったんですけど、今回法律ができましたので、法律があって条例と規則という形でしっかり決めたいと思います。スケジュール化につきましては、今年度いっぱいで何とか考えたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- 〇5番(桐原則雄君) 担当課はなかなか総合政策課長のほうも言いにくかったでしょうけど、自分と ころかなという認識を持たれたということですので、それぞれですね、今言いました多種多様にわた る分野です。ですから、やっぱりここは町全体で取り組んでいくという姿勢は非常に大切だと思いま す。不動産関係の業者さんにもちょっとお話を聞きました。個人情報があると、なかなか不動産屋さ んも町内に15社ぐらい関係する部分があるそうです。そちらの方にもちょっと一部の方にお話を聞 きましたところ、町が企業誘致あたりを進めるときに、そういう情報提供とか協力をした経過がある と。自分たちも町を発展させるために様々な取り組みをしていかなければならないと思っていると。 ですから考え方としましては、今回のこの空き家につきましては、国も大きな課題として位置付けて いるので、自分たちも協力できることは一生懸命町とともにやっていきたいと、そういう会議等を開 催していただければ協力ができるんじゃないかと。先ほどの協議会まで設置をするというのはちょっ と聞きませんでしたので、協議会までいかなくてもですね、まずはスケジュールを立てて、そして調 査を行い、その調査がやっぱり急ぐべきだと思います。調査しなければ課題も検討材料もクリアする ことも何もできないと思いますので、まずは調査を先に実施し、そしていろんな情報提供をし、先ほ ど言いました国も進めている今町のほうでは総合戦略をつくられていると思いますけれども、その中 に位置付けられるものがあればですね、位置付けて実施をしていくというようなことが必要だと思い ますので、町長のほうにその辺の意気込みだけ聞かせていただければと思います。

よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 空き家対策関連等の利活用とか、今担当が言いました危険家屋とかいろいろございますけれども、地元における利活用関連等によって地域おこしがしっかりとなされるような活用方法をやっぱり所有者はもちろんですけれども、地元の皆さんとともに地域おこしの中に生きていくような方法がとれればなというふうに思っておりますので、それ議員おっしゃるようにそれぞれの課がまたがる関連でございますので、そういう中におきまして、総合窓口としては政策課のほうで活用関係をしっかりと方向決めをしていただくように指導をしていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) 町長のほうも認識をされて動かすということになると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。先ほどの地域おこし協力隊についてもですね、かなり応募があってると聞いておりますので、今回は観光やイベントというような形でしょうけども、町も職員がそんなに多くない状況の中でですね、業務も増えてます。先ほど言いましたように全体的な面もありますので、その辺の活用も含めて職員にも負担にならないような状況でですね、対応していくということも進め

ていただくならと思います。これが大津町がまたさらに発展するための一つの手法、方法になればで すね、幸いだというふうに思います。

1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問です。国は、先ほど言いましたように国の地方を創生させ、活性させるために 町長もよくおっしゃいます、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げて進めております。そして地域 の特色を生かした事業展開を支援するということで、大津町も本年度は地方創生に向けた戦略をただ いま策定を進めておられると、年内には立ち上げるということでのお話だと思います。

このような中で、町ではイベント、からいもフェスティバルとかつつじ祭とか地蔵まつりを通して まちづくりを進めておられます。

また、各関係団体、JA、商工会、土地改良区や水道企業団、観光協会、ネットワーク大津など、また企業では本田技研さんをはじめ、各種企業の方々の各団体が様々な主催をする体験や交流事業等を実施をされております。そのイベントや活動は、町内外の多くの人々にふれあうこと、そして町のPRや活性化にもつながっていると、貢献しているというふうに感じます。

しかし、様々なイベントや事業が非常に点在をしております。お互いの事業展開をうまく活用する、 町で取り組んでいく、そのために町がリーダーシップをとって実施をされていますが、そういうシス テムや連携に少し弱さがあるのではないかというふうに感じるところでもございます。

そこで、地方創生がキーワードであるならば、今までの事業の実施してきた内容や新たな事業展開について、関係団体や関係者と総合的に連携し、コーディネートをしていく必要がある。そして目標を定め推進していく体制やシステムを考えることが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、大津町が非常に大切にされている大自然、自然環境、そのようなものを生かし、今回都市と農村が相互に補完し合って、その地域が均衡ある発展を目指すことを基本として、その自然や文化、地域の人々との交流をお互いに楽しみ体験する、または滞在する、そのような余暇活動で魅力ある農林業、商業、そして観光、工業の発展、地域の再生、活性化に総合的に取り組むように今回グリーン・ツーリズムということで、農村の滞在や定住、民泊体験、食育、オーナー制度、観光農園、修学旅行など一つのパッケージとして、大津町がこんなことをするんだというインパクトを与えたグリーン・ツーリズムという事業展開をしないかということを考えております。それを一つお尋ね申し上げます。

2点目は、その中の事業の一つとして、農林業体験や民泊など、農業、観光、健康をキーワードに取り組んでる自治体も非常に多く存在をしております。私の友人で上天草市で農業をされております。上天草市と協議をして協力し、農業の傍ら地域全体で民泊を取り入れて地域が元気になる取り組みを実施をしております。体験事業や民泊の受入窓口は、農家を中心とする営農組織がここでは活躍をしております。国内はもとより外国の方も、多くの皆様を子どもから高齢者まで受け入れて、市長をはじめ、町職員が地域の皆さんとともに歓迎会や交流会、そして民泊でその泊まられた方々と語らい、大いに元気をいただき、明日への活力になるというふうに述べられていました。お話を一緒にしたところです。

そこで思い出すのが、大津町では過去に全国の高校生サッカーチームを受け入れた未来国体で、32チームを民泊として受け入れました。そのときの状況を思い出せば、地域全体が一体となって応援し支援し、友だち、そして家族共々みんなと一緒に受け入れた仲間とともにですね、喜び合い、元気があったというふうに思います。そして各地域、町全体が大いに盛り上がったと。それはもう国体の関係でございますが、そのときに手法として使われたのが民泊です。これは非常に普通のホテルに泊まれば、大津町で確かにあったかもしれませんが、地域が一緒に盛り上がることはなかったのではないかと私は思います。この民泊という手法を一つの方法に取り入れることはできないかということの提案でございます。そのときは町の職員もそれぞれ各チーム付がおりまして、地域の方と一生懸命話したり、高校生と意見を交換しどのようにするのか、送迎、食べ物、いろんなことを話し合い、将来を話し合ったりした仲間が増えたというふうに聞いております。そしてその交流がその後も続き、長年と続いているところもまだあるようでございます。そういったことで、大津町にはそういう文化、そういう民泊とか、そういう交流をする土台が非常に育っていると私は思います。それが大津町のおもてなしの心にあるんじゃないかというふうに感じます。

そういうことで、地域の元気をつくり出すために、一つの事業として農家等の民泊支援制度をつくることはできないかという提案と、また大津町全体に広げることはそう簡単にはできないので、モデル地区の募集、地域地域ではですね、こんなことをやりたいという形があればそれを募集する、そして民泊あたりの相談業務、支援業務をやるというようなことの展開を、大津町には観光協会ができました。これを生かし、そして町も一緒になって取り入れていく、そんな連携した取り組みはできないのかということをお尋ねします。

そして、費用につきましては予算が必要です。今地域づくり支援事業でお金を各地域からいろんな 事業展開をされています。これを少し一部リニューアルをすることによって財源もある程度確保でき るのではないかというふうに思います。そういった取り組みをしないかということが2点目です。

3点目は、今言いましたように農業や自然環境、商業や工業、大津町には様々な資源、資産がございます。これを活用することが大津町の地方創生の取り組みの大きな柱になると私は考えます。そういう中で、農山漁村の教育力を生かした宿泊体験の活動の一環として、国も今進めております小学生や高校生までの子どもたちに農作業の体験、また郷土の文化活動、宿泊体験、そういったものを教育力の向上として農林業や町の応援団、交流人口の増加を目指した修学旅行制度を取り入れてみてはどうかと思います。今、観光協会でも修学旅行については検討を進めております。熊本県の事業の中に展開をし、本年度は関西方面にも観光協会はPRに行きたいと。ただ、今ホテルの事業者との話し合いでその辺を動かしていきたいということですので、今回ホテルも活用し、そして先ほど言いました農家民泊なり民泊をしたいといわれる方々の地域と連携をし、多くの子どもたちや外からの交流人口を増やし、町がさらに発展するそのような取り組みをする考えはないか、以上3点についてお尋ねを申し上げます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 桐原議員の都市と農村の交流の取り組みについてのご質問かと思いますけれ

ども、グリーン・ツーリズムは農山漁村などの長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅ということで、長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイルですが、グリーン・ツーリズム農家等の民泊につきましては、現在高齢化が進んでおるような集落ではありますが、真木地区が本年度から5カ年にわたり農政局の直接事業として、農村活性化支援事業に取り組まれますが、その中で地域のビジョン等を描くことになっておりますので、様々な取り組みなどが検討されるものと思います。

また、岩戸の里周辺につきましても、温泉については当面休館することとしますが、その他の施設 につきましては、都市と農村の交流や町民の健康づくりを目的したものがありますので、グリーン・ ツーリズム等にも活用できるよう考えていきたいと思っております。

いろいろ提案等があっておりますので、その件につきまして担当部長のほうより説明をさせます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。

〇経済部長(大塚義郎君) おはようございます。桐原議員のグリーン・ツーリズム等への取り組みに ついてお答えします。

大津町での都市と農村の交流事業の代表的なものがJA菊池の酪農部会が福岡県の生協会員を対象に、子どもたちが酪農家にホームステイする事業も長年取り組んでおられ、大津町の酪農家にもホームステイされております。

また、からいもフェスティバルにおけるからいもオーナー制度もJA菊池大津の甘藷部会の協力のもと、毎年多くの参加者が自らカライモの苗を植えられます。今年も先月の31日、5月31日に520区画に373組が申し込まれ、約千人のオーナーが一区画に30本の苗を植え付け、11月8日のからいもフェスティバルの当日に収穫をいたします。また、昨年よりさらに充実させるため大津町観光協会は、からいもフェスティバルのときにモニターツアーとして福岡県の女性15名に宿泊イモ掘りを体験していただいているところです。そのほか大菊土地改良区での田んぼの学校や真木地区での熊本市が行っている水田オーナーの取り組みがあります。

また、学校でも職場体験でも農業体験を含めていただいているところです。

また、民泊につきましては、今後検討していかなければならない事業でございますが、先ほど町長が申しましたように真木地区が本年度から5年間にわたり農政局の直轄直接事業として、農村活性化支援事業に取り組まれます。その中でアンケートやワークショップを行い、地域のビジョンを描くことになっておりますので、様々な取り組みが地域で検討されると思いますので、町の農政課もメンバーになっておりますので、グリーン・ツーリズムの件もお話をさせていただきたいと考えております。

農業体験修学旅行については、先ほど桐原議員がおっしゃいましたように大津町観光協会が熊本県教育旅行促進協議会に加入されました。修学旅行を誘致するための熊本県のキャラバンに同行しまして誘致活動を予定されております。それは農業体験のみならず、企業、商業を含め、宿泊については民泊も含めた、またビジネスホテルを含めたところの事業計画を立てておられますので、情報交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

今後観光協会を中心に、ホテル連絡協議会やそれぞれの団体と連携して、都市と農村の交流やスポ

ーツコンベンション等にも対応できるよう推進していきたいと考えております。 よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) 今、町長のほうからと部長のほうからお話がありました。今様々な事業が展開はされてます。ただそれがですね、点点でしか見えないと。面として全体的に大津町がやってるという取り組みの仕方をですね、やっぱりアピールすべきだと私は思うんですね。そのために連携を組むようなシステムや協議をする場所あたりを考えないかということでの提案をさせていただいたところでもございます。

ネットワーク大津のほうにもちょっとお聞きしますと、大きな農業団体の組織が農業組織ができたと。農業だけの問題ではなく、地域や里づくりや農村生活を豊かにするためにどうしたらいいかということでいろいろ考えはやってると。そういう点在で、今おっしゃったようにいろんな事業展開はやってるけど、それをみんなうまく活用する人、それが必要であるというふうに言われてます。それをコーディネートしていく人が必要なんではないかということです。

先ほどありましたように地域おこし協力隊は今募集をされております。そしてお聞きしますと、東京とか大阪とか関東、関西方面からも応募があっていると。熊本からも応募があって、かなりな人数の方が大津町に住んで、そういう事業展開に参加をしたいという要望があっていると、まだ今から最終的なメンバーは決定するということでお聞きはしています。それほど大津町にはやっぱり魅力があると私は思うわけです。普通募集をかけてですね、来ないところもあります。しかし、定員2名か3名について8名から9名ぐらいのですね、募集があるということは、それだけ大津町にとっては非常に魅力のある地域であるというのを感じて、また大津の魅力をしっかり発信ができていたのかどうかはありますが、魅力があると感じて来られると私は思います。そういったおこし隊あたりも来るわけですから、これをうまくやっぱり活用して、しっかりとした地域の再生を図るべきだと私は思います。その辺で今言いましたようにコーディネートする部分、そして地域としていろんな団体との意見を整理をする部分、いろんな各団体が一生懸命頑張って取り組んでおられます。それをやっぱりうまく活用するような組織や体制をつくるべきではないかというふうに思いますけれども、その辺について町長のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 議員おっしゃるように各団体とか国際交流とかいろんな団体で多くの事業を取り組んでおられますけれども、大津町としての大きなイベントもありますけども、そういう団体のイベントもある。しかし地域でもイベントが行われておりますので、そのそれぞれの地域が力を付けることによって、その大津町全体の力となっていけるようなことを掘り起こしていくのが我々の行政の指導役というふうに思っております。そういう地域が元気になるために、今議員おっしゃるように観光協会関連等に伴う観光産業というか、農業を含んだところでいろんな形の中で協力隊を外部から2名募集しようかなということで、現在観光局長を協力隊員として、今しっかりと取り組んでいただいておりますので、それを補佐するというか、新たな意見を取り入れるために2人を募集しようとい

うことで、今全国から9名の方が応募されておりますので、その辺のところを担当のほうでしっかりと事業推進の目的に合うような方が今後選ばれてくるんじゃないかなと思いますので、大津町全体の中での地域おこしをうまく結び付けるような形の中で、元気な大津町になっていくようにしていきたいと。そうすることによって議員おっしゃるように多くの方が大津に目を向け、関心を持って大津町の農業、産業関連等にしっかりと支援を応援をしていただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、観光協会とともに一体となって、今後の地域の力を付けるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) 今おっしゃったように人も資源も、そしていろんなイベントもいろんな祭りも、いろんなところで大津町は各種それぞれやっておられます。それをやっぱりうまくコーディネートしてですね、さっき言いましたように町がこれで地方創生をやるんだとか、そういった形を含めたですね、それをすることによって大津町に生まれ育った子どもたちがまた大津町を愛する、そして応援団になる、そして地域を盛り上げる、そういった人たちが育っていく場所、大津町の人口も今伸びております。しかし地域地域によっては格差が生まれている部分もあります。町全体を発展させるための取り組みとしての一つの手法としてですね、この方法が大切ではないかというふうに思って提案をさせていただいたところです。

今お話がありますように大津町もますますこれから伸びていくためには、みんなで一致団結してやるというような取り組みをするために、町長の今おっしゃった取り組みをですね、確実に実施をしていただいて、それぞれがそれぞれの場所でお互いに協力をし合い、そして大きなまちづくりに努めることをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。10時50分から再開いたします。

午前10時40分 休憩

 \triangle

午前10時49分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 通告に従いまして、一般質問を行います。今回は2点、1問目は、町独自の 福祉基金の創設について質問を町長に対していたします。

今回の質問で私が思うのは、やはり膨張するこの福祉費、社会保障費用がですね、非常に国も、もちろん我が町も増えております。これ非常に危惧しておりまして、今回の第6期の大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、この前段におきましてもですね、やはり町としても今後の状況が高齢者の世帯はどんどん増えていくだろうということで、計画の策定について前段におきましてもですね、独居高齢者世帯数が平成17年におきまして625から、22年、5年後でありますが771というふうに146件増加しておりますということであります。ということは5年後、5年後はこの146件を足しまして、それからパーセンテージで言いますれば23.36%増えますので、180増とな

ります。ということは951世帯というふうにパーセンテージからすると予想ができるわけでありま して、ものすごくそういった社会保障費が膨らんでいくということが伺い知れます。

この通告書に書いておりましたとおり、国の経済財政諮問会議におきましても、健全化ということで国も1千兆円を超える借金を持っておりますので、歳入歳出改革について議論されております。中でも民間議員からの提言が非常に厳しいものが言われております。その中でもやはりどうやってそういった借金を返していくのか、そしてまたそういった高齢化社会に対応していくのかということを考えれば、経済発展をして、国のそういった収入がどんどん増えれば一番いいことではあります。しかしながら、やはり国、そしてまたその民間議員の中でも発言されたのが、収入が多い方々へ対する資産や相続課税の強化ということであります。ですから、もちろん消費税というものが直間比率が見直されて段々そういった間接税あたりが引き上げられて、すべからくいろんな方々に課税されるという仕組みはつくったもののやはりそれでも追いつかないということが現状でありまして、民間議員はそういった指摘をされておるということです。そしてまた、病気になりがちな人も多いということで、安価なジェネリック薬品あたりの利用拡大、そして今日の新聞あたりもですね、やはりそういった処方箋あたりをそのパソコンやスマートフォンを使って取ることができるというような、いろんな形で歳出を減らす、そして収入を多くする、いろんな形が議論されているということであります。

そこでですね、我が町はどうするかということであります。私は議員になりたての頃に、介護保険が導入された後に一般質問をしまして、町としても将来に備えてその基金を創設しようではないかといった経緯があります。これは来るべき高齢化社会に備えてでありますから、もうこれは15年ほど前のことであります。やはりその予測が的中しまして、その福祉の費用が足りないということが現状でありまして、どんどん増えていってるということであります。やはりあのときの答弁といたしましては、介護保険が導入されても国も県も基金を創設しますから大丈夫ですよという形でありましたが、その計算が成り立たなくなってきたということであります。

そこで、町としても再度福祉基金の創設について提案をしたいと私は思うものであります。この福祉基金、どうやって財源を捻出するかということが問題になるかと思いますが、そこは知恵を絞って、 その財源の確保法を考えなければならないということです。

その中でですね、私がその福祉基金の財源としたいものということを考えてみますれば、法人町民税、景気が段々上向きになっておるということでありますから、法人町民税の伸び、その中からですね、数パーセントをそういった福祉目的に積み立てていく。法人町民税をですね、全額町の金庫に入れてしまわないということです。目的税に確保する。そして、いろんな形でですね、福祉や医療そういったものに使うようにするということはどうかと思うことです。

そしてまた、昨今ではふるさと納税とかいろんなことが言われておりますけれども、この中でもですね、そのよその町村にそうやって自分の得のために、例えば納税して自分のいろんなものとかをもらうというのもこれ一つの自由な感覚かもしれませんが、税金の厳格性から申しますれば、そういったことで自治体が競争してるという愚かなところもありますので、そういったものを町に振り向けるために、寄附というものをですね、そのすることによって福祉に役立てる、そしてまた幅広く教育に

も役立てるという、この寄附っていうものも一つの考え方であります。ですから、そういったものを 財源としていく。

そしてまたいろいろ私が考えまして、財源となるものはほかにないのかなということを考えてみま すれば、一つのこれは目玉的な政策になりはしないかなということを考え出しました。これがですね、 この町の運営というものは年間の予算主義でやっております。例えばこの大津町ではですね、200 億円余りの予算を使って、いろんな行政執行をするわけでありますけれども、この予算主義っていう ものがいいことばかりではありませんで、非常に欠点も含まれていると私は思うのです。その欠点と いうものは、予算立てをします。そして、その執行部から提出されて積算されたものを我々議員が精 査して認めるわけであります。ということは、その精査して認めたその予算をですね、執行部の方々 はせっせせっせとその執行に当たって執行率100%を目指すわけです。ということは、残高が発生 しないということですね。ですから、この点を考えを改めて、逆にそういった事業に対して常時見直 し、効率化、そういったものを含めましてですね、予算を残していくんです。例えば1億円の予算が 付いたというならば10%、1千万円でも残ればすごいことになりますので。そういったですね、職 員に対してもやる気を起こさせるために、その事業に対して当初予算で上げた事業だけではなくて、 よりよきものをどんどん意見を出させて絞って、そしてそういった福祉の予算を確保していくという ことです。むろん国・県の補助金あたりも入っておりますので、それがすべて積み立てには回らない でしょう。しかしながら、この自治体を効率化させるということと、そういった予算を捻出するって いうことを考えますれば、多くの人材が揃っております役場の人材を使ってですね、そういったより よきその執行にもっていくということです。これは私も最近気づいたことです。これは誰から教わっ たことでも何でもありませんけれども、やっぱりこの予算主義の欠点というものを克服して、そして 町をしっかり筋肉質にする。そういうことによってですね、無駄が省かれて、そして効率的なまちづ くりもできるということです。ですから、この福祉基金の創設っていうものを言い出したときにです ね、やはり財源です。財源をどうするか。もちろん予防が充実されて、いろんな形でですね、介護の 予防になったりとか、いろんな病気の予防がされて、そういった医療費の抑制につながるのが一番い いことです。やはり病気になって苦しまれるよりも、そしてまたご年齢を召されて膝が痛い、腰が痛 いと言われるよりも、予防されてそして健康に過ごしていただきたいというものが思いでありますけ れども、現状を見ますれば、やはりそういった町の施策としてですね、福祉基金はやはり必要になる のではないかなと私は考えます。

この点について町長に質問いたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 永田議員の町独自の福祉基金を創設してはというようなご質問と思いますけれども、議員ご指摘されますように福祉関連予算は一般会計の民生費、衛生費及び特別会計の国保と介護を含めますと100億円を超える予算規模となっておりまして、町の総予算の半分以上を占め、この金額も年々増加し続けており、特に国保特別会計については、法定外繰入を今年度は1億7千万円行っておりまして、私も大変心配しているところでもありますし、議員の今後の財政を考えての心

配されている質問であろうと思っております。大変ありがたく思っております。

一方、税収につきましても、以前は法人町民税で財政が潤い、普通交付税不交付団体となっていた 時期もありましたが、リーマンショック以後激減し、税収全体としても以前よりかなり少なくなって きております。

このような中、町としても歳出の抑制を図りながら維持可能な発展を図るため、行財政改革に取り組み、議員からご提案されているように無駄な歳出を抑え、予算についても少しでも余らせる努力を行ってきたところであります。しかしながら増え続ける福祉関連予算には、なかなか有効の手立てがなく、町の財政を圧迫する大きな要因となっていることも事実です。

このように大変厳しい財政状況であることから、将来に向けて財政運営を安定化させるために、新たに福祉基金を設け、その積み立てする財源は変動する法人町民税にある基準を設け、その基準を上回る金額を積み立ててはどうかと、また歳出についても予算を余らせる努力を行い、余ったお金を積み立ててはどうかというご提案ですが、まことに理に合ったご提案であろうかと思います。

ただ法人町民税については、普通交付税との関係で税収が増えれば交付税が減額されるというシステムとなっていることから、増えた税収をそのまま基金に積み立てるということについては、少し厳しい面があります。

また、歳出を抑制し、余ったお金を積み立てることについては、地方財政法で繰越金の2分の1以上は、財政調整基金に積み立てなくてはならないということで、今後も予想される庁舎、あるいは学校施設等の老朽化対策として、公共施設整備基金にも対応していく必要があり、やはり少し厳しい面があります。

ただ福祉基金については、議員がご提案されているように将来に備えて対策を打つという意味において、財政を圧迫している大きな要因としての医療や介護関連で町民の健康づくりというのが大変重要であり、何らかの基金等での対応が必要であると考えています。そういう意味において、健康づくりに充てるための基金を新たに設置し取り組んでいくということについては、社会福祉振興基金が2億円ありますので、これらを活用し取り組んでいくことも検討させていただきたいというふうに思っております。

いろいろと基金も大津町八つの基金がございますけれども、八つの基金関係についても先ほど申しましたように庁舎建設、あるいは公共施設整備基金、あるいは財政調整基金が一番多ございますけど、20億3千万円ぐらいありますけれども、あとは減債基金が2億8千万円、あるいは先ほど申しました公共施設整備基金が8億9千万円、あるいは庁舎建設基金で現在2億円、あるいは工業振興関連の奨励金につきましては1億6千万円と先ほど申しました社会福祉基金が2億円、土地開発基金が3億7千万円というような、あと中間市ふるさと水と土保全基金ということで1千万円でございますけれども、大体41億7千万円近くの基金を用意しておる状況でございます。

こういうような状況につきましても実質収支額について、ここ3年間の決算を見ますと大体4億円から5億円が残り、財政調整基金や公共施設整備基金、庁舎基金等に積み立てを行っている状況でございまして、それぞれの職員が予算を効率的に支出している結果であるかと考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

そういった町の予算の仕組みっていうものが国・県とつながっていて、なかなか積み立ては難しい という話であったろうかと思います。そしてまた、今までの町の流れから考えますれば、不交付団体 であった時期があったということでありますね。ということは、そういった可能性があるっていうこ とではないでしょうか。

私は経済的にもですね、例えば今安倍内閣の中でですね、経済こそはやはりその国の活力、大もとであると、これが原動力となっていろんなものがきちんと回り始めるっていうことを安倍首相はよく言われます。それと一緒で、我々はその福祉だけで考えるんではなくて、そういった経済政策をすることによってですね、企業が潤って、そういった町税が増えるということで、不交付団体になれば、我が町の思うとおりに予算は組めるわけです。ですから、私はその既成概念を変えなさいと言いたいんですね。

いろんなやり方っていうものが、今までの過去の例に沿っていろんなことをやられますけれども、例えば大きな会社が潰れそうになったときには、それを再建する人がおられます。まず何をするかっていうことは、やはり無駄を省くことなんですね。例えば、JALが傾いたときに、京セラの稲盛さんが行ってですね、やったことは何かっていうと、無駄だらけであると、例えば軍手一つ使うのもですね、例えばダンとこう100ダースとか置くんじゃなくて、1枚幾らと書いた紙をそこに横に張りなさいということで、そこの50円、20円を無駄にするなっていうことからやったんですね。結局そういった努力がじゃあこの町でやられているかっていったときにですね、私はまだまだ改良の余地があると思います。

例えばいろんな計画書をつくられます。これはその第6期大津町高齢者福祉計画及び介護事業計画ですね。こういったものも、これだけ立派なものをつくって町民の皆様方すべからく見られるんでしょうか。全戸配布ですか、これ、違いますよね。いろんなことをですね、改革しようとすれば、例えば議会広報や広報おおづ、こういったものもわざわざカラーにする必要はないでしょう。いろんなところでですね、やろうと思えばやれるんです。そういったところを考えて、例えば基準財政需要額あたりをですね、ある程度人口が増えてもそういったものは要らないよっていうぐらい縮めていく、これは国が決めることですけれども。そして我々の自由度を高めていくために経済施策をやっていくと。心配するのはですね、財政調整基金に二十数億あると言われますけれども、財政調整基金というものは、使い方がどうなんでしょう、限定されているわけじゃなくて、逆に言うならば健康にそういった医療費や福祉費を使わないでですね、健康にやった方々が納めて、不健康にその暮らして、自分で病気になった方々、そういった方々に充てがわれるっていうことだったらですね、これって言うならば町民の義務ですね、それを履行してないと思うんですよ。そういったものにですね、どんどん金が足りないからって出すんですね。これって一つの間違いだと。これは今までも指摘してきました。町長も決してスマートな体型とは言えないでしょう。これはですね、どういった生活をされているかっていうことを、これは個人攻撃で言うわけではありません。やはりトップとしてそこの演壇に立つのな

らばですね、やっぱりそういったこともやっぱり長としては気を付けなければならないと思う部分であります。ですから、健康には気を付けておられるかもしれませんが、やはりそういったところで伺い知れるていうことです。ですから、今後の増え続けるであろう社会保障、これをどうにか確保しなければならないといったときに、知恵を出し合わなければならないということであります。

ですから、経済施策も含めて、そういったこの職員の能力を高めて、既成概念に縛られない優れたですね、そういった地方自治体をつくっていければと思います。ごもっともな指摘であろうかと思いつつもこういった決まりに縛られているよっていうことを町長は言われましたけれども、地方自治法、今実績でずっと読んでいたんですけれども、やはり根本は主権在民なんですね、町民の方々が住みよいまちづくりっていうものはいかがなものかなっていうことで、企業活動によってそういった多く税金を払われた方に対して、これはきちんと福祉に使いますよっていうことで、その企業例えば大津だったならば主たる企業、その本田技研工業ありますよね。こういったところがですね、頑張って稼ぐことによって多く税金を納められて、これが福祉に役立っている、財調に入ったっていうのと福祉できちんと使われているっていうのはどうなんでしょう。ですから、そういったことも企業に対してですね、ありがとうございますと、皆様の頑張りで教育や福祉が充実しておりますということをですね、アピールしなきゃ、そこが重要なんですよ。そういうことによって、本田に勤める方、関連会社の方々に誇りが出てきて、やはり我が町はいい町だなということにつながるんではないでしょうか。私はそう考えます。

ですから、財政調整基金があるからとかそういったものじゃなくて、きちんとした明確にこういった福祉基金というものを創設するっていうことはですね、そういったやる気を起こすためにもですね、そしてまた誇りを持っていただくためにも必要だと私は考えるものであります。ですから、これからですね、まだいろんな意見を職員から出させても我々議員も出します、町民の方々も出します。そういった形で積み上げてよりよき自治体をつくらなくてはならないと思うわけであります。ですから、目的基金というものは非常に私はそういった観点から必要と思いますので、再度この点について町長に質問いたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 永田議員の福祉基金関連等についての質問でございますけれども、町の財源 関連等につきましての国が今進めておりますデフレ脱却と経済再建、そしてまた歳入歳出の改革とい う大きな三つの柱に基づきまして、経済財政改革の一体改革というような形で進める中におきまして、 我々が大津町で一番心配しておるのが、例えば町税の税収の半分を占めております固定資産税関係で ございまして、その主なものが償却資産でございまして、この償却資産は企業から、本田関連をはじ めとする企業の皆さんより課税して税収を集めておるような状況でございますけども、日本の企業の 国際競争力の低下や設備投資の抑制につながらないようなことをやりたいというようなことで、経済 産業省では償却資産に係る固定資産税の根本的な見直しを行うようなことで、23年度から毎年、政 府税制調査会に対して税制改革の要望がなされておるようでございます。我々もそういう例えば大津 町、菊陽町にしても大変なその打撃を受けるということで、政府行政調査会に対しまして強い要望を してきて、現在におきましては、27年度の税制改革大綱では改正対象とならなかったものの引き続き検討するということで今後の検討課題というような状況でございます。もちろん償却資産だけでなく、大津町にあるゴルフ場利用税関連等についても検討がなされるというような大変危惧するような面も出てきておるような状況でございますので、こういうことについてもしっかりと県に現状引き続きの検討をお願いしていきたいということで取り組んで要望しておるような状況でございます。

そういう心配もございますけれども、現在我々としましては、予算関連200億円近くの予算でございますけども、職員とともに無駄、あるいは歳出の削減につきまして、しっかりと取り組みをさせていただいて、今後についても十分なる対応をやっていきたいなというようなことを考えておりますけれども、なかなかそういう意味におきまして今後の基金については、いろんな大きな町の課題事項もございますので、そういう中から少しでも福祉基金のほうにでも回していけるものがあれば積み立てというような形で、先ほど申しました基金の社会福祉振興基金というようなことの中に積み立てをやっていければなというふうに考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

私今ここに持ってるのが新聞の切り抜き等でありますが、いろんな経済財政諮問会議、国のほうの やつですけれども、歳出改革といいまして9.4兆円あたりを歳出改革できるんだよとか、また大き く出たもんだなと思いますけれども。歳出改革がもしなされたときには地方へのしわ寄せは必ず来ま す。これ非常に重要なことです。ですから、我々地方自治体としてはそこに身構えると申しますか、 用意しなければならないということですよ。この歳出削減を年に五、六兆円はやっていくぞとか、9. 4兆円やるぞとか、いろいろ侃々諤々あってますけれども、その改革の中でもですね、PFIを進め る、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですよね。民間の言うならば資金を利用して公共の いろんなものをつくったりするということですけれども、それや、ここはまた面白いことが、歳出を 抑えた自治体への補助金の優遇、こういったものも考えているということです。こういった情報はも う町長も知っておられると思います。ですから、歳出を抑えた自治体への補助金の優遇と言われたと きにですね、既成概念で固まったらできませんよ。ここは重要なポイントです。ですから、そういっ た歳出削減は国だけでもなくて、国がするということは、県も我々地方自治体も必ず余波がやってく るということで非常に厳しいものが出てくるという、私はそういうふうに見ております。ですから、 そのときの来るべき将来に備えなければなりませんよっていうのが今回の質問の要旨でもあるわけで す。ですから、一つの切り抜きのほうなんかはですね、地方にどういったものを迫ってくるかという のは、国、地方公務員人件費の削減と、これは前から言われてますよね。我が大津町は人を減らして ですね、我が議会は16名になったということで、そういった歳出削減には努めて議会はおると。し かしながら人件費の問題もいろいろ上がってきていると。そしてまた地方交付税の景気対策加算の廃 止っていうものを国は進めているということで、今からどんどんしわ寄せはやってきますよね。です から、公務員を増やすことができない、人口は増える、大津町はどちらかというと勝ち組にもってい くためには人口増施策は絶対必要です。そして基礎的な住民税、そして固定資産税っていうものの収

入ていうものはこれは重要になってきますから、それに伴って高齢者の方々ももちろん増えるということです。子どもさんたちも増えていただくということでありますが、そういったことで来るべき世の中に備えるためには、やはりもう歳出削減は致し方ないんですよ。ですから、この歳出削減を国がやるっていったときには、町はもう既に対策を練らなければならない状況に来ていると、私はそういうふうに思います。

ですから、その中で町長がどう判断されるのか、ほかがやったからうちもやるのか。それとも独自 にそういった政策を立案して、そして進めていくのかっていうことです。これが町長のやる気の見せ どころではないでしょうか。3問目ですね、再度質問いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 永田議員の大変ご心配の件でございますけれども、町民の皆さんとともにやっていくためには、やっぱり健康予防をしっかりとやりながら、介護や医療の関係の費用を削減するようにしっかりと予防行政に努めていきたいというふうに思っております。

そしてまた議員おっしゃるようにほかの関係事業につきましても、無駄な経費を使わないような形の検討を今後十分やっていきながら、福祉はもう高齢社会がどんどんと進んでおることでございますので、その辺の高齢者の皆さんの安心して暮らせるようなまちづくりにしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 1番目の質問におきましては、今後の取り組みを期待するところであり、また我々もいろんな政策立案をやっていきたいと思います。

2問目に移ります。 2問目におきましては教育長の責任と「教育長の部屋」という括弧書きでやっておりますが、大津町のホームページを見てみますれば、教育長の部屋っていう形で教育長のコラムが載っております。いくつか読ませてもらいましたけれども、私あれ読んでですね、感想を申しますれば、はずかしいということです。あの教育長の部屋なんていうのは、私からするならば評論の評論ですよ、ただの。ですから教育長が町民のこのまちなかのですね、町民のために教育をどうするかということではなくて、誰かがぶち上げた論文あたりを読んでこう思った、ああ思ったっていうぐらいのもので、そういったことをするために教育長はいるのかなということで、非常に私とするならばはずかしいことなんです。町民をもう少し見ていただきたいですね。町民の方がやはり教育長が教育長であるべき仕事をやっているから、町の義務教育はしっかりとしたものができ上がっているということを、言葉が出るようなですね、そういった教育をやらなければ、もう本当自己満足の世界ですよ、あれは。これは私の意見ですから1人の意見として聞いてください。町民の皆様方が言われたわけでも何でもありません。議員として思うのは、公共性のある教育に携わってほしいということで、あれっていうのは本当に私はちょっといただけないと思うわけであります。

ということで昨今のですね、この選挙とか見てみますれば投票率が非常に落ちております。これ非常に私危惧する問題でありまして、これを改善するには例えばですね、家庭の中から変えることができるのだろうか、世の中のいろんな情報から変えることができるのだろうか。私は今後ですね、成人、

いやもう18歳からっていうことになってきますけれども、考えたときに少々こわいものがありまして、例えば18歳選挙権を付与された場合、そのときにですね、18歳になられた、政治家のそういった理念あたりがですね理解できるのだろうかと。私はですね、国づくりを考えたときに教育っていうものはやはりその基礎、基本ていうものをしっかりと教えて、日本国憲法をきちんと理解されて国民として誇りを持ってもらいたいということです。

今回の質問の中で私は問題としております選挙、我々も選挙でここに当選しておるわけであります が、日本国憲法のですね、前文によりますれば、日本国民は、正当に選挙された国会における代表者 を通じて行動し、要するにですね、一番最初に皆様方の代表として代表制民主主義をもうつくり上げ なければならない、国民全体の話を聞いてまとまりがつかないから代表制民主主義というものをやっ ておりますから。それで代議士、要するに議論をする人ですね。代議は国民のための代議、我々は代 弁者ということで私たちは言ってるつもりですけれども、代弁者として町民の声をこの議場で発せな ければならないということです。ですから、その選挙っていうものは非常に重要なんです。基礎、基 本なんです、国づくりのですね。そして人を選んでもらう。それをきちんと国づくりの基礎、基本と いうものとして捉えなければ、私は18歳年齢、19歳年齢の方々がですね、その選挙権を付与され たときに、その例えば私が議員になって皆様方の代弁者をやりますよっていうよりも、何かお笑い芸 人みたいなのがですね、出てきて、この人だったら知ってるからこの人に1票とかいうふうになりは しないかなというのは非常に私は実は危惧してるんです。認知度からするならばそういったテレビや インターネットを通じた認知度の高い方が立候補すれば、おそらく当選の確率は高くなるでしょう、 得票率も高くなると思います。その人がですね、決して悪いということではありませんが、ちゃかさ れたら困るんですね、政治というものは。政治によって国民の土台となるものというものをですね、 きちんとつくって、自由闊達にですね、国民の皆様、町民の皆様方に行動していただき、努力した人 はそれなりの成果が実っていろんなことが達成されるというのが私はそういった選挙であり、この国 家の形であると思います。ですから、教育長がやってるのは、自分はこういった資質を持ってますよ というアピールはそれはそれでいいかもしれませんが、やらなくてはならないことがたくさんあると いうことですよ。実際、義務教育終わられてそれから自由にいろんな学校に行かれて、大学まで行っ て、そして勉強されていろんな専攻されてですね、世の中の役に立つと。しかしながらやはり就職率 っていうものが景気回復によって若干よくなったと言われますが、最近の直近の新聞によりますれば やはりまだ大学に行っても約2割が非正規であるということが書いてあります。ですから、今大学が 躍起になっているものは稼げる大学なんですよ。ですから、稼げる大学ていったならば世の中に役に 立つことをですね、きちんと教えるということです。教育っていうものは、そんなにですね、世の中 のために立ってこそなんです。ですから、国づくりの基本となる僕は選挙を挙げましたけれども、そ ういったものをもう青少年の頃からもうしっかりと教えていく、そして国づくりのために誰に1票入 れるのかっていうものをですね、そういったものをですね、教育の場で教えないと家庭教育は限界が ありますよ。特に大学まで行ってですね、専攻されて世のため人のためになるための専攻をされて勉 強されるということで、それはそれでいいかもしれませんが、もう大学自体もですね、もう競争の時

代ですから、内容がどんどん変わってきております。例えばですね、今までの教育内容とこれからの教育っていうことは全く違うわけですよ。例えば英文学部あたりでですね、シェークスピアの文学概論あたりを教えていたのがですね、観光業で必要となる英語を教えるとかですね。例えば法学部で憲法や刑法を教えていたというところがですね、現在は道路交通法や大型二種、大型特殊第二免許の取得を奨励するとか、いろんな形で変わってきております。特にですね、有名な企業に入るためにはどうするかということで、例えば工学部あたりはですね、機械力学、流体力学を教えていたことをですね、これからはトヨタで使われている最新鋭の工作機器の使い方ですね、こういうふうに変わってきてるんですよ、実は。ということは教育論はもう変わる時期にきてるという部分はこれはもうずっと昔から言われていることであります。

もうこの選挙ですね、これはまたもう最近の選挙、これは広報5月分ですけれども、直近の県議会議員の一般選挙、大津町の投票率は48.04%だということがここに書いてあります。大津、菊陽含めて46.57、約半分以下ですよね。半分以下の方、有権者ですから全町民ではないんですね。有権者の方のこれだけです。ということは、その中で信任された方っていうのは、何パーセントの方が信任したと思います、ものすごく低い数字になるんです。私なんて町議会議員の選挙のときが六百何票ぐらいですから、全町民からするならば何分の一ですかね、そういった形になるんですよ。ですから、選挙っていうものは多くの方々がこの人の政治信条や理念やそういったものをですね、きちんと理解して、そしてその町民一人一人の方がしっかりとそういったまちづくりのためにですね、行っていただく。そして一翼を担うというのはその選挙の1票なんですね。これがあまりにもないがしろになってきたということが事実です。ですからこれは変えなければならない。これは求められるのは教育の力です。そう思うわけであります。

ですから、昨今の政治不信につながる事件がいろいろもう、よくもいろいろあるもんだなと思うぐらいありますけれども、そういったものを題材にしてもですね、選挙の大切さあたりをですね、きちんと教えて、町民が教育長に求めるものですよ、何かといったならばそういった自分の識見の教育長の部屋とかよりもそちらのほうじゃないんですかね、求めるのは。そう思います。あれインターネット見てない人は見てないでしょう。ですから本当何パーセントの人しか見てないようなこと、そういったことに時間を費やすよりも5年後、10年後にはですね、例えばこういった選挙の投票率あたりがどんどん伸びていく、若者たちが国づくり、まちづくりに参加しているというようなですね、形をつくるのが教育だと私は思うところであります。ですから、教育がやることは多いんだよということを一例を挙げましたけれども、この数字を見たならば私はどうにかやはりするのは教育かなと、非常に重いことをですね、齋藤教育長は実は担っているのではないかなと思うところです。

ですからこの質問は、教育長になられて一体何をやったんだと、もうその報酬というものは高額に 払っておりますから町民が。その分の言うならリターンを欲しいということですよ。教育者だからな かなか結果が出ないとか、そういったことじゃありません。お金をもらう人は必ずリターンを必ず出 すものです。じゃないと税金はそこで出せません。ここだけははっきり言っておきます。ですからそ れなりの自分が教育長としてのですね、こういったことをやったと、この花が咲くのは5年後かもし れない、10年後かもしれませんがというような言葉をきちんとお聞きしたいと思いますので質問いたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育長齊藤公拓君。
- ○教育長(齊藤公拓君) 永田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、教育長の部屋についてでございますけれども、私の思いといたしましては、まず私自身の考えといたしましては、いろんなものに興味、関心を持つことが私はスタートだろうと思っております。教育に関しても多くの町民の方々をはじめ多くの皆さんにですね、大津町の教育に興味、関心を持っていただく、その一つのきっかけになればなと、あ、こういうこともあるのかという様々な多様性といいますか、多様な視点を持っていただいて大津町の教育を見ていただくと、そういうことをスタートと捉えてですね、世の中のいろんな知識人のいろんな思い、考え、主張ございます。そういうのを私なりに受けとめたことをですね、発信させていただいておるというようなところでございます。今後、今ご指摘がありましたように本町の教育の目指す具体的な方向といいますか、そういったものも入れながらより訴えをしていきたいなとそんな思いでございます。

次に、各種選挙におきます投票率の低下の問題でございますけれども、このことは非常に大きな問題だと考えております。政治に対する無関心層の増大というものは民主主義の根幹を揺るがす大きな課題であると捉えております。また、その課題の解決に向けて教育の果たす役割が大きいということは言うまでもないことでございます。日本国民としての公民的資質を高めることが教育の大きな使命の一つであるということが言えるとこのように考えております。

特に国民生活の安定、向上を図るための国民としての責任と政治の役割について十分理解させるために、学校教育の中においてもその学習が系統的に進められております。小学校においては3年生から始まる社会科の学習の中で、自分の身近な地域の生活に触れることから始まり、6年生では我が国の国会をはじめとする議会政治の仕組みと働き、選挙の意味などを学習いたします。中学校においては公民的分野の中で、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考え、国民一人一人が主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に参画することの大切さを学びます。さらに高校におきましては、政治経済の分野において議会制民主主義、地方自治などについて理解し、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治のあり方及び主権者としての政治参加のあり方について学ぶとともに、政治的無関心が持つ危険性などについても理解していきます。また、本町では平成24年度より中学生議会を開催し、町政や議会の仕組みを理解し、政治をより身近なものとして感じることで住みよいまちづくりの主体者としての意識を高める、そんな契機といたしております。

最近の世論調査によりますと、学校での主権者教育が若者の投票促進のために必要であるという回答が最も多いという結果が出ております。今の教育が将来の社会を左右することはこれは間違いないとそういうふうに考えております。選挙権年齢の引き下げに伴い、初等教育の段階からの政治に関する教育に力を入れ、政治に関心を持ち、政治に対する知識を身に付けていくことが肝要であろうかと思っております。

教育では政治的中立性というものが大変大事でございますけれども、事ここに至っては政治に関す

る教育をですね、さらに継続していくということが私は義務教育段階から大事ではないかなと思って おります。

既に現代は成熟社会に入ったというような指摘がございます。この成熟社会といいますと、高度な情報や知識に基づく多様で付加価値の高い製品やサービスの提供が支える社会ではないかと思っております。特にインターネットのさらなる普及により、今後はあらゆるものがネットワークにつながり、それが分散的、自立的に情報の処理、交換を行い、新しいサービスや価値を生み出していくと、このように予想されております。

さらに、コンピューターの性能が飛躍的に伸び、2045年にはコンピューターの能力が人間の能力を上回る技術的な転換点が訪れ、様々な労働が機械に置きかわるだけでなく、頭脳労働さえも人工知能で代替され、高度な頭脳労働も人工知能が人間のパートナーになるという予測さえございます。

教育再生会議の第7次提言にもありますけれども、このような時代を自立してたくましく生き抜いていくためには、想定外の状況に遭遇しても自分の持てる力を駆使して、主体的に解決していく力を培っていくことが大切だと思っております。これはもう本町においてもそのようなことで校長会等々でも校長を通じて諸先生方にお願いしているところでございます。そのためにもです。就学前教育や義務教育の段階で、基礎となる学力や体力、精神力を土台として身に付けることが不可欠でございます。基礎的な知識、技能は、時代がどんなに変わっても決しておろそかにはできません。人工知能の発達を考えた場合、人間がその優位性を保つ資質、能力を磨き高めていかなければなりません。例えて言うならば、あらかじめ正解のない問いや設定した課題に挑戦していく活動や創造性や専門性を発揮した活動、感性や思いやりが要求される活動などはその価値が今以上に高まっていくものであるとそのように考えております。

このような時代の流れといいますか、今後求められる能力を十分に把握した上で、今後とも本町の 教育、特に義務教育段階においての充実に努めてまいりたいと思っております。

また、最近のキーワードとして今後アクティブラーニングが一つのキーワードになっております。 これは能動的、主体的な学習でございます。幸い熊本県では徹底指導と能動型教育の熊本型学習とい うのを展開しております。こういった素地がございますので、本町におきましても各小中学校、園を 通じまして、そういったですね、21世紀成熟社会を生き抜く、生き抜いていく、そんな資質を持っ た子どもの育成というものに取り組んでまいりたいと思っております。

成果をということでございますけれども、現在様々な機会、特に本町におきまして私は誇るべきことだと思うんですけれども、4月段階におきまして町内の全小中学校、保育園、幼稚園の先生方を集めまして、基本的な本年度の教育の方針等を理解していただいております。そのような席におきましてもそういった思いをですね、一人一人の先生方に伝えながら今後の教育に当たっていきたいなとそういう思いを新たにしたところでございます。

議員のご指摘のとおり、やはりそれに見合う成果といいますか、そういうものが求められていることは重々承知いたしておりますので、今後とも本町の教育の進展にさらなる努力を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質問いたします。

要するにリターンはまだまだ出ないということですね。成熟社会とか言われますけれども、ものとかシステムとかそういったものを考えたら、そういったものは成熟かもしれません。しかしながら、それを使いこなしているかどうかということは別問題ですね。ですから成熟社会というものは、国民一人一人、町民一人一人が成熟したのかということには当たらないんです。だから、成熟社会と一言で言いますけれども、インターネットいろんな形で発達していますけれども、情報化社会にはなりました。しかし、それを使いこなしている人がすべてかというのはこれは違いますね。それと今現状の世の中を見て、そして任に当たるべき。それと将来です。将来に対して教育というのは行うんですね。義務教育というのは。

ですから、ここの一つの資料にですね、下村文科大臣のですよ、中央教育審議会の意見交換会という中で大臣が言われたことがですね、三つの未来予測という形で、今年小学校1年生の児童が大学を卒業するとき、65%の児童が今存在しない職業に就くであろうと。そしてまた第2に、今後10年ほどで47%あたり仕事がですね、自動化されるであろうと。この中には頭脳労働も含まれ、人間の知的労働がコンピューターによって代替されるであろうという予測。そしてまた2030年までに週15時間の労働の時間が到来するであろうと。今のように40時間労働すれば失業者しかもう出ないであろうということです。ですから、これに対応して今後どんな教育をするのか。確かにこの中で大臣は、先ほど教育長が言われたようにどんな時代にもしっかりと生きることのできる教育を実現すると、このことが重要だよということを指摘しております。

ですから、そういった具体例をですね、やれアクティブラーニングとか成熟社会とかそういったことでなくて、実際にそういった義務教育の中で行動を起こして、例えば学校の先生たちを集めているんなことを教育長が指導したと言われました。これはですね、そういった指導の中で、私は思うんですよ、この授業の中で「先生は昨日投票に行って来ました。投票に行って私は世の中の一翼を担ってきたんだよ」っていうことを言う時間ぐらいあると思うんですよ。義務教育はもちろん限られたことしか教えられないかもしれませんが、そういったですね、先生の魅力を高めないと義務教育は充実しないということです。先生自体の問題もあるかもしれませんが、教育長はそういったところをきちんとですね、理解されて教育を施す人、そういった人がですね、私は昨日投票に行ってお笑い芸人に1票入れてきたというようなことにならないようにですね、しっかりと全体を把握して任に当たっていただきたいと思います。

時間ですので終わります。

〇議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時51分 休憩

Δ

午後 0時58分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山本重光君。
- **〇6番(山本重光君)** 皆さんこんにちは。6番議員山本重光が一般質問をいたします。

今回は地域のあり方をどう捉えるか。それから危機管理体制についての認識を問うが2題ということでお願いをいたします。

まず、地域のあり方をどう捉えるかということですけれども、先ほど同僚議員の桐原議員のときの 町長の答弁にも、地域が元気になることこれが非常に大事であるというふうな話もですね、再三あり ましたけれども、この地域のことを考えてみたいと思います。

まちづくりの基本目標が三つあるということは皆さんご存知のとおりなんですけれども、これ人と 企業、それから人と自然、それから最後に一番私が大事だと思っています人と地域、副題が「共に支 え合う町」という、そういうふうなことでまちづくりの基本目標が三つございますけども、永遠の命 題でもあるこの地域のあり方、これについてですね。

私もこの大津の町に生まれ育ち生活し、そして最期のときもですね、この大津の地で迎えると思っておりますけども、この大津の町も以前に比べたら各種企業が進出して立地し、人口も増加を続け、結果的に多様な価値観を持った住民の方々が生活を営まれておられます。それぞれの方々でこの地域というものについての考え方は違うものがあると思いますが、やはり私としては、縁あってこの地に生まれ育ち、また生活をするわけでありますから、この地域というものに対する気持ちをですね、私は大事にしていきたいと考えております。こういう中で町や社会福祉協議会が進めている小地域福祉活動というものに注目したいと思います。

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して充実した生活が送れる地域づくりのことであり、言いかえれば地域が本来持っている支え合い、助け合いの気持ちを取り戻す、またはさらに強めるというものでもあると思っております。社会環境が変化し、多様な社会観、価値観が私たちを取り巻く中、地域社会の価値を見出して、地域でそれを実践していこうとする試みであるこの活動は非常に評価ができるものだと私は思います。平成18年、森区が第1号のモデル地域として指定をされております。以降、平成21年度からは大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定され、活動が推進されてきております。しかしながら実践地区の数的には、目標20地区に対して14地区に終わっており、その分析が問われております。

平成27年度からは第2期の推進計画が策定されておりますが、果たして本当に分析を終えた後での現状認識があっての策定となっているのでしょうか。これまでの推進の結果、今後の問題点などをまずお尋ねいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- 〇町 長(家入 勲君) 山本議員の地域福祉関係にご質問でございますけれども、もう地域福祉活動は平成18年度から小地域福祉活動のモデル地区を指定し、住民福祉座談会を開催し、3カ年をかけて第1期となる大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、大津町社会福祉協議会に委託し、小地域福祉活動の推進地区、あるいは実践地区を指定して進めていたところです。

第1期計画は、平成21年度から平成26年度までの計画でしたので、昨年度計画の見直しを行い、 平成27年度から5カ年の計画である第2期「わがまち大好き!大2作戦(おおづだいさくせん) P art2」を策定いたしました。

地域福祉計画は、地域での支え合いを推進し、子どもから高齢者まで誰でもが安心して地域で暮ら し続けることができる社会づくりを目的としており、第2期計画ではこのような活動をより多くの地 区で取り組んでもらうことが重要であり、そのためには地域リーダーが必要であるとの課題が出てき ております。

地域では、防災、防犯、社会参加や地域貢献、あるいは生活環境整備などいろんな分野で活動されており、これらの通常の地域活動、地域福祉の視点を持った活動につなげていきたいと考えて行政区や各種団体、そして住民全体での取り組みを推進し、そういう活動が行政機関などとの一層の連携を図ることを基本的な活動項目として整備し、進めていくこととしております。

この件につきましては、詳細について担当部長からご説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **〇住民福祉部長(杉水辰則君)** 山本議員の質問である地域福祉活動の進捗状況や問題点、今後の方策 についてお答えいたします。

平成26年度は、第1期の地域福祉計画の終了年度にあたり第1期計画の地域福祉活動の進捗状況について取りまとめを行っております。まず、現状についてでございますけれども、地区での座談会をもとに地域の困りごとの気づきと、困りごと解決への取り組みを工夫する小地域福祉活動を行っている実践推進地区は現在13地区、15行政区となっております。また福祉と地域のパイプ役的存在である地域福祉推進員は、43地区、45行政区の73名の方々が地域から選任されて活躍されているところです。さらに身近な地域での住民の集いの場であるふれあいサロン活動は、11地区、13行政区で行われており、地域住民と共同で介護予防を行う介護予防型ミニデイ事業は22行政区で行われているというような状況でございます。

次に、地域福祉活動を推進するための問題点についてでございますが、計画の見直しを行う中で近隣コミュニティ活動自体を進めることが地域福祉の目指す地域支え合いにつながるため、行政区嘱託員をはじめ地域のキーパーソンの育成や地域福祉への理解を深める研修が必要であり、また小地域福祉活動を行う地区として、既存の地域事業や行事に焦点を当て、一緒に推進できる取り組みや話し合いの場を設定し、防災マップづくりから地域の見回り活動へつなぐことができないかなど、様々な行政施策の横の連携を活かして総合的な支援体制を整備する必要性が明らかになったところでございます。

このような問題点を整理した上で、地域福祉活動の今後の方策については、町と社会福祉協議会と 共同で第2期の地域福祉計画と地域福祉活動計画をあわせたところで策定をしたところでございます。 計画では三つの柱を立てており、まず第1の柱としまして地域での支え合い活動の推進を掲げ、小地 域福祉活動事業には取り組まないとしても、既存の行事や地域活動が高齢者や子育て、障がい者の支 援につながっていくように福祉座談会の開催を進めていくこととしております。 また、地域では行政区や組単位で防災に関する情報の確認を実施して、ひとり暮らし高齢者等の見守りマップを作成し、地域支え合いへの取り組みの支援を進め、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、子育て世代の人を含め虐待や精神障がい者、発達障がい者などきめ細かな見守りを進めるためにも自主活動を支援していく必要があるとしております。

第2の柱としまして、支え合いを担う人材とネットワークづくりを掲げております。介護予防事業や障がい者との交流、福祉事業所と地域との交流、認知症サポーター研修など、いろいろな団体や人材が地域福祉に関する取り組みを行っており、また行政区や各団体での福祉に関する取り組み事例をはじめ福祉関連事業所やNPO法人の活動情報を把握し、共有、活用していくことにより、より充実した取り組みにつなげていきたいと考えております。また、このためには地域福祉推進員、介護支援サポーター、ボランティア連絡協議会などとの情報交換や研修など、担い手の人材育成が必要というふうに考えております。

第3の柱としましては、行政、専門機関の一層の連携としまして、総合相談事業等の対応を掲げております。生活困窮者世帯への対応をはじめ複合的な生活課題を抱える世帯への対応の充実を進めていることとしております。関係課や社会福祉協議会、関係機関との連携を行い、情報の共有や経済的、社会的自立など幅広い対応に当たりたいと考えております。地域の福祉事業所では、地域貢献活動などが行われておりますけれども、福祉に関する専門職員がいることから、地域住民との交流などで地域の福祉資源としての役割の発揮が期待されていることから、福祉関連事業所と地域とが交流しやすい環境をつくっていきたいというふうに考えております。

このように三つの柱を軸に、地域活動に福祉的要素を加える活動や地域でのサロン活動、地域で活動できる様々な人材の育成や掘り起こし等を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど指摘がございました目標20地区に対しまして現在14地区ということで、非常にまだ取り 組みが遅れているというような状況でございますけれども、今申し上げたようなところで、今現実と していろんな様々な活動を行われている地域がございます。そういったものに対しましてですね、福 祉的視点を備えたところでの活動となっていくように私どもも支援をしていきたいというふうに考え ております。それが地域福祉活動につながっていけばというふうに考えております。

以上でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。

○6番(山本重光君) いろいろ説明をいただいたんですけども、もうちょっと肝心な感じのですね、 20という目標に対して14という、民間企業であればもう全くの目標未達というですね、そういう ふうなことなんでしょうけど。もう少しこうしっかり深くですね、分析をしていかないと新たなその 計画のほうまでですね、つながらないんじゃないかなという気もいたします。

これ2年前もですね、同じ質問をしてるんですけど、そのときのちょっと町長の答弁をですね、ご紹介したいと思いますけども、平成21年3月、地域福祉活動ができない理由、進まない理由としての答弁じゃないんですけど、一般的な答弁としてですね、それぞれの福祉活動の地域に助成金を検討

したいとかですね、そういうふうなお言葉もあっております。今部長の説明からするとですね、やはり人が重要だというふうなこともあるんですけど、人に加えてですね、やはりものみたいな、その補助金を出せということでもないんですけども、何かその具体的なですね、そういうこう頑張ってる地域と頑張ってないとは言えませんけども、まだ取り組みがでけてないところとやはりある程度の差を付けないとですね、その物事の進捗は図れないというそういう気もいたします。

それと、あと組織として一番大事なところは先ほど話がありましたけども、社会福祉協議会ですよね。社会福祉協議会がいかに動くかみたいな、そういうところもあるんですけど、社協の代表は町長でもありますけども、今ですね、前回は多分社協の中で地域福祉に関係する職員は4人という返事があったと思うんですけど、これ今後ますますこれ地区が増えていきますので、社協の数十人おる中で地域福祉に関わる人が4人というのはですね、非常に私は少なすぎるという気もいたしますけども、そういうことに関して先ほどの助成金とこの社協の今の支援体制ですね、ここら辺について再度お答えください。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

- 〇町 長(家入 勲君) 山本議員の再質問でございますけども、福祉計画につきましては町のほうで いろいろやっておりますけども、実際の実施計画は社協のほうで委託しながらやるということで、大 変社協のほうも今後の福祉対策につきましてですね、介護1、介護2とかそういうものは町でやって いかなくちゃならないというようなことと、いろんな形で議員の心配されるように多くの方々の相談 相手とかいろんな形を役場とか社協ではなかなか厳しい状況であるというような段階で、やはり地域 で頑張ってもらうということで、そういう形で今まで民生委員さん、あるいは嘱託員の皆さんとのそ の地域の絆の強いところにそういう福祉の基点となるような活動がなされておりますけども、今まで やってきた中でもう一歩先へ抜けられないというような状況について、今の社協の関係についてもで すね、もうめいっぱいやっておるというような状況で遊びがないような状況でございますので、もう 少し社協の充実を今後図っていくために、社協の専門的な職員採用の中でしっかりと取り組みができ るような形も検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後 については十分社協の今の仕事の内容も今後の高齢化、あるいは精神的な課題事項いろいろございま すので、地域で守ってやっていただけるようなための前の一歩の職員の育成を図っていければなとい うふうに思いますので、町は3年、4年で代わりますけれども、社協はずっと腰を据えて頑張ってい ただいておりますので、そちらのほうの充実を社協のほうとも相談していければなというふうに思っ ております。もちろん大津町から社協のほうに委託事業をたくさんやっておりますけれども、赤字に なる事業もあるし、儲かっておる事業もなかなかないというような状況でやりくりを社協のほうもや っておるようでございますので、十分その辺の内容を検討しながら社協の充実を図りながら、行動で きる社協と地域育成のために頑張っている社協になっていければなというようなことで、今後の支援 も考えていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長 (大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- ○住民福祉部長(杉水辰則君) 地域福祉活動に対する何らかの助成が必要ではないかと、というか答

弁でそういった答えたということでございますので、どういうふうに考えているかというふうな質問 内容ということでよろしいでしょうか。

基本的にはですね、地域福祉活動ということで取り組んでおられますので、地域福祉活動、先ほども言いましたように地域では様々な活動を行われているということで、地域づくり推進活動、ミニデイサービス、あるいは自主防組織の活動、そういったものがございます。そういったような活動の中で、それぞれ例えば地域づくり活動であれば地域づくり活動事業補助金として、そういったところの補助金ももちろん活用できるわけでございますので、そういったところの資金の活用というのも考えられるのではないかなというふうにも考えております。

それから、自主防災の関係におきましてもですね、そういった中で福祉の観点を取り入れたところでの自主防災活動、これをやっていただくことによってそういった資金的なものの考え方というのもある程度解決できるのではないかなと、そういった既存のいろんな補助金がございますので、そういったものも十分活用した上で地域づくり、あるいは小地域活動、こちらのほうを進めていくことが肝要ではないかなというふうに考えているところでございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。

〇6番(山本重光君) ちょっと助成金というか、お金を出してくれという気持ちでもあまりないんで すが、そういうものもですね、やはり考えていかないとなかなかこれ進まないんですよね。この地域 福祉というのは非常に広くこうなるところがあるんですけど、言うならばいろんなことを地域で話し 合いをするので、時にはその防災、地域防災についてとかですね、時には元気なお年寄りをつくるた めにはどうするかとか、いろんなそういうふうなことも常々考えるような活動でもあるわけですよね。 そういうことを考えると、そこをしっかりこう福祉の活動をしている団体とか地域に何かこうものを 上げてもですね、結果的に元気なお年寄りが増える、災害が減る、長い目で見ればですね、目に見え ないお金として返ってくる。医療費の削減にもつながるとかですね。そういうふうなこともあります ので、かつ平成21年、もう6年前に検討したいというこれがあって、その後何か何らの意思表示も ないんでですね、そこら辺はしっかりこう、それでなくても何か代わるものとかですね、そういうこ とも検討したほうがこれ地域福祉を進める上ではですね、大事なことだと思います。いまだに地域福 祉って僕らが言いますけど、「地域福祉て何ね」とかですね、そんなことも言われます。はっきり言 ってまだまだ広報とかですね、啓発活動みたいなそういうものも足りないと思っております。社会福 祉協議会さんの職員のその体制がですね、もっと充実させるのが僕は急務だと思いますので、今後そ こら辺の対策をですね、しっかりとっていただきたいということもあります。広報宣伝とかに関して ですね、やはりそういうものをどんどんどんどんやって、この地域福祉という言葉なり活動がメジャ 一になってくればですね、自ずとその14地区がまた20なり30なり増えていくということも考え られます。だからいろんなメディアとか、ものでさらにそういう広報を進めていっていただきたいん ですが、そこら辺についてのお考えはどうでしょう。

〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。

〇住民福祉部長(杉水辰則君) 地域福祉活動に対する広報のあり方といいますか、そういったことに

ついての町の考え方をということのご質問かというふうに思いますけれども、広報につきましてはですね、本当に大事なことであろうかと思います。いろんな場面を通じまして地域福祉活動についての広報を行っていきたいと思います。町の広報誌、あるいはいろんなその行政区嘱託員の会議とかいろいろございますので、そういった面も使いながらですね、いろんな場面で地域における取り組みの紹介をしたり、あるいは地域福祉活動はどういったものであるかとかですね、いろんなことを啓発、あるいは周知しながら、なるべく多くの地域に取り組んでいただけるよう努めていきたいというふうに考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。

○6番(山本重光君) 社協職員の方々はもちろんですけども、町の地域担当職員とかですね、地区の 区長さんはじめ役員の方々、福祉のコーディネーターの方、民生委員の方々そういう地域にしっかり おられる方々がたくさんおられますけども、そういう方々が集まって話をし続けるこの地域福祉って いうのがですね、やはりこの地区の実情に応じたきめ細かなサービスあたりをですね、繁栄させてい くという、言うならばちょっと大きな話ですけど、まちづくりにも貢献していくというそういうふう なことにもなりますので、ぜひ地域福祉に関しての目標は絶対必達するぞという、そういう意気込み でですね、今後活動をしていただきたいと思っております。

次に、危機管理体制についての認識を問うということで2題なんですけども、まず地震対策についてお尋ねします。

マグニチュード7.3で死者6千437人、阪神淡路大震災、20年が経過しております。また、マグニチュード9.0、死者1万5千886人、行方不明者がまだ約8千人おられますけども東日本大震災から4年が経過しております。この未曾有の大災害を私たちは風化させることなく、このことからですね、しっかり学び続けていかなければならないと思っております。東日本大震災が海溝型地震である一方、阪神淡路大震災は直下型地震であり、亡くなった方々の83%が建物倒壊により頭部損傷などによる原因で亡くなっておられます。ある程度の地震がきても建物の倒壊を防げれば尊い命を失わずに済むというこういう結果になっております。

地震が起こる原因としては、活断層というものがありますけども、この大津町にもきちんとした活断層がですね、あるということはあまり知られていないかもしれませんけども、ご存知の方も多いと思います。これは布田川日奈久断層帯という活断層、南阿蘇村の阿蘇外輪山から芦北町を経て八代海南部までの北東から南西方向に延びるものでありますけども、大津町はこの断層の北東に位置をしております。ここで発生が推定されるマグニチュードはですね、これ町の文書にもありますけども、マグニチュード7.2が発生推定されるというようなことでございます。その発生確率はこの30年以内には6%以内と予想されております。今後30年の間に大規模地震が発生する可能性の高い活断層のグループに入っているということであります。言うならば大津町の真下をですね、私たちのこの真下を活断層が眠っているというふうなことでもあります。

建物倒壊を防ぐための耐震についての基準が大津町建築物耐震改修促進計画というものであります けども、この平成22年に策定されており、ちょっと文書としては古いんですけども、ただこの最終 年度が平成27年度、今年度ですね、となっています。計画ですので、最後のこの年度、いかにこの 見ていくかみたいな、そういうことが必要になってくると思っております。

現在の大津町における耐震化率の現状などについてお答えください。

失礼しました。続いて2題目ですけども、危機管理に対して2題目、これは地域、学校、家庭の関 わりについてということで、最近とみに新興住宅地はもちろん農村地区にもですね、アパートあたり がどんどん建っております。そこで心配するのがですね、言わずもがなですけども、やはり人と人と の結び付きが希薄になるという、そういうふうなことでございますけども、町の人口が増加をし続け ておりますので、そのアパートがどんどんできるというのは当たり前の話ではあるんですけど、私が 一つこう問題にちゅうかですね、みたいのは町内会とか自治会ですよね、これにその新しいアパート の住民の方々が入っていただけるのかどうかみたいなですね、そういうふうなことが一つあります。 町内ごとにいろんなこう町内に入居するときの取り決めというか、町内の規約みたいな、そういうも のがありますけども、これはもう各地区でですね、多分バラバラだと思うんですよね。だからある地 区はもうほとんどその自治会なり町内会に新らしい方も入ってもらって、きちんとこう町の広報なり いろんな情報の共有ができてるところもあるかと思いますけども、反面そうじゃないところとか、こ れまではできとったけども、その一軒家が減ってアパートが増えて、どんどんその町内会の戸数が減 ってきているとかですね、そういうふうなことが現実的にあっていると思います。この新しくおいで になられた方々はですね、一つやはり個人の権利というのがやっぱりあるわけですよね。個人の権利 とか考え方とかそういうもの違いますので、町内会にどうしても入らないといけないということでも ないもんですから、そこら辺が非常にこう今後悩ましい問題でもあるわけですね。

こういうことに対しての今の現時点での町長のお考えはどうなのかという、そういうこともお尋ねします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 山本議員の危機管理体制についての認識についての質問でございますけれども、公共施設の耐震化につきましては耐震調査を行い、役場庁舎を除き学校施設などほぼ完了しております。役場庁舎は昭和56年の耐震基準改正前に建築された建物で、現在まで耐震補強を行っておりませんので、庁舎建設事業基金条例を制定し、基金積立を行いながら耐震補強を施すのか、新たに建て替えを行うのか、そしてまた民間の建物の活用など幅広く比較検討を行っているところでもあります。

また、公共以外の建物の耐震性については、平成21年度に大津町建築物等耐震改修促進計画の中で検討しましたが、本年度町全体としての耐震化状況の調査を行い、特に国道、県道の重用路線については沿線家屋部分の重点調査を実施する予定にしております。震災時における幹線道路は、救急車両や救護物資の運搬に利用されるライフラインであり、災害被害を最小限に抑えるためにも住宅の耐震化率の向上は重要なことであると認識しております。

防災、減災に対する考え方は、九州北部豪雨災害の教訓からも自助、共助の果たす役割の重要性が 認識されてきております。町としても自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、そ のような意識を持った自主防災組織の育成、強化に取り組んでいます。地域防災リーダーとして50人の防災士の育成や防災指導員の委嘱を行い、地域の災害に対する意識啓発や新たに地域防災力活動 支援事業などを実施しております。地区の状況によっては、アパートや転入者が多く、なかなか地域 のつながりがとりづらいという話もお聞きしております。災害や非常時にみんなで支え合おうと助け 合おうということが必要なことは多くの人の心の中にあると思います。防災について考え、話し合う ことを切り口に助け合い、支え合う地域づくりにつながっていければなというふうに思っております。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 十木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 公の施設以外の耐震化についてご説明いたします。

地震発生時に通行を確保すべき道路してですね、県が指定します緊急輸送道路というのがございまして、これにつきましては国道 5 7 号及び国道 3 2 5 号というのがございます。この道路につきましては、災害時における多数の者の円滑な避難、緊急消防活動の実施、避難者への救助物資の輸送の確保等の観点から、地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けられているところでございますし、道路沿線の建築物の耐震化を図るべき道路として位置付けられております。

調査しましてこの沿線の建物につきましては、調査で耐震化率は一応100%でございます。しかしながら町指定緊急輸送道路としまして、県道大津植木線、役場の前を通っている道路でございます。 県道矢護川大津線がありまして、こちらについてなかなか耐震化が進んでないと、旧耐震の建物が散乱してるということです。21年の調査時点では45件ございます。ですから、ここの耐震化を積極的に進めなければならないと考えているところでございます。

なお、耐震化率のパーセントにつきましては、平成21年度65.5%、26年度が76%ということで、今の現在の耐震化率につきましては、以上の結果でございます。

よろしくお願いします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 町の人口増加と人と人との結び付きや地域、学校、家庭の関わりについて、このようなご質問ですけれども、町の人口は平成20年から27年にかけて約3千700人増加をいたしております。これは美咲野区の増加によるものが大きいのですけれども、これ以外にも先ほど話がありましたとおり、幹線道路沿い等にアパートやマンション等が建設されてきたのも一因だと考えております。

このようなアパート等に住まわれてる人が行政区や組に加入しないなどの問題も指摘されております。地域への帰属意識が低いとか無関心とか言われますけれども、いつ起きてもおかしくないこの最近の自然災害を見ますと、やはり防災対策は普段からの近隣や地域とのつながりが大事であるとのそういう認識は徐々に広がってきてはいるものだと考えております。あいさつや声かけ、また祭りやイベントなどの親しみやすい行事を通じて顔見知りになる、つながりができるということが、いざというときに家族や自分の命を守ることにつながるという意識をぜひ持っていただきたいと考えているところでございます。

自主防災組織の活動は、地区での取り組みに大きな格差がございます。先進的な取り組みをされて

いる防災組織の活動や具体的にどのような活動をやっているかなどの事例をPRしたり、ガイドブックを作成し、地域の自主防災組織の活動を支援していきたいと考えております。

また、防災指導員や防災士の皆さん、行政区嘱託員の方々などと幅広く連携し、地域に住む住民の皆さんが一体となり防災や防犯などの地域の安心・安全の確保という目的のため、そして先ほど話があっておりました小地域福祉活動での地域での支え合い活動等に取り組み環境づくりを支援していきたいと考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。

○6番(山本重光君) ちょうど町長がおっしゃられました道路を閉塞する恐れがある建築物ですね、これが一番こわいということです。もう先ほど説明があったとおりなんですけど、なかなか町内の避難場所への水、食料品の備蓄が進まない中ですね、もう私何回もこの話言ってるんですけど、防災拠点から避難場所にものを運ぶわけですよね、水、食料。ものを運ぶときにそこの道路が倒壊物で埋め尽くされてたら通れないわけですね。そういうふうな観点でですね、先ほど部長のほうからは45件がまだ耐震化ができてないという、そういうふうなところなんでしょうけども、ここが一番心配ということですよね。57号、325号、これに関してはもうほとんど要するに建物がない、ないから100%という耐震化率になってると思いますけど、一番多いのはこの県道30号なんですね。県道30号というのは大津植木線は要するに商店街ですよね、商店街。商店街の中でこれもあんまり言えないんですけどね、45件というのはやはりこの耐震化を進めようとしても、なかなかその先立つものがないとかですね、なかなか店自体をやってないからとかですね、いろんな要因があって、一概にこう45件の方々に耐震化を進めなさいなんか言うてもですね、なかなか難しい部分はあるかと思います。しかしながら、やはりこの防災あたりのことを考えればですね、ここら辺はいかに早くどうにかするかていうところがしっかり問題になってきてるわけですね。

そこら辺について今後どうするのかを一つお答え願いたいと思いますし、先ほど76%というその耐震化率の話があったんですけど、この76%の耐震化の率に対してですね、これはもう町のあれに書いてありますのでわかりますけど、平成27年度の目標をですね、90%にするて書いてあるんですけど、これはどうやってその76から90にするのかっていう、できるのかなっていうそんな感じもしておりますけども、この点と先ほどの45件の耐震化率の進捗をどのようにして図っていくか、そこら辺についてお答えをお願いします。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 現状についてご報告申し上げます。

耐震化が約45件、この旧道沿いでございますけども、耐震化についての国の補助事業というのが ございまして、これにつきましては国庫の補助事業でございますけども、その補助の内容がですね、 いわゆる耐震化すべき建物の耐震化部分についてのみ3分の1の補助を出すというのが国の補助制度 でございまして、これが全国津々浦々ございますけども、この補助金の用途がほとんど国の補助とし てですね、用途を成してないといいますか、実際使われてないという補助金でございますので、町と しては県のほうにですね、補助内容についてのその建物をつくったときに、その中の耐震の部分以外 も補助対象としてくれという形でですね、全国レベルで国に要望されております。ですから補助内容のもう少しの嵩上げをお願いしたいということでですね、これにつきましてはその45件等々にも町のマップ等を使いましてですね、啓発をしたところでございますけども、なかなかその耐震だけのいわゆるその耐震改修というんですかね、それについてはなかなかその皆様方がはっきりできないというのが現状でございますので、もう少し補助内容のですね、再検討を全国レベルで国のほうに要望されてますので、そのような形でですね、要望していかんと、なかなかこの耐震化だけの事業というのは難しかということで思います。昭和56年以前の旧耐震のものでございますので、もう大体30年前後ぐらいの建物でございますので、21年に調査しましたのが45件でございますので、そのあと一応取り壊されてもう新築されてる家が何件かあります。これはまた本年度調査する予定でございますので、そういった形でですね、補助内容のアップという形で国のほうにご相談していかんとなかなか難しいのかなと思っております。

耐震化率の90%につきましても、その補助内容の部分をある程度国のほうに改正をお願いせんと、なかなか耐震化率の76が90というのはなかなか難しいかなというところで今考えているところでございます。

すいません、以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。
- ○6番(山本重光君) 目標90%は難しいというようなね、目標にはあまりなってないような気もいたしますけども、今後の進捗をしっかり図っていただきたいと思いますし、県道30号線、商店街の話ですけど、こちらはもうなかなか相手があることで難しいかもしれませんけど、やはり大儀がありますよね、そこを通って避難者に対する水、食料品を届けるんだというそういう道なんですよという、そういうところをしっかり町民の皆さん方にも認識をですね、していただきながら進捗を図っていただきたいと思います。

それから、先ほど総務部長のほうからご答弁がありましたけども、やはり新しい方々のですね、町内会に入るという話については答弁あったんですかね、については、本当にこれは個人の権利が優先なのか、地域の絆づくりが優先なのかていうその究極の選択みたいな、そういうのがあるかもしれません。しかしながらはっきり言って私は、もうなんさま永住しようがちょっとアパートに住まわれようがですね、町内会には入るべきだと思っております。右か左かて言えばですね。それはもう本来皆さんそう思ってるはずなんですよ。だけどもやはり先ほど言いましたいろんなその考え方、個人の権利、そういうものが主張されるので、思うようにいかないところなんですけど。やはり私としては、町のスタンスとしてはですね、全員町内会なり自治会にかたって、いろんな利益を享受してもらったり絆づくりを進めなさいよという、そういうことははっきりこう示してもらいたいですね、その方向性をですね。ちょっと暴論かもしれませんけども、そういうことだと私は考えております。

この点について、町長のお考えをお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 地域は一体となって取り組まなくちゃならないということは、もう十分アパ

ートの住居の皆さんも心にはあるんじゃないかなと思いますけども、アパートに入る人の状況というか、短期であったり一、二年であったりいろいろする中で、地域の中での活動をなかなかされてないというか、そういう方についてなかなかですね、区長さんとかいろいろ言われてもなかなか入って来られないというような状況でありますし、そのアパートの大家に言ってもですね、大家さんはいや、管理人のほうに頼んでおりますからということで、不動産管理の関係に話してみてもその辺の入居者との当初からの契約事項というか、そのような共益の問題関連等がうまくうたってあればいいんですけども、その辺がなかなかうたってないんじゃないかなというような思いをしますので、この辺につきましては、大家さんをはじめとする不動産管理者の皆さんともご相談をしながら、なるだけすべての人がその地域に活動というか、町内に入っていただけるような形になっていただければなというような思いもしておりますので、今後そういう形の中で相談を進めさせていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。
- ○6番(山本重光君) ぜひ全行政一体となって進捗を図っていただきたいと思います。 一般質問を終わります。
- ○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。 2 時から再開いたします。

午後1時49分 休憩

 \triangle

午後1時59分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。 本日の質問の第1点は、大津町におきます非正規労働者の処遇をいかにして改善するべきであり、 いかにして改善をするかという点であります。

現在国会では、派遣労働法のさらなる改悪が審議がなされておりますが、その法律ができればまさに生涯派遣労働者として使われてしまうと、そういうことが危惧をされているわけでありますが、まず私たちのこの地元の大津町で、いわゆる官製のワーキングプアというのをなくしていく努力をするべきだと思うところであります。

そこで、大津町における非正規労働者の実態をまず触れてみたいと思います。公務員の非正規労働者といっても非常に法律が複雑で、私も調べれば調べるほど頭が混乱するほど複雑な制度となっているようであります。

その中で大きく言って三つの雇用形態があるようであります。その一つは、特別職であって非常勤の職員である。我々議員もその特別職の一種ではありますが、この特別職の以前は嘱託職員とかよく使われておりましたが、現在大津町ではこの特別職は各種委員会の委員とか、まさに必要なときだけ集まっていただく専門的な人たちといわれております。地方公務員法の第3条の3項で規定がなされているということです。ですからこの特別職については今日の質問から除いてお尋ねをしたいと思い

ます。問題は一番非正規の中で多い一般職の非常勤職員、予算書等で大津町で現在一般職に当たる非常勤職員は185人いらっしゃるそうであります。そのほか臨時職員ですね、こちらは1年の半年間雇用されてさらに半年、結局は1年間で雇い止めと。1年たったら一旦首が切られて、また再雇用されるとそういう状況となっているようであります。

そこでお尋ねすることは、まずこの非常勤職員の185人、この中で現在大津町では概ね3年で雇用を打ち切ってまた再雇用するとなっておりますが、この非常勤といわれるそうした人たちが長年にわたって雇用されている、また雇用されなければ問題でありますが、事実上そういう人たちは半ば正規の職員よりも業務については精通をしているという人もたくさんおられるようであります。

そこで、非常勤職員の中で再任用、再雇用ですね。年数の長い方々がいらっしゃるかと思いますけど、その職種、そして年数は長い人からベスト3ぐらいで結構でありますけど、年数と何人の方が該当をするのか、また臨時職員についても雇用年数の長い人の状況をまず明らかにしてほしいと思います。

そこで大津町の非正規のまさに中核を成しております一般職の非常勤職員についてまず述べたいと思います。地方自治法の203条の2項によりますと、地方自治体は非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。給料じゃないですね、報酬です。第2項で、報酬はその勤務日数などに応じてこれを支給すると、ただし、条例で定めをした場合はこの限りではないということでありますが、非常勤の職員の職種等によって報酬を支給する。それから、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。第4項で、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないとなされております。ところが、大津町の例規集をあちこち調べてみましたが、大津町にはこうした非常勤の報酬を具体的に述べた条例はございませんでした。結局大津町では非常勤の職員に対しては要項という形で定められているのが現状です。そこでこの問題点を指摘し、また改善をするべきではないかということでありますが、まず最初に、こうした非常勤職員の報酬等について条例がないことはまさに地方自治法203条の2項に違反をしていると言わざるを得ないと思いますので、条例を制定するべきである、つまり議会の議決事項にするべきであるということです。

それから2点目に、非常勤職員の人たちの報酬額は一律であります。例えば保育士、あるいは幼稚園教諭、こういった人たちも何年勤めても報酬額は全く変わらない、1円も上がらないという状況です。その職務とか責任の度合いに応じてですね、報酬が上がるようなことが全くないというのが問題ではないかということです。ほかの自治体をいろいろ調べてみましたが、別に非常勤職員として5年も6年もあるいは10年も勤めておりますならば、いろいろな経験をして役場の職員と違って基本的に異動がございませんので、まさにその道でのプロフェッショナルになってるような人たちがいるわけでありますが、そういう人たちの経験については全く評価がなされていないのは問題ではなかろうかということです。こうしたことに対して昨年総務省が、そういう人たちに対して報酬額の引き上げができるという指導文書が出されているはずであります。

3番目に手当の規定がないということです。まず通勤手当、それから時間外、あるいは休日働いた場合、あるいは出張、こういった問題についての要項の中でも規定が全くなされておりません。

そこで、この点につきましてはですね、時間外勤務というのはこの要項の中でもないわけですから、 本当に時間外勤務はないのかと、あるいは休日の出勤が命じられることはないのかということであり ます。もしこれがあるとしましたら、労働基準法に違反するということですね。時間外勤務をすれば、 一般の労働者もまた正規の公務員も割り増しの支給があるはずであります。

それから4番目に、費用弁償の中で通勤費用の規定がないということです。その他各種法律の適用 問題もありますが、少なくとも通勤費用については直ちに改めるべきではないかということです。こ の点については、熊本県は既に改善がなされているということであります。

もう一つの臨時職員ですね、半年で雇用継続で最高1年で首を切られるという臨時職員、こちらはですね、地方自治法の204条で常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料と旅費を支給しなければならないと、つまり臨時職員は給料ですね、報酬ではなくて給料、手当になってるわけです。こちらも同じく条例でこうした短時間勤務職員に対し、扶養手当や期末手当、また退職手当を支給することができるとなっておりますが、大津町ではそういう規定がございません。

さらにこうした給料、手当などは支給方法と額ですね、条例でこれを定めなければならないということです。そういう意味で臨時職員についても条例がないのは地方自治法204条の2項に違反をするのではないかということです。

それから、臨時職員についても時間外勤務、休日勤務は原則として認めないと、原則として認めないということは実際あるわけですね。多分あるんだと思います。この点もですね、本来時間外、休日勤務は割り増し支給をされるべきであるので、まさに労基法に違反をするのではないかということです。そういう臨時職員についても各種の手当の規定は、私が見た限りでは町の要項、規定の中には見当たらないという状況でした。

以上、非正規労働者の実態、それから非常勤職員について、また臨時職員について問題点と改めるべき点があるのではないかという点でお尋ねをいたします。

そして併せまして、こうした非正規労働者の皆さんの処遇の改善が必要ではないかということです。この間、何回かこうした非正規労働者の処遇改善を求めてまいりましたが、一部町のほうでも改善をしてきたということでありますが、それでもまだ足りない。例えば保育士、幼稚園教諭、こちらは月額で14万2千100円です。ボーナスとかは全くございませんから、14万2 千100 円で12 カ月、1年間働きましても年収で170 万5 千200 円、200 万円に届かない、まさに官製のワーキングプアだと言わなければならないと思います。

そういう意味でですね、こうした非正規労働者の処遇、働く人の立場に立って真剣な改善が必要ではなかろうかと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 荒木議員の非正規職員に関する条例と処遇改善についてのご質問にお答えを したいと思います。

大津町では最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うために、事務の種類や性質に応じて任期付き職員や臨時、あるいは非常勤職員という多様な任用と勤務形態を活用し、最適と考えら

れる任用、勤務形態を工夫しながら行政運営を行っているところです。

その結果、議員おっしゃるように現在正規職員は209名に対しまして、185名の非常勤職員と35名の臨時職員の方々に行政サービスの一端を担っていただいているわけですが、これらの臨時、非常勤職員の方々には、各種の法令に適合した勤務条件のもとで安心して働いていただけると考えています。今でも雇用保険、健康保険、厚生年金などの社会保険への加入、健康診断の実施、各種休暇の給与を行ってきたところですが、今後も法令等の改正及び生活、社会情勢の変化に合わせて、近隣自治体の状況を見ながら臨時、非常勤職員の方々の待遇の改善を図ってまいりたいと思います。その中で必要な条例化や要項の改正を県とも協議して進めてまいりたいと思います。

2点目の非常勤職員の報酬額の引き上げについてですが、臨時・非常勤職員の賃金、報酬につきましては、これまでに最低賃金、民間の状況、近隣自治体の賃金や報酬額などを考慮して一部見直しを行ってきたところですが、昨年は7年ぶりに給与の引き上げ勧告もありましたので、再度近隣自治体の状況などを調査して、これをもとに同種、同類職種の賃金水準の均等を図りながら本年4月に引き上げを行ったところです。

引き上げ等の内容の詳細につきまして、あるいは所管関係で臨時関連等で働いておる状況につきま して、担当部長のほうからご説明を申し上げます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 非常勤の職員等の現況等について説明をいたします。

簡素で効率的な行政運営や行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、任期の定めのない常 勤職員が中心となる行政体制を基本としまして、事務の種類や性質に応じて非常勤職員や臨時職員な どの多様な勤務形態の職員を雇用しております。現在、一般職の非常勤職員、臨時職員220名の皆 さんに働いていただいております。

勤務年数につきましては、途中の空白期間や職種の変更などもございますけれども、通算で一般職の非常勤職員で5年以上の方が16人いらっしゃいます。最高はいろんな職種をかわられましたけども20年という方がいらっしゃいます。臨時職員では5年以上の方が1人いらっしゃるという状況でございます。仕事のほうは事務補助ということでございます。

任用の根拠法令につきましては、先ほど話がありましたけれども、一般職の非常勤職員は地方公務 員法第17条、臨時職員は同法第22条第5項、特別職の非常勤職員については第3条3項3号と異 なっておりまして、そしてどの業務にどのような任用、勤務形態の職員を充てるかについては、地方 公共団体の判断とされております。

町では、一般職の非常勤職員の任用については、大津町一般職の非常勤職員の任用等に関する要項、 臨時職員の任用は、大津町臨時職員任用等取扱要項に基づき、勤務条件や勤務時間、報酬額や賃金を 明示して選考をしております。

しかし、平成26年7月、総務省自治行政局臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等についての通知で、任用や勤務条件等再度の任用などの留意点が示されましたけれども、この中で大部分は該当しておりますけれども、一部修正や改正が必要な箇所が出てまいりました。

臨時・非常勤職員の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で規定を しておりますけれども、報酬及び費用弁償の額及びその支給方法は条例でこれを定めなければならな いとする地方自治法第203条の2の規定につきましては、条例またはその委任を受けた規則等で明 確に定める必要がありますので、早急に条例改正の手続を行いたいと考えております。

また、時間外勤務に対する報酬の支給や通勤費用の費用弁償について、適切な取り扱いを求められておりますが、この点につきましては、勤務条件として明示された所定の労働時間を超えて勤務を命じることは想定はしておりませんけれども、通勤費用の費用弁償とあわせて他の市町村の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

また、大津町臨時職員任用等取扱要項に規定しております時間外勤務や休日勤務については、現状と合っていない点がありますので、条例改正と併せて要項を改正したいと考えております。

臨時・非常勤職員に対する休暇等の付与については、年次有給休暇、産前産後休業、育児時間、生理休暇等について、非常勤職員は要項に記載し対応をしているところですけれども、臨時職員につきましては、同様に運用は行っているものの大津町臨時職員任用等取扱要項への記載がありませんので、この部分もまたあわせて改正を行いたいと考えております。

非常勤職員の内容と報酬額の引き上げについてですけれども、町長の答弁のとおり本年度4月に引き上げを行ったところです。近隣自治体を調査し、同類職種の賃金水準の均衡を図りつつ753円だった一般事務補助賃金を県の最低賃金677円に概ね100円を加算した776円に23円引き上げ、専門性や業務内容を考慮して職種ごとに金額を設定しております。

なお、不足が心配されております保育士につきましては、人材確保の観点から1千183円から1 千225円に87円の引き上げを行っておるところでございます。

以上でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。

〇15番(荒木俊彦君) 地方自治法に規定された条例での明確化というのは、これから早急に実施を されるということですので、早急に。また働く人にとってですね、その生活を考えた条例にしていた だきたいというようなことです。

それからですね、非常勤職員につきましてですね、時間外勤務、通勤費用については多分熊本県、これは後期高齢者の広域連合でもですね、条例で通勤費用は費用弁償として支給をする、あわせて時間外、休日に勤務を行った場合の割増報酬を支給するということです。報酬であっても一般の労働者に該当する時間外とか休日勤務に対する割増賃金は当然であると、働く人の立場からすればですね、当然のことだと思うわけです。ですから、条例をつくるに当たりまして、今言いましたような時間外、それから休日勤務、こうしたことに対する割増支給も当然であるかと思いますけど、この点について再度お尋ねをしたいと思います。

それからですね、報酬の引き上げがなされたと、これはこれで大いに評価をするところでありますが、非正規労働者のうちにいわゆる特別職の非常勤職員というのは、地方公務員法が非適用ですね。 いわゆる守秘義務が課せられない、それが最大の特徴ですけど。しかし、今述べました一般職の非常 勤職員、臨時職員、こういう人たちはいずれも地方公務員法が適用されると。当然守秘義務が課せられる。ところが義務は課せられるけど、権利はまさにないに等しいと私は言わなければならないと思います。今言ったいわゆる残業とか休日勤務の規定すらないというようなことですね。労働基準法にも違反することだと思うわけですけど、この点についてですね、お尋ねをしたいと思います。

それから、処遇の改善についてです。現在大津町の保育士、それから幼稚園教諭、これをちょっと例にとりますが、先ほど言いましたように月額が14万2千100円で、年収で約170万円しかない。ところが、この人たちは地方公務員法が適用されますので、民間の仕事は基本的にはやっちゃならんという規制がかかってるはずです。170万円では生活は、独身で親の家から通ってれば170万円でも足りるかもしれませんけど、しかしそんな暴論はないですよね。報酬という形態をとっておりますが事実上の生計費であります。それが200万円にも満たないというのはですね、あまりにも低額すぎるのではないかということです。

こちらも埼玉県の飯能市、私が以前いたところの隣の市でありますが、そんな大きな市ではありませんし、財政的に豊かな市でもございません。こちらのやつをもう既に条例ができておりましたので調べてみましたら、保育士、幼稚園教諭で月額が18万5千円、1年目ですよ。なおかつ2年、3年、4年、要するに経験を積んでいくわけですね。その経験に応じて1段階から10段階まで報酬額が毎年上がっていくという仕組みになっております。ちなみにこの飯能市では18万5千円が最初で、最高は20万8千300円、約月額21万円ですね。大津町よりも月額で7万円高いんですね。年額で84万円ですか。ですから少なくとも年収200万円を超えて300万円近いそういう収入を得ることができると。また保育士や幼稚園教諭は、クラス担任を勤務を命ぜられた場合はさらに月額5千円を上乗せをしますというふうに、まさに例えばクラス担任なんかをもたされれば、それ相当の責任が発生します。こうした責任、それから経験ですね、こういったものを評価をして、少なくとも報酬額を引き上げていく、こういう仕組みが絶対必要だと思うんですけど、先ほどの点と合わせてお尋ねをしたいと思います。

町長は最小のコストで最大の効果を上げると、これは確かにそうでありますが、しかし人件費についてですね、じゃあ安い人がおれば、いいということであればもう最低賃金で雇う、しかしそういうことが許されるのかということですよね。人件費が安ければ安いほどいいということであれば、一見良さそうに見えますけど、大変な弊害をもたらす。

鹿児島県の阿久根市ですか、公務員の給与を引き下げということで、当時の市長が物議をかもし出しましたが、結局この阿久根市は給与も引き下げたけど、さらに地域経済が疲弊をして、それ以前よりもさらに地域が衰退を加速をしているという状況に追い込まれたと言われております。

そういう意味でですね、非正規だから安ければいいという論理は許されることではないし、また地域の経済にも悪影響を及ぼすばかりであると。そうではなくて低いほうを引き上げると、これがなければ働く人たちの生活もままなりませんし、また低いほうを上げることによって経済の活性化、デフレからの脱却、そういうことにつながっていくものと思うわけです。

そこで、もう1点だけ。地方公務員法が適用される、義務が課せられるということでありますので、

こうした非正規労働者の皆さんは、ほかの民間での労働は原則禁止にされていると思いますけど、こ の点を確認をしたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 質問が多岐にわたりましたので、ちょっと漏れるのがあるかもしれませんけれども、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、非常勤職員の時間外と休日勤務の件でございますけれども、原則非常勤職員等に時間外勤務を命令することはないというふうに考えております。通常もう時間が決まっておりますので、その時間で仕事をしていただいていると。通常時間外をするときには、勤務命令何と勤務命令を職員と同様に出す必要がありますので、今までそういう形で時間外勤務の何等は出てきたことはございませんので、原則こういうことはないというふうに考えておるところでございます。

休日勤務につきましては、先ほど話があっておりました保育士等については、任用する時点で土曜日、日曜日の勤務がありますよということでしておりますので、通常平日勤務を土曜日、日曜日に振り替えさせているという点はございません。最初から土曜日、日曜日に勤務があるということで任用をしているところでございます。

それから、保育士の賃金等についてもお話がありましたとおり、今年度保育士についてはですね、 通常の一般事務よりも引き上げ幅を高くしております。この保育士につきましては、大津町の場合は 週4日ということでしておりますので、年間に換算しますと、どうしても1日分は安くなるというふ うに考えておるところでございます。

それと、年数の長い非常勤職員の方についてでございますけれども、あくまでも任期は3年、2年 て決めてしております。任期が終われば同じ職種の任期が延長されたのではなく、同一の職に再度任 用されたという取り扱いを基準とされておりますので、報酬はそのとき決まった金額で同一でやって おると。ただこの部分につきましては、当然4月に改正しましたとおり、年に応じては改正しており ますので、上がった部分で対応をするという形になるというふうに考えております。

それから最後に、地公法によって兼職の禁止がされているのではないかという部分につきましては、 ちょっと確認をしておりませんので、この部分については後ほど確認してご答弁をさせていただきた いと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 最大で20年、5年以上の方が16人おられるとさっき答弁がありましたけど、公務員は職場の転勤がありまして、あらゆる分野の仕事を総体的につかんでやるというのも大きな職務ではありますけど、しかし専門的な分野でスペシャリストを育てるというのも大変大切なことだと思うわけであります。そういう意味でこうした非常勤、あるいは臨時の職員の人たちが長い年数その同じ職場でやっていくということは、まさに正規の職員よりも仕事はこなせるというのは、人がたくさんいるのは伺い知れるところであります。そういう意味で、確か休暇については勤務年数に応じて増やして、町の要項でも休暇を増やしていくと、その点では経験年数を評価されているわけでありますが、報酬についても当然評価をするべきであると。本当は短時間正職員制度と今そういう制度

でもつくって正規の職員にするべきであるというのが本来の我々の要望ではありますが、現状の法律の中でも報酬であっても経験、あるいは責任度合いに応じて報酬を上げることができるということですので、時間の関係で条例をつくるまで、条例案ができたときまたその点についてはですね、質問をしたいと思います。ぜひ働く人を非正規だから安くて当たり前という考え方をやっていったら、結局は正規公務員に対しても町民や国民から批判が上がってくるということです。そういう意味で今本当低賃金に甘んじて一生懸命働いておられる方々の低いほうの賃金、給与、報酬を底上げすることが大切だと思います。

時間がございませんので、次の質問に移りたいと思います。

質問の第2点目は、木質バイオマスの普及促進についてであります。これまで何回か再生可能エネルギーの普及については質問をしてまいりました。きっかけは福島原発の事故以来、原発をなくすためにも、またCO2削減のためにも再生可能エネルギーを普及させるべきであるということであります。現在町では錦野土地改良区でちょっと足踏みしておりますが、140キロワットの小水力発電が計画されております。

また、これまで太陽光発電に町は現在もやっておりますが、補助を行って普及促進を行ってきたところであります。しかし、この太陽光発電についてもですね、確かに個人にとってはメリットが生まれ、またそれを行う生産者、あるいは工事を行うということで地域経済に一定は貢献をしてきたと思いますが、ところが大規模メガソーラー等は外部の資本がやってきて、利益の大半は外部に持っていってしまうということで、決して地域経済には貢献するのかというのは疑問がございました。

そういう意味でですね、木質バイオマスエネルギーの普及をするということは、まだまだこれから 取り組む価値があって先進地の情報、あるいは資金活用、こういったものを行政は情報を持っている わけですから、なおかつ今年は県事業の木の駅プロジェクト事業が採択されて動き始めております。

バイオマス普及には間伐材など未利用木材の活用ということになってまいります。そういう意味でですね、大津町で木質バイオマス普及促進のための構想をもって当たるべきではないかと思うわけであります。その中で具体的には、木質バイオマスを普及させるには、とりわけ未利用の間伐材を需要を増やさなきゃいけませんので、いわゆる川下でどれだけ消費が増えるかということが欠かせないということです。

第1点目が薪ストーブとかペレットストーブですね、こちらに大したお金ではないと思いますけど、補助制度をつくるべきではないかとこういうふうに。私がもう既に自宅で薪ストーブで使った経験からしますと、大津町は12月から4月あたり暖房が必要でありますが、灯油で換算しますと6万円から8万円、クーラーで暖房しますともっと多分2倍ぐらい費用がかかるんではなかろうかと思います。例えば一冬で7万円暖房代を使ってたと、これが町内千世帯に普及をすれば、まさに町内で7千万円のお金が浮くわけですね。ほかに関連費用も含めますと、そういったお金が余分なお金は町内の消費に回るということだと思います。最近ではペレットの値段も大分下がってまいりましたので、灯油よりも運転経費は安いということを言われております。また、ほかにはボイラーですね。

それからもうちょっと大きな施設ではバイオマス発電ですね。これはバイオマス発電も大規模なも

のは今いろいろ矛盾にぶつかって問題視されております。その中でちょっと成功例では、気仙沼市で 市街地にですね、小規模のバイオマス発電、発電と合わせて熱を利用してお湯を沸かして、近くのホ テルにお湯を供給するということでまた価値が生まれるということで、燃やしたそのバイオマスのエ ネルギーを十分活用しているということで今全国的に注目をされているところであります。

そういう意味でですね、大津町でもこうした木質バイオマスの活用すると同時に普及、それから地域経済にどうやって貢献してこれを継続的に地域経済に貢献をさせるかと、そういう構想をぜひ練る必要があるかと思いますけど、お考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 荒木議員の地域経済に貢献する地産地消型の木質バイオマスエネルギーの普及についてお答えさせていただきたいと思います。

再生可能なエネルギーは、大津町町内でも太陽光発電を中心に設置され普及してきたところです。が、大きな利益を生むいわゆるメガソーラーといった大規模太陽光発電は、町外事業者によるものであり、売電利益の多くは町外に流出する状況でありますが、一方で、これまで遊休地でお金を生まない土地に設置される場合が多く、借地料などの地元に還元される部分もあり、地域経済の活性化に多少なりとも貢献しているものと考えているところではあります。

しかしながら、議員おっしゃるように身近にある地域資源、いかに利用し、エネルギー利用を通じて得られる利益をいかに地域に還元し、地域の活性化につなげることができるかどうかが今後の再生エネルギー事業の課題と言えます。

地域経済の貢献につながるには、議員がご指摘のとおり川下対策、つまり町外への販売だけでなく、町内での消費拡大も必要となりますが、今年度地域循環型の再生エネルギー利用の調査を行う予定で、国や県へ補助申請を行っております。

その中で木質バイオマスについても地産地消型のエネルギー利用のシステムに関する方針を策定する予定にしております。その際、薪ストーブやボイラーなどの地域で利用する際に検討すべきこととしては、個人住宅や公共施設などでの利用が考えられますが、近隣への煙の影響や火災に対する心配、または価格等の比較検討も行う予定としております。

議員提案の木質バイオマス普及に関する制度等については、その状況を見ながら今後どのようにしていくか検討していきたいと考えております。

詳細については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **〇住民福祉部長(杉水辰則君)** 大津町内での再生可能エネルギーの普及状況ですが、資源エネルギー 庁の平成27年3月31日時点の資料によりますと、ほとんど太陽光発電となっているところです。

大津町をはじめ九州管内、そして全国でも太陽光発電が多くを占めていますが、逆に不安定電源である太陽光発電の大量普及で、昨年度秋以降九州電力による出力抑制の措置が取られました。また大津エリアでは、変電所の送電線の容量が満杯となり、増強のため多額の自己負担を求められる可能性も出ています。

こうした物理的な問題とともに、先ほど町長が述べたようにエネルギーの地産地消の利用をいかに 行い、地域経済の活性化につなげるかが課題となっております。これらの課題をクリアして地域資源 を活用した発電事業を行うとしても多額の財源確保もまたハードルとなっているところです。

また、再生可能エネルギーは発電だけではなく、熱利用も重要となります。日常生活においても電気を熱にかえて利用することも多く、再生可能エネルギーによる直接の熱利用を有効に行うかも課題となります。

熱利用の中心的存在が木質バイオマスでありますが、町では今年度木の駅プロジェクト事業に対して支援を行う予定となっております。具体的には山主が間伐材や林地残材を木の駅という集荷場まで運び出した際に、買上料を木の駅の運営者が地元店舗で利用できる地域通貨券で支払うシステムでございますけれども、少しでも多くの木材を持って来ていただけるようインセンティブを設けるために、山主への支払い額に町から上乗せ補助をするというものでございます。山主への支払いに地域通貨を使用することで、地域経済の活性化にもつながっていくものと考えているところです。

一方、買い上げた間伐材の販売先がなければ事業が停滞し、山主への支払いもできなくなりますので、販売先の確保、特に地産地消を目指すのであれば地元での消費が重要となります。町では今年度地元での消費をどう確保するか、つまりどう住民や民間事業者に地元の素材を利用してもらうか、公共施設の利用を図れるか、その調査を先ほど町長がご説明しました補助事業の中で行う予定としております。

具体的には、住民による利用としては、議員ご指摘の薪ストーブやペレットストーブの普及により 地元の木材利用を増やすことが考えられます。しかし、メーカーや機種によっては、どうしても外に 煙が出ることで近隣への影響、そして火災の原因となり得ることの問題点が指摘されていることもあ りますので、まずは先進事例を調査しつつ適切な支援方法を検討したいと考えております。

また公共施設、公共的施設でのボイラー利用については、煙が出ることによる近隣への影響などとあわせて、既存の公共施設での重油ボイラーの重油使用価格との比較、既存空調システムの電気代との比較、空調が設置されていない施設でのバイオマスボイラー導入と通常の空調システムによる比較検討などの調査もあわせて行いたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 今年度具体的な調査をされるということであります。歓迎することでありますが、すぐにでもできるということであれば、やはり公共的施設にストーブ、ボイラーの導入等が一番現実的ではないかと思います。農林省のパンフレットなんかにもですね、学校にペレットストーブを置いて、子どもたちがそのペレットストーブで暖をとっていると、国の機関が学校をわざわざ写して子どもを写してやってるぐらいですから、きちんとした安全対策さえ行えば火災の心配も全く要らないというのは私は言えると思います。給湯ボイラーなどについては、例えば老人福祉センターは確か浴場、お風呂がございますので、最近は本田関連の矢崎総業ていう大企業がございますが、こちらのペレットボイラーですか、こちらは暖房も使えますけど、冷房にも使えると、今そういう優れもののペレットボイラーですか、こちらは暖房も使えますけど、冷房にも使えると、今そういう優れもの

もあるぐらいです。

それから、最後に一つだけお聞きしますけど、気仙沼というところで、この前の東日本大震災の被災地ですけど、ここで800キロワットの小規模木質発電、それからお湯を給湯すると、これが成功してるということでありましたけど、これはもちろん行政がやってるわけではありませんね、民間のガソリンスタンドの人たちと地域の金融機関、もちろん行政も入って補助金はどっからかもらえんかとかいろいろやって実現をしたというところですが、この中心になった人たちがですね、この山主が大津町に例えば何人おるのかというのですね。気仙沼ではですね、2万6千世帯、全世帯にこういう間伐材をお金になる仕組みもありますよとかですね、関心はありますかとかいうアンケートを全世帯に配って、500世帯がアンケートに答えてきたそうです。そういうことがあるなら私も自分ちの山を切ってやってみたいと、そういうアンケートをとることから始まったそうでありますけど、どうでしょうか、担当部長でもいいですけど、このアンケートは非常に有効であるかと思います。山主を捜して、その人だけこう聞き取りっていうのもなかなか個人情報等もあって難しいと思いますので、こういうアンケート調査等はまずやってみる価値があるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** 気仙沼市での全世帯 2 万 6 千件にアンケートをして、これは広報折り 込みということでやられたということで、荒木議員さんからの資料をちょっと見ておりますけれども、 これから 5 0 0 世帯の方が回答していただいて、木材出荷の登録者がこの中から 1 2 0 人あられたと いうようなその内容であったかというふうに思います。

そういった中で、その大津町でも全世帯に対するアンケートをやったらいかがかというようなお話でございますけども、そうですね広報、折り込みの中でやるということでしたらですね、できないこともないのかなというような気はいたしますので、ちょっと手法的にはですね、ちょっとやっぱり郵便のやり取りなんかになりますと費用もかかったりいろいろしますので、そういった手法は少し検討させていただければというふうに思っております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 先ほどの臨時・非常勤職員の営利企業との兼職が禁止されているのかという部分についてでございますけれども、一般職の臨時・非常勤の職員については、常勤の職員と同様に、地方公務員法第38条において営利企業等への従事制限が定められております。ただし、従事する場合は、任命権者の許可が必要であるとされております。

臨時・非常勤職員に対する営利企業等への従事の許可については、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどの恐れがないよう十分留意しつつ臨時・非常勤職員の勤務形態等を勘案して、必要に応じ弾力的な運用を行うことは可能であることに留意すべきであるという通知が来ておりますので、そういう要望等があれば十分検討していきたいと考えております。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後2時59分 休憩

Δ

午後3時10分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) こんにちは。本日6人目ということで、大分疲労の色もにじんでまいりましたので、できれば速やかに進めたいと思いますので、答弁のほうも簡潔によろしくお願いいたします。 3番議員佐藤真二が一般質問を行います。

本日の通告は1点目、大津町の地方創生の重点はということ。2点目はまだまだ情報公開を進めなければならないと、この2点についてお尋ねいたします。

まず1点目、大津町の地方創生の重点についてです。地方創生の動きが始まりました。今回の地方 創生については、従来のいわゆる地域活性化や地域おこしといった取り組みとは大きな違いがありま す。従来の取り組みが国としての発展の裏で地方の活力が失われつつあるという状況に対応する地方 へのてこ入れといった補助金、交付金の垂れ流しといった形で、成果に対して責任があいまいであっ たものだと考えれば、今回の地方創生はそのレベルではない、地方の体質を改変するための地方政策 のターニングポイントとも言える政策だと考えられます。

この地方創生において、地方が取り組むべき地方版総合戦略と人口ビジョン、この二つがセットになっているところがこの地方創生の肝と言える点ですが、つまり、これまでの地域活性化との大きな違いとして、その目的が地方人口と人口の再生産力を復興させることが目的となっている点を踏まえて対応していく必要があります。

また、この地方版総合戦略においては、国の言葉を借りれば地方が自立につながるよう自らが考え、 責任を持って推進するということになっており、戦略の起草作業も住民や産官学金労言の参画を得な がら地方公共団体自らが行うようと注文も付いております。

こうした重要な政策を策定するに当たりましては、私はこれまでも何度も住民の参画、それもワークショップなどの直接的な手法で住民の意見を取り入れることを必要だと申し上げてまいりました。 3月の一般質問でも同様のことを申し上げたところ、答弁では、「地方創生の総合戦略については平成27年度中につくり上げる必要がありますので、時間的に余裕があれば多様な意見を反映させる必要がありますので、そういったものを活用させていただきたいというふうに考えている」という答弁でございました。この答弁にちょっとがっかりしたところがございましたので、今回の質問でもこの続きを議論したいと考えておりましたところ、5月の最後になって町のホームページに「Ozu-Yozanプロジェクト」という話が出てきました。このプロジェクトは大津町の未来について、町外の方も含めて住民で話し合おうというもので、この内容が総合戦略にも反映されるということです。ようやくこれまで私が言い続けてまいりました政策策定への住民参画への第一歩ということで実行されると期待しております。

また、このプロジェクトを運営される皆様には、このプロジェクトの成果が地方版総合戦略の中核 となるようにご尽力いただきたいと期待し、また応援させていただきたいと考えております。 さて、この状況を踏まえましたところで質問の1項目めですが、この地方版総合戦略についての町 長のお考え方をお尋ねしたいと思います。

大津町の人口ビジョンを踏まえまして、どのような方向性をもって町の人口や産業の活力を維持、向上させていくのか。また、「Ozu-Yozanプロジェクト」の成果をどのように町長の思いと重ね合わせて総合戦略の土台としていくのか。具体的に言えば、総合戦略の基本的な考え方とか基本目標にどういったことが書き込まれるのかということになるかと思いますけれども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

2項目めの人口ビジョンをどう戦略に反映させるのかについて。それを踏まえての提案で、「半農 半X」を実現しやすいまちづくりというコンセプトの施策を取り入れてはどうかということです。こ れ提案でございます。

「半農半X」は自給のための小規模な農業、身の丈に合った農業と、もう一つ以上の何か別の仕事を組み合わせた暮らしの形です。大津町や近隣市町では人口が増加しており、それも現役人口、年少人口も増加している。また出生率も高く、他の地域とは大きく違っています。国の人口推計の中でも2060年度においても人口が増えてる町だというふうに言われておりますが、ということはですね、大津町の将来人口推計を行えばほかの地方と違う結果になるということですが、そうすると人口ビジョンを踏まえて策定する総合戦略でございますので、ほかの地方とは違う施策が出てこなければならないということになります。

私は町の人口ビジョンから導かれる総合戦略の基本的な考え方は、外部からの人口流入を目指す施 策ばかりではなく、大津町で育った若者が希望すればできる限り大津町で暮らしていくことができる ような状況をつくり出すこと、またそうした希望を持つ若者を増やしていくことだと考えております。 当然そのためには仕事が必要です。しかし、国の施策リストを見ますと、地域産業の強化、企業の地 方拠点強化、地方移住の促進などで、これらは当然取り組むべきことではございますが、ただしこれ らは今までやってきた中でもやはり十分な成果が出てこないといったものでもございました。さらに 取り組みを強化するとしても、成果が上がらないリスクというものがあるわけです。

そこで、国の提示する施策、パッケージですね、これを主流の施策と考えたときにそれがうまくいかないことを想定した施策、主流ではない傍流の施策を準備する必要がないかと考えるわけです。祖父母が大津町に住んでいるが、親は都市部に住む孫世代による孫ターン、できるなら大津町で暮らしていきたいと考える大津町で生まれ育った子どもたち、また地方での暮らしを望む移住希望者のために企業による雇用拡大による受け皿とは別のもう一つの定住スタイルを提供する。この考えをあわせ持つこともできるのではないかと考えております。

具体的には、先ほども話のありました空き家バンクですが、農地付きの空き家をマッチングするというやり方とかですね。半Xの部分では、これも先ほど話が出ました行政の非常勤職員、臨時職員、こうしたところでも特に保育士、幼稚園教諭など人材が不足する分ですね、ここについての優先的な提供といった形で対応することもできるのではないかと考えられます。この半農半Xを実現しやすい町について検討し、戦略に取り入れることができないものでしょうかというのはここ提案でございま

す。

それから三つ目の項目ですが、地方創生に教育が果たす役割についてです。これは教育長にお尋ねいたします。

この地方創生の政策が必要となった人口減少の背景は、地方で育った子どもたちの都市部への流出を、あえて言うなら推奨するような社会であったということが原因であります。都市で暮らし自己実現を目指す、そういう生き方を選択することは否定されるべきではありませんが、積極的に生まれ育った地域に残り、地域に貢献しながら暮らしていくという選択を十分に示すことができなかったという面もあるのではないかと思います。そのどちらも子どもたちに押し付けることはもちろんできませんが、少なくとも両方の可能性を提示することはできるのではないでしょうか。先ほど申しました大津町で育った若者が希望すればできる限り大津町で暮らしていくことができる状況をつくり出すこと、またそうした希望を持つ若者を増やしていくことというのはそういう意味です。

地方創生は2060年までを見越した長いスパンの政策であり、教育の果たす役割は大きいと考えております。では、そのために教育にできることは何か、こういう質問をしますと教育長はいつも「学習指導要領では国と郷土を愛する心を育み・・・」とかそういったことをですね、おっしゃるんですけれども、そういう話ではなくて、これから地方が総力を挙げて取り組まなければならない地域間の競争であるこの総合戦略の中で、夢を持ち、夢を育て、夢を叶える教育の中で大津町で目指す夢、大津町で育てる夢、大津町で叶える夢をイメージする子どもをどう育てていくのか、どういう人材育成に取り組むことができるか、その思いをお聞きしたいと思います。

以上三つ、3点ですね、地方版総合戦略についての町長の思い。その施策の一つとして「半農半X」というものを取り入れていくこと。それから地方創生に果たす教育の役割。この3点についてお尋ねしたいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

地方創生は、東京一極集中を是正する若い世代の結婚や出産や子育ての希望を叶える地域の特性に即して、地域課題を解決するための施策を実現することとされております。大津町においても今年度2060年を基本に地方人口ビジョンを策定し、その内容を踏まえ、今後も5年間の地方版の総合戦略を策定することとしております。

これまで私は町民主体のまちづくりの基本理念のもと地域の再生、命を守る、子育で・教育の推進を重点項目として施策を推進してまいりました。地域の再生では、地域資源を活かすための観光振興や地域の活力を生み出すための地域福祉の充実などに取り組みました。命を守る取り組みでは、自主防災組織の活性化や防災士の資格取得など、地域防災力の強化に関する取り組みなどを行ってまいりました。さらに、子育で・教育の推進では、各種助成制度やサポート体制など大津町で子どもを産み、育てやすい環境を整え、教育についても地域や家庭と連携しながら大津町の未来を拓く子どもたち、教育に注力しているところです。

これらの取り組みは、先ほど申し上げました地方創生の基本的な方向性と一致するものと考えてお

り、引き続き重点項目として取り組んでまいりたいと考えております。

地方版の総合戦略、人口ビジョンについての詳細については、担当次長よりご説明をさせます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 佐藤議員の地方再生に関してのご質問にお答えします。

地方版総合戦略の策定実施に当たりましては、地域における創意工夫を結集する観点から、地域住民の方々のご意見を伺う機会を設けることとしておりますし、先ほど議員のほうからご指摘ありました6月27日に実施しますワークショップですけども、地方創生の総合戦略のアイディア募集という形で行いたいと思います。なお、県立大学と共催でですね、実施したいと思います。

また、産官学金労言の方々にも参画いただき、多方面からの意見集約に努め、それらのご意見を参考にしながら総合戦略を策定してまいります。

人口ビジョンにつきましては、今後ビッグデータを活用しながら2060年を基本に推計作業に入ります。他市町村の多くが人口減少に転じる中、本町では現時点においては増加している状況にありますが、今後の推計については慎重に作業を進め、見通しを立てたいと考えております。そのため人口推計について現時点で断定的に申し上げることはできませんが、多様なライフスタイルを実現することは町の魅力向上につながると考えます。「半農半X」の提唱者であります塩見直紀氏によりますと、「半農半X」は、半自給的な農業とやりたい仕事を両立させる生き方で、自ら米や野菜などの主立った農作物を育て、安全な食材を手に入れる一方、個性を生かし自営的な仕事にも携わり、一定の生活費を得るバランスのとれた生き方とされております。Xに当たる事例としましては、半農半NGOや半農半ライター、半農半保育士などがあり、お金や時間にとらわれないライフスタイルの追求でもあると言われております。

大津町は空港、JR、国道などの交通アクセスに恵まれ、町内はもとより熊本市など食、住近接を 実現しやすい環境です。さらに農業や商業といった産業面においても多様な地域でもあります。ライ フスタイルについては、個人個人が何を大事にするかという価値観によりますが、「半農半X」とい うライフスタイルも含め、様々なライフスタイルを確立しやすい状況にあると考えます。

地方創生は、ソフト事業が中心のメニューとなっております。ソフト事業を推進していくに当たっては地域住民の方々、関係機関との連携が重要になってくると考えますし、地域の特色、地域の資源を生かしながら、町内にお住まいの方々がさらに幸福度を高められるようにすること、町外からも多くの方々を呼び込むことにつながることを考えながら、住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい大津町を目指して取り組んでまいります。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長齊藤公拓君。
- ○教育長(齊藤公拓君) 佐藤議員の地方創生のため教育が果たす役割は何かとのご質問にお答えをいたします。

第2期教育振興基本計画、これが平成25年6月14日に閣議決定をされておりますが、その前文

の中で、「グローバル化の進展などにより、世界全体が急速に変化する中にあって産業空洞化や生産年齢人口の減少など、深刻な諸課題を抱える我が国は極めて危機的な状況にあり、東日本大震災の発生はこの状況を一層顕在化、加速化させた。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にした社会のあり方、人の生き方に大きな問いを投げかけている。これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一律の正解は存在しない。社会を構成するすべての者が当事者として危機感を共有し、自ら課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される人の絆や基礎的な知識、技能の平均レベルの高さなど様々な強みがある。これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには多様性を貴重とする自立、協働、創造の三つがキーワードとなる」と述べてあります。

そのような中、地方創生に注目が集まっております。人口減少に歯止めをかけるための移住促進策、経済活性化及び交流促進のための観光振興策、そして産業振興策が重要であると言われておりますけれども、それらに加えて地方の未来に大きな影響を与えるのが教育ではないでしょうか。子どもたちに自分が住んでいる地域、地元を大好きになってもらうための教育を進めていかなければならないと思います。もちろん最初に掲げました三つの策も大切なことは疑いもないところではあります。しかし、子どもたちに地元を好きになってもらわなければ、いかに移住促進を図ってみても都会への人口流出を止めることは難しいと、このように思われます。

大津町では大津町こども憲章の中で、ふるさと大好き(地域の人、自然、歴史、文化に触れる)・ みんなともだち・こころ豊かに(人権尊重)・やさしくたくましく(確かな学力、健やかな体)・のび のびしなやか(夢に向かって)、この四つを目指す子ども像とし、その具現化を図っているところで す。

特に子どもの育ちに当たっては、幼保小中の縦軸が緊密に連携し、目標、行動、情報を共有することが必要なことから、町内各園、各学校間での協議の上、基本的な生活習慣の定着、人権を大切にする心、ふるさと観、勤労観と職業観の四つの観点を軸に幼保小中の発達段階に応じた教育活動を目に見えるような形で展開をしております。

具体的に申し上げますと、例えばふるさと観においては、就学前において自然の中での泥んこ体験や様々な地域の方々との交流により地域が好きになることから始まり、小学校低学年では校区探検を通じて地域の人、もの、ことを実感し、中学年においては大津町作成の社会科副教材「わたしたちの大津」を活用した地域の生活、産業等について具体的に学びます。高学年では日本や世界の地理や歴史を学ぶことで、新たなふるさと観を見出していきます。そして中学校においては職場体験や各種ボランティア活動を通じて、地域貢献へと意識を高めていくというように、子どもたちの発達段階に合わせた系統的な取り組みを進めております。

と同時に、私はこれらを推進できる教師の育成も重要であろうかと思います。学校には、今後人と 人とをつなぎ、まちづくりの拠点としての役割を果たすことも求められるものと思われます。この観 点から今までの取り組みをさらに進化させていきたいと、そのように考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 再質問をさせていただきます。

まず、町長のほうにお答えいただいた部分なんですけれども、最初のほうに言われましたこれまでの取り組み、たくさんのことをおっしゃっていただいたと思うんですけれども、これらを今後も引き続き地方版総合戦略の中にも盛り込んでというようなことをおっしゃったのではないかと思うところなんですけれども、地方版総合戦略の策定においては、何よりも重点付けというか、あるいは先進性であるとか、ほかの地域との独自性とかですね、そうしたその言葉に添えられるように地方間のこれは競争でございますので、ほかの地域と同じことをやっててもダメなわけですね。大津町は今のところ成功してる部分が結構ありまして、これを生かしていくっていう、これ競争であれば当然強みを生かすていうのは当然の戦略ですのでそれはいいことだと思うんですけれども、じゃあその中でどこに、つまり人口ビジョンを踏まえた上で、大津町の将来を考えたときに、その総花的な並べ方ではなくて、この中のどこに重点を置くべきなのか、質問もですね、そういうふうに確か書かせていただいたと思います。町長として計画の重点はどこにあるとお考えですかというふうにお尋ねしてるところですね。その総花的なお答えではなくて、ここが味噌、ポイントだというところをですね、一つご説明いただければなと思うところでございます。

それから、教育長のほうにお答えいただいた分についてなんですが、私の質問に対するお答えの部分としては99%要らないことだったなというふうに感じるところでございます。お尋ねしてるのはですね、国がどうのというような話とかではなくてですね、いろんなものを読み上げていただきましたけれども、教育長としてこの地方創生のために何ができるとお考えですかということをお尋ねしたんです。教育長のお言葉を聞きたかったんですね。もう一度この分申し上げますと、大津町で目指す夢、大津町で育てる夢、大津町で叶える夢、これをイメージすることができる子どもをどうやって育てていくためにこれから何をするのかということをお尋ねしたかったんです。今何何をやってます、これを強化します、そういう話ではなかったんですね。

もう一度その辺を踏まえてお答えをお願いしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今後の地方創生関連等につきまして、総合版を生成するに当たりまして、まずは人の心、その絆をしっかりと地域でつくり上げていく人材が一番大事であるというふうに思っております。そうすることによって、その地域が元気になる中での地域おこし、これがこのたびは町全体とのつながりを持つ、そしてまたこの大津町だけでなく菊陽や近隣の町村関連との一体となった事業関係の推進をやっぱり図っていくと。今大津町だけではどうしてもこれからの先が進めないんじゃないかなという、そういう課題事項を関係の自治体との中で取り組んでいけるようなことを今後この中で取り組んでいきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長齊藤公拓君。
- **〇教育長(齊藤公拓君)** 今後の取り組みということでございますけれども、先ほども申し上げました

ように大津町で幼保小中連携推進協議会というのをつくりました。ここで先ほど申しました縦軸の連携というものを系統的に発達段階に応じてそれぞれの段階でやっていくということでございますので、ここをさらにですね、充実させまして、まだまだ弱い部分がございますので、お互いに情報を交換しながらですね、例えば小学校から見て、中学校ではこういうことができるんじゃないでしょうかというような提案的なですね、そういった取り組み、協議会に姿を変えていきながらですね、相互にお互いに提案できるような、ついつい小学校におれば小学校だけの視点、中学校におれば中学校だけの視点で見てしまいがちですけれども、やはり連続性、継続性というものがございますので、その点を踏まえるならば小学校から見て幼稚園、保育園ではこんなこともしてほしいですよねと、中学校、小学校でこれだけ育てたからこの分をさらに育ててくださいよと、お互い提案するようなですね、そんな協議会といいますか、そういった仕組みに段々変換していきましてですね、より建設的な前向きな議論ができればなと思っております。

そういったのを受けてですね、これ実践してないと何もなりませんので、そのためにも先ほど申し上げました、それを実際に実践し教育する教師側の問題でもあろうかと思っております。私たちはついつい子どもたち、子どもたちと要求をいたしますけれども、よくよく考えますと要求する側はどうなのかというところもしっかり考えなければならないと思っております。

そういった意味からそれぞれの先生方の取り組み、あるいは学校での取り組みを、例えば実践発表会なんかがございますので、そういう既存の会を活用してですね、ただ国語、算数、理科、英語の授業のみならず、そういったですね、ふるさと観をこうやって育てましたと、そういった具体的な動き、実践をですね、発表する機会にもこれもやはり姿をかえていく。そしてなるほどと、ああやればこうなるんだと、そういうことをですね、しっかりとお互いが教師自身がですね、認識し合うと。あれだったら私もやってみようと、これだったらうちでもできるよねと、そういう動きがほしいなというのが私の今思っているところでございます。そういった意味で将来的にはそういったことをですね、よりあんまりこう理想論ではなくてですね、地に足の付いた日常的な取り組みの中で深めていきたいという思いが強うございます。

以上でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) 教育長のほうからはですね、非常に力強いお言葉でいただいたところです。それがその地方創生が目指す、あるいはその先ほど申し上げました若者の定住につながるっていうところのですね、非常に長いスパンの話ですので簡単にはいかないだろうとは思いますけれども、そうした思いを持って取り組まれる必要があるんだということは共通の認識となったのではないかと思うところですが、ただ幼保小中で言われるとですね、やっぱりその定住ということも考えますと、やっぱり高がどうしても抜けちゃいけないなというところです、高校の高。やはりその進路、将来の進路を決めるに当たっては、高校が一つの分岐点となるわけですので、大学に行ってもやっぱり大津に戻ってこようというふうに考える、そういったことがやはり高校の間で抜けてしまっちゃいけないなというふうに思うところです。

ちなみに、私教育の日にですね、翔陽高校に行ってみたんですけれども、翔陽高校どなたも教育の日のことをそのときご存知なくてですね、何しに来たのという目で見られました。ぜひですね、そういった点も含めまして幼保小中高までですね、きちんとつなげてやっていただければなと思うところです。

1問目はもう時間の配分もございますので、これで終わります。

次、二つ目の質問に入ります。まだまだ情報公開を進めなければならないということです。情報公開の不足につきましては、これまでにも何回か指摘をして改善を求めてきたところですが、まだまだ十分とは言えないようですので再度質問をしたいと思います。

平成25年12月の一般質問で、情報発信の充実についてお尋ねしたときの町長の答弁をまず確認したいと思います。おっしゃったのは、「私は常日頃から職員に対して、住民の方に情報を流しながら住民の方と相談して事業を進めていくようにと言ってるところでありますが、情報の内容や提供の仕方、ホームページの掲載、または新しい情報の更新などについてまだまだ不足しているところであり、結果としては住民に対する情報提供は不足している状況を招いているのではないかと思っております。制度としてはいろんなものがあっても、それを運用する職員の意識が重要であり、職員の意識改革を進めなければならないと考えているところです。そういうところから佐藤議員がおっしゃるように情報発信は住民の方との協働のために大変重要なところであり、そのための指針については今後内部でその内容を十分検討し、職員の意識を高めて、今後とも情報発信に努めていきたいと考えております」と、そういったご答弁でございました。答弁の趣旨をまとめますと、まず町長は職員の方に情報発信を促している、しかし情報の発信方法、内容がまだ不十分である。職員の意識が重要で意識改革に努める。情報公開の指針については内容を検討すると、この4点になるわけなんですけれども、ここの中でその職員の意識が重要でっていうふうにおっしゃってますので、この質問も職員の意識は変わったかという質問になってるわけです。

この答弁から1年半がたってるわけですが、情報発信に対する職員の意識が変わったかというと、 現状を見る限りそう受けとめることはできません。最近ありました二つの例を挙げてみます。

まずは公共施設等総合管理計画です。先ほど冊子をいただたいところですけれども、この計画は昨年度に業務委託により策定されたことになっていますが、それ以前から公共施設の維持管理について私やほかの議員から質問があるたびに、現在総合管理計画を策定中だからその中で検討していくという趣旨の答弁が繰り返されてきました。公共施設のあり方については教育、スポーツ、まちづくり、福祉などをはじめ、あらゆる領域に関わる住民サービスにとって非常に重要な問題でありまして、公共施設を今後どのように管理していくのか、これは住民にとって大きな関心事です。この計画の策定に当たっては総務省は公開の指針を示しております。こんなふうに書いてあります。「当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいものであること」と、こういうふうに書いてあるんですね。つまり策定段階から議会や住民に十分な情報提供が求められてい

ると。ところがこの計画、今はですね、町のホームページの計画、方針の欄、一覧に掲載はされておりますが、この掲載の仕方、経緯もずいぶんなものだった。4月の中旬に私は議会事務局を通しまして、この総合計画の閲覧を求めました。印刷されたものはないとのことでしたので、データでもいいからというふうにお願いしました。しかし、すぐに結論は出ず、かなり逡巡があった後にようやくホームページに掲載されました。しかしホームページの新着情報のところでこれを掲載したことのお知らせもなく、この計画の位置付けや策定過程についての記述もありません。まとめて言いますと、計画の策定後、それを公開せず、指摘されてもためらったあとでひっそりとホームページに載ったというような形になってるということですね。

もう一つ例を挙げます。子ども・子育て支援事業計画ですが、子ども・子育て支援事業計画の策定 段階では、計画の素案に対するパブリックコメントが実施されました。しかしその結果は公表されて いません。子ども・子育て会議の議事録を見てみますと、パブリックコメントを内部資料として扱う という説明がありまして、それに対し会議の委員から「せっかく募集したのだからきちんとお答えし たほうがいい」との指摘に、「検討する」と答えておられます。私にはパブリックコメントの結果を 内部資料として扱い、公表しないという判断自体がもう既に理解できないような状態になっておりま す。さらにこの事業計画そのものの公開も非常に遅れました。子ども・子育て支援法に基づく基本指 針では、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定したときは、遅滞なくこれを都道府県知 事に提出するほかこれを公表することとなっております。遅滞なく公表することです。しかし、これ が公表されたのは5月の末で、策定後2カ月を要しております。しかもこれも先ほどの公共施設の計 画と同様、計画を掲載しましたというお知らせがありませんでした。

二つの例を挙げましたけれども、こうした例を見てみますと到底職員の意識が変わったとか、情報公開が進んだとは感じられません。隠匿とまでは言いませんけれども、こっそりとか目立たないようにといった方法でしか公開しないような方向にあるのではないかと疑いたくなります。職員の意識を変えるということは簡単なことではないと思っております。ですから前回の質問で、情報公開のルールをきちんとつくるべきだと主張したのですが、このルールをつくること、それに従って情報公開を進めること、このことについて積極的に取り組むお考えがあるかをお尋ねいたします。

2点目は、先ほど述べましたような状況を見たときに、まちづくり基本条例は遵守されているのかという点です。いちいち条文を読み上げることはしませんが、まちづくり基本条例ではまちづくりの原則として、情報共有、町の保有する情報を知る権利、住民の権利ですね、住民へのわかりやすい説明というのを規定してあります。積極的な情報公開が進んでいない、住民との情報共有が図られていないということであれば、まちづくり基本条例は遵守されていないと言わざるを得ません。

この2点、情報公開のルールをつくり、それに従って情報公開を進めること。それから現在の状況がまちづくり基本条例が遵守されている状況といえるか。この2点についてお尋ねしたいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 佐藤議員の情報公開についてのご質問にお答えしたいと思います。

情報公開については、広報誌やホームページを利用して住民の皆さんに様々な町の情報の発信に努

めているところでもあります。また、職員につきましては地区担当職員制度において今年の町の仕事を作成して、自分が担当する地区に出向き、町の事業説明とあわせて地域と情報交換を行っておりまして、職員の研修及び意識改革を含め、わかりやすい情報の発信を推進しているところでございます。町が事業計画や政策を企画、立案する場合には、特に国・県の補助事業につきましては、事業ごとに実施期間がございます。ある程度期間がある場合は住民の皆さんの意見をより反映してできるような手法を利用しながら、事業によってはすぐに政策決定しなければならない場合もありますし、その期間によっては、すべての住民の方々にお一人お一人ご意見をお聞きすることもできませんので、地区別の住民説明会や審議会等を設置し、公募委員を募集しながらその制度の中で意見を伺い、計画を策定しているところでございます。現在も審議会等の会議の公開に関する指針につきましては、策定しておりますが、基本的に情報公開については条例に規定がありますので、今後につきまして多くの住民の皆さんの参加とご意見をいただきながら、住民協働のまちづくりを推進し、あわせて積極的な情報公開に努めさせていただきたいと考えております。

ご質問の関係等の公開ルールのやり方、関連等については十分今後職員と相談しながら住民にわかりやすい情報を早く提供できるように考えていきたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 佐藤議員の情報公開についてのご質問にお答え申し 上げます。

議員ご指摘の情報公開の不足と職員の意識は変わったかということでございますが、現在情報公開につきましては、条例に基づき全職員統一的な見識により積極的に公開を実施しているところではございます。しかし、事業計画等の政策的な部分につきましては、事業によっては期間的な制約や制度的な制約などによりまして、どうしても政策決定を急がなきゃならなく、意見の集約や情報発信が遅れてしまうケースもございます。また、政策決定においてはパブリックコメントやワークショップなどを活用し、住民の皆様の意見を反映させる手法は有効な手段であると考えております。ゆっくり時間をかけて住民の方の意見を聴いたほうが良い場合や、政策決定までに時間的ゆとりがある場合などについては積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。原則としまして議員がおっしゃるように住民の方への情報公開を行い、情報を共有し事業計画等を一緒に策定していくのが理想的な住民主体のまちづくりであると考えております。

そのようなことから情報公開という観点から各種審議会等につきましては、ただいま申し上げましたように公開を原則として、住民の方も参加しやすいように取り組んでいるところでありますが、今後につきましてもまちづくり基本条例に基づき、住民の方が様々な情報を得られるよう広報大津やホームページの充実を図り、少しでも多くの住民の方がまちづくりに参画できるような機会と制度の創設に取り組んでまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

- **○3番(佐藤真二君)** 基本条例は遵守されてますかというお尋ねについてまだ。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 佐藤議員の再質問にお答えします。 遵守してるかということで、遵守してるというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) なんか展開が面白くなってまいりましたが、まずお答えいただいた部分でですね、計画の策定過程の公開のことと、そこの住民の参画のところについてかなり手厚くお答えいただいたと思うんですけれども、今回先ほど例に挙げましたところがですね、結果ですね、その策定された計画そのものが公開されてないじゃないかと、そこを申し上げたわけです。この状況を見たときにっていうふうにお尋ねしておりますので、そうしたやり方っていうのはこれは情報公開が十分できてると言えるんでしょうかということがお尋ねの趣旨でございます。そこについてこの先ほど挙げた2例で結構ですので、そこを踏まえてどうなのかということをお答えいただければというところです。

それから、遵守されてますかとお尋ねして、当然条例ですから遵守されなきゃいけないわけなんですけれども、基本条例でございますので、細かい具体的にどうこうというルールがあるわけではございません。その中で理念的に、基本的な姿勢として遵守されてると言えるのかということについて、お答えは遵守されているということですけれども、私から見ればこれが十分に守られてるとは言えないというふうに感じてるところでございます。

今のところ踏まえましてですね、先ほど申し上げた二つの例、これを考えたときにどうかというと ころについてお答えをいただければと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず公共施設等管理計画につきましてはですね、担当者に確認しましたところパブリックコメント はやってなかったということでございました。期間的、時間的な都合でできなかったということでご ざいます。

それから、あともう一つは何だったですかね。この計画は、公開の経緯、できましたのがですね、 もう3月の末でございまして、それからホームページのほうに載せたということでございます、この 計画を。よろしいでしょうか。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) すいません、第1問目をもう一回やらなけきゃならなくなりましたけれども、 お尋ねしましたのは、経緯申し上げましたですよね。一番短い文章で言うと、計画の策定、3月の末 ですよね。それに対して4月の中頃に私のほうから議会事務局を通して見せてくださいというふうに お願いしたところ、印刷されたものはないということでしたので、じゃあデータでもいいから見せて くださいということでお願いしたら、二、三日たってからかな、ホームページのほうに載りましたと。 それも新着情報にはそういう計画を掲載しましたというようなお知らせもなくて、いきなりポンと増 えてそこにポソっと、ひっそりと載せられたというそこの経緯に関してのことでございます。そうし たやり方っていうのがどうなのかていうことをお尋ねしているわけですね。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

3月の末にですね、データが来まして、ホームページに載せ方もですね非常にトップページにコメントもなくてですね、もういきなり載せたという形はそれは非常にまずいなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 質問じゃありません、まとめです。

ということは、まちづくり基本条例のほうでの情報をわかりやすく住民に説明するとか、そういったことはやはり十分にできてないのではないかというふうにやっぱり言わざるを得ないのではないかなと思いますので、ぜひ今後の情報公開の改善を求めたいと思います。

以上、終わります。

○議 長(大塚龍一郎君) これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時58分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第2回大津町議会定例会会議録

平成27年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)						
平成27年6月14日(日曜日)						
出 席 議 員	1 番 金 田	英 樹	2 番	豊	瀬 和 久 3 番 佐 藤 真	
	4 番 松 田	純 子	5 番	桐	原則雄 6番山本重	光
	7番本田	省 生	8 番	府	内隆博 9番吉永弘	則
	10 番 源 川	貞 夫	11 番	坂	本 典 光 12 番 手 嶋 靖	隆
	13 番 永 田	和 彦	14 番	津	田 桂 伸 15番 荒 木 俊)	彦
	16 番 大 塚 龍	直一郎				
欠 席 議 員						
職務のため 出席 した	局	長 豊	住 浩	行		
出席した事務局職員	書	記佐	藤佳	子		
	町	長 家	入	勲	会計管理者中野正新会計課長中野正新	継
地方自治法第 121条第1 項の規定により説明のため 出席した者の 職氏名	副町	長 德	永 保	則	総 務 部	
	総 務 部	長 田	中 令	児	総 務 部 総 合 政 策 課 羽 熊 幸 i 課長補佐兼財政係長	治
	住民福祉部	長 杉	水 辰	則	総 務 部 白 石 浩 信 主幹兼総務課行政係長 白 石 浩 信	範
	経 済 部	長大	塚 義	郎	教 育 長 齊 藤 公	拓
	土 木 部 併任工業用水道記	長 果長 大	塚敏	弘	教育 部長 松永高	春
	総務部次長総合政策課	兼徳	永	太	農業委員会事務局長 坂 田 勝 宿	德
	総務部総務課	县 本	郷邦	之		

議事日程(第3号) 平成27年6月14日(日) 午前9時 開議

日程第1 一般質問

午前8時57分 開議

O議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

〇議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

〇11番(坂本典光君) おはようございます。坂本典光が通告にしたがい一般質問をいたします。

1問目は、上井手の清らかな流れを目指してです。これは14年前の一般質問をベースにして、当時と今を比べてどのように変化したかを検証するとともに、これから先を問うものです。当時の町の人口は2万8千人、菊陽町、西合志町も同じくらいでした。今が3万4千人弱ですから6千人近く増えたことになります。そのときの文言から、いいイメージを持たれていると全てがうまくいきやすい。県下で大津町は「元気のある町」として評価されています。さらに「美しい町」として評価されるならば、観光開発にも結び付いていく。その具体策の一つとして「清らかな水の流れる上井手」を作り上げたいとして、上井手の整備計画などを尋ねました。

- 一、以前の質問のあと、県の堀川改修事業があったと記憶しております。ご存知のように、上井手は菊陽町に入ると途中から堀川と名前を変えます。この改修事業は下流から始まり、大津町に入って川底の掘削や護岸の石垣工事が行われたと思います。3年前には九州北部豪雨に襲われ、上井手の石垣が何箇所か崩れました。そのため県による復旧工事が行われました。しかしながら、まだまだ危険な個所があるようです。さらなる整備計画はあるかお尋ねいたします。
- 二、上井手に流れ込む生活排水は今どの程度か。関連する部分の下水道整備の進み具合。これは以前と全く同じ質問です。この間、どれくらい改善されたか。流れ込む流量、下水道が整備された割合、 戸数を説明され、さらに今後の計画を述べていただきたいと思います。
- 三、当時問題になりました悪臭問題は未だに解決されていないようです。今後どのように対応するか。具体的な採択と手順を問うものです。悪臭問題は解決したのかという当時の質問に対して、その時の東保健衛生課長は、「悪臭の情報をいただきましたときは直ちに現地調査を行い、また常時注意いたしまして常時巡回なども行っており、平成12年度に悪臭防止法で規制いたします特定悪臭物質22物質につきまして、大津小学校はじめ8カ所においてサンプリング等で臭気測定、分析業務を数回行いました。し尿処理場等の排水処理に伴う臭気ではないとのことで、諸条件を考慮すれば調査対

象の臭気は畜産系統であると考えられます。臭気の確定はできておりませんが、主な発生源が畜産系統であれば、県、保健所とも連絡をとり、指導と併せまして、広報、パンフレット等でこれまで以上に強力に環境に対する町民の皆様の意識の醸成に努めてまいります。」と答えています。今から3年ほど前に上鶴地区の上井手沿いの方々が上井手から糞尿の臭いがして耐えられん。町は何をしているのかといって、役場に怒鳴り込んでこられました。この時も行政は、「善処します。」と答えております。

前回、東課長の答弁である、「臭気は畜産系統であると考えられる。発生源が畜産系統であれば、 県、保健所とも連絡をとり、指導する。」というのは、本当に実行されたんでしょうか。上鶴からの 苦情のあと、どういう対応をしたのか。私の家の横に上井手から取水した水路が流れておりますが、 ごく最近、5月の中ごろだったと思います。夕方7時過ぎと夜2時ごろ悪臭がしました。悪臭問題は 解決してないのではありませんか。これから具体的にどういう対策をとるのかお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 皆さん、おはようございます。坂本議員の上井手関連等のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、上井手関連につきましては、大津町、菊陽町の水田382へクタールの灌漑排水水路として延長13.4キロメートルを有しておりまして、これらにつきましては、大津、菊陽の農業基盤が確立されて、大変恩恵を受けているところでもあります。というようなことで、今上井手関係等の菊陽、大津におきまして、あれから400年というような歳月が流れてきております加藤清正公の灌漑事業に対するイベントも考えておるところでもあります。

そういう中におきまして、老朽化や区域の住宅化により、平成20年度から平成28年度までの第1期の県営灌漑排水事業で水路改修を行っているところでもあります。平成29年度から第2期計画が予定されております。また、下水路の整備進捗に伴い、上井手へ蛍が戻ってくるようになり、清らかな流れが戻りつつありまして、本年度に大津町汚水処理施設整備構想の見直しを行い、生活排水処理の100%を目指してまいりたいと思っております。

また、臭気問題ですが、平成17年から家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されており、畜産農家も法律の趣旨を認識されておりますので糞尿の上井手への垂れ流しはないものと考えております。しかし、悪臭が大気の状況や風向きによりある程度臭うこともあるかと思いますけど、苦情の連絡を受けたときには、職員が現地に出向き調査をしておるところでもあります。 細部については担当部長よりご説明を申し上げます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- **〇経済部長(大塚義郎君)** おはようございます。坂本議員のご質問にお答えします。

町長が申しましたように、上井手水路は、老朽化等により、また周辺の住宅が進んだことによりまして上井手水路への流入がかなり増加しています。現在、県営灌漑排水事業で上井手水路改修を行っておりまして、平成26年度末までに工事延長で上井手水路が2,332メーター、幹線水路が53

0メーターの82%、事業費で8億5千270万円で76%の進捗状況となっております。町は事業費の25%相当を県営事業でございますので、県に負担金として支払っているところでございます。

なお、本年度事業としてご参考に申し上げますと、光尊寺の西側の右岸の改修を計画しておりますとともに、今後の整備計画としましては、第2期県営灌漑排水事業の計画策定に向け、県と協議しているところで、第1期計画が終了次第、平成29年度より第2期計画に入りたいと考えております。

また、畜産の臭気問題ですが、坂本議員ご指摘の上鶴区より苦情がありましたのは、平成24年1 2月18日でございまして、前日が地元の区長さん、当日が坂本議員さん外上井手近くにお住まいの 3人の方々より苦情があっております。このときは、熊本県菊池振興局、JA、土地改良区、町と後 迫付近から森の上養豚団地上流まで川沿いの現地調査を行っております。調査の結果、養豚団地では 3件の養豚中の糞尿処理を1カ所の浄化槽で処理されていますが、3件の農家から運ばれる糞尿の途 中の集水桝が詰まってあふれた可能性があるとのことで、葉っぱ等が詰まらないような構造にすぐに 改善され、苦情を言ってこられました地域の方々にも12月22日にご説明しているところです。そ の後は、当該地域の方々より苦情は受けておりません。森の上養豚団地では、平成11年から家畜排 泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたことに伴いまして、平成15年に養豚 の尿処理浄化施設を設置されております。森の上養豚団地の農家 3 戸と団地外から 1 戸がこの浄化槽 で尿処理をされ、今回、施設を見学しましたところ、原尿層ではやや臭気があったものの、最終的に 処理された尿は手に取っても臭気はなく、上井手への流出もなくきちんと処理されていました。処理 された尿は、液肥として還元されております。ただ風向きによる臭気につきましては、糞の固形物の ほうは隊舎のほうで処理され、全量販売されております。堆肥化する過程の臭気が大気の状況や風向 きなどにより臭気が上昇し、施設外に漂うこともあるようです。また、今回警察にも上井手の家畜糞 尿による悪臭の対応の問い合わせがあったとのことで、大津警察署の生活安全係、菊池保健所、菊池 振興局、町で対応を協議しております。県や保健所としては、確たる証拠がないと養豚の疾病等の問 題もありましていろいろ問題に発展することもありますので、今回対応するには事実に乏しいという ことの結論に至っているところです。そのほか、畜産資源が農地に還元する際、現実に臭気等の苦情 があっておりますが、随時苦情があった際は現地調査を行いまして、農家にすぐ農地の耕す耕うん等 をお願いしているところでございます。

以上です。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 皆さん、おはようございます。坂本議員の一般質問の うち、下水道関連についてお答え申し上げます。

先ほど町長が述べられましたように、上井手をはじめとする町内の河川は下水道等の生活排水処理 施設の普及充実により、蛍が生息する清らかな流れに戻りつつあります。

さて、議員ご質問の改善等についてですが、上井手沿いの世帯の捉え方には若干の相違があるかと 思いますけども、約4千200世帯で、下水道接続は3千300世帯、未接続が900世帯となって おります。なお、900世帯のうち、合併処理浄化槽が約320世帯、単独浄化槽が360世帯、汲 み取りが170世帯となっております。合併処理浄化槽の普及により処理された排水が約900トン流入しています。また、引水地区、室地区については、最近の住宅新築において整備地域以外は合併浄化槽の設置が義務付けられていることも水質の向上につながっていると考えております。大津地区は整備が済み、水洗化が終了しております。事業全体をみましても、整備済み地区の約92%の水洗化率で進捗しておるところでございます。

さて、今後の計画についてでございますけども、上流部の森、吹田、大林、瀬田地区につきましては、これまで農業集落排水事業で計画していましたが、公共下水道事業へ転換して、現在、森地区の工事を実施しており、随時、瀬田方面へと事業展開を計画しているところでございます。下水道、農業集落排水、合併浄化槽の処理人口は2万8千345人で、行政人口の約84%を占めるところでございます。既存の下水道計画を実施しましても、生活排水処理ができない地域も発生いたしますので、今年度大津町全体の汚水処理施設整備構想を見直しし、地域ごとに適切な処理形態を決定して生活排水処理100%を目指していきたいと考えているところでございます。上井手はもとより、町内の河川のすべてが清らかな流れとなることを目標に下水道本来の目的でございます生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めていきたいと考えるところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- 〇11番(坂本典光君) 再質問いたします。

ただいま説明がありましたように、これ14年も前の話ですから、時の経過とともに町も発展し、 下水道が普及し、流れ込む生活排水が減少したことは喜ばしいことでございます。

さて、悪臭問題ですけど、この悪臭問題はこの悪臭防止法に触れるだけでなく、大津町環境基本条例、大津町の河川を美しくする条例に違反するのはもちろんですが、住みやすい町を目指す大津町にとっては非常にマイナスなことであります。しかし、14年前に解決したはずのことが少なくともこの上鶴地区の苦情があったときは、現地調査されたということで、その今説明がありましたように、養豚団地ですか、畜産、3件のほうのちょっと処理がまずかったと、器具が壊れたと、そういうふうなことの説明があったと思いますけども、今までこの流れで畜産関係だろうとは言われていたけども、そこまではっきりおっしゃった、調べられたというのは、本当は初めてなんですよね。そういうことで、今後はもう起こってほしくありませんけども、とにかくその後に、14年前の問題がその後に起こったということは非常に残念であり、町の失態というほかありません。もう一度町民の立場から物事を見ていただきたいと思います。いかがですか。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 上鶴区でですね、苦情があった分については先ほどご説明したとおりでございまして、そのほか畜産関係のですね、苦情がたまにありますけれども、そういうときにはすぐに担当者が土曜日であろうと、日曜日であろうと現地に行きまして、その辺の調査をしているところです。ただ先ほど申しましたように、平成11年にですね、家畜排泄物の処理法に対する法律が施行されまして、平成16年から完全施行されております。その主な改正の内容はですね、野積みや素掘り

の禁止という主な内容で、農水省のですね、その平成11年から5年間の猶予がありまして、平成16年から完全施行ということですけども、農水省のホームページによりますと、管理基準の対象農家の99.9%がこの管理基準に適合しているというふうなホームページに載っております。ですから、確かに臭うこともたまにありますけれども、その辺については、その適正な法律内でですね、管理されている。臭いにつきましてはなかなかその辺は難しい問題がありますので、そこまで大気の問題とか、空気の問題とか、風の流れとか、そういうところで施設内で適正に管理されていても臭う場合もありますので、その辺はある程度のご理解、まあ苦情があった際はですね、適宜現地調査してますけども、家畜の排泄物ですので、臭うこともやむを得ないと言ったら申し訳ないですけど、ある程度その空気の流れとか風に向きで漂うことも申し訳ないですけども、農家の方にできるだけご協力はしていただくことをしておりますけれども、その辺の職業上のですね、相互のご理解もある程度はお願いできたらというふうに考えております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 今の部長の説明ですけども、確かにその言われることもわかっておりますし、 しかしその臭い云々だけじゃなく、やっぱし上井手にですね、そういうものが流れ込んでいく事故が あるということは、非常にこれは残念なことであります。これはやはり防止せんといかんと思います ね。

それでは、第2目に入ります。市街地を流れる水路の手入れについて。第2次大戦後に行われた農 地改革の理念を受けて、昭和24年に制定された法律に土地改良法があります。これは農業生産基盤 の整備開発を目的にしており、そのもとに設立された土地改良区は、農業協同組合と並ぶ日本農業団 体の一つであります。農地改革で創設された自作農を構成員とし、戦後の困難な食糧事情を反映して 莫大な国家予算が投入されてきたと言われております。土地改良事業は、多額の経費がかかるのでほ とんどが農林水産省の農業・農村整備事業として国の直轄、または補助事業のもとで実施されており ます。例えば、県営体育成事業、これは圃場整備のことです。畑地帯総合整備事業、農村整備事業、 農道整備事業、これは広域農道、一般農道、農免農道などですが、市町村単位になると白川から取水 した歩合で流域などを管理する団体として、大菊土地改良区があります。そこの定款の第4条の1に、 白川から取水する灌漑施設及び白川への排水設備の維持管理第4条の2に、白川から取水する灌漑施 設及び白川への排水施設の新設改良とされています。今回の質問では、あくまで市街地のことであり、 市街地外については問題にしておりません。1は、上井手本流のことであり、2では、その支流のこ とを言っております。町は、改良区に運営面で補助金を出しております。各事業でも一定割合の補助 をしております。町農政課は、改良区の管理を監視する責任があると思います。失礼しました。1と 2と申しましたけど、上井手本流のことが2でありまして、3が支流のことでございます。訂正いた します。市街地を流れる水路とは、上井手本流とその支流です。ここでは上井手本流のことを指しま す。先ほど上井手の清らかな流れを目指してと言いましたが、上井手は本来農業用水路であり、その 管理は大きく土地改良区にあります。管理者には独占的に水を使う権利があるが、同時に周囲に迷惑 をかけてはならないという責任もあります。上井手は堀川改修事業と先の水害の改修事業で一部の護

岸がコンクリート化され、雑木が生えなくなりすっきりしましたが、昔からの石垣には、雑木が生え、油断すると大きく生い茂ってしまいます。景観上問題があり、地域住民から苦情が出ております。特に吐、立石地区、光尊寺周辺は定期的に伐採する計画を立てるべきです。吐、立石地区には、大きな木がはびこっております。大菊土地改良区は管理責任があることは先ほど述べました。

三、市街地を流れる上井手の支流(水路)は大きいものから小さいものまであります。大菊土地改良区では内部規定で基本的にその水路を利用する水田の受益者が管理するようになっていると思いますが、その受益者が減ってきており、現実には個人が管理するには限界があるようです。結局、対外的には大菊土地改良区に管理責任があります。農政課にはそれを監視する責任があると思います。六そう井手の一部は雑木や草が生い茂り、土が堆積し、景観上、そしてまた安全上問題があります。計画的に伐採、排土をすべきであります。大津中学校南側の新村の水路も同じ状況にあります。室でも苦情が出ている地域があります。かつて六そう井手の一部は、新村の水路は地元の苦情で改良区が雑草、雑木の刈り払い及び土砂の除去を行った実績がありますが、何年かごとに定期的にメンテをしないとまた元の状態に戻ってしまうと思います。ですから、これはある程度何年に1回かの定期的なメンテをやるべきではないかと思うわけでございます。1回目の質問です。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 上井手の関係とその用水路についての管理関連等につきましては、土地改良 区のほうにお願いをしておるところでもあります。もちろん土地改良区だけでは管理が行き届かない 点もございますので、町のほうでも十分上井手関連等につきましては管理をしておるところでもあり ます。おっしゃるように、上井手の石垣関連等についても災害で肥後製油の上、あるいは大願寺のそ ば、関連等に石垣が崩れたりいろいろするわけでございますけども、そういう大きな災害関連等につ きましては、県営事業関連等でお願いし、町も25%の負担をやっておるというような状況でござい ますけども、用水路関連等につきましては、土地改良のやっぱり農業用としての排水、あるいは農道 関連の管理をお願いしておりますんで、これにつきましては、土地改良も今後につきましては大変厳 しい状況でございますので、これにつきましても農家の組合員に対しては大体1反当たり3千円以上 の負担をいただいておるというような状況でございますし、大変内容には厳しい状況がございますけ ども、去年から本年度につきまして、ある程度の管理関連等については、町のほうから上井手関連に、 土地改良区のほうに補助をしながら、そして土地改良区の役員、あるいは土地改良のほうで下払いと かいろんなことをやっていただいておるというような状況でございます。そういう意味におきまして は、大変昔は57号バイパス沿いに家が建っておったぐらいで、あとはもう田園地帯でございました けども、今はもう東原のほうからずっと住宅地ができてきておりまして、雨水の流水量も増加してお るというような状況でございますんで、今後についてもその機能とともに管理関係が大きな課題を抱 えておるというような状況でございまして、多面的機能の支払い交付金事業というようなことで現在 28の地域で活用をしていただいておりますので、今後についてもそういう事業を利用していただき ながら管理をお願いしていきたいということで、町もそれなりの支援をやっていかなくちゃならない。 防災や水利関係の問題もございますので、今後については、その計画を土地改良とともに一緒にしな

がらその応分の負担も考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。 詳細については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 坂本議員のご質問にお答えします。

上井手は、白川から取水しまして、大津、菊陽の水田の灌漑用水路、また以前から防火用水や地域の生活の維持用水として長年の間我々はその恩恵を受けてきているところです。市街地には多くの用水路が流れており、大津町農業の根幹となる極めて重要な農業用施設でありますので、大菊土地改良区では、吐の丹防吐周辺など多くの箇所の刈り払いを毎年実施しており、本年度も計画しているところでございます。

また、東山川と上井手が合流している立石地区の東山川付近につきましては、建設課のほうで浚渫、 伐採を行っており、先ほど申しましたけれども、以前ご指摘を受けた光尊寺付近も2年ほど前に大菊 土地改良区とともに雑木の伐採を実施しましたが、ご質問のとおり、再び雑木が生い茂っており、こ の箇所については平成27年度に県営灌漑排水事業で改修を実施する予定でございます。

このように計画的に維持管理を実施しているところではございますが、周辺の住宅化による流入量の増加や施設の老朽化、防火用水としての利活用などがあることから、農業用水路の維持管理に対するニーズは大変増えてきているのが現状でございます。

現在、大津町では28の地域組織が多面的機能支払交付金事業と言いまして、国の事業でございますけども、用水路等の地域の農業用施設の維持管理等を計画的に実施しています。また、この多面的機能支払交付金事業範囲外の水路等の維持管理につきましては、本年度から賃金を予算措置して、大菊土地改良区と協議、連携しながら刈り払いなどを実施する予定でございます。また、上井手や下井手沿いの支障木伐採についても昨年度から大菊土地改良区に補助金を支出しまして、町が7割負担し、土地改良区が3割の負担で実施しておりますが、何分大菊土地改良区の管理範囲が膨大でありますので、今後も計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- ○11番(坂本典光君) 先ほど述べましたように、上井手は農業用水路であり、その管理は大菊土地改良区が行っております。部外者が勝手に水を使ったりすることはできません。しかし、周りに迷惑をかけないでいただきたいと思います。大津町は、住みやすい町を目指して外部から人を呼び込もうとしております。大津町環境基本条例、大津町河川を美しくする条例、大津町のその条例は守っていただきたいと思います。直接の管理者は土地改良区ですが、土地改良区の人件費を含む運営費用333万円ですか、補助しておりますし、水路整備などの事業補助として7割を町が補助しております。できうる限りその住民に迷惑をかけないように町としても干渉していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- 〇経済部長(大塚義郎君) 大菊土地改良区と絶えず連携をしながら、また県や様々な補助事業があれ

ばその事業を生かしながらその管理に努めてまいりたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- ○11番(坂本典光君) それでは、3番目に入ります。3番目は、家庭で教育すべきことがらについてです。教職員を退職された知り合いの方と数日前にちょっとパークドームでお会いしまして、久しぶりに会話が弾みました。そのとき、齊藤教育長の話が出てまいりました。自分は教職員としてその大半を菊池郡市で過ごしましたと。菊池郡市には菊池郡市の教育、あるいは教育界の特徴がありますと。そこで、熊本市の教育界にいらした齊藤教育長がどのような考えを持っていらっしゃるのか、聞くのが楽しみですと。そういうことをおっしゃっておりました。きっと新風を吹き込んでくれるでしょうとも言われました。私も同感でございます。

そこで教育長に質問です。教育長は学校での教育だけでなく、家庭での教育が大事といわれますが、 具体的に考え方をお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長齊藤公拓君。
- ○教育長(齊藤公拓君) 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまお話しありましたように、私教職生活の3分の1以上は、半分ぐらいは熊本市に勤務しておりましたので、まさしくご指摘のとおり、菊池郡市の今までの教育の流れといいますか、これについては少しまだまだ勉強途中の部分もございます。しかしこの1年、菊池郡市の様々な教育関係の会議に出まして、本当に伝統あるですね、菊池郡市独特の菊池は一つという合言葉のもとにですね、本当に頑張っていらっしゃる。今県内各教育事務所ございますけれども、菊池管内というのは非常に今注目をされている。非常に元気のある。まあ地域自体も元気ございますけれども、教育自体もですね、非常にやはり熊本市と並ぶぐらいのですね、素晴らしい実践が大津町をはじめ他の2市1町でもですね、行われているというふうに感じておるところでございます。

ここでご質問の家庭で教育すべきことについてのご質問でございますけれども、私の就任のあいさつの中でも触れましたように、教育は国家百年の計でありまして、我が国の現在の発展も国民の実直さと勤勉さ、さらにそれを支えてきた教育によるところが大きいと、そのように捉えております。60年ぶりに改正されました教育基本法では、家庭教育の条文が新設され、その第10条に父母、その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするとうたわれております。また、中央教育審議会は、その答申の中で、子どもたちの教育は単に学校だけではなく、学校、家庭、地域社会がそれぞれの適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要であると述べております。そのような中、熊本県では、平成23年度から親の学び講座にはじまり、現在の親の学びプログラムの提供、そして平成25年4月1日、家庭教育支援を目的とした全国初の熊本家庭教育支援条例が施行されました。その条例の前文には、家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝としてそれぞれの家庭はもち

んのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民皆で子どもの育ちを支えてきた。しかしながら、 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、 放任など、家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となると ともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。これまでも教育における家庭の果 たす役割と責務についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取り組みが行われてきている が、今こそその取り組みをさらに進めていくことが求められている。こうした取り組みにより、各家 庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校と地 域、事業者、行政、その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要であるとうたわれております。 特にしつけにつきましては、基本的生活習慣として、家庭で行うことが基本ですが、それが不十分な 場合には、学校、あるいは園がその役割を粘り強く果たしていくと同時に、確かな学力の向上にも努 めていかなければなりません。大津町では、あいさつをする、時間を守る、人の話を聞くという大津 町3つの約束や、育ちのステップ、ノーテレビ、ノーゲームデーの推進、県が作成いたしました、熊 本家庭教育10箇条、文部科学省が提唱する早寝早起き朝ごはん、さらに大津町PTA連絡協議会が 作成されました、大津町家庭教育宣言等の家庭と学校、そして地域が連携した取り組みを展開しなけ ればなりません。そのためにも教育の原点であります家庭の教育力の向上は不可欠であります。そこ で、家庭の教育力の向上に向けて、家庭教育学級の充実、出前講座の活用を図るとともに、熊本親の 学びプログラムの普及啓発に努め、家庭教育の支援を積極的に行ってまいります。また、様々な課題 に直面する親への支援として、大津町教育支援センターやスクールソーシャルワーカー(SSW)、 あるいは臨床心理士等を活用した支援体制の確立に努めていきたいと思います。子どもたちは学校、 家庭、地域社会の暮らしの中で小さな成功体験を積み重ねていくことによって達成感や充実感を実感 することができます。また、家族や学校での仲間、地域共同体での様々な人々との出会いの中で、人 としての強い絆を築き、そのことで安心感をえ、自己肯定感、自己有用感が高まり、自分への自信を 深めていくものと考えております。そしてそのことで様々なことに挑戦する意欲も生まれてまいりま す。このような子どもたちの健全な成長のためには、学校力、家庭力、地域力という3つの力があわ さることと、そのバランスが寛容であろうかと思います。私自身も要請があれば時間の許す限り出前 講座に出向いていきたいと思っております。学校、園には、保護者に向けての発信の機会を多くする ように要請し、学校、園だよりや学級だより、あるいは一斉メール、学級懇談会や保護者会等の活用 により、学校、園として、あるいは校長、園長として、また担任として家庭教育への思いを発信して いただき、家庭と学校がしっかりと手を取り合い、子どもの育ちへの思いを共有して取り組んでいく、 そういった取り組みを深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- **〇11番(坂本典光君)** 期待しております。終わります。
- ○議長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。9時55分から再開いたします。

午前9時44分 休憩

 \wedge

午前9時54分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 松田純子さん。
- ○4番(松田純子さん) 4番議員の松田純子が通告にしたがいまして一般質問をいたします。 質問は2つ。1つ目に、地方創生における女性の就労についてと、男女共同参画推進条例の今後の 取り組みについての2点です。

はじめに、地方創生における女性の就労についての質問です。厚生労働省の雇用政策研究会は、女性や若者の就労が進まなかった場合、2020年、就業者数は、2012年の6千270万人に比べて最大で323万人減の5千947万人、2030年では821万人減少で5千449万人に落ち込むとの集計結果を公表しました。就業者とは、企業に雇われたり、自営業で働いたりする人を指します。2030年の5千449万人のうち、製造業は162万人減の870万人と推計されました。働く人が大幅に減れば安定した労働力を確保できなくなし、内需拡大も期待できなくなると指摘しています。その労働力を確保するために2015年2月20日、正式名称が「女性の職業生活における躍進の推進に関する法律」、略して女性活躍法案が今国会に提出されました。法案の目的は、豊かで活力ある社会の実現を図るために自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮させることが一層重要であり、そのため、女性に対する採用、昇進の機会の積極的な提供及びその活用が行われること。職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備により職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきとあります。働く女性を増やし、女性を管理職に登用する。この法案を現実のものにするためには、行政は何をすべきか。早急に提示しなくてはいけません。このことを踏まえて、大津町の状況について質問をいたします。

一つ目に、町内301人以上の企業における女性の就労状況、管理職登用の状況把握はされていますか。また、300人以下の町内企業の状況についてはどうでしょうか。

二つ目に、女性の地域での活躍や起業に対するサポート、この起業は起業ですね。応援プランはありますか。女性活躍法案の中にも地域で活躍したい、起業したいと希望していても機会、ノウハウ、資金などの不安、そういうことに悩むことも多くあります。世代に応じた経験や知見を生かしながら地域社会で個性と能力を発揮できるよう、女性に対する学び直し、活動分野の情報提供やコーディネート、ノウハウの提供、資金面での支援等を行うとあります。今議会において、同僚議員から地方版総合戦略や地域創生についての質問や意見がありました。女性が働く環境の整備、または起業への応援は地方創生の一環としても重要と思います。

三つ目に、子どもを持つ働く女性へのサポートとして、病児保育の環境整備、病後児保育の拡大についての考え方を問いたいと思います。病児・病後児保育に関しましては、所管委員会でありますので厳しい状況は理解しておりますが、子どもを育てながら働く女性にとって子どもの急な病気は継続して働くことや昇進に関して大きな足かせとなっています。将来を見越し町がどのように考えているかを問います。

四つ目、目を転じて、イクメンについての質問です。イクメンは随分社会に浸透してきていますが、 町の状況はどうでしょうか。特に役場内男性職員の育児休暇や介護休暇の取得状況はどうでしょうか。 職員の意識、そういったものについて調査はされているでしょうか。 育児休暇の問題、ワークバラン スの問題など、理解状況は将来の日本の在り方を左右するといっても過言ではないと思います。

以上、4つの質問に対して答弁をお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) まずは議員の地方創生における女性の活動支援等についてのご質問かと思いますけども、少子高齢化が進行する中におきまして、我が国将来にわたり活力ある経済社会を維持していくためには、だれでも意欲をもって社会参加ができるような環境が必要であり、結婚、出産などあっても就業を継続してしやすい環境を整えると同時に、子育て等により一旦退職した女性が再チャレンジしやすい社会をつくり、進めていくことも重要な課題だと言われております。女性の就労状況の把握についてですが、町内の全事業者数は1万8千300人で、そのうち女性が6千200人、約34%となっております。企業別や管理職登用については把握をしておりませんので、今後、男女共同参画プラン作成時に調査を行いたいと考えております。

また、管理職の女性登用率を2020年には30%にしたいという政府の目標がありますが、現実は厳しい状況のようです。ちなみに役場では、審議員以上の幹部37名の中で女性は6人で16. 2%」となっています。これは該当する年代で女性職員が少ないのが影響しているのではないかと考えています。

子育て支援につきましては、県下でもいち早く取り組み、子育てしやすい町との評価もいただいております。多くの企業に進出いただいており、多くの女性の応援という意味を含めて病後児保育やファミリーサポート事業を充実させてきたところであります。病気の子どもを預かる病児保育についても検討いたしましたが、小児科の病院との連携の課題や財政的な問題もあり、実施には至っていない状況でございますが、大津町子ども子育て支援事業計画には記載をしておりませんが、今後の状況次第では働く女性へのサポートとして病児保育事業への取り組みも子ども子育て会議などで論議をしていただきたいと考えております。

役場での男性職員の育児休業及び介護休暇の取得については、これまでの実績はあっておりませんが、最近ではこの介護休暇について、男性職員の取得がみられるようになりまして、男女共同参画に対する考え方も少しずつ浸透してきているのではないかと思っております。女性の就労支援や管理職登用や、今の社会制度や職場環境の改善、そうしてワークライフバランスを含め、男性の働き方も変えていく必要があるのではないかと感じております。

詳細については担当部長からご説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) おはようございます。日本国内では人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、生産年齢人口も減少人口傾向にあり、人口減少化で持続的な経済成長を維持するためには女性が経済社会に参画する機会を確保することが必要不可欠と言われております。しかし、女性の就労

状況は就業率が向上しつつあるものの、出産、子育で等のため退職する割合は6割を超え、就業を継続できず、キャリアを積むことが困難な状況は管理職や役員への女性登用の少なさにつながっていると言われております。県では企業が変わる、女性・男性が変わる、社会が変わる、そして熊本が変わるをスローガンに産学官の連携により、経済労働分野における女性の社会参画の加速化と男女がともに個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりを目指しております。

町でも4月に大津町男女共同参画推進条例を制定し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにし、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で性別にかかわりなく個性と能力を 十分に発揮することができる社会の実現に向け取り組んでいるところでございます。

町内の企業におきます女性の就労状況は町長の説明のとおりでございますけれども、これは統計調査によるものですので、より具体的には企業連絡協議会等を通じて調査を行いたいと考えております。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案では、地方公共団体は女性職業生活における活躍についての推進計画の策定や、また労働者が300人以上の事業主は事業主構造計画の策定をすることとなっておりますので、この点についても実態を調査を行いたいと考えております。

また、起業に対するサポートや応援プラン等につきましては、町では実際に事業を行っているものはございませんけれども、今のところ県が実施しております女性の就労を支援する情報サイトや熊本県しごと相談・支援センター、くまジョブのキャリアカウンセリング、労働相談等の案内を行っているところでございます。先ほど話がありましたとおり、総合戦略の中で取り組むことができるかどうかについては、今後考えていきたいと思っております。

条例などで設置されます各種審議会や委員会への女性の登用状況につきましては、総委員数 5.5.8 人のうち、女性委員が 1.2.7 人で 2.2.8 %となっております。目標値は 3.0 %ですので、さらなる取り組みが必要だと感じております。

職員の育児休業等の取得状況につきましては、平成24年度から3年間で9件の承認を行っておりますけれども、対象者はすべて女性職員でございました。また、この間、育児休業を取得可能な男性職員が延べ11人おりましたけれども、育児休業の申請はあっていない状況でございます。

また、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等、一定の範囲内の親族で疾病、負傷または老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するために認められる介護休暇については、男性、女性職員とも現在は申請があっていない状況でございます。

中学校就学の時期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため取得できる子の看護休暇の実績をみますと、最近3年間で男性職員8名、37件、女性職員6名、34件の休暇が取得されており、男性職員も子育てに参加しているのではないかと思っておりますけれども、制度の周知を図るとともに、職員意識調査も行っていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- **〇4番(松田純子さん)** 女性の管理職登用ということはなかなか難しい問題でもあると思いますが、 女性にも問題があるんじゃないかと思います。管理職を望まない女性の多くは、家庭と両立が難しい

ということはありますけれども、それ以外に女性自身があんなハードな仕事はできない、組織をまとめるのは無理とかいう先入観や努力の怠りということもあると思います。ただ延々と働きさえすれば管理職になれるというのではなく、両立しながら社会の変化を読み、企業が適合する方法を考える。将来を予測し対応を考える。人の意見を聞き集約して意思決定をし、組織をまとめるということはできなくてはいけないと思います。みずほ総合研究所の大嶋寧子さんという方はですね、多くの企業は今まで成長や昇格につながる仕事は男性ばかりに任せてきた。女性管理者を増やそうにも必要な能力やスキルが身についていない女性が多く、それを補う研修と仕事の配分が求められると言っています。

そこで大津町は女性職員に対して能力の開発やスキルの研修についてはどのように考えておられるでしょうか。今までの社会生活、一般の社会生活において、女性というのは人の上に立って物事をするとか、人々を引っ張っていくというようなそういった事柄に慣れておりません。中学校、高校などの生徒会とかそういったことに関しても、まあ会長を務めるのは大体が男性、そういった社会の中で女性が対等してくるという場面が少ないので、会社に入ったあともなかなかそういった上のほうに自分がやっていこうというふうな雰囲気というのはなかなか掴めないと思います。だからそういったことが女性の幹部職登用に対しても足を引っ張っている原因かもしれません。また、女性がそういったことに対してもっと積極的に人々を引っ張っていく、そういった能力を身に付けるということが必要ではあるかと思いますが、そういった能力の開発とかスキルの研修とかを考えてはおられますか。

ちなみにですね、常用雇用者の30人以上のところで係長職はだいたい9%、課長職以上は6.6%だそうです。主任クラスの方々で56%、つまり半分以上がそれ以上の課長職等々を兼任しているという状況があります。正社員の中でも管理職でない人の中には男性では43%ほどが管理職になりたいと思っていますが、女性の場合は12.9%だそうです。管理職になりたくないと思う女性に対してどのように思われますか。研修の件とあわせてもう一度考えをお伺いしたいと思います。

起業に関してですが、先ほど特に女性の起業は大津町では見受けられないということなので、対応されるということはないかと思いますが、女性の5割から6割は第1子出産後に離職をしていますね。2013年の時点ですが、女性雇用者の6割は非正規であるということもあります。女性の就労意欲を持たせるためには、男女共同参画推進課と協力してプロジェクトチームをつくる必要はないでしょうか。そこら辺の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

三つ目の病児保育の件ですけれども、建設的な意見だと思います。熊本市内には8つの病児保育があります。県内には27町村で28カ所あります。利用者は年々増加しております。働く女性にとって得難い施設であると思います。子育ては子どもの病気との闘いとも思います。特に働いている女性にとっては病気をしてくれるなと、毎日が薄氷を踏む思いでの生活があります。管理職を目指す女性にとって責任ある仕事は重要ですけれども、子どもが病気で急に休むということは本人も辛いですけど、雇用者にとっても困ることです。女性の雇用主でさえも子育て中の人は断りたいという状況もあるようです。零細企業であれば特にその傾向は強いと思います。保育施設の充実も重要ですが、病児対策も並行していかなければいけないのではないでしょうか。一つの方法の提案として、施設をつくらずに保育サポーターの創設というのはどうかと思います。保育または育児サポートシステムと言え

ばいいでしょうか。例えば、出勤直前に子どもが熱を出したら休めないとか、学校や保育所に行って いたけど、急用で呼び出される。そういういったことというのは、子育て中の親にはままあることな んですね。そういうときに大事な会議を控えているとか、大事なプレゼンをしなくちゃいけないとか、 そういったときにどうしても急に駆けつけたり、今日は急病で休むということができないことが多い です。そういうことを含めた上で保育中の子どもを持つ母親に対しては重要なプロジェクトは任させ られない、そういうふうな考えも確かにあるように思います。そういうときに、この制度ですね、サ ポーターを派遣してもらう。そのときにサポーターの人が来てもらって、病院受診とか、その後の看 護とか、例えば、その病後児保育というのは大津町にはあります。ですが、病後児保育もピークのと きはあたらないという状況がありますが、ファミリーサポートでは病児のサポートは厳しいという状 況もありますので、そういったときもこういうサポーターの方をお家のほうに派遣してもらってみて もらうとか。子どもの特有の感染症とか、インフルエンザのときは多くなります。サポーターという のをどういうふうに選別するか。そういうふうな人を充てるかといいますと、ヘルパーさんとか、看 護師とか、保健師さんの有資格者を登録制として依頼に対応してもらう。有資格者であれば病気に対 する知識、感染防止テクニック、秘密の保持などが保障されます。登録制として平時には定期的に健 診を受けてもらえば、そのときの流行の兆し、対応、困難事例の解決とかの勉強会やカリキュラムを 設定してもらいます。そういうふうな体制が町にあるというだけでも安心して働くという基盤ができ ると思います。大津町は保育所も充実している。そしていざ病気になっても安心して働ける、そうい うふうな育児サポーターシステムの創設というのはいかがでしょうか。

イクメンの話ですけれども、育児給付金ですけれども、昨年度から給付率が50%から67%に引き上げられましたけど、これはどういうことかといくと、男性の育児休暇を促進させる目的ですね。 男性が休むと大幅な収入減があるということで、それでも男性に育児休暇を取ってもらいたいということで引き上げられたということです。このような情報は役場内ではどのように周知されるるのでしょうか。

以上、4つですね。女性に対する研修の問題。それから女性の起業ですね、起業に対する男女共同 推進課とのコラボに関して。そして3つ目に、病後児保育、病児保育、それに関するサポーター制度 の創設はいかがなものかと。それと4つ目に、保育給付費などの変更とか、そういったものの情報は 周知されているかどうか。その4つの点の再質問をお願いいたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 松田議員の再質問でございますけども、まずは、役場職員におきましては、大変女性の方も能力があるし、優れた職員ばっかりでございますので、研修関連等についてはもう男女平等に研修を行うし、あるいは女性の方につきましても自主的に研修を申し込んでおられる方もおります。今年は女性消防団の操法大会でございますけども、新たに入ってきた職員9名の方が手を挙げるという本当にやる気のある職員ばっかりでございますので、本当に今後の大津町についても行政が担うところがたくさんあるんじゃないかなというふうに期待をしておるところでもあります。

また、企業に対しましては、企業連の会議関係等につきまして十分ご相談をしていきたいんですけ

ども、もちろん企業連の会議関連等、あけぼの会関連等につきましても企業の代表として女性の参加が多く見られるということで、またそういう交流会の中でも積極的な意見を交換できるそういう素晴らしい女性がおられるというようなことでございますので、それぞれの企業においても女性に対しての管理職登用についてもしっかりと考えておられるんだなというふうに思っております。

それから、病児保育ということにつきましては、先ほど医師会関連等についてご相談をしておりますけれども、今後につきましても、先ほど申しましたように、医師会とのご相談、そしてある委員とも検討していただくようなことを今後お願いをしていければ病気をしてもそこの保育所で見ていかれるということで、女性の方も安心されるんじゃないかなと。サポート事業関連等につきましては、やっぱり病気の方をわかっておる人を預かるというのは大変心配でありますので、子どもの病気というのはいつ、どういうふうに異変するかわかりませんので、大変そちらのほうにもご心配をかけることが多々あると思いますので、やっぱり受ける人、あるいは預ける人、そういう方が安心してちゃんと保育ができるというか、そういうような体制が必要であるというふうに思っておりますので、十分今後についても医師会とも相談をしながらやっていきたいというふうに思っております。

あと役場関連とか、男性等についても家庭一番で十分家庭内で相談しながらお互いの立場立場で己の権利をしっかりと活用していただければなというふうに思っております。

〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。

○総務部長(田中令児君) 職員の研修の件でございますけれども、町長が言いましたように、特段その差をつけて研修を行っておりません。また、異動等で配属するときも男性、女性区別なくその職員を見て配属をしているところでございます。それから、昇任・昇格等についても人事評価等できちんと評価をいたしまして昇任・昇格をさせております。そういう中で管理職になりたくないとか、そういう話は今まで聞いてはおりません。

それから、研修のほうも町長が言いましたとおり、最近は手挙げ方式で研修をすることができますので、そういう意味で東京のアカデミーの研修とかも率先的に女性の職員も手を挙げて参加をされておりますし、また県への出向もありますけれども、それも自ら女性の職員が手を挙げて今現在行っているところでございます。そういう意味で職員につきましては、女性、男性関係なく今頑張っていただいているというふうに思っております。

それから、企業関係でございますけれども、先ほど言いましたとおり、特段のその支援は行っておりませんけれども、町には子育て関係のNPOさんとか、家庭的保育をされているところとかそういうのがございますので、そういう意味ではある一定のその企業に向けて頑張っていらっしゃる女性の方も多いのではないかと感じているところでございます。

プロジェクトチームについては今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

育児の給付金につきましては、職員にとりましては育児休業の制度がありますので、そちらの中で確認はしているかと思いますけれども、先ほどおっしゃった件について周知というのはやっておりませんので、今後職員意識調査等を行う中でそこら辺もあわせて周知のほうは取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- **〇4番(松田純子さん)** 役場内においては男女の差はあまりないということでよろしいんでしょうね。 現実、日本全体といたしましては、そういったふうに女性の能力の開発とか、スキルの強化とか、そ ういった問題に対してすごく関心のあることなので、大津町は大津町として、それ以上また全国的な レベルでの意見とかそういった風潮とかも踏まえた上で対応していただければと思います。

また、病後児に関しましては、もしここに30代の女性が2人いる中でですね、どちらかにプロジェクトを任せるとする場合には、どちらかを選ぶかというときに育児中の方は遠慮するというようなそういうことがないように、これからも努めていただきたいと思います。

二つ目の男女共同参画推進条例の今後の取り組みについての質問をいたします。 3月定例会において、男女共同参画推進条例が可決されました。平成11年「男女共同参画基本法」が施行され、大津町では、12年、町民の意識調査を実施しました。以後、意識調査は継続され、22年には「大津町男女共同参画都市」宣言をいたしました。そのときに推進プランを策定しております。推進プランにより、人権学習、男と女のつどい、菜の花コンサート、懇話会提言を継続してきました。今回、この条例を制定したことにより、今後どのような取り組みをするのでしょうか。

一つ目に、意識調査の結果、格段の変化がみられませんが、なぜでしょうか。男女共同参画懇話会は、2年ごと提言をしていますが、ほぼ同様の内容であると理解しております。意識調査の内容もほとんど変化はなく、以前として男女間の意識の差は乖離しています。意識調査の結果を踏まえ、その分析についてどのように分析されておられますか、伺いたいと思います。

二つ目に、町には大津女性の会があります。女性たちが協力しあって様々な事業や連携をとっておられます。その中で菜の花コンサートは今年9回目を重ねました。男女共同参画推進に関しましても多大な影響を持っておられますが、この会、この女性の会はどのようにつくられ、現在、町にとってどのような位置づけなんでしょうか。女性の会は女性の会として単独で活動していくのか。町の協力機関として町と連携していくのか。どういった立場なんでしょうか。女性の会の方々は高齢化されており、事業の発展に関して進捗のほうが停滞しております。女性の会を盛り上げるには、会員の拡大の必要があると思いますが、今後の会の発展についてサポートの必要はないでしょうか。

三つ目に、多くの女性に対して情報発信、情報提供、情報集約、また女性が集う場としての拠点の整備についての質問です。一つ目の質問でもいたしましたが、女性活躍法案の中には、人や情報とのつながりについての項目があります。個々の女性のニーズに応じた様々な支援に関する情報を使い勝手よく一元的に提供する。また、女性が仲間を見つけて活動し、支えあうようなネットワークを支援するというようなものです。施策項目には、女性の活躍応援ポータルサイトの開設とか、男女共同参画センターなどの多様な主体から地域のネットワークづくりをするというものです。若年者雇用、ワークバランス、起業応援、処遇改善、税制の変化、育児手当の改正、テレワーク導入企業の内容、いろいろなハラスメントへの対応、また女性消防団への加入促進、男性意識の改革への情報、これらの情報は求めようとすれば入手することは可能です。ですが、その場所に行けば欲しい情報がすぐに揃

う、集まった人とも意見の交換ができる。そのような場の必要はないでしょうか。その拠点の整備に ついての考えを伺います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 松田議員の男女共同参画推進条例の今後の取り組みについてのご質問かと思 いますけども、男女共同参画への取り組みにつきましては、平成13年にみどり輝くほっとタウン大 津、男女共同参画推進プランを策定したのを皮切りに5年後とにプランを見直しながら男女共同参画 社会実現に向け取り組んでまいりました。その間、男女共同参画懇話会から8次にわたる提言をいた だいております。しかしながら、平成22年に実施いたしました町民意識調査を分析しますと著しい 男女差、就業中再就職型女性就労感の強さ、そして本来のレベルでは厳しい女性問題の実態があるこ となどが浮き彫りになってきましたが、大津町においては、第一段階といえる固定的性別役割分担意 識をなくす啓発、広報等への取り組みの充実が当面の行政課題であると考えています。このような啓 発事業等を展開していく上で大きな柱として本年4月に男女共同参画の基本理念を盛り込んだ男女共 同参画推進条例を制定したところであります。また、大津町女性の会につきましては、平成6年に町 内で各々に活躍されておられた地域の女性団体や婦人会などのグループが集結し、女性の地位向上、 男女共同参画の推進と町民の質の向上や福祉の向上を目的としまして結成されました。以来、元気な まちづくりを目指し、人と人のつどいなどを多彩な活動を展開され、町の審議会等においては、女性 の視点でご意見をいただいております。菜の花コンサートなど、女性の会の会員同士の親睦と交流を 深めるための事業を開催されており、今後も連携しながら各種事業に取り組んでいただきたいと考え ています。男女共同参画都市宣言や条例制定の中で、男女共同の起点施設整備の必要性があがってき ております。財政的に厳しい状況でありますので、現在活用されている既存施設の活用などを含めた ところで、審議会等で論議をいただければなと考えております。条例を制定しましたので、平成28 年度に改定します男女共同参画推進プランの中にその基本理念を盛り込み、男女共同参画の意識啓発 事業など具体的な政策展開を図っていきたいと考えております。

詳細については担当部長のほうからご説明をさせます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 意識調査の分析結果について説明をさせていただきたいと思います。平成22年に実施しました町民意識調査では、男は仕事、女は家庭という固定的役割、分担、意識について同感するというのは全体の27%、同感しないというのは全体の65%で、多くの町民の方が性別に役割分担意識に反対しているという結果になり、成果をあげているようには見えるんですけれども、実際には男女は平等であると半数以上の人が回答した項目は学校教育の場だけでありまして、法律や制度、家庭生活については男女の平等感には大きな差がみられるところでございます。男性は法律や制度が整備されて男女は平等であると判断しておりますけれども、女性は法律や制度が整備されても実際には利用できないから不平等のままと判断しているようでございます。さらに、社会通念や慣習は平等であると回答した割合が項目中もっとも低い上に、女性は男性の半分以下でございました。このような意識と現実における男女の平等感には大きな差があることがなかなか啓発が進まない原因の

一つではないかと考えているところです。固定的役割分担意識をなくす啓発事業の取り組みの充実が 当面の行政課題でありますので、啓発対象の年代、性別など創意工夫して行うことや、特に男性の推 進講座や研修等への参加が少ないため、男性への啓発の仕方を今後工夫する必要があると考えており ます。男性にとりましても家庭生活や地域生活に目を向けることは、これから高齢期を含めた生活を 充実したものにするためにも重要なことではないかと思っております。

大津町女性の会につきましては、男女共同参画社会に向けて住みよい大津町づくりに貢献することを目的に住民団体と行政との共同した取り組みを行っていただいております。町づくりには女性が生き生きと元気であることが必要ということで、町も女性の会と一緒に活動を進めてきております。菜の花コンサートは、音楽を通して男女が喜びと責任を分かち合い、ともに輝き、ともに生きる社会の実現を目的に女性の会の会員同士の親睦と交流を深めながら開催されておりまして、町も共催をしているところでございます。拠点整備につきましては、今までいろいろと検討を重ねてきておりますけれども、具体的な整備計画の目途は立っていない状況でございます。男女共同参画都市宣言を行い、大津町男女共同参画推進条例を制定する中で、主体的で積極的な活動ができる推進拠点整備の必要性が述べられております。多種多様な生活体系や様々なニーズに対応し、先ほどお話がありましたとおり、情報発信や情報収集の場として、女性だけでなく、男性も足を運べるような男女が集える機能性のある男女共同参画の拠点整備などを今後審議会のほうで議論いただければと考えております。今後は、新たに改正します男女共同参画推進プランで今までの取り組みを検証いたしまして、家庭や地域、学校や職場などあらゆる分野で男女共同参画の推進策や女性にとっても、男性にとっても働きやすく、生きやすい社会を目指すための啓発活動など具体的な取り組みを織り込んでいきたいと考えております。

○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。

○4番(松田純子さん) 毎度啓発が大事であって、その啓発をしていかなくちゃいけないというのは、もう何年も前からのような気がします。男女の固定的役割分担ということに関しましては、これはもうずっと昔からであって、急にそういうことを言い出したわけでもなく、固定的観念、固定的な役割分担というのは、もうそれが普通と思われるような世の中だと私は思っております。女性活躍法案の中にも家庭との両立ということが幾つも出てきます。女性にだけ家庭的な両立を求めるというような内容にしか思えてならないのは私だけかなと思ったりします。男性も女性も社会において働く場合、男性には家庭の両立というのは出てきませんが、女性に関しては家庭の両立というのがすごく出てきます。同じように働くのであれば、男性に対しても家庭の両立という言葉が出てきてもおかしくはないのに、女性に関してだけ家庭との両立という言葉が出てきます。これ私の指針なので質問というわけではありませんが、同じようにして働くのであれば家庭は両方が両立していかなくちゃいけないと思います。でもそういうふうな考えというのはなかなか今の世の中は通用しないようですね。固定的役割というのがそういった問題を含めていると思いますが、こういった固定的役割分担という意識をどのようにしてなくしていくか、どのようにして薄らいでいかせればいいか。それは啓発しかないと思いますが、この啓発事業というのが大変難しいことだと思うんです。具体的には啓発事業というの

をどのようにしていけばいいか。そういった案をお持ちであれば聞かせていただきたいと思います。 そして、拠点の問題ですけれども、2年前に拠点をどうするのかという一般質問を私はしました。 そのときに、生涯学習センターの旧図書室を考えているということを伺いましたが、その遡ること1年前の、今からいうと3年前ですが、女性の会の方々も拠点をどうにかしてほしいということで相談されたときに、生涯学習センターの旧図書室はどうかと言われました。と、おっしゃってましたです。ですが、それができなかったのは、美咲野小学校を建設するにあたり、多大な財政の支出があるので女性の拠点整備はちょっと難しいと言われたということを伺っております。女性センターをつくるとすれば建物を小ぶりなものとしても女性センターというのは大変財政的には問題が出てくるかと思いますけれども、拠点整備、例えば、情報を発信するような、いろいろな情報を公開するような場所と女性が集まって話ができるスペース、子どもを連れてきて話ができる。子どもをちょっと見る遊び場のスペース、それだけを整備するのであればそれほど財政的に問題はないのじゃないかと思います。また、生涯学習センターにおけるいろいろな事業の中には、男女共同参画に関わるいろいろな事業がしております。ですから、生涯学習センターというのは、男女共同参画センターの内容とほぼ合致していると思うので生涯学習センターの旧図書館の整備、これを早急に進めていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 男女共同参画の啓発は非常に難しいというお話もいただきましたけれども、広報のほうに載せました、ちょうど二十歳になった女性の方のご意見でございましたけれども、男女共同参画はテレビなどで聞いたことがありますと、現在は育児は女性が中心になって職場への復帰なども難しいので仕事も家庭も男性のサポートが必要だと思います。男性が育児をすることが珍しいことではない世の中に早くなってほしいという女性の、ちょうど二十歳の方でございましたけれども、そういう意味では、やはり啓発等についてはやっぱり男性の考え方というのが非常に大きいのではないかと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり、この男性の研修会への参加とか、そういうのが非常にまた少ないというのも現実でございますので、広報の特集とかそういうのしかございませんけれども、そこら辺の取り組みはまた進めていきたいというふうに考えております。

それから、拠点整備につきましては、おっしゃるとおり、生涯学習センターの旧図書室をですね、活用したらどうかというお話がございました。財政的な問題というのはちょっと私知らないんですけれども、そのときにどのようなその目的でこの施設を整備するのかというところで非常にいろんな意見がございました。本当に自由に使える部屋があればいいとか、作業するところがあればいいとかですね、いやいやそうじゃなくて、情報を発信するきちんとしたそういう施設が必要ではないかと、いろんな意見の中で集約がちょっと難しかったというのもございます。そういう意味では、今後拠点整備を進めていくのは何のためにその施設が必要かというのを十分話し合って、そういう中で整備を進めていかなくてはいけないと考えているところでございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- **〇4番(松田純子さん)** 7年前に米大統領選で民主党候補者選びですね、それに敗れたヒラリー・ク

リントンさんがおっしゃった言葉の中で、ガラスの天井というのがあるんですが、これをご存知です かという質問はいたしませんが、このときヒラリー・クリントンさんは敗れてですね、「私たちは高 く困難なガラスの天井を破ることはできなかった」と言われたそうです。ガラスの天井というのをご 存知の方はわかると思いますが、企業においては昇進に値する人材が性別などの理由で昇進できない 状態になることをキャリアアップを阻む見えない天井になぞられた比喩だそうです。大企業に女性登 用の数値目標を義務付ける。女性活躍法案が審議入りしまして、法整備で数が増えるようになれば日 本の分厚いガラスにもひびが入るかもしれません。でもガラスを壊すのは女性自身ではないかと思い ます。それでも女性自身がそういったことに挑戦し、いろんな困難をですね、乗り越えていくにはま だまだ厳しい状況だと思います。そのためには、法整備とか、例えば、働いていて子どもが急に病気 になってもサポートしてくれて安心して働ける。そして男の人と肩を並べていろんなことに、事業に ぶつかっていける。そういった状況というのを早くつくらないことには、いくら数値目標をつくった としてもなかなかはそういったことにはならないと思います。また、女性自身も何事にも消極的じゃ なくて、積極的に男性の頭を乗り越えるぐらいの気合いを持ってやっていくためには、そういう女性 を育てること。そういったことも重要じゃないかと思います。そういうことをいろいろ考えながら、 今の現状に関して厳しい状況を確実に感じているということをお伝えして質問を終わりたいと思いま す。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時45分 休憩

 \triangle

午前10時55分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様も日曜の午前中から足をお運びいただきまして大変ありがとうございます。できる限り具体的かつわかりやすい議論をしていきたいと思いますので、執行部の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、お許しをいただきましたので通告にしたがい、議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、大津町のいうなれば財政戦略が共通のテーマになっておりますが、お手元の通告書に記載のとおり、収入の面からは企業誘致戦略、そして歳出の面からは、事務事業評価と予算への反映について質問をいたします。

まず、大津町のおかれた状況の認識を共有させていただきたいのですが、大津町は県内でも財政的に恵まれている自治体の一つと言われており、確かに、財政指標等をほかの自治体との比較で見れば間違いではありません。しかし、それはあくまでも相対的な話であり、中身を分析すると他の多くの自治体同様に厳しい状況であることに変わりはございません。まず、町の歳入を見ますと、大津町の税収は本田技研やその関連企業を中心とした豊かな法人税に長年支えられ、平成17年度から4年間

は全国的にも数少ない地方交付税の不交付団体となり、ピークである平成19年度は26億4千30 0万円もの法人町民税がありました。しかし、厳しい経済状況を反映して、平成20年度からは減少 に転じ、直近の決算データである25年度を確認すると4億2千300万円とピーク時の6分の1ほ どとなっております。また、町の歳出は年々増加傾向にあり、特に高齢化の進展等によって社会保障 関連経費である扶助費は毎年増加し、平成19年度に11億9千500万円だったものが平成25年 度には24億4千万円と6年間で2倍以上に膨らんでおります。このように、大津町は、以前は財政 的に非常に恵まれた状況にあったものの、その状況は刻々と変化してきております。さらにもう少し 言えば、非常に財政的に恵まれていた時期があるがゆえに、当時建設した様々な施設の維持管理費や 開始したサービスに要する費用が固定費として毎年予算に計上されており、そうした面から見れば、 以前から継続的に厳しい状況にある自治体よりもむしろ難しい状況にあると言えるかもしれません。 ここでちょうど昨日いただいた大津町の公共施設等総合管理計画で年間コストを少しだけ確認してみ ますと、例えば、大津町運動公園は約3千440万円、歴史文化伝承館は約360万円、まちづくり 交流センターは550万円、駅南口のビジターセンターは約1千300万円が毎年継続的にかかる支 出とされております。いずれにしましても、基本的な傾向としては、歳入は減少しているものの、歳 出は毎年増えているという二重苦の状況にあります。したがって、これまでも様々な場面で繰り返し 述べておりますが、財政における入口、出口の両面から町の在り方を改めて見直し、スケジュールも 踏まえた具体的な大津町独自の経営戦略というべきものを策定する必要があると考えております。

以上を前提に置きまして、まずは大津町の企業誘致戦略について伺います。本年2月25日の日経 新聞に内閣府の資料を基にした「高い競争力を維持する町」上位15市町村が掲載され、熊本県から は大津町周辺の西原村、合志市、菊陽町、益城町の計4つもの自治体が名を連ねておりました。これ は1975年から2010年までの事業所数、従業者数、財政力指数、課税対象所得、第1次~第3 次産業までの生産・支出に関する指数の合計8つの指標の伸び率により算出されておりますが、元デ 一タを分析すると大津町は全体的には先ほどの上位4自治体と比較してそれほど遜色ないものの、事 業所数の伸び率で他の自治体に大きく差をつけられておりました。その事業所数の値においても、大 津町は全国的に見れば比較的高いほうではありますが、類似の地域事情を持つ近隣自治体、特に隣の 菊陽町の事業所数が2001年の866社から2009年には1千279社まで大幅に増加し、西原 村の319社から380社まで増加している一方で、大津町は1千162社から1千211社と微増 の状況です。この事業所数には、業種や従業員数、売上高等のいわゆる規模の違いは反映されており ませんが、例えば、菊陽町に大型の商業施設や店舗がどんどん増加している一方で、大津町ではなか なかそうした動きが見られないということは、私自身も感じており、住民の方からもそうした声を伺 うことは少なくございません。商業施設に限定すると、もちろん菊陽町は大津町よりも熊本市内に近 いという地理的な優位性も小さくはないとは思いますが、当然ながらそれだけで知行をストップして しまうのではなく、しっかりと情報を振り下げて分析し、その上で大津町独自の地域戦略を策定して いく必要があります。

また、企業誘致とは、地域が地場の産業振興を目的に企業、特に工場を誘致することと定義されて

いますが、工場に限定しても本町の状況は菊陽町をはじめとした近隣自治体と比較して鈍化しているようにも思われます。企業の誘致は、冒頭で減少していると述べた法人町民税の増加はもちろん、雇用の創出や外部からの従業員の流入による個人町民税の増加、さらには、その従業員の買い物や飲食等によって商業施設や飲食店、不動産業等をはじめとしたサービス業の活性化にもつながり、そのインパクトは大変多大です。当然ながら外から誘致するだけではなく、既に町内で事業を行っている事業者がより一層経営しやすい環境を整え、永続的に町内で事業を行ってもらうことや既存事業主の町内での工場新設や経営参加も含めた支援等をしていくことも重要であり、それらも計画立てて取り組む必要があると考えております。

以上を踏まえ、通告書に記載のとおり、具体的に5つの項目について伺います。

一つ目に、直近10年の主な誘致実績及びその間の具体的な誘致活動、政策について伺います。こちらは事前にお伝えしているとおり、あまり細かい数字は不要ですが、業種及び経営規模はある程度わけた上で実績の報告をお願いいたします。

二つ目に、現在の傾向、近隣自治体との差異はどのような要因によると分析しているか伺います。 なお、先ほど述べたとおり、地理的影響も小さくないとは思いますが、要因を単純化するのではなく、 様々な観点から複合的に状況を分析する必要があると考えています。

次の三つ目と四つ目については、要は、企業が進出したくなるような条件、環境を具体的なパッケージとして一層整えていこうという視点であり、相互に関連するものでありますが、まず三つ目に、企業立地にあたっての優遇措置の見直しや分譲手法の多様化、充実化を図る考えはないかを伺います。

四つ目に、企業ニーズに対応したセミオーダー方式の導入や小区画の造成など、多様な工業団地の 造成を進める考えはないか伺います。こちらは、現在、町内の工業団地はすべて埋まっており、空き のない状況ですが、今後も既存団地エリアの拡大や新規工業団地の整備等の比較的大型の事業に対し て積極的に取り込んでいく意向があるかという町の方針とあわせてお答えいただければと思います。

最後五つ目に、3と4も踏まえ、誘致の推進はもちろん、既存企業の更なる環境向上を図るために、地域特性にも応じた企業誘致戦略プランを策定して体系的に取り組む考えはないか伺います。現在の総合計画やマスタープランでは、抽象的かつどの自治体も似たような項目が並びがちですが、企業誘致戦略に関わらず、特に地方創生の流れの中では、地域の強みや弱み、そして持てる資源を定量的に徹底把握、分析して差別化優位性を前提においた具体的な地域戦略をやることが非常に重要であると考えております。

以上、町長の答弁を求めます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 金田議員の企業誘致についての質問ですが、新聞記事並びに内閣府の資料の 詳細を見てみますと、本町も15には入っておりませんけども、20位に位置をつけているところで あります。菊陽や西原村の事業所数は確かに増加しておりまして、その内容を経済センサスなどの統 計情報で分析しますと、卸売や小売や飲食店によるもので、企業誘致に関するところの製造業につい てみれば、ご紹介の市町村の中では本町だけが増加しているという結果となっております。これは大

津町が他の自治体に先駆けて本田技研熊本中核工業団地、室工業団地、南部工業団地など農工商併進を政策の柱として早くから企業誘致活動に取り組んできたところの成果であると思います。平成17年から昨年度までの10年間での協定に基づく新設や増設などの企業立地の件数は、県全体での290件で、大津町はその7分の1の43件となっており、非常に高い実績となっております。しかしながら、本町も工業用地分譲につきましては、過去に苦い経験もしておりまして、近隣自治体を見ましても造成分譲は開始したものの買い手のつかない物件が残っているような状況で、新たな工業団地の造成などには経済状況等を踏まえながら慎重に考えていくべきと考えております。また、日本経済はいくらか明るい兆しが見えてきたというものの、企業各社まだまだ工場の新設や増設には全体的にみれば慎重な対応をとられてるように思います。よって、大津町としましては、内については、大津町企業連絡協議会を中心に進出企業との皆さんとの相談、活動を充実させることにより、状況を見据えながら今後多角化するであろう企業経営にも臨機に対応できるよう積極的な企業訪問などによるセールスを行い、外については、県企業立地課との連携強化による情報召集と共同による都市圏での展示会、セールスを行い、引き合いのある企業については、本社訪問などの企業誘致を活動を行い、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

詳細については、また担当のほうから説明をさせていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 金田議員のご質問にお答えします。

ご紹介いただきました日経新聞の掲載記事ですが、ご説明のとおり、1975年からの事業所数な どの8つの指標の伸び率を偏差値にして比較したものです。全国1位の西原村は75.9、5位が合 志市73.0、6位が菊陽町72.8、益城町が11位で72.2というふうになっております。大津 町は20位で偏差値が70.8となっているところです。工場集積が進んでいる静岡県とか愛知県の 自治体は、この偏差値が大体50くらいですので、大変高い数値であると思います。事業所数偏差値 では、確かに近隣自治体は最高の80ですが、本町は63.2となっています。この要因を経済セン サスなどの結果で見てみますと、先ほど町長が申しましたとおり、他市町村の増加の要因は大規模団 地やその周辺での商業施設などによる卸小売、飲食店、医療、福祉の分類で増加にあるようです。製 造業によりますと、大津町は事業所数、従業員数とともに伸びていますが、合志市、菊陽町は事業所 数は減っているものの従業員数は増加しているという結果となっています。平成18年と平成24年 を比較した具体的な数値を申し上げますと、全産業では、事業者数と従業員数は、最初に申し上げま すのが事業所数であとが従業員数になります。全産業では、大津町は+18、+1千508人、西原 村が+14、72人、菊陽町が140、+2千374人、合志市が-18、-234人、益城町が-60、-577人となっています。内訳では、製造業では、大津町が+14、866人、西原村では -1、-102人、菊陽町では-3、+927人、合志市が-13、+591人、益城町が-18、 -333人です。そのほか特徴的な数字としては、運輸業では、大津町が+15、+567人に対し、 菊陽町は+9、+971人、卸小売では、大津町が-44、-568人に対し、菊陽町は+39、+ 162人、西原村でも+5、+65人となっています。飲食店、宿泊業で大津町は+13、+646

人、菊陽町で+33、+323人、合志市で+13、+323人となっております。このように、菊陽町や西原村の主な増加の要因は、住宅団地やその周辺での商業施設などによる卸売、小売、飲食店、医療、福祉の分類での増加にあるようです。いずれにしましても、大変貴重な情報でございますので、今後のまちづくりの参考になると思います。

さて、企業誘致に関するところの大津町の直近の10年の主な誘致実績とその間の具体的な誘致活動についてですが、平成17年から平成26年度までの誘致実績は、立地協定に基づくもので県全体で290件、うち大津町は43件となっています。内訳は、新設が4件、増設が39件です。その間の誘致活動としましては、県企業立地課や進出企業からの紹介を基にした地道な企業訪問や相談活動につきるようでございます。いかに早く、そして数多くの情報を入手し、素早く親切に、そしてこまめに対応することが誘致成功の秘訣であるように思います。金田議員のご指摘の近隣自治体との差異の要因につきましては、先ほど申し上げましたとおり、内閣府の資料が企業誘致だけではなく、様々な産業の増減や生産額等が比較の対象となっておりますので、今回の情報をさらに分析させていただき、大津町がもっと競争力を維持できる町となるよう努力してまいりたいと思います。

企業立地にあたっての優遇措置の見直しなどにつきましては、合志市では、空工場等活用助成金、 菊陽町は、工場等誘導地域指定制度を用いているようですが、近隣自治体ともほぼ同様の優遇措置を 用意して誘致活動に取り組んでいるようです。

次に、企業ニーズへの対応ですが、先ほど申しましたとおり、やはりこまめな情報収集を行うことが重要であるかと思います。その中で町として取り組むべき事業が考えられる場合は即対応してまいりたいと考えております。

最後に、企業誘致戦略プランの策定については、確かに計画を策定して体系的に誘致活動に取り組む必要があると考えますが、町長が申しますように、新たな工業団地の造成は、当面慎重に見極めるとのことでありますので、これまでは情報の収集やこまめな対応で誘致実績につながっておりますので、企業誘致課による誘致活動をさらに推進してまいりたいと考えております。企業は常に変化し、成長しております。企業の業態の変化、多様化を模索している企業から要望があった場合に、すばやく対応できるよう情報収集と企業誘致の条件整備に努めてまいりたいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問をいたします。4点ございますが、まず先ほどの日経新聞の記事の件ですが、私がこの一般質問に先立って質問行ったときに、担当課の方もその記事の存在自体もちょっとご存知ではなくて、そういった意味で、ぜひまあ情報の収集というには、日々常日頃から尽力していただきたいと思っておりまして、かつ今回細かいデータいろいろいただきましたが、そちらのほうも私が聞いた時点では、担当課のほうでは把握していなくて、私も入手することができなかったんですけども、そういったことは普段どのように情報収集とかをやっておるのかということを1点伺いたいと思います。

2点目なんですけども、先ほど工場誘致の分では好調という話がありましたが、一方で、卸売、小売、飲食店等の分野では、他の市町村より少ないというお答えだったと思いますが、そちらに関して

どうしていくのかというところもやはり考えていかないといけないと思っているんです。まあ工場は 工場として頑張っていっていただいて、そちらの商業関係に関しても、もちろんこちらのほうがより 地理的要因は大きくなると思うのですが、こちらのついての方針というものを伺いたいと思います。

三つ目なんですけども、企業誘致にあたり重要なことというと、これこまめに企業ニーズに応えていくというお話がありましたが、それはもちろん重要なことだと思います。ただ同時にそれと並行する形で計画だとか、条件整備だとか、そういったものをなかなか工業団地に買い手がつかないようであれば、先ほどお話ししたようなセミオーダー方式を導入するだとか、他の自治体と同様のレベルの条件を整備しているというお答えもありましたが、そちらに関しても、もしかしたらよりよい条件を提示することで、より多くの企業の方が大津町に入ってきたいということにつながる可能性もあるので、そういったとこもやはりある程度計画立てて考えていかないといけないのではと思っております。そこでちょっと三つ目と四つ目ごっちゃになってしまうんですけども、そこの計画、条件整備の戦略のところ、本当に簡単な紙一枚でスケジュールと項目を乗っけるだけでもいいんですけど、そういったものをこの機会に整理してはどうですかという質問でございます。

以上、すみません、結局3点になりましたが、お願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 企業誘致課のほうでですね、先ほど金田議員さんがお示しした新聞記事ですかね、これは私も前見たことはあります。企業誘致課としても日本経済新聞はもちろん取っておりますし、ほかの経済新聞も取っておりますので、そちらのほうでいろいろ情報は確かに収集しているかと思います。そのほかの誘致の条件整備というところにつきましては、私の知り得る範囲では、固定資産税などの減免なんかがですね、うちは不均一課税という形で対応しておりますけども、あるところでは3年間ぐらい減免しているというところもありますので、その辺は町長と相談しながらですね、今後検討してまいりたいと思います。まず、条件整備といいましても、大津町は企業誘致課が県内で唯一あります。それがまず最大の私は条件整備をしているところでおりますし、その辺は企業連絡協議会とですね、役目を対応しております。県内では室程度を設けているところはありますけれども、課として市レベルでも、町レベルでもですね、その辺を設けているところは大津町、九州管内でも珍しいというふうに聞いておりますので、その辺でその課が対応することによって先ほど申し上げました、情報収集とか、様々な企業訪問とか、そういうところでやっていると思いますので、まず町の組織でですね、そういう条件整備をやっているというところで、これまでの誘致企業の実績につながっていると思いますのでご理解とご協力をお願いします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 情報関連等につきましては、今のところ担当が言いましたような情報をしっかりと県とも連携を取りながらやっておりますとともに、今大津町に既存の企業関係が、中小企業関連等がありまして、増築関係を今考えておられる企業はたくさんあるようでございまして、例えば、南杉水地区にですね、会社がありますけども、その会社の増築について、町の養蚕関係の用地がございますので、それについてお願いでけんだろうかというようなことで、地元とも相談いたしまして、

それを工業用地のほうに拡張していただくというようなこともしておりますし、また、来ておる企業の中でも10~クタールとかいろんな形でお願いできる場所をですね、工場の条件、規模のところを言ってこられますので、そういうところに規模にあうようなところを企業誘致課のほうでしっかりと相談しながら地元とか、いろんな関係者とご相談しながら推進を今図っておるというような状況でございます。

また、商業施設関係等については、4、5年前に大津町においてもモール関係の計画がなされてお りましたけども、それも一応中止になっておりましたけども、今回また空港関連に伴いまして、32 5の交通の要所というような形で、海外関係の観光客等も考えられるような形の経済状況でございま すので、再度その計画の見直し、見直しというか、やらせていただければなというような話も今来て おるところでございますので、今後については十分相談しながらその用地の推進を役場として図って いければなというふうに思っております。大きな別な問題として議員おっしゃるように、今後の景気 状況、やはり世界経済の中での日本の企業がどう大津町についてくれるかというような状況もいろい ろございますけども、今中九州高規格道路をしっかりと国のほうにお願いしておりますし、県のほう も57号の2車線が、拡張工事があと2年近くで終わるというような予定でございますので、その辺 の高規格道路の路線決定と事業推進に熊本大津間にお願いできればということで、合志や菊陽や大津 の関係の工業集積をどんどんと図りたいと。今のところ川辺工業団地のほうも県の団地でございます けども、まだまだ販売開始になっておりますけども、売れていないような状況でございますので、で きれば325線について将来の工業団地ができればなというような思いですけども、これについては、 やっぱり工業団地を一つつくるには相当なお金がかかってまいりますので、我々についても何年か前 の南部工業団地の関連もございますので、十分慎重に検討していかなくちゃならないんじゃないかな というふうに思っております。そういうような中で大津町のまちづくりが企業だけでなく商業の中心 というか、飲食関係の店がしっかりといいものもできてくるような形のためには、やっぱり雇用と住 宅に住んでいただく、そういう回路が必要ではないかなということで商工農の関連でしっかりと推進 を図っていかなくちゃならないというふうに考えておるところでございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 町長の企業誘致戦略に関するビジョンのほうはよくわかりました。ちょっと細かい部分かもしれませんが、2点だけ再質問させていただきたいのですが、まず先ほどの1番目の日経新聞の件は、まあ2月の記事なので担当の方も失念されていたのかなと理解しておきます。

2点再質問ございまして、一つが、先ほど企業誘致課を設置しているのは、大津町、もうかなり珍しい、すごい大切だというお話ありましたが、それはあくまでも組織だとか体制の話であって、条件の話とは別の話なんですね。なので組織体制に関しては今までよりよいものをよりよくしていただければいいんですけども、条件のところの、また繰り返しなりますが、別でやっぱり検討をやるやらないは、そのあとでいいんですが、しっかりと検討していく必要があると思っていますが、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

2点目の質問で、先ほど町長の答弁にもあったのですが、既存企業から工場拡大のお話も来ている

というお話ですが、そちらの既存企業のところの工場拡大とか、新規事業への多角化だとか、そういったものの支援体制だとかというのも考えていく必要があると思っております。もちろん町の話もあるんですが、国のほうでいろんな支援事業というものがございますので、そういったものを町も一緒になって考えて、例えば、助成金を一緒に取りに行くだとか、そういった形で町からある意味攻撃的にそういった動きを誘発させるような戦略があってもいいと個人的には思っております。

その2点について伺いたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 条件整備につきましては、先ほど近隣市町村で同じような条件で誘致をやっているというふうに申し上げましたが、近隣市町村でただ一つある市がですね、誘致した場合、固定資産税の3年間の減免という形をやっておりますので、また大津町としてはですね、そういう誘致協定で増設した企業については不均一課税で通常の固定資産税が1.4が1.05という形でやっております。その辺で今後ですね、検討して、なおよいできるだけ企業が来られるようなですね、形で持っていけたらというふうに思います。

あと既存事業てなに。

- ○1番(金田英樹君) 既存事業主が、例えば、多角化とか工場拡大だとか結ぶような、そういうことを誘発できるような政策みたいなことは何かできませんか。例えば、国の助成金等をしっかりと町がキャッチして、企業を興していくだとか。
- ○経済部長(大塚義郎君) それにつきましては、県のほうにも企業立地課というのがありますので、 県のほうとしても大津町に企業が来ようが、菊陽町に企業が来ようが、県としてはその辺の財政が潤 いますので、その辺は企業立地課とですね、情報交換をしながらその辺の条件整備に努めてまいりた いと思います。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 前向きな答弁であったと受け止めます。先ほどの企業誘致戦略に関してなんですけども、個別の取り組みはもちろんあるんですけど、もうちょっと俯瞰的な視点でもって町全体としてどのようにやっていくかという幅広い事例研究をする中で計画を考えていただければなと思うところでございます。県との連携のほうも今後もぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは時間もありますので、次の質問に移ります。

続いては、事務事業評価と予算への反映について伺います。冒頭に述べたとおり、大津町においては、歳出の増加と歳入の減少が同時に進行しております。さらにそうした厳しい状況も相まって、これまで職員数の削減を進めており、業務を遂行する人員体制からみても以前より厳しい状況になっていると言えます。しかし一方では、社会の成熟化、複雑化によって住民の求め、必要とするサービスは多様化しており、それに応えていくことで事業を遂行するための予算や人は減っている一方で、町の提供するサービスの量や種類は増加しているという状況にあります。そうした行政サービスの特徴として、一度開始されたサービスは廃止されにくいという傾向がございます。冒頭にも述べたとおり、これまで大津町は豊かな財政の恩恵もあり、ハード面、ソフト面の双方において様々な住民サービス

を拡充することができました。しかし、行政サービスが既得権益化するという特徴を踏まえれば、そ うした豊かな時代に築き上げてきたものが現在では一層大津町の財政を圧迫している面もないとは言 えません。近年のいくつかの身近なところに目をやっても、ハード面では、前段で述べた歴史文化伝 承館、まちづくり交流センター、駅南口のビジターセンター等の様々な施設が新設され、またソフト 面では、子ども医療費の中学3年生までの無料化や小中学校へのエアコン設置等の施策が始まってお ります。もちろん、サービスには多かれ、少なかれ受益者が存在するので、財源、人員の制約がなけ ればどんどんサービスを拡充して住民の暮らしがより快適になることは大変喜ばしいことです。しか し、先ほど述べたとおり、歳出歳入、どちらを見ても財政的に厳しく、また人員的にも非常に難しい 状況にある中では、あれもこれもと新たなサービスを開始するどころか、既存のサービスを維持、継 続していくことさえ難しく、現実的にはあれかこれかと、より効果の高いものを選択することでの持 続可能な発展というものを考える必要があります。その選択においては、もちろん単なる目先の費用 対効果だけではなく、社会的弱者を救済する一定のセーフティーネットは必要でしょう。また、俯瞰 的かつ中長期的に状況を整理し、例えば、道路等のハードインフラや活用率の低い箱物物件への投資 よりも、看護師常駐型の介護住宅や老人ホーム、あるいは託児所等のいわゆるソフトインフラへの投 資をすることで、お年寄りが安心して楽しく生活できる環境を整えることで消費を増やしたり、子育 てをしながら女性が安心して働くための環境を整えることで可処分時間を活性化したりと、市町村レ ベルでもそうした町外戦略などと連動した計画的投資や計画的行政サービスの拡充が必要だと考えて おります。そして、新たな投資を行うためには、当然ながら余力をつくる必要がありますが、先ほど 述べたとおり、行政サービスは一度開始すると既得権益化し、廃止することが非常に難しいものです。 だからこそ、合理的かつ客観的な視点で個別の事業を評価することで業務自体の相対的な効果や意義 を検証し、もしそれが低いようであれば廃止や民間への委託等も含めて住民の合意を形成しながら整 理するための具体的な仕組みをつくる必要があります。この観点において、以前の一般質問では、業 務改善、業務効率化によって品質と生産性を同時に向上させるアプローチに焦点を当てて提案させて いただきましたが、今回は、スクラップアンドビルド、つまり財源、人員が限られている状況におい て、新たな事業を始めるのであれば何らかの業務を廃止する。あるいは効果の低い事業を廃止するこ とで新たな事業を始める余力をつくるという個別事業の継続是非の判断によりスポットをあてた内容 となります。

以上を踏まえて、具体的に通告書に記載の四つの項目について伺います。

一つ目は、先日も同僚議員から指摘のあった大津町まちづくり基本条例にも記載のある情報公開に関することですが、評価項目設定や評価結果の記載内容においてサービス利用者である住民視点によるガバナンスを機能させるためにホームページ等で事務事業評価を公開する考えはないか伺います。この事務事業評価とは、行政が行っている一つ一つの具体的な業務の項目や目標、そして成果等を記載したもので、現在、非公開となっております。情報公開の目的としては、主権者である住民に対して、当然に公開されるべきであるというそもそも論もありますが、具体的に期待できる効果として、一つには、内容を公開することで職員に業務自体はもちろん、評価及び業務の見直しにおいて一層の

緊張感と責任感が生まれること。もう一つは、サービスの供給者としての視点が重視される傾向が強い組織内部の取り組みを公開して、声を聴き改めることで利用者である地域住民の視点が欠落することを防止することです。いずれにしても情報を広く公開することで利用者たる地域住民の目を一層意識することとなり、評価項目の設定や評価結果に対する住民視点のガバナンスが機能することになります。

二つ目に、各事業の定量的な業務分析を行うとともに、事業予算に職員の人件費を合算させるトータルコスト予算分析を導入する考えはないか伺います。決算においても、事業費は軽微なので、非常に少ないのでというような説明をされることもありますが、公会計のシステムでは、事業費に人件費が反映されておらず、極端な話をすれば、例えば、事業費自体は0円でも職員1人が1年を通してつきっきりになるような事業であれば、実質的にはその職員の人件費の数百万円が事業費となります。ここで言いたいのは、事業の費用対効果分析や継続、廃止の検討はそうした部分をある程度計量的に把握できるシステムがなければ効果が半減するということです。よって、各事業、各職員、各課、各部、あるいは役場全体でどの程度の仕事量があるのかを数値で把握すること。そして、それらをコストとして把握できるような仕組みを構築することは必須であると考えております。

三つ目に、事業仕分けや事業の開始にあらかじめ周期を定めるサンセット方式の導入など、定期的に事業の見直しができる仕組みを導入する考えはないか伺います。先ほどサービスが既得権益化して縮小廃止が難しくなるとの話をしましたが、職員さんとお話すると行政視点としても事務事業が公共性を理由にして正当化されてしまい、縮小廃止に向けた取り組みが積極的には展開されにくい傾向があるように感じています。日々住民の方と最前線で接する職員さんとしては、事業の縮小や廃止を積極的に仕掛けることは心情的にも難しいということも十分理解できます。したがって、だからこそそうした評価や見直しの仕掛けを体系化された仕組みとして組み込むことによって事業の改廃をサイクルとして強制的に機能させる必要があると考えております。

最後四つ目に、通告書に記載のAからC、つまり財政計画と実施計画の連動とその公開、基本計画からさらに進めた事務事業評価レベルでのPDCAサイクルの確立、事務事業評価における成果指標の見直し、そして今ほど述べた、①から③の実施可否を早急に整理し、具体的な工程とスケジュールに落とし込んで計画として戦略的に取り組む考えはないか伺います。この行政評価に関する指摘や提案は、以前から繰り返し述べており、町長も答弁から察するに必要性は認識しているとは思いますが、実質的な仕組みの改善はあまり進んでいないように感じております。したがって、これまでの積み残し案件とあわせて課題を体系的に整理し、優先順位やスケジュールをしっかりと定めて取り組む必要があると考えております。

以上になりますが、町長の答弁を求めます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 金田議員の事務事業評価関連等の公開情報についてでございますけども、事務事業評価システムについては、住民満足向上という視点で最小の経費で最大の効果をあげられるよう限られた財源を効率的かつ効果的につかっているが見直しを行い、経費の削減に努め、政策や事業

の優先化、重点化を精査する仕組みでありますので、町においても各種事業について、行政寛容の必要性、緊急性、優先性や費用対効果の分析評価を行いながら事業の再編や整理、あるいは廃止や統合を進め、同時に、新たな行政課題を的確に把握し、施策の選択と重点化に努めていることを目的に、平成13年度から試行的に導入しております。また、施行導入より改正の見直しを得て、平成18年度から事務事業評価の本格運用を開始しております。現在は、町振興総合計画評価委員会による第三者評価も行い、住民に理解の得られる事業であるかなど、妥当的な効率性、有効性を客観的に評価していただき、評価結果を施設に反映させるため、施設評価の導入や総合計画、あるいは財政計画が連動したシステムづくりを目指しているところであります。議員のご提案関連等については、同感でございますけども、これにつきまして町自体での専門的な配置も必要でない、情報公開の担当関連等も今後検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

あとは部長から説明させます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 金田議員の事務事業評価と予算査定の在り方についてお答えします。ホームページにおいて事務事業評価調書を公表してはどうかといったご提案ですが、評価項目の設定や評価結果の記載内容において、サービス利用者であります住民視点によるガバナンスを機能させるという視点でも議員おっしゃるように、非常にですね、有意義であると認識しております。現在、事務事業評価調書は公開しておりませんが、振興総合計画の外部評価を実施する中におきまして、振興総合計画における施策ごとの基本事業調書や外部評価委員会における会議結果は既に公開しているところでございます。振興総合計画外部評価委員会におきまして、基本事業に対するヒアリングを行うにあたり、評価項目の設定や評価結果によって評価委員の方々からよりわかりやすい指標の設定が必要ではないかといったようなご意見もいただいておりますので、今年度、振興総合計画、基本計画の2年間の延長を実施することとしておりますので、それとあわせまして、それぞれの評価項目の妥当性や評価結果についての整理を行うこととしております。このようなことから、事務事業評価調書の公開につきましては、住民の皆さんにとってわかりやすい評価項目及び評価結果になるように見直した段階におきまして、公開に向けて進めたいというふうに考えております。

次に、各事業の定量分析を行い、事業予算に職員の人件費を合算させるトータルコスト予算分析についてですが、事業によっては単純にですね、人件費を積算することができなかったり、またコストのみの視点では事業効果が図りづらい面も考えられますので、このような点について、今後検証をですね、行っていく必要があるものと考えております。

さらに、事業仕分けや開始時に予め周期を定めるサンセット方式など、定期的に見直しができる仕組みづくりについてですが、現在、事業の実施時において振興総合計画の3カ年の実施計画策定時におきまして、事業の効果、費用対効果の検証を行っております。また、実施事業につきましては、3カ年間のローリングの中で毎年度見直しを行い、財政計画と連動したシステムづくりを進めております。職員の意識の改革も含め、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、見直し間のスケジュール間ですけども、今年、振興計画見直しを成果項目、成果費用を見直

す予定でございますが、本年度は、振興総合計画の見直しのほかに、地方創生、総合戦略策定、公共 交通計画策定、国勢調査、地域づくりの見直し事業、それから行革大綱の作成、マイナンバー制度の 導入などビックなですね、施策が目白押しでございまして、今後は事務レベルで各課、担当者とです ね、協議しながら進めたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問いたします。先ほどの1番から4番それぞれ合計4つの質問になります。ちょっとよく理解できなかったんですけども、事務事業評価の公開はやる方向で進めるという理解で今よろしかったんでしょうかね。わかりました。じゃあそちらはやる方向ということで、改めて確認ということと、それを前提においてなんですけども、現在ですね、我々は主要な施策の評価という事務事業評価をもとにして作成した資料をいただいております。こちらに関しては、以前の一般質問でも指摘させていただいたのですが、職員による評価項目を見ると、前年度の振り返りが使いまわしされて文言だけ書き直されていて、あるいは項目、先ほどそちら見直すとお話しあったんですけども、目的とその目標の数値が何でこの事業に対してこの目標が定められているんだという項目も散見されております。そういった意味で、それがなぜ起きるのかというのは、やはり一つには、職員さんの意識もあるのですが、そこも住民の方々にしっかりと公開しておらずで、まあガバナンスが働いていないということが言えると思っております。なので、その点に関しては、そもそも今現在公開できないようなレベルのものがあることが問題だと思っておりますので、しっかりと期間を定めた上でいつまでにいつやるという流れでやっていただきたいなと思っているところです。

二つ目のところで、トータルコスト予算分析等については、今後検証を行うというお話だったんで、 ちょっと具体的にどういうことかというとこをもう少し詳しく教えていただければと思います。

3点目に関して、事業の改廃に関してなんですけども、3年ローリングで見直しということをおっしゃいましたが、やはり職員さんのほうに伺うと、事業増えている一方で減っている実感はほとんどないということを言われております。どういうことかというと、この3年ローリング方式というのは、私の理解では、この事業をやめるかどうかを判断するタイミングではあるんですけども、やめるかどうか。先ほどおっしゃったとおり、既得権益化してなかなかやめることはできないと。なので、このサンセット方式というのは、発想逆で、続けるかどうかをしっかりと議論してやる。それでより事業を整理しやすいシステムとなっております。そういった具体的なシステムというものを導入していかないと現状は変わっていかないんではないかというのが今回の質問の趣旨でございます。

4番目の計画に関しては、ほかの計画はもちろんあると思うんですが、例えば、今回いただいたこの公共施設等総合管理計画の中身を見ても、いろいろと言葉は並んでいるですが、これを使って実際どうするのかといったときに、かなり何か使いにくいもので、本当にそういった計画というものはエクセルだとか、パワーポイントのシート1枚でもいいのでしっかりとビジュアルでわかる形で課題を整理して、スケジュールを定めて、優先順位を定めて実際に使えるものをつくっていかないと意味がないんですね。なので、そういったことに取り組んでいきたいと思っています。そこの方針も含めて

確認したいと思っています。

計4つ、再度質問をしますのでお答えをお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 金田議員の再質問にお答え申し上げます。

ちょっとその前にですね、予算編成でございますけども、毎年監査委員の決算審査意見書、それから事務事業評価に基づく決算に関する主要なる施策、それから、外部評価のご意見をですね、考慮しながら予算編成方針をですね、つくり、予算査定を実施しております。方針の中に4つの視点がありまして、一つがですね、振興総合計画を基本として再度施策目的を検証、成果の見える事業の展開を図ること。二つ、行革大綱に基づき、事業効果、効率性等を検証、既存事業の徹底した見直しを行い、不要不急な事業はスクラップするなど真に必要な事業の展開を図ること。三つ目に、施策の立案にあたっては、住民の意見を十分聞くなど情報の共有化を図り、住民に対して説明責任を果たすころ。四つ目が、緊急かつ重要な政策課題については、政策会議での論議を踏まえ、庁議での決定を見て予算化をすることとしております。この方針のほかにですね、予算編成要領というのをまた出しておりまして、その中で総括している事項としましては、事業の必要性などを十分見極めるとともに、施策のスクラップアンドビルドの観点から、既存事業の見直し、再構築を前提として経費を見積もること。さらに、歳出に関する事項につきましては、従来にも増して事業の評価、検証を厳しく行い、サンセット方式やスクラップアンドビルドを徹底することと周知をしているところでございます。

ご質問の一番目の事務事業評価ですかね、これ先ほど町長が申しましたように、平成13年度導入で18年度本格稼働です。この導入のとき、職員の手作りですね、で実施しております。基本的に10年を経過していますので見直すという認識でございます。近隣の自治体では、何千万円かけてですね、導入をしているところもありますけども、予算に反映されてないというのが実情でございます。公開しますと、議員おっしゃるように職員のですね、意識も変わってくるんじゃないかなと。評価項目、評価指標についてもわかりやすいようにしたいというふうに考えております。

それからトータルコストも実際近隣の自治体もやっているところございます。例えば、職員の人件費を600万円と見積もって全部の事業に貼り付けてですね、0.5人とか、0.3人という形でしているところありますので、その辺はできるかなというふうに考えておるところでございます。

それから事業の改廃の件ですね。もう非常にですね、政策的な面もございまして、改廃というのは 非常に難しいんですけども、極力ですね、評価項目を入れて妥当性のある評価でですね、改廃を進め たいというふうに思っております。あと何だったですかね。

- ○1番(金田英樹君) 計画の具体的な計画の立案です。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 先ほど申しましたように、ビッグ事業が目白押ししてますけども、こちらもですね、最優先しながら一緒に考えていきたいと思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 時間もありません、ちょっと整理してもう一度お話したいと思うんですけども、 先ほど近隣自治体ではまず事務事業評価の公開に関して何千万円をかけて公開というお話ありました

が、私が言ったのは、別にお金をかけるという話じゃなくって、既存のものをもう少し中身をしっかりしたうえでそのまま公開すればお金もかからない、かつ先ほど言ったように、ガバナンスの効果もありますので、もしくは主権者である住民に関して当然に公開していくというスタンスの考え方ですね。そういったものをしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

二つ目のところで、人件費のところなのですが、こちらもやるという話で、改廃のほうもしっかりと進めていただけるというお話だったんで、こういう一般質問をすると、ほかの議員さんも感じていることだと思うんですけども、やるとは言うものの、そのスケジュールだとか、段階とかがまったく示されないので、また翌年の一般質問、翌々年、もしくはかなり経過したあとに同じ質問されて、結局何も進んでいないという構図も見えることもございます。ですので、そういったことも踏まえて、計画というものをつくっていただきたいなと思っているところです。先ほど話したように、そんな横行な何十冊にも、何十ページにも渡るような計画ではなくって、今の課題を整理したものを1枚紙程度でつくれば、例えば、会議で4時間、5時間、長くてもですね、資料をつくるのでも3時間、4時間の世界でできてしまうので、それを基に進めていくことが実際の具体的な進捗にすすむことでもありますし、絵に起こすことで見えてくる課題だとか、工程とかもあると思いますので、そういったことを実際進めていただきたいと思うんですけども、最後に、町長の答弁を求めたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 担当のほうでいろいろと工夫関係はやっておると思いますけども、いろいろな事務評価関連等いろいろとそれぞれの委員会でもお願いしながら、その委員会での講評というような形をとっておりますけども、議員おっしゃるように、簡単なものはうまく情報公開ができるような形については、ちょっと先ほど申しましたように、担当を専門に置くような形をとっていかないと今後の情報関連等についてうまく住民のほうへ公開ができないんじゃないかなというような思いもしております。そういう意味におきまして、今後についての役場の事務事業関連等についてもしっかりと職員の意識向上のもとにおいて取り組んでいけるようにやっていきたいというふうに思っております。
- **○議 長(大塚龍一郎君)** 時間です。しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時55分 休憩

 \triangle

午後 0時58分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - なお、津田桂伸君より早退の届け出があっておりますので報告いたします。 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) こんにちは。12番議員の手嶋靖隆が通告にしたがいまして3項目、地方創生の施策について、それから、町道の危険箇所の拡幅について、3番に、成年後見制度の実態についてを質問行いたいと思います。

まず、地方創生の再生についてでございますが、今回、国の地方創生に向けた決意は、経済の好循環を実現することが重要な課題として、2014年度補正予算案で地方の仕事づくりなど緊急の質の

高い施策を盛り込んだ人口減少を克服するための予算、人材などのあらゆる方策を使って活力ある地 域づくりに取り組むことから、2014年度の地方創生の総合戦略5カ年計画が閣議決定されまして、 2015年度の地方版の総合戦略策定関連事業予算は別枠で地方創生のための交付金、約1兆円、年 間にしまして2千億円を5年間ということで、2020年度最終年度として、3月に最終年度として 終わるということになっています。計画されておりますが、活力ある地域づくりに取り組む、したが って、基本目標、これは成果指標が2020年と定めてあります。ただし、実際に具体策を打ち出し、 成果を結び付けていくには、地域実情に通じた現場での自治体で地方としての責任は重くなると思わ れます。よって、地方創生の政策体系では、国が総合戦略を示し、振興策の枠組みを提案している。 また、地域住民の生活等緊急の支援のために今回の新型の交付金を制定し、総合戦略の全体像の中で 長期ビジョン、地域版の総合戦略、様々な指標を設定し、事業をPDCAこれは一つの計画、それか ら実行、それから評価、改善ということを言われていますが、その効果検証まですると。そのサイク ルが求められております。各自治体に対する施策を9月議会に上程、議論をしたのち、10月に策定 を目指すように要請をされております。なお、前回のふるさと創生では、地域の主体である自治体が 自らの考えで地域の課題として立案、実践し、評価の制約は求めらておりませんでしたが、今回の創 生は本町の視点で評価すべきで、地域の多様性が制約され、施策の展開によっては住民の意向がどの ように反映されていくのか。また、町の主体性ある未来の構築すべきと思うが、策定にあたり国の情 報支援、人的支援、財政支援に基づく取り組みをもって実践されるのか考え方について伺いたいと思 います。

第1項目目の質問終わります。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 手嶋議員の創生事業というか、地方創生におきましてのご質問かと思いますけども、今回の地方創生の取り組みにつきましては、日本全体の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、それぞれの地域におきまして住みよい環境を確保することにより、活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごとの創生法が制定され、国におきましても長期人口ビジョン等、今後5カ年計画の総合戦略は閣議決定され、地方自治体におきましても地方の人口ビジョン及び地方総合版についての策定の努力義務が示されておりまして、今回の評価関連等につきましては、頑張る自治体に対して評価されるものというふうに思っておりますので、しっかりと知恵を出しながら頑張っていかなくちゃならないというふうに思っております。

現状につきましては、総務部次長より説明させます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 手嶋議員の地方創生の施策についてご説明申し上げます。地方版総合戦略におきましては、4つの視点がございまして、一つ、仕事づくり、二つ、人の流れ、三つ、結婚・出産・子育て、4、まちづくりといった視点で政策を考えていくことが望まれております。さらに、総合戦略に盛り込む分野ごとに5年後の基本目標を設定することになります。その基本目標は、行政活動の結果として住民に持たされた便益、アウトカムに関する数値目標となります。

す。大津町におきましても、平成27年度におきまして西暦2060年度における人口ビジョンと今後5カ年間、平成27年から平成31年までの総合戦略を策定することとしております策定にあたりましては、住民アンケートによる意向調査や外部有識者の参画として幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、教育機関、行政機関、金融機関労働団体、メディアの組織におきまして審議を行い、また町内外から広く意見を取りたいと考えております。さらに、国から示されます地域経済のビックデーターを活用しまして、地域特性を分析しながら総合戦略の施策を進めてまいりたいと考えております。また、総合戦略の策定にあたりましては、PDCAサイクルを実行しながら必要に応じた改定を行い、総合戦略の推進に努めたいと考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) この地方創生につきましては、今部長のほうから詳しくお聞きしましたが、また具体的にこちらのほうに流れておりませんのでわかりませんけれども、国会の報告会にですね、出席したときに一応話を聞いた段階でですね、申し上げております。ここに地方創生にあたっては、本町の主要施策がですね、確実に今後のまち・ひと・しごとの創生事業展開にどう効果をあげるのかということが大きな重要なテーマになっております。そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、これを策定するですね、構成委員にあたってのメンバーはどういう方たちか。

それから、今後住民まで含めたところの策定ということになりますと、その公募制をして行うのか。 その点をちょっと伺っておきたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) 手嶋議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、メンバーの前にですね、住民の意見を聞くということですけども、今月ですね、聞く段取りをしているところでございます。町内外から来られる予定をしております。

それから、メンバーとしましては、産業界ですね、企業さんとか、それから教育機関、学校、大学、 それから行政機関は県レベルですね。それから金融機関、それから労働団体、それからメディアです ね、新聞とかですね、それから住民公募も考えております。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。
- 〇12番(手嶋靖隆君) メンバー等につきましては、多様でいいんじゃないかというふうに思います。 ただ議会関係もですね、まだこれについては具体的にわかりませんので、やはり議会にも十分趣旨、 この辺の徹底をお願いしておきたいと思います。そうしないと、なかなか議論せえと言っても議論し にくい点もございますので、お願いしておきたいと思います。

1項目終わります。

それから、2項目の町道の危険個所の拡幅ですけれども、これは町道後迫前田線ですね、これ美咲野団地に完売が伴いまして、所帯数の増加と近隣地域でのアパート、マンション等が建設されまして 急激に周辺の人口も増えてまいりました。自家用車だけではなく、保育園とかマイクロバス、それから介護福祉施設の車とか、スイミングの車とかの送迎にかなり通っているということもございますし、 特に学生の通学路として自転車等も用いているようでございます。そういう車両と歩行者のですね、往来が増加してまいりました。また、緊急時に救急車、それから消防車等の通行の危険度が高い現状を踏まえまして、平成25年の3月5日に地権者の同意を得て、町道拡幅についての請願をされている案件でございます。危険度の高い部分を拡幅必要であるということで意見を付され、付託委員会の採択を受けております。その後、1件だけですね、事故が発生しております。そういうこともありまして、前回もこの件はどうなっているんだろうかなという意見もございましたので、今後ですね、大きな事故がないようにということもあります。毎日が不安な生活道路であるということで、早急に改良をしていただきたいということでございます。今後ですね、どのように調査、それから施工の計画、工事等をですね、見通しをされているのか。その点を伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 手嶋議員の危険個所の道路につきましての後迫集落内の道路の改修は今まで一部ずつ改良してきておりましたけども、後迫公民館の曲がり角関連等につきましては、平成26年度において測量設計に着手しておりまして、今年度、用地交渉が済み次第工事に入っていきたいというふうに考えております。

その状況については担当部長から報告させます。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 手嶋議員の一般質問にお答え申し上げます。

町道後迫前田線につきましては、町中心部と後迫及び美咲野地区の西側を結ぶ路線でございまして、 美咲野団地周辺の開発や分譲に伴い、年々交通量も増加していっている路線でございます。もともと 集落内を通る路線であることから、古くから道として供されておりましたが、そのため幅員が狭く、 また、住宅が密集していることや勾配が大きいことから大規模な改良も難しいため、少しずつ改良を 繰り返しながら広げていっているという経緯がございます。拡幅のための擁壁施工のほか、有効幅員 を広げるために道路側溝に蓋かけをするバリアフリー事業を行っております。当該箇所付近では、後 迫公民館の南側につきまして、平成20年度にコンクリートブロック擁壁での拡幅を行っております。 平成25年度に、先ほど申されましたように、請願があった危険度の高い2カ所につきましては、平 成26年度より事業に着手し、測量設計を行ってまいりました。その測量結果により、道路線形を決 定したのちに、土地所有者に対して用地交渉を行っております。用地取得におきましては、この路線 に限らず、土地の権利関係の製図のほか、第三者の承諾が必要とする場合など、様々なケースがござ いますけども、その場合、手続きに期間を要するものがございますが、本路線についても交渉ととも に、用地取得に伴う手続きを行いながら鋭意事業を進めているところでございます。今年度につきま しては、3件の用地の承諾後に所有権を大津町に移転し、登記が完了した段階で工事着手をしていく 予定でございます。工事の内容につきまして、当該路線の工事につきましては、施工延長は33メー トルで、急カーブかつ急傾斜区間であり、北側の角切と南側への道路拡幅を行い、視距離を確保し、 安全な通行を促します。施工方法としましては、コンクリートブロック擁壁や重力式擁壁での施工を 計画しております。現在、3.5メートル程度の幅員を5メーターから6メーター程度に拡幅する計

画となっておるところでございます。 以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) ただいま担当部長のほうから詳細に部分的なことについてお話がありました。 もともとこの請願に関わる拡幅解消の箇所用地につきましては、地権者が6名おりまして、その全員 からですね、町の道路用地として無償に提供することについては承諾を得ています。が、今回の危険 箇所のですね、拡幅が急を要することで部分改修ということであったと思います。今後は町道拡幅改 修工事の全面的な見通しといいますかね、いつごろまでできるのかぐらいそのわからないかなという ふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。
- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 先ほど申しましたように、用地の関係者が3名ございますので、一応その方からはもう用地承諾いただけましたので、本年度から工事のほうに着手していきたいと思いますので、できるだけ本年度中に見通しを立てたいと考えているところでございます。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) 一応見込みとしては3名の方が部分的な関わりがあるということでございます。これについては、承諾できるということであろうかと思います。なかなか今後の全面的な見通しというのはわかりにくいと思いますけども、やはりこれは大津の振興総合計画の中にもですね、うたってありますように、一つの課題として道路整備ということをですね、特に生活道路の整備を急ぐということでございますが、基本事業の目標としてはですね、道路整備維持に向上していながら、歩行者と車両が安全に通行できる道を進めると。道路の新設改良、整備と現状、50ぐらいあるけども、これを目標70程度もっていきたいというようなことをうたってございます。そういうことで、できますならばですね、今後十分道路の状況を把握されて、でくるだけ全路改良ができるようにお願いいたしたいと思います。

次に、3番目の成年後見制度の実態を問うということで出しておりますが、本町の行政相談の中で、高齢者の身寄りのない人、それから認知、知的な障害のある方ですね、そういう方々の財産管理とか、医療とか、介護など、特に施設への入所に関する事柄と契約ということで、難しい人たちの権利も多いということで成年後見制度はですね、高齢化社会の大きな課題としてなっております。どんどん増えているということでございます。他の市町村でも重視して取り組んでいることでもございますし、現状を踏まえまして、今まで行政相談の中でどのように対処されてきたのか。また、今後高齢化社会の対応していくための利用しやすい取り組みという考え方をおもちなのかをお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今後の高齢者の増加に伴いましての成年後見制度についてのお尋ねかと思いますけども、手嶋議員おっしゃるように、身寄りのない人や認知や知的障害などで財産管理や医療、介護など契約が難しい人たちの相談についてでございますが、大津町では65歳以上の高齢者に関する相談を地域包括支援センターにおいて行っております。様々な相談をお受けする中で成年後見制度

に関する相談にも対応をしているところであります。また、高齢者に限らず、知的障害や精神障害などによりも、成年後見制度の利用が必要な若い方についても地域包括支援センターにあります障害者相談支援センターさくらにおいて相談を受け付けているところであります。同じ建物内にありますので、成年後見制度について相談がございましたら、まずは地域包括支援センターにお越しいただくことで住民の皆さんの利便性の向上を図っているところでもあります。大津町の高齢化率は平成27年3月末時点で22.2%と、県内では菊陽町に2番目に低い水準でございます。年々少しずつ上昇しており、平成29年度には20.7%、平成37年には21.6%」程度になると予測しております。そのように後継者の増加はする中にあって、認知症を患う高齢者の数も当然ながら増加するものと思われます。今後、成年後見制度の担う役割はますます大きなものとなってまいりますので、町としましても、制度に関する理解が広く普及し、円滑な利用がなされるように取り組んでいく必要があると考えております。

具体的な制度の説明や相談状況、あるいは今後の取り組みなどにつきましては、担当部長からご説明をさせます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。

手嶋議員の成年後見制度の実態に関するご質問にお答えいたします。 ○住民福祉部長(杉水辰則君) まず、成年後見制度の全般的な概要についてご説明いたします。認知症、知的障害、精神障害など の理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をし てもらうための介護サービスなどや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたり する必要があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合がございます。また、自分に不利益な 契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもございます。 このような判断力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度でございます。成年後見人の 職務につきましては、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られておりますので、 食事の世話や実際の介護などは対象とはならないのが特徴となっております。成年後見人の選任状況 をみますと、全国的な統計ではありますけれども、配偶者、子、兄弟、姉妹などの親族が成年後見人 に選任されたものが全体の約35%で、弁護士、司法書士、社会福祉などの第三者が選任されたもの が約65%となっております。親族の割合は年々減少しており、逆に専門職である第三者の割合は増 加しているのが状況です。今後、成年後見制度の利用者が増えた場合、成年後見人になる専門職の数 が不足することが懸念されており、地域住民を市民後見人として要請し、必ずしも専門性を必要とし ない事例については市民後見人がその役割を担うという方策も推進されているところでございます。 後見等開始の審判を申し立てるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができますが、 老人福祉法第32条において、65歳以上のものにつき、その福祉を図るため、特に必要があると認 められるときと規定されており、市町村長も申し立てを行うことができます。これも全国的な統計で はございますけど、市長村長が申し立てる件数は本人の子についで2番目に多く、全体の約16. 4%となっております。本人の子が申し立てる件数は年々減少し、逆に市町村長の申し立てる件数が 増加傾向にあります。なお、申し立てを行ってから法廷後見が開始されるまでに要する期間につきま

しては、個々の事案により異なりますけども、多くの場合、2ヶ月ほどかかっているのが現状でございます。

次に、大津町の現状と今後の取り組みについてご説明申し上げます。町では、平成19年に町長申 し立てに関する取扱要綱を定め、さらに平成23年度からは地域包括支援センターに認知症地域支援 推進員を配置し、認知症、高齢者とその家族からの相談をお受けし継続的な支援を行っているところ です。その中で、成年後見制度に関する相談件数は、近年では平成25年度に5件、平成26年度に 4件、今年度は5月末時点で2件となっております。成年後見制度の利用が必要な高齢者に対して、 親族による後見開始の審判の申し立てにつなげた事例もございます。これまで町では、住民に方や介 護予防サポーター、ケアマネージャー、民生委員の方々を対象とした講座を開催したり、広報に特集 記事を掲載するなどして成年後見制度の普及啓発活動を実施してきたところですけども、地域包括支 援センターに寄せられました相談のうち、親族からの相談のみならず、ケアマネージャーや施設職員 からの相談もあることから、高齢者の生活に密接にかかわれる介護関係の方々に対しても普及啓発活 動を実施していくことは効果的な方法であると考えているところです。そこで今年度は住民の方向け に加え、介護従事者や医療従事者向けに研修会を実施するよう計画をしております。また、平成25 年度には町長申し立てに関する取り扱い要綱を改正し、戸籍を取り寄せて確認する親族を四親等以内 から二親等以内に狭め、確認作業の簡素化を図り、町長申し立ての制度を活用しやく改正し、1件の 申し立てを行っております。このときは、相談受付から申し立てまで約4ヶ月で処理を行ったところ でございます。しかしながら、今後ますます高齢化が進み、いわゆる団塊の世代が後期高齢年代に突 入する2025年には、全国で認知症高齢者が約700万人に達すると推計されておりますので、多 方面に普及啓発を行い、親族による自主的な申し立てを促進させるとともに、親族による申し立てが 困難な場合は、町長申し立てがより一層スムーズに行えるよう努めていきたいというふうに考えてお ります。

〇議 長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) ただいま部長のほうから後見制度のですね、目的と実態ということを詳しくご説明いただきましてわかりました。このことについてはですね、しばしばそういうことを、一人暮らしあたりの方々からですね、耳にすることがあるもんですから、どういうふうな経緯で進んでいるかなということであったわけです。ただ行政相談員はおりますけれども、実際どういう形でされているのかなということもございました。だいたいおおもとはどこかなということでですね、調べましたら、これ総務省が管轄しております管理行政評価局というのがあってですね、その下に県単位が行政評価事務所という形になっているということでございます。菊池郡内でも何名おられるかなということでありましたが、それぞれ菊池が4名でしたかね、それから合志市が2名、菊陽が2名、多分大津は支援センターということであろうかと思いますが、そういうことでそれぞれ県下を8ブロックに分けてこのことに対応しているというようなことをお聞きしました。大津町のその実態はどうかということをお尋ねしたわけでございます。全国で大体5千人おるそうです。熊本県113名ということでございます。支援センターはもとよりですけれども、社協あたりの関連性はどうなっているのかなと

いうのを感じましたので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

- **〇議 長(大塚龍一郎君**) 住民福祉部長杉水辰則君。
- ○住民福祉部長(杉水辰則君) 社協のほうでは心配事相談、こちらのほうを民生委員さんのほうでお受けされておられますけども、基本的には成年後見制度につきましては、包括支援センターのほうで行っておりますので、そういったそのそれぞれのところに相談に来られてもですね、その横の連携、こちらをきちんと図りながらつなげていくというようなことを今心がけております。成年後見が必要なものであればですね、社協さんのほうから包括支援センターのほうにつないでいただいて、その中で成年後見、そういったところの相談をお受けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。
- **〇12番(手嶋靖隆君)** ただいまお聞きしまして、体制も十分とれているんだなという感じもいたします。特に今後高齢化社会ということで、一番大事な事業に展開するんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

質問、終わります。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 続けて行います。 府内隆博君。
- **〇8番(府内隆博君)** 皆さん、こんにちは。8番議員府内隆博が通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思います。今日は2問について質問させいていただきます。

最初に、町民の健康づくりと特定健診の受診状況はということで、大津町では、平成20年3月、大津町健康づくり推進計画を策定し、取り組みを推進してきました。町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするために、健康で過ごせる期間、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、町民の健康づくりを総合的に推進するための計画であると思います。近年、脳卒中や心臓病、がんといった生活習慣病の増加や寝たきり、認知症などの要介護状態になる人の増加が大きな社会問題となっています。高齢化、働き盛りの肥満者の、いわゆるメタボの増加、育児環境の複雑化などが健康的な生活をしていく上での課題となっています。町民一人一人が自分らしく生き生きと暮らすことがすべての人の願いであり、健康とは、それを実現するために欠かすことのできない条件の一つであると思います。同時に、健康を維持するための疾病の予防、早期発見、早期治療が大切で特定健診やがん検診の周知、受診状況、保健指導などの状況はどうなっているか。

一つ、特定健診の受診率の状況。 2、がん検診の対象者の受診状況。 3、ふるさと総合健診を今 1 回実施を 2 回に分けての実施ができないか。町の考えを伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 府内議員の町民の健康づくりについての健診関連等についてのご質疑と思いますけども、質問で、現在、町では各種健診を実施しておりますが、平成20年度より1人の健康データから生活習慣病の予防により特定健診、保健指導を展開し、ふるさと総合健診、がん複合検診や国保人間ドッグなどを実施し、町民の疾病予防、早期発見、健康増進に努めているところです。また、特定健診の結果に応じて重症化予防対策として個別の保健、栄養指導や訪問指導を実施していますが、

健診による結果を町民の方に理解していただくことは、その後の健康づくりへの個人の行動を促すことや医療費抑制にもつながるものと考えております。例えば、昨年で言えば、個別訪問した慢性腎臓病のハイリスクの方のうち、蛋白尿の改善があった人が4名おられ、現在まで人工透析にならずにすんでおられ、透析にかかる費用の抑制にちながったものと評価しているところです。平成26年3月に作成しました、大津町健康づくり推進計画にも述べておりますように、健康づくりの取り組みを進める上での基本は一人一人の体と健診データを丁寧に見て、あわせて支援をしていくことがことにあると考えています。このようなことから、一人一人の生活状態や背景を踏まえた上で、町民自らの取り組みを尊重し、自己管理能力を身に付けるための支援をしていくことが重要であり、いろんな場面を捉えながら、健康づくりの意識の向上と基本である各種健診の受診率の向上を図っていきたいと考えております。

ご質問の健診の状況等につきましては、担当部長からご説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** 健診状況につきましてご説明申し上げます。

平成25年度の特定健診の受診率については、国・県平均及び同規模市町村と比べますと大津町のほうがやや高い状況となっております。また、がん検診受診率については、特定健診と同様、個別による通知送付や年3回に分けた検診実施、広報や各種団体、教室などを利用した受診普及啓発を行い、受診者の増加を図っており、県平均よりは高い状況ですが、国の目標としている値にはまだまだ及んでいない状況でございます。

現在、町での健診体制は、本年は6月に予定していますふるさと総合健診、これは特定健診と各種 がん検診をセットにしたミニドッグタイプのものになります。そして10月に特定健診と各種がん検 診を選んで受けることができるがん複合検診、例年2月ごろに特定健診未受診者対策としての漏れ健 診を肺がん検診や女性検診とあわせて実施しているところです。合計、年に3回の受診の機会を確保 しております。また、それぞれの受診予定者で未受診者だった方へも申込書や問診票を送付したり、 受診の勧奨も行っております。昨年は台風などの気象状況にも左右され、2日間の日程変更を余儀な くされております。受診者の減となってしまいました。特定健診の受診者数は、経年で見ても1千8 00人前後で推移しており、受診者は対象者数の変化により40%程度の横這いとなっております。 平成26年度については、暫定値ですが、平成25年度で言えば、大津町39.9%、熊本県33. 2%、国33.5%、同規模市町村35.9%と比べますと、やや高い状況となっております。また、 平成20年より始まった積極的支援、動機づけ支援保健指導については、実施率は平成25年度実績 で約47%、同規模市町村約32%と比較しても高い実施率となっているところです。がん検診につ いては、平成26年度暫定で胃がんが15.5%、肺がんが27.5%、大腸がん26%、子宮頸がん 39.9%、乳がん43.2%と、国の目指すそれぞれの受診率までは届いていないという状況になっ ております。特定保健指導以外に町の健診データを分析し、町特有の課題を抽出したデータヘルス計 画に基づき、重症化予防対策の一つとして医療機関の受診が必要な人、レベル3の人は生活習慣病で の治療中でございますけども、コントロールが不慮な人レベル4、慢性腎臓病のリスクが高い人に分 けまして、それぞれ検診結果を個別に保健師、栄養士の面談や家庭訪問を行っておるところです。平成25年度が519名、26年度は対象者の7割である578名の健診受診者にそれぞれの結果に応じた資料を持参し面談、家庭訪問を行ったところです。検診結果から数年を通して医療費を大きく占める病気のもとになります疾患リスクのある人を抽出し、平成26年度は39名の血圧と慢性腎臓病と呼ばれる透析リスクの高い方々と個別に保健指導を行ったところです。平成27年度は、26年度の検診結果をもとに、高血圧、糖尿病、尿蛋白ハイリスク者を抽出し、4月より個別訪問を開始しております。また、今年の広報おおづにも掲載したように、検診を受けただけでは健康増進につながりません。検診だから見えることを、今からだの中で起きていることを知ることが大切と考えております。そのような視点から、本年度は特定健診結果を郵送ではなく、全員の方に検診結果の見方を説明し、一度お会いし、顔の見える形でお返しするよう変更しております。健康な生活の基本は、適切な栄養と無理のない継続できる運動と言われております。検診受診後の保健指導や各種教室の実施についても、町食改善推進協議会、NPOクラブおおづや関係機関との連携、協働しながら職に関する基本的事項の普及、啓発、生活習慣病予防教室、継続のできる貯筋ステーションの普及と組み合わせた町の保健資質と各種町民の健康づくりを進めているところです。今後も受診率の向上と町民の健康増進に関係機関と連携しながら努力していきたいと考えておるところでございます。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 府内隆博君。
- ○8番(府内隆博君) 今それぞれにこう説明がありまして、また特定健診、またがん検診においても 国の目標まではまだ達してないということで、今後そういったことについてですね、周知徹底をしな がら受診率の向上に努力していただきたいと思います。

3点について再質問をさせていただきます。まず、健康づくりについてということで二つのポイントがあるかと思います。運動、いわゆるスポーツなどを通じて健康づくり、それと食生活、これは保健指導による健康づくりだろうと思いますけども、平成25年度から体育協会が取り組んでいる活動を通じて、またスポーツに親しむ人を少しでも増やし、町民の健康づくりをお手伝いするということで事業を行っておりますけども、今後、健康づくり、これはもう予防が一番だろうと思います。そういったことで、一番こう力を入れていただくべきその対策を今後どのように考えておられるかを1点。それと特定健診の該当者で何年も検診を受診をされていない人がどれくらいおられるか。それが2点目でございます。

それと特定健診は、がん検診の受診率を上げることにより、少しでも早期発見する確率を高くする。 しかし、早期治療することにより重症化予防と医療の抑制にもつながるので、今後とも受診率向上の ために対策を、どのようなこう周知徹底ができるのか、3点について質問いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。
- **○住民福祉部長(杉水辰則君)** 府内議員さんの再質問にお答えいたします。

まず第1点目、健康づくりに対する取り組みということで、議員さんがおっしゃられるように、やっぱり予防が一番であろうかというふうに考えております。その中でやはりスポーツ、食生活の改善、

そちらのほうが一番の健康づくりに貢献するものであるというふうに考えております。そういう中で、町としましては、こちらのほうの担当部局としましては、本年度は地域にでかけて健康づくりに推進をしていきたいということで、具体的な方策としましては、町の保健室、こちらのほうは健康相談、NPO法人クラブおおづとも連携したところでの事業でございますけども、健康相談、インボディの測定、それから運動指導、栄養相談、こういったところを柱としまして実施しております。こちらのほうにつきましては、地域に出かけていく出張型、出前型ということでやっておりまして、これまで、これは今年の3月から実施をしているところですけれども、現在までにスポーツの森、それから後追地区でやっております。また、6月20日には中陣内地区でやるということで、今予定を立てているところでございます。また、6月20日には中陣内地区でやるということで、今予定を立てているところでございます。こういったふうに地域に出かけて行きながら住民の方と身近に接し、そして健康づくりに取り組んでもらいたいということで今進めているところでございます。また、その健康づくりにつきましては、やっぱりスポーツというのが大事かと思いますので、町のほうの生涯学習課スポーツ推進係ですね、そちらのほうとも十分連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、特定健診者の対象者、またその未受診者がどれくらいおられるのかというような話ですけども、これまでずっと受けておられない方がどれくらいいるかというのはちょっとはっきりわかりませんが、平成25年の実績でいきますと、対象者が4千538名、受診者の方が1千818名ということですので、約2千700名の方が未受診だったというようなことになっております。未受診の方につきましては、対策としましては、2月に行います漏れ健診ということで、これまで再三周知啓発を行いながら未受診者への勧奨を行っておりますけれども、この数字がなかなかまだ上がっていかないというのが現状であるということでございます。

それから、周知の仕方といいますか、これは健康づくりに対する周知の仕方ということでよろしいでしょうか。健康づくりの周知の仕方につきましては、何ていいますか、ホームページとか、あるいは広報等を通じていろいろやってはおりますけども、なかなか見ていただけないところもございますので、やはり先ほど言いました、町の保健室、このあたりを十分使いながらですね、地域に出かけて行きながら皆さん方に周知徹底をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 府内隆博君。

○8番(府内隆博君) 特定健診のがん検診あたりも同じですけども、私も同級生を一昨年と昨年すい臓がんで亡くなってですね、非常にこう悲しい思いをしましたけれど、いろいろあとで聞いてみますと、やっぱり仕事が忙しくて検診する時間がなかったとか。自分の健康に過信等があってですね、よくなかったということで、もう受診したときは手遅れだったということでですね、やはりそういう苦い私も思いをしましたので、できるだけですね、やはりこう周知徹底して、町民の皆さん方にできるだけこう受診をされるような、今後ともですね、そういった努力をしていただきたいように思います。そこで、ちょっと長野県のですね、長野県は全国でも有数な長寿県ということでですね、男女1位ということで平均寿命がですね、そこで熊本県は全国で男女とも4位ということで、熊本県も平均寿命が高いということで、非常にこう喜ばしいことですけれども、長野県ですね、この法則があって、

PPKという法則があって、これが何かというとですね、ピンピンコロリという文句でですね、やはり亡くなるまで、亡くなる直前までこう元気でいたいということでありますけども、やはりそれは誰だって、私たちだってやはり健康でやはり病気にかからず長生きしたいという思いはありますけども、長野ではいろんな取り組みがなされて、やはり高齢者が有業率、これは働いている高齢者の割合ですけども、日本一で、特に農業従事者が特に多いということで、これはもう農業県でございますので、非常に高齢者の方々もその従事されている割合でやはり頑張っておられるわけで、その仕事は忙しいかもしれませんけども、要は、自分の体は自分で守るという意識のもとにですね、頑張っておられるということで、やはりこれはどの県にも通用するんではなかろうかと思います。町にも通用するんじゃなかろうかと思いますけど、やはり自分の体は自分で健康を守ってですね、維持管理をしていく、これが大切ではなかろうかと思います。そういったことで、やはり受診率、そしてまた一番に病気にかからないということが一番だろうと思います。そういったことで今後ともですね、しっかりと周知徹底を今後ともお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

第2問目、通学路の安全確保と道路整備についてということでございます。町道大津杉水線の本田 技研工業熊本製作所の正門交差点より上猿渡大津霊園、この道路は通学路になっているが、道路の幅 も狭く歩道もない状況で今後整備する考えはあるのかどうかを聞きたいと思います。

その中で、通学路の安全対策で防犯灯の設置の計画はできないか。現在は、防犯灯がございませんので、それと駅前楽善線も今年3月の15日開通し、北部地域への主要道路でもあり生活道路として地域の発展と通学路安全のための道路整備の計画を考えてはということで、町の考えを問いたいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 道路の安全性についての中で、町道の杉水大津線の本田技研から霊園間、あるいは下猿渡線というようなことではないかと思いますけども、議員のおっしゃるように、この道路はやっぱり北部地区と町中心部との結ぶ主要幹線道路の一つでありますので、もちろん北中生の通学路というようなことでありますし、道路の安全性もしっかりと取り組んでいかなくちゃならないと思っております。その議員ご指摘のように、去年ぐらいに単車の事故が起きて、大変住民の皆さんにご心配をかけておるということであります。もちろん北部からの街中の幹線道路としては325号、あるいは県道矢護川大津線と、今回の指摘されている大津杉水線でございますけども、その区間の計画関連等につきましては、下猿渡線関係等につきましては、下猿渡地域までは計画路線でやってきたんですけども、地元との路線の関係でなかなか検討が進んでいなかったわけでございますけども、今回について、地元のほうの路線関係についてもまとまっておるというような状況でございますので、そういう中におきまして下猿渡線の改良事業等につきましても、今回大津北部再生整備計画の中で道路の改良関係を進めていきたいというふうに思っております。一時は県道の付け替えではというようなことで検討しておりまして、5月の県との事業説明の中でちょっともろておりましたので、お話したところなかなか県のほうも厳しいというような状況でございますので、さしあたっての県道の付け替

えは大津町内のほかの県道、三吉原線とかいろいろございますけども、いろんな形の総合的なものを 県は判断しなくては県道のバイパスというか、そういうことには採択がちょっと厳しいというような ことでございましたので、大津北部の再生計画の中に今後取り入れながら、県にもしっかりと道路推 進に努めさせていただければなというふうに考えております。

状況等については担当部長のほうから説明させていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 道路照明の件について説明をさせていただきます。町では、集落内の設置してある街灯と集落と集落をつなぐ道路などに設置している防犯灯を管理しております。街灯につきましては、各行政区や自治会が街灯設置補助金を活用していただいて集落内の必要な箇所に設置をされております。防犯灯につきましては、通学路や各行政区、地域などの要望に基づきまして予算の範囲内で町で逐次整備を進めております。議員の質問の中にあります本田技研から大津霊園の間につきましては、防犯灯が全くないわけではありませんが、防犯灯の設置間隔が少し空いているところがあるのが事実でございます。現在、ほかの行政区からも同様の要望が出ておりますので、現地調査の上で必要な整備をしていきたいと考えております。
- **〇議 長(大塚龍一郎君**) 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 町道杉水大津線について説明させてもらいます。

町道大津杉水線につきましては、駅前楽善線の道路改良事業で旧大津駅前のところから楽善の町道 三吉原北出口の交差点までは大きく改良されたところでございますけども、これまでの道路改良整備、 本田技研さんからの北側路線まで整備され歩道もあります。しかし、議員のご指摘の北側へとなりま すと県道から移管されたままでございまして、歩道もない状況であります。幅員は狭いところで4. 5メータ程度であり、大型の車両が通りますと歩行者はもとより、自転車やバイク二輪などの危険が さらされているものでございます。さて現在、建設課のほうで長年の懸案でございました、町道猿渡 線の下猿渡からご指摘の杉水大津線までの区間の道路改良を地元の区長さん等々のご協力いただきな がら計画していこうと考えているところでございます。もちろん、この町道猿渡線も矢護川地区や平 川地区の方々のいわゆる生活道路であり、幹線道路となっているところでございます。しかし、道路 等の幅員は狭く、急な山に道路があるようなところでありますので、倒木が発生しますので、道路の 法面が崩落するなどの災害も発生しておりますので、こちらの道路につきましても事業計画をすると ころでございます。多大な事業になりますので、先ほど町長言われましたように、国の補助事業に載 せていく必要はあります。また、いわゆるご指摘の杉水大津線につきましても多額の事業が必要にな ってこられます。先ほど町長が述べられましたように、昨年度から大津北部都市再生整備計画を計画 しているところでございます。今回、全員協議会のほうでご報告しましたように、この猿渡線及び杉 水大津線もこの計画に載せて補助事業化をして、事業採択を目指して本年度に申請をしたいと考えて いるところでございます。特に杉水大津線につきましては、延長が1.1キロメータございますので、 莫大な予算等がかかってくると思っておりますので、こちらの補助事業を活用してですね、道路のほ うを整備していきたいと考えているところでございます。

よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 府内隆博君。
- ○8番(府内隆博君) 先ほど町長のほうから言われたように、先ほど全協の中で北部南部都市計画整備の中で杉水大津線のことについてはですね、計画にあがっておりました中で、今後ともそれを実行していただくようにお願いし、それと、防犯灯についてはですね、100メータぐらい全然ないところもあります。上猿渡の信号から大津霊園に向かってについては防犯灯はありません。ということで、あそこが一番こう道路が狭いということでですね、また朝夕の通勤時間帯ということで自転車に乗っている中学生もいますけども、非常にこう危なくて、大型車が来たときはですね、本当にこう危ないということで、この安全のためにですね、ぜひこう防犯灯の設置をお願いしたいと思います。

それと先ほど出ました、町道下猿渡線についてはですね、これは矢護川の下中、片俣から下猿渡の 生活道路でもあります。そして特に冬凍結が非常に多くてですね、通れないときもあったりというこ とで、非常に地域の方からどうにかしてくれという要望があって、北部区長会でですね、とりまとめ てこう要望書を出された。そして承諾書も、地権者の承諾書も全部こう区長さん方がみな承諾をもら って町に出したということで、そういった意気込みがありますのでですね、ぜひとも地域の方の声に、 ぜひとも応えていただくようにお願いを申し上げまして終わりたいと思います。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。2時10分から再開します。

午後2時04分 休憩

 \triangle

午後2時09分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 源川貞夫君。
- ○10番(源川貞夫君) 皆さん、こんにちは。今回の一般質問は土曜、日曜を利用しての一般質問でございます。その最後になりましたけども、傍聴の方も本日はありがとうございます。通告順番にしたがいまして10番議員源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は、1点目は、指定管理者制度導入及び公共施設の民間移譲についてでございます。2 問目は、危険交差点への信号機設置計画はあるのかということについてお伺いしたいと思います。

まず1問目、公共施設の在り方や運営の在り方が問われ、ほかの市町村においても民間委託や指定管理制度導入をしており、住民サービスの充実や向上を目指し、かつコスト削減を図っております。 近隣の市町村での例をあげてみますと、最近、益城町では新しく指定管理者制度を導入しております。まず、益城町の総合体育館、それから益城町の文化会館、それから益城町町民憩いの家という形でこの三つを4月から導入されているようでございます。それと類似した施設が御船町のスポーツセンター及び御船町町民グラウンド、それからくまもと森都市プラザ、熊本男女共同参画センターはあもにい、菊池市文化会館、菊池市泗水ホール、それから熊本県民交流館パレア、それから合志市の総合健康センターユーパレス弁天ですね、あげればまだほかにもいっぱいありますけれども、大津町における指定管理者制度の導入状況ということでは、民間委託の推進ということで学童保育施設、それから

老人ホーム、こういうのも民間委託でございます。若草児童学園、平成20年度から指定管理者制度 を導入し、また福祉サービス第三者評価制度を導入して、管理運営状況のモニタリングを実施してお ります。それから図書館のほうはですね、図書館協議会とかでも検討されていたと思うんですけども、 当面は直営でいくというようなことでございます。それから文化ホール、中央公民館、地区公民館、 分館等々、これは社会教育委員会ですけども、それから運動公園、総合体育館、町民グラウンド等々、 こういうのもですね、指定管理者制度に導入をするかしないかというような議論もですね、必要じゃ ないかというふうに思います。それから岩戸の里は、温泉施設は休館、それ以外の施設の活用は今の ところまだ未定でございますので、これをどうするかというようなことも含めまして、この大津町に は大津町公共施設に係る指定管理者選定委員会というのがあります。外部の有識者2人以上を含む委 員7人以内をもって組織している組織でございます。これには副町長、教育長、総務部長、関係部等 の長、それから公の施設の所管課長、その他長が特に必要と認める者で構成されております。大津町 にもですね、大津町公共施設のあり方検討委員会と、これは仮称ですけども、こういうのを設置して 今後のことを考える、議論する場が必要じゃないかと思いますけども、それからまたは、現在ある大 津町振興総合計画等評価委員会、それから、今回町の行政改革に広く町民の参画と協働による行政運 営を進めるために大津町行政改革懇談会の公募委員を4名ほど募集されております。これは今月の6 月25日までとなっているようでございます。学識経験者や各団体の代表など、町が選任した委員と ともに、行政改革推進に関する重要事項を審議してもらうということですが、この大津町行政改革懇 談会の中で検討されていくのか。それとも先ほど言いました、新しく大津町公共施設のあり方検討委 員会というようなのをつくりまして検討されるのか。町長の考えをお伺いいたします。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 源川議員の民間施設関連等についてのご質問かと思いますけども、まずもって岩戸の里温泉につきましては、多くの町民の皆さんにご質問をおかけしながら今後については、温泉館については、一応休館というような状況の中で、他の施設関連等については直営で当分の間、健康や都市との交流事業というようなことを考えながら運営をしていきたいと。そして、そのうちに民間でできるものであれば民間の皆さんに募集しながらお願いをしていきたいというふうに考えております。大変ご心配おかけした中におきましても、大津町の公共施設の指定管理制度、民間移譲につきまして、これまでの大津町の取り組みを申し上げますと、平成17年度に策定しました、大津町行政改革大綱の中で改革の視点として住民満足、住民協働、経営という3つの視点で町を取り巻く環境の変化に対応しながら少子高齢化、限られた財源の中で住民サービスを低下させることなく、行政改革に取り組んでまいりました。その中でアウトソーシングについては、多種多様な住民のニーズに対し、より効果的、効率的に対応するために、民間の有するノウハウを活用するとともに、常に民間とのコスト比較を行いながら経費削減効果も期待し、住民満足の工事を図るため、民間にできることは民間に、を原則として、行政が真に関与すべき事務事業かどうかは大津町行政改革懇談会や各種審議会の意見を伺いながら検討を行い、指定管理者制度の導入や民間移譲などの事務事業の外部化に取り組んできたところであります。今回、議員より公共施設のあり方検討委員等を設置する考えはないかとい

うことでありますが、今年度第4次大津町行財政改革大綱を策定する予定であり、現在、行政改革懇談会の委員募集を行っております。その中で、大津町の公共施設の管理運営についても引き続き検討し、懇談会の意見を聞きながら進行管理を行っていきたいと考えております。

公共施設の詳細につきましては、総務部次長よりご説明をさせます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 大君。
- **〇総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 大君)** 源川議員のご質問にお答えします。

大津町の公共施設等の管理運営状況につきまして、現在の状況をご説明申し上げます。民間移譲しました施設としては、平成23年度に老人ホームを移譲しました。それから、指定管理者制度を導入した施設としましては、若草児童学園、楽善ふれあいプラザ、老人福祉センター、高齢者生きがいセンター、学童保育施設に導入しております。また、包括的民間委託を導入している施設としましては、大津町浄化センター、室汚水中継ポンプ場となっております。当面は直営を維持しますが、引き続き管理運営方法について検討する施設としましては、人権啓発福祉センター、生涯学習センター、町民交流施設、町運動公園、体育館等、矢護川コミュニティセンター、野外活動研修センター、地区公民館分館、大津図書館、大津陣内幼稚園、大津保育園などの施設となっております。現在、町の公共施設の指定管理、民間移譲の状況としては以上のとおりです。なお、今後につきましては、町長答弁でもありましたように、行財政改革大綱の策定を本年度予定しておりますので、第4次大津町行財政改革懇談会の中で公共施設のあり方も審議してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。
- ○10番(源川貞夫君) 私が言いました、公共施設のあり方検討委員会とまた別につくらずに、もう大津町行政改革懇談会の中で検討するということですね。その中のメンバーというのは、先ほど言いましたように、4人程度が公募ということですね。6月25日が締め切りになってますけども、もう何人か、まだ今のところ全然ない。全然ないということは、そうですね、ないときはどうされるわけですかね。担当部長さんとかも変わられたりしているからメンバー、執行部のほうはだいぶん変わると思いますけども、そこのところをお願いします。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 大君。
- ○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 大君) 源川議員の再質問にお答えします。
 現在ですね、申し込みはあってませんけども、何とかできるように努力はしたいと思います。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。
- ○10番(源川貞夫君) この指定管理者制度、これがうまくいっているところもあります。いや、うまくいっているところが多いですけども、中には途中で直営に切り替えたりというふうにされているところもありますので、その契約の仕方といいますか、とか監督ですね、それが一番大事じゃないかと思いますけども、そういうことに対してましても再度お願いしたいと思いますけど。せっかく導入したけどもうまい具合いかんだったなと、また指定管理者を選定しなおさんといかんとか。また公募せなんということが出てくる場合もありますし、実際、そういうふうに陥っているところもあると聞

きますので、そこのところもう一つお願いします。契約の仕方とか、選考の仕方とか。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 指定管理制度については、町のほうでも委員会つくっておりまして、その中に該当された方について指定管理を年間通して計画しておりますのでやめるというようなことはそれぞれ年間においての事業報告関係等をいただいておりますので、そういう中で十分検討をしていきたいと思いますので、そういうことのないような方をちゃんと指定管理に持っていきたいというふうに考えております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。
- ○10番(源川貞夫君) よくあることがですね、1社しか申し込みがなかったとか、そういう場合も 起こり得ますので、まあ何社かあればですね、比較なりいろいろ条件を付けることができると思いま すけども、とうとう1社しかなかったというようなときにがですね、そういう問題が出てきはせんか なということで質問したわけでございます。

次はですね、2問目、危険交差点への信号機設置計画についてでございます。この信号機設置につ いて、いつも思うことは、新しく道路が完成、そして開通してから新規に信号機を要望してもですね、 設置金額高くてなかなか設置してもらえないとか、よく言われることですが、死亡事故で発生しなけ れば信号機はなかなか設置がされないという言葉があるほどでもあります。信号機の設置基準はどう いうふうになっているのか。よく聞く言葉に信号機と信号機の間、直近の信号から100メートル以 上は離れていなければ設置できないとか。要望の仕方もですね、直接警察に言ったり、個人的に言っ てもそれは無理ということですけども、自治会長さん名や学校、幼稚園等の園長名でですね、交通事 情並びに要望内容、設置場所等を記載した要望書を作成し、現場がわかるもの地図等を添付の上、交 通安全対策課へ提出し、交通安全対策課で取りまとめて所管の警察署へ要望という手順があります。 所管の警察署、県警本部で現地調査を行い、道路環境、沿道環境、交通事故の発生状況、自動車や歩 行者などの流れ等により必要性、緊急性を総合的に判断して、県公安委員会へ上申されて、公安委員 会が最終的には決定するため相当の年数がかかる場合や設置に至らない場合があるようでございます。 ちなみに、信号機の設置費用でございますけども、なかなかわかりづらいと思いますけども、種類が いろいろ6種類か7種類ぐらいありますけども、押しボタン式の信号機、これが一番要望としてはで すね、多いと思います。これならあんまり金がかからないだろうというようなこともあってだろうと いうことですけども、感知式の信号機、それから時差式信号機、矢印式信号機、一灯点滅式信号機、 歩車分離式信号機といろいろあるようでございますけども、私が申し上げたいのはですね、公安委員 会でなくて町独自でですね、できる範囲はどこまでなのか。町独自では全然できないのか。横断歩道 のライン引き、これは無理だろうと思いますけども、交差点のカラー塗り、茶色とかブルー、それか ら蛍光色の漆工塗料とかですね、そういうのを危険防止のために塗るとか、そういうところができる のかできないのか。どこまで町として単独でできるのか。それから、町が幾らか金ば出せばできるの があるかないかと。そういうところも含めてお聞きしたいと思います。

その上でですね、1番目に、今回開通いたしました、都市計画道路駅前楽善線が3月15日に開通

いたしました。北部地域等の主要道路として待ち望まれた道路でもあります。しかし、ここは長い下り坂になっており、凄いスピードで降りてくる車も多く、特に朝夕の通勤通学の時間帯は、上井手沿いの道路と交差するところは、人も車も今までは上井手沿いを行き来していた住民の方々も車も横断歩道もなく不便で危険であります。開通以前から要望があがっていたと思うが、信号の設置または横断歩道のライン引きだけでもしてほしいという要望があるようでございますけども、これに対しての答弁をお願いします。

それから2番目に、大津町にはそれと似たようなところがあります。信号設置要望は日吉ヶ丘の交 差点、楽善線等々、いくつか信号がほしい、横断歩道がほしいという要望があると思いますけども、 優先順位もあると思われますが、進捗状況等をお伺いいたします。

本年度、大津町において信号設置はできるのか。できるとしたらどこにできるのか。熊本県全体で 15か20ぐらいとか言われてましたけど、前、大津で3つ設置できるようになったとかいう以前の 質問でもありましたけども、果たして、そのどういうふうな計画があるのかそれもお願いしたいと思います。

先ほど1番で言いました点ですけども、それの3番に松古閑地区の室小への通学路の検討はどうなったのか。確か現場のほうにも学務課のほうから見に行かれたと思いますけども、その後100メートルぐらいですね、南の方に行って本通りの信号のところまで歩いて、そして横断歩道を渡ったまた元の位置まで帰ってきて、今通学をしているようでございます。幸い指導が徹底しておりまして、朝はですね、親御さんが引率されております。夕方はばらばらですけども、上級生がやっぱり100メートル南のほうまで行って誘導しているという話も聞きましたし、私もこないだちょっと見に行きましたらそういう状態でした。だけども、子どもはそれで言うことききますけども、問題は年配の方といいますか、今まであそこを通ってた方ですね。もう車が通ってないのを見ながら渡れるんじゃあるんですけども、いつ事故が起きるかというふうに心配したわけでございます。

そういうことも含めまして、4番目に、本年度、通学路危険箇所及び点検の調査は実施されるのか。 これもお伺いしたいと思います。

以上です。

〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 信号機と横断歩道の設置関連等については、もう議員おっしゃるように、警察の管轄でございまして、そちらのほうで設置をやっております。しかし、我々としても大きい声で要望をしていかなくてはならないというような状況でございますけども、県の予算におきましては12億ぐらいというような状況でございまして、今日のご時世によりまして800万円だったのが1千万円近くかかるというような状況で12億であれば12カ所しかできない。しかし、その12億のうちの半分は熊本市内でつけるというようなことになっておりまして、残りを県下の関係警察の中でやると。となると、この辺の大津署管内においても合志や菊陽、あるいは西原、大津、その関係についての信号機というのは1年に1回1機つけるかどうかというようなとは大変厳しいと言われております。それぞれの道路が、あるいはそれぞれの振興関係住宅、工場等が伴う交通量の問題で大変この地

域における要望は多いというようなことを聞いております。そういう中におきまして、ある県議に話をいたしまして道路をつくるときに、できれば道路予算の中で信号機はどうせつけなくちゃならないんですから、その辺を国のほうに国庫省にいって、道路予算の中でつけるような形を提言していただきたいと、県のほうにも申しておりますし、あるいはその県議の話によりますと、今町負担全然ありませんので、各自治体がお願いするときには、ある程度の応分の負担を出していただけることは優先的にうまく先へ進むんじゃないかなというようなお話も聞いておりますけども、いろいろそういうような事情の中で、信号をつけるということは大変厳しい状況でございます。平成26年度に駅前楽善へつけていただいて、平成27年度の要望については、大津阿蘇ゴルフ場の国道57号の4車線の関係であそこに1機ぜひつけてほしいというような状況を申しておりますし、平成28年度につきましては、大津町の交番をどうしても駅前につくってほしいというような要望を出しておりますので、警察のほうについてもその辺のところについて本部との検討をなされておるというような状況でございます。いろいろ町でつけるというような形について、今の段階、つけたあとの管理状況等もありますし、あるいは簡易な信号機についても警察の動向の問題もございますので、なかなか厳しい状況であるというような結果に今なっております。

あとは駅前楽善線の関係の上井手沿いの横断歩道関連とか、いろんな方については、担当のほうで ご相談を警察と相談しておりますので、そのような状況について担当部長のほうからご説明をさせま す。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大塚敏弘君)** 源川議員の一般質問にお答え申し上げます。

今町長が申されましたように、信号機の設置、横断歩道の設置につきましては、設計段階で警察と検討を重ねてまいりました。信号機の設置については、設置の条件というところがございまして、主要道路の通行量が1時間当たり300台以上、かつ隣接信号機から150メートル以上離れなければならないという条件というものがございます。上井手沿いの交差点は、県道沿いの信号交差点から約90メートルの距離ですので、このことにより設置がなかなか厳しいということでございます。また、横断歩道につきましても、県道大津植木線の交差点分の信号機が駅前楽善線から見えるため、その信号にあわせたスピードを出す人がいるという可能性があるためですね、そこに横断歩道を設置した場合、より危険となるということで、警察との協議が整ったところでございます。いわゆる、横断歩道設置許可権も警察がもっていらっしゃいますので、そういう形での許認可になったところでございます。しかし、開通後そのような話がありましたので、再度大津警察署と協議を行ったところでございます。大津警察署のほうにも区長さんよりどうにかしてほしいという要望がございましたので、現在、警察としては大津警察署から県警本部に話をされ、県警本部が今後調査に入るというところでございます。町としては、運転者に交差点があるなどの注意喚起と、そういったための標識、何か目印のようなものができればということで、その分につきましても警察と今協議をやっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。
- ○総務部長(田中令児君) 信号機の設置に関して説明をさせていただきたいと思います。議員のほうから詳しく説明をされましたのでちょっと重複する点もございますけれども、信号機の設置要望は町のほうでとりまとめまして大津警察署のほうに要望書を出しまして、大津警察署から県警本部に上申をしていただいております。そこで、先ほど話がありましたとおり、公安委員会で審議されて、決定されれば整備が行われるという流れになっております。

ご質問の日吉ヶ丘の交差点につきましては、平成24年度に大津警察署に信号機設置の要望をして おりますけれども、大津警察署からは平成26年度に熊本県公安委員会に上申されたということでご ざいます。今後県の公安委員会の中で審議されると聞いております

もう一つの駅前楽善線の雇用促進住宅前の信号機につきましては、平成26年度に大津警察署に信 号機の設置要望を出しておりますので、今後大津警察署で現地調査をされた上で県の公安委員会のほ うに上申されると思っております。

ただ大津警察署管内は、合志、菊陽町、西原村、そして大津町といずれも人口が増加をしまして、 幹線道路の整備等にも取り組んでいる地域でございますので、毎年大津警察署には、信号機の設置、 規制標識、そして横断歩道の整備要望など約300カ所ぐらいがあがってくるというふうに聞いてお ります。また、県の公安委員会でその年度に決定の降りなかった箇所につきましても、大津警察署か らは毎年引き続き上申を行っていきたいということを聞いております。

本年度の信号機設置箇所につきましては、まだ町に情報は入ってきておりませんけれども、大津警察署によりますと例年9月ごろ県内の信号機設置箇所が決まるということでございます。先ほど町長から話がありましたとおり、年間多くて12機から15機ぐらいということを、それを振り分けるということですので、大変厳しい状況であるという話も聞いております。これも町長のほうから話がありましたとおり、もう町の事業の中で信号機とかそういうのを設置できないかということで、国・県のほうにも話をされておりますけれども、ただ地方自治法のほうで経費の負担区分というのがきちんと決められておりまして、他の地方公共団体の費用を違う公共団体が見るのはいけませんということで決まっております。要は、県の費用でするべきことを町の費用ではできないということで、非常に信号機の設置等については厳しいのではないかなと思っております。

なお、学校の通学路関係で学校、大津警察署、町による交通事故等の危険箇所を合同調査する予定ですので、信号機設置以外での対策で先ほどおっしゃいました、停止線や指導線などの路面表示や標識・看板などによる規制、注意喚起などについても協議したいと考えております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育長齊藤公拓君。
- ○教育長(齊藤公拓君) それでは、源川議員の通学路関連のご質問にお答えをいたします。

松古閑地区児童の室小学校への通学路の検討はどうなったのかということでございますが、松古閑地区児童の通学は、上井手沿いの町道を通学路として徒歩で登下校をいたしており、今年3月に町道駅前楽善線が開通したあとは、通学路がこの駅前楽善線により分断されると、そういう形になってしましました。児童の通学につきましては、各分団ごとに決められた通学路を登下校しているわけです

けれども、この松古閑地区から室小学校へ通う場合、開通した駅前楽善線の県道大津植木線との交差 点から。町道三吉原北出口線との交差点までの区間には、信号機がある横断歩道なく、道路を安全に 横断するために、約200メートルほど遠回りになりますけれども、県道大津植木線との横断歩道を 横断して通学しているというのが現状でございます。この通学路の検討については、道路を安全に横 断するために、信号機がある横断歩道を渡るという分団の判断で現在の通学路が決められております。 現在の道路や交通の状況では、私は現在の通学路が児童にとっては一番安全な経路ではないのかなと 考えておるところでございます。

次に、通学路の危険箇所の点検及び調査についてでございますが、通学路の安全確保に向けた取り組みの一つとして、平成24年度に町内全小学校区を対象に、大津警察署や国道、県道、町道それぞれの道路管理者、町総務課、町教育委員会、学校、保護者などの関係機関による通学路の合同点検を実施しております。その際の合同点検の結果、道路が狭い、あるいは歩道や信号機がないなど、35件の具体案件が出され、出された案件については、それぞれの各機関により改善が進められており、その後、平成26年度末までに道路改良のほか、警戒標識や路面表示、カーブミラーの設置などにより21カ所については何らかの改善が図られているという状況であります。通学路の安全点検につきましては、各学校で実施されていますけれども、危険箇所の改善に向けた合同点検については、警察や道路管理者、学校、PTAなどと合同で本年度も実施する予定であります。今後も関係機関と連携しながら児童生徒の安全確保に取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。

○10番(源川貞夫君) 再度確認ですけども、先ほど言いました、路面表示、今現在先ほど言いましたところは茶色か何かで色を塗ってあるですね、あれは南北ですけども、最近というか、塗られたと思うんですけども、あれは大津町でできたんですか。それともやっぱり交通安全協会のほうから。横断じゃなくて、南北にですね、茶色で塗ってあります。それとあれは町であれたのか、公安委員会と相談されてされたのかを聞きたいと思います。

それと美咲野のところにもですね、信号のすぐ手前のほうにも横断の線だけ引いてあるところがあります。すとあとまだ何箇所か大津にありますけど、そういうのは町独自でされたのか、公安委員会に申請して、信号はないですよ、信号はないけど横断、あれは横断歩道として認める、道路交通法上は認められるのか。そこのところ、道路交通法のことになりますけども、だからせめて線だけでも引いてもらったらという要望もあるわけです。そこのところ何かわかりますかね。一番言いたいのは、そこを渡っていたときに横断歩道とみなされるのか、事故が遭ったときですね、車のほうが不利になるとか、いろいろ。大津町の商店街も見てもらうと何箇所かあります。線だけ引いてあるとは、横断する線をですね。だからそういうのだけでもよければお願いしますという要望もあるもんだから尋ねてみたわけですけど。

〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。

〇総務部長(田中令児君) 横断歩道等の規制につきましては、もう県の公安委員会ですので、当然横

断歩道をそこに引けばその手前に◇の表示とか、横断歩道の表示がちゃんとつきますので、そういう 部分についてはもう県のほうがやっています。ただそれ以外の部分について、警察と協議して注意喚起のための部分については協議しながらできると思いますけども、原則規制がかかる分については全部公安委員会のほうの指定を受けなければできないというふうに考えております。ただ今議員がおっしゃった部分につきましては、私もちょっと現地を見てないもんですからどのような形でされているかというのがちょっとはっきりしませんけれども、原則は今申し上げたとおりだと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。

これで質問を終わります。

- ○10番(源川貞夫君) 今言いましたようにですね、通学路だけでなくですね、通学路以外のところでもそういう危険箇所といいますか、線を引いてあるところがありますので、それも1回調べてもらうといいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) これで、一般質問は終わりました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会します。

午後2時49分 散会

本 会 議

委員長報告

平成27年第2回大津町議会定例会会議録

平成27年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)								
平成27年6月15日(月曜日)								
出席議員	1 番 金 田 英	樹	2 番	豊	瀬 和 久 3 番 佐 藤 真 二			
	4番松田純	子	5 番	桐	原則雄 6番山本重光			
	7番本田省	生	8 番	府	内隆博 9番吉永弘則			
	10 番 源 川 貞	夫	11 番	坂	本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆			
	14番津田桂	伸	15 番	荒	木 俊 彦 16番 大塚龍一郎			
欠 席 議 員	13 番 永 田 和	彦						
職務のため	局長	豊	住 浩	行				
出席した事務局職員	書	佐	藤佳	子				
	町長	家	入	勲	会計管理者中野正継			
地方自治法第	副 町 長	德	永 保	則	総務部			
121条第1 項の規定によ	総務部長	田	中令	児	総 務 部 総 合 政 策 課 羽 熊 幸 治 課長補佐兼財政係長			
り説明のため出席した者の	住民福祉部長		水 辰	則	総務 部 白 石 浩 範主幹兼総務課行政係長			
職氏名	経 済 部 長	大	塚 義	郎	教 育 長 齊 藤 公 拓			
	土 木 部 長 併任工業用水道課長	大	塚敏	弘	教育 部長 松永 髙春			
	総務部次長兼総合政策課長	徳	永	太	農業委員会事務局長 坂 田 勝 德			
	総務部総務課長	本	郷邦	之				

平成27年第2回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件名	審査の結果	所 管委員会
平成27年 5月 26日 陳 情 第 1 号	「川内原発1・2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を求める」陳情書	採択	総 務常任委員会

会議に付した事件

	,
発議第4号	「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出につ
	いて
発議第5号	「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見
	書」の提出について
	目」 WIEITING DV C

議事日程(第4号) 平成27年6月15日(月) 午前10時 開議

日程第1 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第3 発議第4号 「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意 見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第4 発議第5号 「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にする ことを求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第5 平成27年度議員派遣について

議決

午前9時58分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。なお永田和彦君より欠席の届けがあって おりますので、報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員会の審査報告について

O議 長(大塚龍一郎君) 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査 報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任副委員長吉永弘則君。

〇経済建設常任副委員長(吉永弘則君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

今回の当委員会は委員長欠席の為、副委員長が代行しました。

当委員会に付託されました案件は、議案第43号関連、議案第44号の2件です。当委員会は6月 11日午前10時より委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議 経過の概要と結果を要約して報告します。

議案第43号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

農業委員会関係では、人件費に関するものであり、質疑はありませんでした。

経済部農政課関係では、委員より、経営体育成支援事業は10件の事業とのことだが、これ以上の要望はなかったのか。10件の内容はどのようになっているのか。執行部より、事業要望は10件であり、すべて採択となっております。内訳は、法人が4件、個人が6件です。法人は露地野菜3件、酪農1件でトラクター3台のほか、乗用管理機1台、モア1台、集出荷施設1基を計画しております。

個人は露地野菜2件、肉用牛3件、普通作1件で、トラクター4台、甘藷掘取機1台、甘藷貯蔵庫1 基を計画しております。

委員より、事業は効果の検証が大切だが、どのようになってるのか。執行部より、事業実施後は機械導入の使用状況や効果についての確認を行います。事業実施に当たっては5年後を目標とする経営改善計画に基づく目標値に対しての達成状況の報告も行っています。

委員より、会計検査対象の事業なのか。補助率は3割だけなのか。執行部より、国の補助事業で会 計検査の対象です。融資主体型の事業となっており融資を受けることが条件で3割の補助があります。

委員より、岩手の里の予算に関し、7月から9月までの必要な予算を追加したということだが、9 月以降については当初予算で見込んであるのか。全員協議会で今後について説明があったが、現状は どのようになっているのか。執行部より、臨時職員以外の最低限の維持管理については来年3月まで の9カ月で考えております。今後の管理や利用については、議会及び住民説明会での意見を伺いなが ら検討したいと考えております。温泉施設以外の利用については、政策会議等に諮り計画を立て早い 段階で利用できるようにと考えておりますが、消防設備や給水設備等に課題があります。公共施設と しての活用ができるよう検討を行い再開できるような形にしたいと思います。

これは議員の意見です。厳しい状況で担当職員も大変苦労している。大きな問題なので農政課だけでなく町全体の問題として取り組むよう、人員の確保などを執行部にしっかり話をしていただきたい。また委員より、休止状態というのは補助金返還に影響しないと考えてよいのか。執行部より、「岩戸の里」は国の補助金2分の1で整備しており、補助金返還については県村づくり課と協議を行っています。県からは、具体的な活用策が示されなければ回答は難しいと言われています。原則として、目的に沿わなくなった場合、償却期間が残っている分の補助金は返還となります。温泉施設を使わなくなった場合、温泉整備にかかった施設で耐用年数が残っている分については返還ということです。今後、県と協議しながら具体的に進めることになります。機械・設備等については耐用年数が過ぎており返還はないと思われますが、本館建屋等の耐用年数はかなり残っており、どこまで温泉施設とみ

これ議員の意見です。議員さんの中でも今後の活用方法も含め温度差があると思うが、補助金返還を返さないですむその最善の方法を検討していただきたい。

また委員より、電気代が月額20万円で計上してあるが、営業中の電気代はどの程度かかっていたのか。休止状態でもこのようにかかるのか。執行部より、温泉運営中は月額100万円程度かかっておりました。休館中、源泉ポンプを動かしていた期間は月額50万を超えており、停止後も維持管理として20万円程度かかる見込みです。

また委員より、電話の回線使用料についてはどのようなっているのか。執行部より、通話料のほか、 電話回線利用の機械警備のためこの程度はかかるかかる見込みです。

委員より、泉源ポンプはどうするのか。執行部より、変更契約し、引き上げ後に水洗いを行い保管 する予定です。

委員より、岩戸の里の看板が表示してある。休止の表示が必要ではないか。

なすのかという協議は今後になります。

執行部より、立野については休止の表示をしていますが、ほかの表示については検討いたします。 委員より、これはまた別問題です。阿蘇山の降灰で菊池市の1番茶が全滅し大きな被害を受けている。JA、県、市町村で行った鹿児島の研修報告によると、洗浄機等の導入には3千万円以上の費用がかかると聞いた。お茶農家も大変不安があるようだが、現時点での国や県の動きや情報はどうなっているのか。執行部より、先月、管内お茶農家、JA、県、市町の会議があり、菊池市の壊滅状況や研修についても報告を聞いております。今後の事業取り組みはお茶農家とJAで協議し町に相談があるということです。

委員より、阿蘇地域では野菜被害があると聞いたが、本町はどうだったのか。執行部より、JAと 連携し調査を行いましたが、根菜類が中心であり収穫ができなかったとの状況や報告はありませんで した。

また委員より、農地費に土地改良区合併協議会に伴う臨時職員賃金を計上しているが、協議は前に進んでいるのか。執行部より、平成27年4月23日に各土地改良区理事長や熊本県に参加していただき、合併協議会を設立しました。錦野土地改良区、迫井手土地改良区には事務所や専従職員もない状況でありますので、合併協議に必要な事務処理等をお願いする予定です。

委員より、迫井手土地改良区は、圃場整備が終わらないと合併できないのか。執行部より、ハード 面は完了しております。

委員より、合併の目標期日はいつごろか。執行部より、平成29年の4月ですということです。

それから、経済部商業観光課関係では、委員より、地域おこし協力隊について申し込み状況や業務の内容についてどうなっているのか。執行部より、募集については地域おこし協力隊の全国のホームページに掲載し、5月いっぱい募集を行いました。全国から8人の応募があり、地域おこし協力隊は3人ですが、うち1人は観光協会の局長なので2人の募集に横浜、神奈川、千葉、京都と県外から4人と熊本市から4人の応募があっています。そのうち女性が2人です。今後は書類選考後、面接をして7月からは雇用したいと思います。内容については、質問事項に応募の動機、これまでの取り組んできたことや大津町でどのようなことに取り組みたいかなど、特産品や6次産業への取り組みや村おこしをやりたいなど、考えられています。また、任期終了後は、町内に居住し起業したいという人もいます。

委員より、女性が2人応募しているが、今は女性のパワーが大切であると思うがいかがか。執行部より、女性の活用は大切であると思います。日本刀ブームやロックフェスティバルなどイベントには 女性が企画したものもあり、面接の時に考慮したいと考えています。

委員より、勤務場所は交流センターになるのか。執行部より、雇用は役場で行うが、勤務場所は交流センターで観光協会と一緒に建物の活用も行ってもらいたいと考えています。

それから土木部建設課関係では、委員より人件費減額の理由は何ですか。執行部より、当初予算で 5名分の人件費を計上していましたが、4名分に変更になったためです。

委員より、1人減になっているが業務は大丈夫なのか。執行部より、以前より1名減になっており、 厳しい状況です。今後も課員で協力し合い、業務に取り組んでいきます。 それから土木部都市計画課関係では、委員より、南部北部の都市再生整備計画について、昨日説明があったが、事業を取りまとめていくのは都市計画課で、それぞれの事業は予算のある各課でやっていくのか。執行部より、事業全体の補助金事務等は都市計画課が取りまとめを行い、各事業はそれぞれの予算課が行います。条例の事務分掌では総合政策課が事務担当になっています。

委員より地域への説明はどうなっているのか。執行部より、12月に全員協議会にて、事業説明を 行い、その後今年の1月に南部北部の区長さんを集めて一緒に説明会を行っています。

委員より、区長さんの説明はどのようなやり方で行ったのか。執行部より、当初は南部北部に分けてそれぞれの区長に説明する予定でしたが、区長会長や副会長に相談の結果、南部北部一緒に説明した方がいいという結論になり、南部北部合わせて説明を行いました。

委員より、これから地元に説明やアンケートをする予定はあると思うが、それを聞いてからの計画変更はあり得るのか。執行部より、当初最大限に事業を集めた計画で進めていましたが、国の制度改正に合わせて今回の計画に絞り、県との協議を進めていますので、これからの変更は非常に厳しいと思います。

これ意見です。当初より大分事業を絞ってるようなので、地元との意思疎通を十分に図ってほしい。 また委員より、人件費の予算が少なくなっているが、要因は何か。執行部より係長の異動があり、 その給与の差が要因ですということです。

それから土木部下水道課関係では質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第43号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第44号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてであり ます。人件費に関するものであり、質疑はありません。

採決の結果、議案第44号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと、決しました。 当委員会に付託された案件は以上です。

また、当委員会におきましては、5月22日に大津温泉「岩戸の里」について、審議を行いました。 会議の内容については、議席に配布のとおりです。当委員会では議会全体で審議すべき案件と判断し、 5月25日に全員協議会を開催していただき、全議員に現状を見ていただきました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 文教厚生常任委員長、源川貞夫君。
- **○文教厚生常任委員長(源川貞夫君)** おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付 託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第43号関連、議案第45号の2件でございます。当委員会大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第43号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。 住民福祉部環境保全課、質疑ございませんでした。 それから、住民福祉部住民課、委員より、マイナンバーの準備状況はどうなってるかという質問に対しまして、執行部より、県やシステム委託先の説明会等に参加している状況でございます。作業スケジュールとしては、7月の末に個人番号リストが配布され初期付番行い、10月5日から通知カードが発送される予定でございますという答弁がございました。

住民福祉部福祉課では、質疑ありませんでした。

次に、健康保険課からでは、委員より、職員が2名の異動だが仕事に支障はないか。厳しいと思うが、という質問に対しまして、執行部より、2名のうちの1人が新人ということです。今年の1月に人事異動があっていること、若い職員が大津町には多く、国保医療係にも若い人が多くなり、窓口対応、事務的には無理しているところですという答弁がございました。

それから委員より、自殺予防についての啓発や相談等の状況はどうなってるかという質問に対しまして、執行部より、自殺対策につきましては、自殺をしたいということで相談を受けることはありません。悩みを持った人、相談したい人が来所し、その対応になるので、時間をかけて対応することが必要です。対応者として知識を持った人に来ていただき、対応するために窓口設置をするものです。ここへ相談に来ればいいですよという窓口設置等の啓発に努めていかなければならないと思います。自殺対策に関する相談件数は25年度は13件、26年度10件です、来所と訪問がありますが、25年度は全件を来所、26年度は1件のみ訪問しております。何か悩まれているという相談を受ける際には相談員を同席させ、その後の相談につなげています。子育て健診センターという環境上、子育ての内容であったり、大人の健診の場合には大人の方の相談を来所の際に伺い、そのあと繋いでいきます。一人一人に短くて済む場合もありますが、泣かれたり気持ちが収まらず1時間、2時間の時間を要することもあります。そのあと必要な部署、さらに専門的な機関へ連携して繋いでおります。継続して対応していきたいと考えてますという答弁がございました。

それから委員より、風しんの抗体検査で必要と判断された人とのことだが、抗体検査の対象はどのような人になるのか。大津町は子供、妊婦も多く影響が大きいのできちんと補足できているのかという質問に対しまして、執行部より、風しん抗体検査は熊本県が無料で実施しております。抗体検査実施医療機関の指定があり、妊婦を今後希望している本人それから家族が対象となります。前回の出産で風しん抗体の検査結果がマイナスの場合でも、予防接種補助を受けることができます。対象は家族までとなっているので、抗体検査で抗体がないことがはっきりしてから町の予防接種補助の対象になりますという答弁がございました。

委員より、検査のタイミングとしては、周知の徹底を図るなら例えば婚姻届の提出のときや母子手帳交付時などになるかと思うが、それはきちんとできているかという質問に対しまして、執行部より、婚姻届時はしておりませんが、乳幼児健診時に風しん予防接種後2カ月は妊娠ができません。前回の妊娠、出産後しばらく期間をおいての予防接種になるため、子どもの健診・訪問時に母子手帳を確認し、抗体価が低い方で、次の妊娠を希望される方へは、この検査や事業の周知をしておりますという答弁がございました。

委員より、意見として、第一子に対しては、手薄になっているということなので、その点について

は今後、改善をお願いしたいという意見もございました。

それから、委員より、自殺対策で、データの取り扱いに関して、担当とラインしか見れないとか、訪問や来所時に周囲への配慮をしているのか。風しんの予防接種補助は、30人を超えた場合には、打ち切りではなく、増額等も考えているのかという質問に対しまして、執行部より、相談の聞き取り表がありますが、その保護には十分気をつけております。保健師においては情報の共有が必要なため、話し合いをし、個人情報の保護をしております。相談については個室、個別で他者に見えないところで相談を受けています。窓口に来所され、いきなり話をされる方もいるので話をし、少し落ち着いてから場所変えて対応しております。風しんの予防接種補助については、昨年の実績から本年は30人の計上しておりますが、不足の場合は今後補正をすること考えておりますという答弁がございました。続きまして、教育学校教育課からでございます。

委員より、現在、小学校であれば1学期に1回ぐらいの頻度で土曜授業が実施されているようであるが、今回の大津東小にあってはどのくらいの頻度で実施されるのか。執行部より、土曜授業は、熊本県教育委員会から出ている土曜授業の趣旨にかんがみ、基本的には、学校・地域・家庭の教育力を活用した地域に開かれた学校づくりを推進するという目的でございます。町の教育基本構想も、学校教育・家庭教育・社会教育の3本柱で進めていますので、そのところは合致する部分が大きいというころでございます。昨年度からそれぞれ学期に1回ずつ土曜授業を実施してきました。今回の大津東小学校の場合は、年間に10回の土曜授業の計画を出されており、夏休み等除けば、月1回程度の計算になるかと考えております。今後、地域と学校が教育力を高めていくための具体的な、より創造的な教育内容を充実させていくという必要があると考えておりますので、それぞれの学校及び地域で、そういう(土曜授業)教育が効果的であるような結果が徐々に見えてきましたら、土曜授業の枠が広がっていく可能性は出てくるのではないかと考えておりますが、現時点で、土曜授業の枠がこれだけという捉え方よりも、その充実を図るという考え方を持っていただければと思っております。そういうことから、今回の大津東小学校の研究は、本町におけるモデルケースとして位置づけられる部分ではないかと捉えておりますという答弁がありました。

委員より、通常の教科を行うのか、それとも今実施しているようなイベント的な取組でやっていくのか。また、そもそも土曜日を休業にしたのは、子どもたちを地域に帰して、地域の教育力で育てましょうという主旨だったと思うが、それをまた学校が取り返して、学校の中で地域の教育力を活用するということはどういうふうに理解したらよいのかわからないので、説明をという質問に対しまして、執行部より、大枠としては、学校週5日制の主旨を踏まえつつというのが原則です。学校週5日制のメリットはそのままに、地域とのつながりは持ちながら基本的には学校と地域の連携による事業や、学校の行事、地域や地域住民を巻き込んだ公開授業など、土曜日に実施したほうがより一層効果が上がるような中身を、今、土曜授業として位置づけてみたらどうかというところで動いているところでございます。ただ、本年2月に熊本県教育委員会から、ある程度の目的を持てば通常の事業も土曜授業の中で位置づけてもよいという見解も出ていますが、この辺のところは、学校単位で考えきれることではありませんので、町の事情踏まえながら、より効果的な教育内容を模索していくという方向性

になってくると考えておりますという答弁がございました。

それから、委員より、学校体育研究推進校補助金の内容はという質疑に対しまして執行部より、大津中学校で体育の研究を2年間行うもので、研究主題として、21世紀型能力をはぐくむ体育・健康教育指導の実践的研究となっております。具体的な事業といたしましては、次年度は最終的な研究発表を行うことになると思いますが、本年度は研究授業、教職員の先進地視察研修などが計画されておりますという答弁ございました。

それから委員より、21世紀型能力とは何か。

執行部より、これまで知識や技能を身につけることが学習の中心的の部分と捉えられておりましたが、これから先はそういった知識・技能を活用しながら、いかに想像力・判断力・表現力を生かし、それを自分自身で創造的に解決していくという部分が、これからの21世紀に求められていく教育の中身になっていきます。そういったことから、21世紀型能力というのは、主体的に学ぶ生徒の育成、そういう力と捉えていただきたいと思いますという答弁がございました。

それから、学校教育課、に入りますけれども、給食センター、委員より、人事異動者の職種は、何だったのかという質問に対しまして、執行部より、今回は事務職員異動で、調理師の異動はありませんでしたという答弁ございました。

続きまして公民館、図書館です。

委員より、今回の人事異動後の補正額がかなり大きいのはなぜか。職員が増員されたのかという質問に対しまして、執行部より、人事異動に伴う人件費の補正です。公民館・図書館については、職員の退職に伴うもので当初予算では、退職者の補充を新規採用職員の給与で計上してあるため、実際に異動で来たものとの差額を計上しているものです。なお公民館につきましては、2名分で計上されておりましたが、新規採用者が1名配置されたことで3名分の人件費算定により増額補正となっておりますという答弁ございました。

続きまして子育て支援課、それから、その中での大津幼稚園、陣内幼稚園、それから子育て支援課の大津保育園、これに関しましては、人事異動に伴う人件費の件でございましたので、質問はありませんでした。

採決の結果、議案第43号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しま した。

議案第45号、27年度大津町介護保険特別会計予算(第1号)についてであります。

住民福祉部、これも、質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第45号につきましては、全員賛成で、議案のとおり可決すべきものと決しました。当委員会付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文 教厚生常任委員会の報告を終わります。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務常任委員長荒木俊彦君。
- **〇総務常任委員長(荒木俊彦君)** ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、

委員会での審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第42号、議案第43号関連、陳情第1号の3件であります。

当委員会は6月11日、役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告を申し上げます。

最初に議案第42号、大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてであります。

総務課より、説明があり、委員より、現在、500世帯以上の行政区はいくつあるのか。またその中で、分割の相談はあっているのかとの質疑に、執行部より、現在7つの行政区が500世帯を超えている。分割の相談があっているのは、以前大津東区と新区から言って来たことがある、いずれも住民の皆さんの合意が必要であるので、今後要望があれば地区と話し合っていきたいと答弁がありました。

委員より、行政区の分割や合併には規定がないということであるが、今後の方針はあるのか。また、新たに開発された新興住宅などへの対応はあるのかとの質疑に、執行部より、分割も合併も住民の皆さんの合意が必要であり、まずは、その地区で話し合ってもらう必要がある。過去に行政区を統合したことがあるが、各行政区にはそれぞれの歴史がありまた小さい区の声が届きにくいといった意見もあり、元の制度に戻した経緯がある。その反省も踏まえ、今後の方針については、区長会と相談しながら慎重に行っていきたい。また、開発などについては、行政区内の開発があれば最初の段階で地元の区長さんにお願いして対応してもらい、行政区間のエリアで調整できない場合には、ある程度世帯がふえた時点で、町の方から自治会形成の支援をしていきたいと考えている。

委員より、町は行政区には毎年会議を開催して町の事業等を説明しているが、行政区がない地区には情報が伝わりにくい。大きい区や小さい区もそれぞれ悩みや課題があると思われるので、今後見直しをお願いしたいとの質疑に、執行部より、今後更なる情報提供に努めていきたい。特に、今後の行政区の合併については、単に地区を一緒にするのではなく、現在の行政区嘱託員制度を基本として、現在の区の形態はそのままにしながら、複数の区による新たなコミュニティー形成に向けたネットワークづくりなども視野に入れて、行政区や自治会の考え方を整理していきたいとの答弁でありました。討論はありませんでした。

採決の結果議案第42号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第43号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。 議会事務局については、質疑はありませんでした。

総務課の総務部人権推進課についても質疑はありませんでした税務課も、質疑なしです。

総務部総合政策課について、委員より、地方創生について町の状況はどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、国が総合戦略を策定し、地方自治体においても地方版総合戦略の策定が努力義務とされている。今年度において総合戦略の策定を行うこととしているが、地域の現状、将来の分析を行いながら地域の産業、また、公の機関、学校や金融機関、労働界、あるいはマスコミ等の参画を得て、人口ビジョンと総合戦略を作成してまいりたいと考えている。なお、6月27日に広く皆さ

んの意見を聴く場として「地方創生 フューチャー・セッション」を企画し、さまざまな立場の方に 将来の大津町について語り合う機会になればと考えているとの答弁でした。

委員より、コミュニティ助成事業補助金の内容についての質疑があり、執行部より、今回、中島区の申請が採択され、内容は公民館にテーブル22台や、折りたたみ椅子80脚、台車等の備品を整備するもので、各備品の単価はテーブルが約2万7千円、折りたたみ椅子が約1万3千円といった状況であるとの答弁でした。

委員より、コミュニティ助成事業について、行政区に対して周知方法はどのように行っているかと の質疑に、執行部より、嘱託員会議などにおいての情報提供や助成金申請時期に各行政区へ通知を行 うなどの案内をしているとの答弁でした。

討論ありませんでした。

採決の結果、議案第43号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして陳情第1号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開 催を求める」陳情書であります。

最初に議会事務局から陳情内容の朗読説明があり、委員の意見が出されました。意見として大津町から川内原発と玄海原発は110キロから120キロメートル位の距離である。この陳情を採択したから九電が説明会を開催するとは限らないが、あちらこちらから声が上がれば、九電も説明会をせざるを得なくなるのではないか。また、説明会はしないよりはした方がいいだろう。また、九電に説明会を求めている声が住民から上がっているということを伝えるということは悪いことではないと思う。また、採択しても九電が住民説明会をするかしないかは全くわからないが、説明責任を果たすべきということで、採択してもいいのではないかという意見でありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、陳情第1号については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれまして当委員会の決定に御賛同いただきますよう、お願い申し上げまして、総務 常任委員会の報告を終わります。

○議 長(大塚龍一郎君) 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(大塚龍一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第42号、大津町行政区嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

O議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、議案第43号、平成27年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のと おり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

陳情第1号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を求める 陳情書」を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり 決定することに御賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。 お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

日程第3 発議第4号 「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

〇議 長(大塚龍一郎君) 日程第3、発議第4号、「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直 しを求める意見書」の提出についてを議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第4号提出者、豊瀨和久君。

〇2番(豊瀬和久君) こんにちは。地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書に、つきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案文を拝読いたします。今国会において、「持続可能な医療保険制度を構築する ための国民健康保険等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財 政運営に向けて、具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなど が今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の 拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助 成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり、早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1、人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創成、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援 策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月15日、熊本県菊池郡 大津町議会議長大塚龍一郎。 提出先は内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりであります。

引き続き申し上げます。

昭和の時代からこども医療助成制度など町単独の福祉医療制度が実施されており、これは対象者の 医療保険制度の自己負担分を助成するもので公的医療保険制度を補完する事業ととして実施されてき たものです。

最近の傾向としては、少子化対策の一環として、対象年齢の引き上げなどの取り組みが進められているところでもあります。

こうした地方単独の医療費助成制度に対して患者の一部負担金を軽減すれば受診しやすくなる分、 医療費が増えるため増えた分については、その自治体が負担すべきものとされ国庫の公平な配分とい う観点から減額調整措置がとられているところであります。

この増えた分に係る減額調整措置は昭和59年から実施されているものであり、この間、乳幼児医療費助成制度は事業内容に差はあるものの、すべての自治体で実施されるようになり各自治体から廃止要求がなされてきたところであるが、公平の観点から今なお継続されている制度である。

地方創生が言われるようになり、特に平成26年度補正予算で計上された地方創生に係る交付金を 活用して70程度の自治体が子供医療費助成制度の対象年齢の拡大などに取り組む実態も出てます。

このようなことなどから、国保の国庫負担金のあり方について早急に検討の場を設け結論を出すと ともに、検討に当たっては子育て支援、地方創成、地域包括ケアなどの幅広い観点から、子どもにか かる医療の支援策を総合的に検討することを求めます。

以上をもちまして趣旨説明を終わります。

議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長(大塚龍一郎君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。 発議第4号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出についてを採 決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は ご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第5号 「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

- ○議 長(大塚龍一郎君) 日程第4、「発議第5号集団的自衛権の行使を具体化する法案については、 廃案にすることを求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。 発議第5号提出者、荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** 「集団的自衛権の行使を具体化する法案については、廃案にすることを求める意見書」の提出について趣旨説明を行います。

最初に案文を朗読させていただきます。安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、国 民より先にアメリカ政府に約束し、今国会で強引に成立させようとしています。

今国会に提出された「平和安全法制整備法 (10本の一括法)」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めていきます。政府の説明によれば、現段階では銃弾は飛び交ってはいないが、いつ戦闘になるかわからない地域での「後方支援」ができるとしています。しかし、米軍などの後方支援として武器や弾薬などを運んでいる最中に「戦闘が始まったので避難します」などということは、不可能に近く、政府は「結果的に武器を使用できる」と述べています。

自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。かつてのイラク派兵を官邸で仕切っていた柳沢元内閣官房副長官補も「必ず戦死者が出る」と警告しています。

また、「国際平和支援法」という名称で、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば、海外での戦争に参戦する仕組みをつくろうとしています。その中で「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合」政府の判断で武力行使できるとしています。

これは、現実的には、米国の戦争を支援することしか考えられません。自衛隊が行う支援は、武器 弾薬などの補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦 闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「平和支援」といいな がら、「海外での戦争支援」にほかなりません。

これらの一連の法案は「憲法9条の解釈を変更して、集団的自衛権の行使ができる」とした政府の 閣議決定が根拠とされています。

しかし、6月4日の衆議院憲法審査会の参考人質疑で、自民・公明党、野党推薦の3人の憲法学者は「集団的自衛権行使を可能にする本法案は、憲法に違反する」とはっきり指摘しました。

およそ民主主義国家でありますならば、憲法違反の法律をつくってはなりません。歴代の自民党政府も「集団的自衛権行使は、憲法上許されない」としてきました。

本法案は、憲法の条項を法律で改変するものとして立憲主義の基本理念に真っ向から反します。憲 法改正に賛成の人も、反対の人にとっても、憲法改正手続を踏むことなく憲法の実質的改正をしよう とするものであり、国民主権の基本原理に反するものです。

1、以上の理由で、集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。日付、提出先、大津町議会議長大塚龍 一郎。 提出先は記載のとおりであります。なお、添付資料として、日弁連の声明文のコピーをつけておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

この意見書を提出に当たりまして、そのポイントを二つだけ述べさせていただきたいと思いますが、こうした一連の法案がもし可決成立をすれば、自衛隊の皆さんが海外の戦争地域で後方支援に派遣をされる、派遣することができるということになるわけですが、武器弾薬やその他、それを後方から輸送供給するとそういった最中に相手から攻撃をされたとすれば、まさに逃げることは不可能であります。

自衛隊員の証言の中にも、もしそういう場合になった場合、部下に何もせずに死ねとはとても言えないと。当然武器を取って反撃をせざるを得ない。つまり、戦争状態に巻き込まれ、自衛隊員の命が奪われかねないということが予想されます。

また同時に、実際の中東の戦争なんかを見れば、あるいは昨日、NHKが報道しておりました沖縄戦の特集番組がありましたが、まさに、形態として、戦争する人の何倍何十倍何百倍という一般民間人の命を犠牲にしてしまうのが戦争ではないでしょうか。

つまり、人々の命が戦争という名目で奪われかねないという危険性が第1点、もう1点は、立憲主 義に反するということであります。

民主主義の国家は、憲法によって国家権力が暴走しないように憲法を定めているわけであります。 その最高法規であります憲法の解釈を時の政権が勝手に変えてしまう。そういうことは、およそ民主 主義の社会では許されないことだと思うわけであります。

発議をするに当たりまして、以上の2点が主な趣旨であるということ述べておきたいと思います。 以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

豊瀨和久君。

○2番(豊瀨和久君) 質疑を行わせていただきます。3点お願いいたします。

まず一つは、案文の上から10行目、「国連平和支援法」という名称で、日本が攻撃をされてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば、海外での戦争に参戦する仕組みをつくろうとしています。その中で「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合」政府の判断で武力行使ができるなどとありますが、これは新3要件の文章の一部で、この後の大事なところが抜けています。この案文は正確ではないと思いますが、いかがでしょうか。よければ、新3要件のすべてを教えてください。

案文の上から17行目の、これらの一連の法案は「憲法9条の解釈を変更して、集団的自衛権が行使できる」とありますが、参議院本会議での質問で可能となる武力の行使は他国防衛そのもの目的とする全面的な集団的自衛権が含まれているのかとの問いに対し、安倍首相の答弁では、国連憲章51条で認められている集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものでもないと、言明をされていますが、そのことについてはどのよ

うに考えられていますか。

3、新3要件にもありますように、今回の法改正でも他国防衛のための集団的自衛権は認められて おりませんので、憲法9条の解釈を変更していないと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点をよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 提出者 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) お答えをいたします。最初の1番目のいわゆる武器使用の3要件ですかね。 お断りしておきますが、新3要件を今全文は用意をしておりませんので、その後段の部分まで全部 私は頭には、入っておりません。この新3要件の中で、武力行使ができるというということでありま すが、このポイントは、政府の判断で例えば、相手から攻撃があった場合は反撃をするとか、政府の 判断の要素が時の政権の判断によって、どんどんどんどん制限が無制限になってるということです。

こういう場合しかできないという法律になっていない、政府が判断をすれば幾らでも膨らませることができるというのが、最大の問題だと考えております。

次は、集団的自衛権の他国を防衛するための集団的自衛権は認められないと、首相がおっしゃったということでありますが、集団的自衛権とはいったいなにかということに、そもそも触れくちゃいけないと思います。案文にも書いておきましたが、戦後70年、歴代の安倍内閣以前の歴代政権ですね。ほとんどが自民党政権でありますが、その歴代の政府は、その集団的自衛権行使は現在の憲法上は許されないという見解をずーっと示してきたわけですから、それが歴代政権の憲法解釈であったわけであります。要するに、憲法が制定されたのは戦後ですから、六十数年間、憲法制定以来憲法解釈上の集団自衛権の解釈というのは変わってこなかったんですね。憲法9条のもとでは、集団的自衛権の行使は、いかなる形であろうと、許されないと。それが、これまでの歴代政権の一貫した方針であったということです。

ですからいろいろ条件を、それに条件を受けつけるということは、まさに立憲主義に反するという ことです。憲法上は、集団的自衛権は許されないと。これを、内閣の考え方次第で解釈を変更する、 このことも立憲主義に反するといわれております。

その中で5月12日、衆議院の予算委員会で憲法解釈の変更、集団的自衛権を一部か、すべてを認めるかについて「最高責任者は私だ」と。政府の答弁に「私が責任を持って、その上で選挙で審判を受けるから、解釈が変わってもいいんだ」と答弁がなされております。

しかしこのことについて選挙で信任をされれば、憲法解釈の中を自由に行えるという考え方、これは憲法によって権力が拘束されるという。立憲主義の根本から逸脱をしている。国民の多数派によって、あるいは、第1党によって、信任されれば、それを、そのことによって憲法のコントロールも自由に行えると、そういう可能性を示唆すること、このことすら、まさに立憲主義に反するとゆうことだと考えております。

それから3番目、憲法9条の解釈を変更して、よその国の防衛は認められていない。他国の防衛はようするに、今回の安倍内閣は、認めていないということですね。それに対しての国際平和支援法という新しい法律ですね。そこで、我が国と密接な関係にある、先ほど前半と後半があるとおっしゃっ

ておりましたが、その中で、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合、いろいろ要件をつけて、はおりますよね。条件をつけて。しかし、武力行使はできるという結論であがっている。その条件の判断ですね、こういう場合は、どうのこうのといろいろありますが、時の政権の判断なんです。時の政権が危険が迫ったと。我が国の存立にあやういとかいろいろいっておりますけど、時の政権が危ういと。だから、この法律は適用して、その戦争に参加することできるとそういうあいまいな規定になっているのが最大の問題だと考えております。

法律というのはね、なるべくあいまいな部分をなくさないといかん。こういう場合は、こうというのは、はっきりしとかなければいけないのが法律ですね、後でどんどんどんどん膨らませていけるような法律とは、それはもうそのことによって国民の権利が縛られることになりかねないということは、結果的には国民の人権を保障した現在の憲法に違反をするということになるかと思います。

すいません、日本の法律案といっていますけど、実態は自由一般の法律の改正ですがね。確かに私 たちも、すみからすみまでそれを理解しているわけではありません。

しかし、各紙の世論調査を見ても、この法案そのもの中身がよくわからないという人が大多数であります。また、法案の中身がある程度わかるという人の中でも、もっと慎重な議論が必要であるというのがいずれも過半数を超えているという法案であります。

こういう問題はですね、国会議員だけに任して勝手に多数で決められていいという問題ではないと 思うんです。もっと冷静な判断で時間をかけて、平和とは何か。日本の安全を守るために何が必要か、 憲法上は許されるかどうか。本当に時間をかけて、国民的な議論をしなければ。もしこれをですね、 今国会で不安が残されたまま可決をすれば、まさに取り返しのつかない事態になりかねない、そのこ とを危惧をしているところです。

あまり私は国会議員ではありませんので、隅から隅までの説明はできません。その点は、お許しい ただきたいと思います。また、そのほかに質問がありましたらお受けしたいと思います。

O議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

〇1番(金田英樹君) おはようございます。当該意見書に対して質疑させていただきます。

細かい考え方に関しては先ほど同僚議員の質疑等答弁にございましたので、別の観点から質疑させていただきます。当該意見書には、安全保障の問題と憲法解釈の問題と、本来分けて議論すべきだと思われる観点が混在してしまっていると感じております。ですので、内容精査させていただいて上で、質問したいと思います。

まず、私も戦争には反対であり、集団的自衛権によって他国の戦争に不当に巻き込まれることは当然望んでおりません。それは集団的自衛権に賛成の国会議員の方々も皆さん同じであると考えております。集団的自衛権容認は、戦争に賛成することだ、あるいは政府は戦争するためために集団的自衛権を行使できようにしているという極端な声も聞こえてきますが、そうではなく、大事な前提として、集団的自衛権の容認派も否認派も、平和を守り、自国民を守り、国益を守るべきだという根本的な考えは共有しているものと思っております。

もちろん世界でも希有な平和憲法とその理念は問答無用で守るべきであるという声も聞きますが、 主に国会でのやりとりを見る限りは、容認否認の間での意見が分かれるのは、一つには、現在の国際 情勢、外交状況、対外的協議の認識の違いが大きいと感じております。

つまり、意見書の言葉も借りながら言いますと、米国の無謀な戦争に巻き込まれる可能性と他国が 日本に戦争を仕掛けてくる可能性をはかりにかけた場合、どちらの危険性が高いかということですが、 容認派の意見としては、外交的緊張感が増し、軍事縮小など米国のスタンスも少しずつ変わってる中 で、これまでのように他国が第三国から武力攻撃を受けたときに自衛隊を派遣するなど支援ができな い。つまり集団的自衛権を行使しないと宣言している現状では日本がどこかの国から攻撃を受けたと きには、支援してもらえない可能性が高いと捉えていると感じております。

しかし、集団的自衛権の行使を容認することによって、米国との安全保障の強化はもとより、周辺 国間とのさまざまな同盟や条約を交わすことも可能となるため、それが対外的な抑止力となり逆に戦 争回避する可能性も広がるという論調です。実際に集団的自衛権は個別的自衛権とでセットで一つの 自衛権として国連が認めているもので、その趣旨は、集団的自衛権は自国を守るための最低限の権利 の一つということです。

一方で、否認派はこの意見書では海外での戦争支援という一方的な表記しかございませんが、まずは自国の平和、国民の安全を守るためにもう少し視野を広げた安全保障を全体で考えるべきであると思います。それを踏まえて、国会等で否認派の意見を整理すると、米国がどこかの国から攻撃を受けた際に起こる戦争に巻き込まれる危険性の方が、抑止力によってやれる安全性よりも高い、あるいは抑止力が本当に機能するかどうかわからないということだと理解しております。

次に、二つ目は論点の憲法解釈の問題ですが、憲法学者の意見を根拠に集団的自衛権行使は違憲であると、文章では言っているようにも見えます。もちろん、専門家の方々の意見が十分留意され、軽んじられるべきではありませんが、御存じのとおり、憲法解釈は学者が判断することではございません。そもそも憲法9条は条文だけを見れば戦力と交戦権は認めないというようですから、集団的自衛権どころか、自衛隊の存在そのものに疑いがあり、実際、憲法学の通説では、近年に至るまで、自衛隊は、警察力を超える実力保持に当たると違憲とされてきたようです。

そんな中でも、現在の形ができ上がってきたのは、条文の字句解釈というよりは、情勢判断、政策 判断と表裏一体で、国会の場において議論され形づくられてきたとも言えます。

今回は、解釈の範囲を超えるかどうかが一つの争点になっていますが、こうした歴史も踏まえると、 憲法学者が違憲と言ってるので法案撤回すべきととれるような表現には少々違和感があり、いずれに しても議論をつくし課題やあり方を整理すべきではないでしょうか。以上、踏まえて質問です。

1点目に、そもそも当該意見書は、集団的自衛権は憲法改正を含めていかなる手法においても、行 使が容認されるべきではないというスタンスで出されるのでしょうか。

それとも、行使容認否認は問題にせず、憲法違反の可能性があるために、廃案にするべきというスタンスでしょうか。その趣旨が混在してるようですが、そのいずれかで賛否が変わる可能性もあるので、まずはその点を明確にしていただきたいと思います。その上でもし後者であれば、こちら恐らく

文章修正の必要があるのではないかと感じております。

次に、2点目ですが、国際情勢が変化する中、我が国の安全と平和を考えた場合には、最初に述べたとおり集団的自衛権行使容認の危険性のみをうたうのではなく、それによって得られる可能性のある戦争回避のための抑止力という前提をしっかりと位置づけ、整理議論する必要があると思います。また、憲法解釈の議論の学者がそういっているからという単なる受け売りではなく、政治家の間でも、しっかりと議論する必要があると思っております。そういった点を踏まえれば、会期延長とも視野に入れつつ今まさに国会の議論中である中で、単に廃案を求めるのはある意味逆に無責任であるようにも感じられます。よって、危険性や可能性を列挙した上で、慎重審議を求める内容の意見書の方が理にかなっており、先ほどの、発議議員の説明にもそうなのではないかと考えておりますが、いかがお考えか、伺いたいと思います。以上2件、よろしくお願いします。

○議 長(大塚龍一郎君) 提出者荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 可能な範囲でお答えさせていただきたいと思います。一つは集団的自衛権行使が全面的か一部許されるのかということでやったかと思いますけど、おっしゃるとおり集団的自衛権行使は国連憲章でどういうものかと決められておりますね。国連加盟の全ての国、各国は、集団的自衛権の行使をする権利はどの国も持っている、が前提になってるみたいですね。要するに、どっかの国が攻められて、自分の国だけでは守れないという場合他国の応援を願って、国連が駆けつける決定をする間まで、集団でほかの国と協力して自衛をすることができる権利と私は、解釈、集団的自衛権行使で、国連で決定された集団的自衛権の行使とは何ぞやとこれを前提として、歴代の自民党の政権の人たちが、現在の日本の憲法前文と9条に照らして、集団的自衛権行使はできないんだという解釈をずっと示してきたわけですね。

私は、それが当然だと思うから、今度の、国会に係っている法案が集団的自衛権行使を、豊瀬議員がおっしゃるように一部であるとしても、認めるとしたら、憲法解釈上、集団的自衛権は許されないんだということに反するということだと思う、それでいいか悪いか別ですよ。

で集団的自衛権行使をやるべきだ、あるいは一部認めるべきだと、そういう議論もございますが、もしそうでありますならば、正規の手続をへて、国民に問わなくてはならないと。いわゆる、憲法改正の手続を正式に法に則って、また、憲法で決められた、法に則って、手続を踏む必要があるということだと思います。それで、戦争回避するために、一つは集団的自衛権行使は、日本の現在の憲法上は、許されないというのは、歴代政権の一貫した、解釈であり、私も、それが妥当あると。それをどう現在安倍内閣が成立した後、その内閣の閣議決定だけで解釈を変えようとしている。これが最大の問題だと思います。この閣議決定を前提として、総選挙が行われておりません。国の審判を受けていないということです。これほど重大な問題を成立した内閣、一つの内閣だけで憲法の解釈を変えられるということになれば、今後もさらに憲法の解釈でどんどん変えることが可能となってしまうわけです。

じゃいったい何のために憲法があるんだということになると思うわけです。戦争を回避するために、 憲法を変えて、集団的自衛権を認めて、日本の安全を守る国民の命を守るということ。それは、その あとの議論だと思うんですよ。ですから、立憲主義を私は貫く必要があるということが第1だと考えております。憲法の条文も全部は持ってきてはおりませんので、お尋ねに対してきちんと答えられてないと思いますけどまだ答えが足りなければ、お尋ね願いたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。
 金田英樹君。
- **〇1番(金田英樹君)** 主旨が伝わりにくかったようなので、ポイントだけかいつまんで再度質疑いた します。

ポイントのですが、今回意見書の文書を見ますと、観点が二つ入っているというお話をまずしました。それが安全保障の話と、憲法解釈のお話です。それを踏まえた上なのですが、意見書の中で、集団的自衛権は憲法改正を含めて、いかなる手法においても、容認されるべきではない。ということを言っているのか、それとも行使の容認と否認は、問題とせずに憲法違反の可能性があるために、廃案にするべきという趣旨であるのか、どちらなのかということを、今お話を聞く限り後者のように聞こえたのですが、であれば、これ文章を書きかえないと文書がまた変わってくるのではないかなと思っております。そうなるとまた同僚議員も含めて、なかなか賛否も含め判断しにくい。というふうに感じております。

もう一つが、憲法解釈に関する問題のところで学者がそう言ってるからというふうに、正直聞こえたところです。ただ、こちらは学者が憲法違反かどうか判断する立場にあるわけではないのは御存じのとおりだと思います。その点も踏まえて、今現在、国会の方で、会期の延長等も視野にいれて、議論中であるとそこで、紹介議員の方もあまりうまく議案を説明できないような状況の中で、単に廃案を求めるというのは少し違うのではないかと。であれば、この意見書の方も慎重な審議を求めるというところを例えば危険性だとか、その可能性とかを列挙した上で示して、修正すべきではないかというふうな質問でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) 提出者、荒木俊彦君。

う危険があることを私は1番言いたいと思います。

〇15番(荒木俊彦君) お答えします。今度のこの意見書が日本の安全保障に関して、どう考えるか、 なのか、憲法解釈上を集団的自衛権が行使されないから意見書出すのかということでありますが、あ くまでも二つにまたがっております。

一つは、今回の法案がこのまま成立をすれば、現在の自衛隊の人達が、実際にそうしたら、事実上の戦地に送られて、自衛隊の皆さんの生命が危険にさらされていく。これは最大の言いたいことであります。これまでは小泉内閣時代は、特別措置法でですね、期間をかけてあるいは、安全な地域というのを指定して、また国会で、それを審議、可決をした上で、特別措置法でやってきたわけですね。今度の法案が成立をすれば、そういった期間の制限もない。いつでも政府の判断でできてしまうというのが、私が1番心配をし、そのことによって自衛隊の人の命が危険にさらさると。これまで1人も戦死者はいないわけですから、この法案によって、自衛隊の中に戦死者が実際に生まれる。そうい

あと、憲法解釈上許されないから意見書を出すのかということでありますが、これもあります。で

すから安全保障の問題は国民的な議論が必要であると思いますので、もっと時間をかけてほんとに国 民的な議論を、あるいは、そのあとは選挙で国民の審判を仰がなきゃいけない問題だと思うわけであ ります。

憲法解釈上これを出すのかということでありますが、それも本当に大きな重みがあると思います。 学者が言ったからということはここには書きましたけど、少なくとも日本の行政機関の最高機関である国会に各政党が自分たちが推薦をした学者を呼んだわけです。ほかの政党が呼んだんであればまだ話わかりますよ。与党が呼んだ推薦者も含めて、3人が3人とも憲法に反すると言い切ってるわけ。 これを、だから、反対だっていう、それもありますけど、これも非常に重いことなんです。おっしゃるとおり、憲法違反かどうか、最終的判断をするのは、裁判所ですね、憲法によって規定されております。

しかし、この法案が、採決はできちゃって、裁判所で、憲法違反かどうかが確定するのは、早くても10年ぐらいかかるだろうと言われております。1年2年で裁判所の判断が出ることはありません。また、砂川裁判のことについては、当然ご存じだと思いますので触れませんけど、10年以上憲法違反かどうか、また争われることになってしまう。その間に、自衛隊の人たちがそういったところに実際派遣されて、命を失う戦死者が出るようなことはあってはならないと思います。少なくともその危険性があるということだけ、自衛隊の命が危険にさらされる、戦死者が出る可能性がある。この1点だけでも私は、一旦廃案にして、国民的な議論をする必要があると考えております。以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑終わります。これから討論行います。討論ありませんか。

豊瀨和久君

〇2番(豊瀬和久君) 集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見 書の提出に対して、反対の討論をさせていただきます。

まず今回の平和安全法制の関連法案は、解釈改憲を行わないことは当然であります。解釈改憲とは解釈によって憲法の考え方の柱を変えてしまうことであります。今回の平和安全法制は、国民の命と平和な暮らしを守るため、自国防衛の場合に限り例外的に武力行使を認めた憲法9条はそのまま堅持をされております。今回の法整備は、自国を守るための自衛の措置の限界について、解釈の見直しをしたにすぎず、解釈改憲ではありません。

まず、平和安全法制とは、国際平和支援法という名称の新しい法案と自衛隊法を初め、主要10本の改正を行う平和安全法制整備法案の総称であり、その主な内容は、自衛隊が活動する際の要件、手続きなどを定めるものです。具体的には、あらゆる状況に対して、必要とされる自衛隊の活動を、1、平素から行う活動、2、他国が武力の行使を行っているときに我が国が行う後方支援、3、我が国が行う武力の行使を伴う活動と危機の程度毎に規定しその目的が日本の平和と安全のため、それか国際社会の平和と安全のため、下に応じて、用件や手続きを定めるものです。まさに、いかなる状況に対

しても、切れ目のないすき間のない対応を可能とする法制、それが平和安全法制です。

ではなぜ今この、切れ目のない対応が必要なのか、それは、我が国を取り巻く、安全保障環境が変化し、厳しさを増してきているからです。核兵器や弾道ミサイルといえば昔は一部の国だけのものでした。しかし、今やその技術は世界に拡散し、日本の近くでも脅威が現実化しつつあります。また国際的なテロの驚異や海洋、宇宙、サイバー空間におけるリスクも深刻化しています。脅威は容易に国境を越え、もはやどの国も、一国のみで平和を守ることができない状況になっています。

この時代において、日本を守るために、最も大事なことは、まず、徹底した外交努力を重ねることです。その上で十分な備えを持つことが重要です。この備えこそ平和安全法制なのです。日本がいかなる危機状況にも切れ目なく対応できることを広く示すことが備えとなるからです。

一方で、切れ目のない対応とは、自衛隊を無制限に派遣し、戦争に参加することにつながるのでは ないかとの不安の声があります。

しかし、危機対応のため、必要な自衛隊の活動はどのような活動か徹底的に追求し、明らかにした上で、現行憲法のもとで実施可能な活動以外は一切認めないなどの多くの歯止めがかけられました。昨年7月、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を明確にしたいわゆる新3要件が閣議決定をされました。そして今回、この新3要件のすべてが平和安全法制に盛り込まれました。新3要件に該当する場合に、新たに可能となる武力の行使は、あくまでも我が国が防衛するためのやむを得ない自衛の措置であり、他国防衛そのもの目的とする。一般的な集団的自衛権の行使は認められておりませんし、専守防衛の理念は、今後とも堅持されています。憲法上の歯止めとして、これが明確になりました。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対し、1、国際法上の正当性、2、国民の理解と国会関与など民意的統制、3、自衛隊員の安全確保の3原則が盛り込まれました。これは手続上の歯止めとして、大変に重要です。日本が自衛隊を派遣できるのは、国連決議があることを絶対条件とし、さらに国会が、事前に承認した場合のみとし、これに一つの例外も認められていません。

後方支援について、一部に自衛隊が海外で戦争するのではないかとの懸念が指摘されていますが、そのようなことはありません。補給や輸送などの、後方支援は、現に戦闘行為が行われている現場で実施するものではなく、武力の行使には該当しませんし、他国の武力行使と一体化するものではありません。自衛隊が国際支援の名のもとに、他国の戦争に巻き込まれることはありません。また、この後方支援をめぐり、現に戦闘が行われてる現場以外であれば、どこでも自衛隊が活動でき、例えば前線付近で自衛隊が危険にさらされるのではないかという懸念があります。しかし、自衛隊が円滑かつ安全に後方支援を実施する区域を基本計画に明記することになっており、この計画内容踏まえた対応措置について、国会の承認がなければ認められません。また、派遣後において安全が確保できなくなった場合には活動の一時休止、中断の規定も盛り込まれています。平和安全法制は憲法9条のもとにあり、海外での戦争支援などでは決してありません。また、世界のどこでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支援するものだと言った批判は厳格な要件や手続を無視した誤った主張です。

請願書では、これまで禁じていた戦闘地域への自衛隊派兵を認めていますとあります。その上で、

現段階では、銃弾は飛び交ってはいないが、いつ戦闘になるかわからない地域での後方支援ができる と言われております。

また別の箇所では、国際平和支援法という名称で日本が攻撃されてもいないのに、存立危機事態と 政府が判断すれば、海外での戦争に参戦する仕組みをつくろうとしています。その中で我が国と密接 な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合、政府の判断で武力行使できるなどともあります が、これも違います。自衛隊の武力行使についても、ついては、自国防衛の自衛の措置に限って許さ れ他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする憲法9条の根幹は変わっておりません。 最後にもう一つ意見書の中で、これらの一連の法案は憲法9条の解釈を変更して、集団的自衛権が 行使できるとありますが、今まで述べてきましたように、今回の関連法案は、他国の防衛を目的とす る集団的自衛権の行使は認められていませんので、憲法9条の解釈を変更したということはありませ

戦争の放棄をうたった憲法9条は、世界に比類なき条文です。

その憲法の大いなる主題というべきものが前文にありますので、抜粋して紹介をさせていただきます。「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」以上が憲法前分です。

この前文から認める読み取れるものは、全世界の国民が平和に暮らし、幸福になるための努力を惜 しみなく行っていくことが、大切だということではないでしょうか。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 発言者簡潔にお願いします。
- ○2番(豊瀬和久君) はい、それは日本政府が戦争放棄するとともに、世界平和にも貢献していくという、高い次元の理想を希求するような国際貢献です。今反対をしている方たちは、法の解釈を突き詰めるなどではなく、風評を重視され、感情的になられていると思います。以上のことにより、平和安全法制は必要な法律と思いますので、これは発議に対しまして反対を表明いたします。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論はありませんか。 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 簡潔にまいります。

賛同者の立場からですね、賛成の討論させていただきます。

これまでいろいろ話が出てきておりますのでその重複する部分は申し上げません。私の考えるとこ

ろでもお話をさせていただきますけれども、これまでの議論、今政府でのやりとり、政府とか国会でのやりとりについての話とかたくさん出てきたんですけれども、私ども大津町の議会でございますので、まず大津町の町民のことをやっぱり考えるべきだと思うんですね。

そうしましたときに、やはりそのたくさん、大津町にも、皆さんがご存じな方の子どもさんとか、 親戚の方とかにもたくさんの自衛隊の方もおられると。そういう人たちがどういうふうな、立場にこ の後おかれるのかっていうこともやっぱり考えなければいけないと。

先ほどは提出者の説明の中でですね、違憲ということであれば、裁判が十何年かかるかもしれないと。そのときに、その間にもしかしたらこの集団的自衛権が行使されて、戦死者が出るかもしれないというようなこと考えた場合に、ではその十何年間たって、もし違憲だという、結論が出たときに、その間に戦死した人たちはどういう立場に置かれるのか、例えば保障、名誉の問題もあるでしょ。そういったことが保障されないような、不安定な立場に非常に、亡くなった方がいらっしゃればその遺族の方、知り合いの方にとっては大変つらい状態になると。

ですからそうした悲しい事態というのがですね、起きないように、まずきちんと改憲をして、憲法 違反の疑いがあるという状態がないようにした上で、この安保法制を実現すればよいのではないかと 考えるところです。

安保法制、安保必要です。安保は必要なんですけれども、ただ、無制限に許されるんではなくて、あくまで憲法の範囲内で行われるべきであって、今回、安倍政権ではこういう解釈をしますということ言っておりますけれども、これまで、歴代の自民党あるいは何日か前に長老組、何人か出てきておっしゃっていましたけれども、やっぱり疑いはあるんです。疑いがないと言ってる人は、何人かいるかもしれませんけれども、疑いはあるわけですから、まずこの疑いを排除するために、憲法を改正するという手続を進めるべきだと。

そういった意味で、この法案は、一たん廃案にして憲法改正のほうを素直に考えたらどうでしょう かっていうのが私の考えでございます。以上の理由をもちまして、私はその意見書の提出に賛成する ものです。

以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかありませんか。

坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 私はこの意見書に反対の立場で討論いたします。

私は戦争は大反対です。ここでいわれている言葉を十分理解はできるんですが。しかしながらどう してこういうことになってきたかということでありますけども、それは中国の拡大主義です。中国は 第2次世界大戦後の秩序を変更すると申しております。

これは大戦後の領土の取り決めを変更するということいってるわけです。尖閣諸島には日常的に領土侵犯を繰り返しております。こういうとき日本は単独で防衛することは不可能です。アメリカに応援してもらわなければ防衛できません。そのために、アメリカにとってもプラスになることも、しないと、アメリカは日本を守ってくれません。そういう意味でこの意見書には、反対の意思を表明する

ものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

O議 長(大塚龍一郎君) ほかにありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) 私は賛成の立場で申し上げます。

なぜかといいますと、今まで70年間ですかね、このことについてはですね議論されてまいりましたけれども、自衛隊の集団的自衛権の行使が憲法上許すということになって自衛の措置ってありますね。このことがどうしても認識できないわけですけども、そこを踏まえながら何十年間も一貫も政府が示してきたのが、見解が同じなんですね。

全然進展していないということが一つあります。先般の世論調査もあっておりましたが、安保の法案についてですね、安倍政権の説明不足ということに対して回答が81%があがっております。そういう状況で推理してみますとやっぱり、十分な議論といいますかね、そういうことができていないということは、やはり国民の不信感を招く一つの要因になっているんじゃないかなと思います。やはり、後方支援活動としていけば、どうしても、それは、戦争するための軍事関係の資材を後方から提供するわけですけども、それそのものが戦争に参加しているということはもうわかるわけです。

今での近代戦争でもほとんど、戦争は護衛艦と輸送船を沈めるというのが一つの目的だったように。 そういう活動をですね日本がやっていくわけですから、ここらへんは慎重に今後もやはり後方の支援 をしていかないといかんと思います。

そういうことを踏まえて、やはりあの、さっき出ておりましたように、それ参加して、これで後方 支援をやめようかなんかいうことが、これは絶対世論としてできないわけです。

外国の武力と一体化するおそれはとても強いということは判断しておかないといけないと思います。 そういうことでもう少し時間をかけてですね、論議していただくということをお願いするわけでご ざいます。以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。

金田英樹君。

〇1番(金田英樹君) 私は当該意見書提出に反対の立場から討論させていただきます。

先ほど佐藤議員のお話に自衛隊のご家族等の話もございましたが私が先ほどから申してるように、 逆の立場としては坂本議員のお話もあってましたが、対外的脅威が増していると。米国等のスタンス も変わってきていると。そういった中、逆に安全を守るために、集団的自衛権の危険性のみをうたう のではなく、それによって得られる可能性のある戦争回避のための抑止力という前提をしっかりと整 理、議論する必要があるということを繰り返し述べております。また、憲法解釈の議論も、学者がそ う言ってるからという受け売りではなくって、政治家の間でもしっかりする議論が必要であるととら えております。そういった点も踏まえて、会期の延長等も視野に入れつつ、今まさに国会で議論中に ある中で、単に廃案を求めるのは逆に無責任であるように感じていると述べたところです。

よって、こちら何度も申しており、修正をするつもりはないと受けとめたのですが、危険性や可能性を列挙した上で慎重審議を求める内容の意見書の方が理にかなっていると思っておりまして、そう

する気もないということで、ちょっと趣旨には賛同しかねると感じております。

こちらでも今いろんな議論がありましたが国会の議論が交わされてる中で、非常に、限られた情報と短い時間の審議の中で、簡単に廃案にしろという答えを出すのは、議会としてもちょっと危険ではないのかな、危ういのではないかなと感じたところです。以上の理由で、当該意見書に反対いたします。

議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから採決を行います。発議第5号、「集団的自衛権の行使を具体化する法案については、廃案 にすること求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[起立少数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立少数です。したがって、発議第5号集団的自衛権の行使を具体化する 法案については、廃案にすること求める意見書の提出が否決されました。

日程第5 平成27年度議員派遣について

○議 長(大塚龍一郎君)日程第5、平成27年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、平成27年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成27年第2回大津町議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成27年6月15日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 津田桂伸

大津町議会議員 荒 木 俊 彦